

農林水産分野における 東日本大震災の記録

(発災から平成23年度末まで)

(第1版)



ふくしまから
はじめよう。

平成25年2月
福島県農林水産部

目 次

第1章 災害の概要

第1 東北地方太平洋沖地震と津波の概要	
1 東北地方太平洋沖地震	
(1) 東北地方太平洋沖地震の概要	1
(2) 福島県内における東北地方太平洋沖地震の概要	2
2 津波の概要	
(1) 津波警報等の発表状況	4
(2) 津波の観測状況	6
3 東北地方太平洋沖地震に伴う余震	
(1) 本震後の余震の発生状況	9
(2) 福島県における最大規模の余震の発生	10
4 東北地方太平洋沖地震に伴う大雨警報基準等の暫定的な運用	
(1) 土砂災害を対象とする大雨警報・注意報等の発表基準	11
(2) 浸水害を対象とする大雨警報・注意報、 洪水警報・注意報の発表基準	11
(3) 高潮警報・注意報の発表基準	11
第2 原子力発電所事故	
1 原子力発電所事故の経過	12
2 放射性物質の放出	15
3 避難等地域の設定	
(1) 避難指示等の経過	17
(2) 計画的避難区域・緊急時避難準備区域・警戒区域の設定	17
(3) ホットスポットへの対応	18
(4) 緊急時避難準備区域の解除	18

第2章 地震・津波被害とその対応

第1 東日本大震災における人的被害等の概要	
1 人的被害	20
2 住家被害	21
第2 地震及び津波による農林水産業関係被害	23
1 農業等被害	24
2 農地・農業用施設等被害	25
3 林業等被害	27
4 治山被害	28
5 水産業被害	28
第3 応急復旧工事の実施状況	
1 災害応急用ポンプによる排水	31
2 ため池の応急対策	31
3 農業用水確保のための応急対策	32
4 農業集落排水施設の応急対策	32
5 海岸保全施設の応急対策	32
6 湖岸堤防の応急対策	33
7 排水機場の応急対策	34
8 水産業共同利用施設の応急対策	35

第4	災害査定の状況	36
第5	復旧工事の実施状況	
1	農業共同利用施設等の復旧状況	37
2	農地・農業用施設の復旧状況	37
3	林道施設の復旧状況	39
4	治山施設の復旧状況	39
5	水産関連施設の復旧状況	40
第6	各種検討委員会等の開催	
1	福島県農業用ダム・ため池耐震性検証委員会	41
2	東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会	43

第3章 原子力災害への対応

第1	農林水産物の安全・安心を確保する取組	
1	緊急時における環境放射線モニタリングについて	
(1)	緊急時における環境放射線モニタリングについて	44
(2)	分析体制	44
(3)	緊急時モニタリングの分析手順	44
(4)	食品中の放射性物質の基準値等について	46
(5)	緊急時モニタリングの概要	47
(6)	分析結果等の周知	48
(7)	出荷等を差し控えるよう要請している 福島県産の食品について	48
2	米における対応	
(1)	23年産稲の作付制限について	64
(2)	23年産米の緊急時モニタリングについて	67
(3)	23年産米の放射性物質緊急調査について	67
(4)	米の放射性物質緊急調査の結果を踏まえた 出荷制限等の状況	69
(5)	23年産米の特別隔離対策について	69
(6)	24年産稲の作付制限及び事前出荷制限について	70
3	園芸品目における対応	
(1)	加工用トマトの作付休止への対応	73
(2)	葉たばこの作付自粛への対応	73
(3)	あんぼ柿及び干し柿等の柿を原料とする 乾燥果実の加工自粛への対応	73
4	畜産業における対応	
(1)	原乳について	74
(2)	牛肉について	75
(3)	飼料作物について	77
(4)	警戒区域や計画的避難区域における 家畜への対応について	77
5	栽培きのこにおける対応	
(1)	栽培きのこの出荷制限等の状況	81
(2)	栽培きのこから放射物質が検出される原因等	82
(3)	安全な栽培きのこの生産のための取組	82
6	沿岸漁業における対応	
(1)	沿岸漁業の操業自粛に関する経過	83
(2)	操業自粛に向けた体制の整備	84

第2	県産材等の検査について	
1	県産材等の検査について	
(1)	県産材製材品等の検査について	8 5
(2)	県産材製材品の安全性確認調査の実施	8 5
(3)	放射性物質に汚染された砕石が 確認されたことによる木材製品への影響	8 6
2	調理加熱用の薪及び木炭について	
(1)	調理加熱用の薪及び木炭の指標値について	8 7
(2)	調理加熱用の薪及び木炭の検査方法について	8 7
3	警戒区域、計画的避難区域等から 搬出された砕石について	8 8
第3	農業系汚染廃棄物について	
1	農業系汚染廃棄物等の緊急時モニタリングの概要について	
(1)	農業生産資材の暫定許容値の設定	9 0
(2)	農業生産資材の緊急時モニタリングの実施	9 0
2	暫定許容値を超えたものへの対応について	9 1
第4	農用地の土壌調査及び森林空間線量調査	
1	農用地の土壌調査	
(1)	農用地の土壌調査の実施	9 3
(2)	その他の調査	9 4
(3)	農用地土壌の放射性物質濃度分布図 (土壌マップ)の作成	9 4
2	森林空間線量調査	
(1)	調査目的及び概要	9 5
(2)	調査方法	9 5
(3)	結果の概要	9 5
第5	除染対策	
1	放射性物質の除去・低減技術の対策	
(1)	組織体制	9 7
(2)	既存課題の見直し	9 7
(3)	農林水産物に対する放射性物質 の影響に関するアドバイザー	9 7
(4)	研究テーマ	9 7
(5)	各研究所で取り組んだ主な研究テーマ	9 8
(6)	国や大学等との連携による 放射性物質除去低減技術の開発	9 9
(7)	国のプロジェクトへの県としての取組	9 9
(8)	平成23年度の試験研究の成果概要	9 9
(9)	情報発信	1 0 1
2	福島県農林地等除染基本方針の策定	
(1)	福島県農林地等除染基本方針の概要	1 0 2
3	農林地の除染の取組	
(1)	農林地除染の取組	1 0 4
(2)	県機関による除染対策への対応	1 0 6
(3)	その他の取組	1 0 6

第6	技術対策	
1	技術情報の発行について	
(1)	「東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う農作物等に関する農業技術情報」の発行	107
(2)	「『がんばろう ふくしま!』農業技術情報」の発行	107
(3)	「【農家の皆様へ】稲わら（粃殻含む）の取扱いについて」の発行	109
(4)	「東日本大震災の大津波による農作物の塩害対策」の発行	109
(5)	「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針（第1版）」の発行	109
第7	風評被害対策	
1	風評被害の実態について	
(1)	青果物の価格動向等	110
(2)	米の価格動向等	112
(3)	畜産物の価格動向等	112
(4)	林産物の価格動向等	114
(5)	特用林産物の価格動向等	115
(6)	水産物の動向	116
2	風評被害対策の取組実績	
(1)	「がんばろう ふくしま!」運動推進事業	117
(2)	ふくしまイレブン生産販売強化事業	119
(3)	農産物販路拡大活動事業	120
(4)	食彩ふくしま青果物知名度アップ事業	120
(5)	ふくしまの恵み「食」のPR事業	120
(6)	「全国農産物直売サミット」推進事業	120
(7)	水稲新品種「天のつぶ」ブランド化育成支援事業	120
(8)	緑の住宅普及支援事業	120
第8	農林水産業に関する損害賠償支援について	
1	農林水産部内の支援体制	
(1)	原子力損害賠償対応チームの設置	124
(2)	原子力損害に関する農林水産業関係団体情報交換会議	124
(3)	JAグループ県協議会への支援	124
2	農林事務所における支援体制	
(1)	県北農林事務所の対応	124
(2)	県中農林事務所の対応	125
(3)	県南農林事務所の対応	125
(4)	会津農林事務所の対応	126
(5)	南会津農林事務所の対応	126
(6)	相双農林事務所の対応	126
(7)	いわき農林事務所の対応	127
3	県による損害賠償の個別事案への対応	
(1)	あんぽ柿加工自粛の事例	127
(2)	いわき市の旧屋内退避区域の不耕作の事例	127
(3)	中山間地域等直接支払交付金の事例	128
4	各団体の損害賠償請求の流れ	128

5	その他	
(1)	原子力損害賠償紛争審査会	1 2 8
(2)	東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議及び 東京電力福島原子力発電所事故による損害の賠償請求 に係る関係県協議会	1 3 1
(3)	福島県原子力損害対策協議会	1 3 1
(4)	原子力損害賠償連絡協議会	1 3 2

第4章 復興に向けた取組

第1	福島県復興ビジョン及び福島県復興計画（第1次）の策定	
1	復興ビジョンの策定	
(1)	復興に向けた主要施策	1 3 3
(2)	復興ビジョン策定までの経緯	1 3 3
2	復興計画（第1次）の策定	
(1)	復興計画（第1次）の構成	1 3 5
(2)	復興計画（第1次）策定までの経緯	1 3 9
3	復興計画と福島県総合計画との関係	1 4 0
4	復興ビジョン・復興計画の具現化へ向けた国の支援制度等	
(1)	福島復興再生特別措置法	1 4 0
(2)	福島復興再生協議会	1 4 1
(3)	東日本大震災復興特別区域法	1 4 1

第5章 農林漁業者に対する金融・雇用支援等

第1	農林漁業者に対する金融支援等	
1	農業関係の金融支援等	
(1)	東日本大震災農業経営対策特別資金の 創設（拡充）と円滑な融通	1 4 3
(2)	天災融資法の発動と対応	1 4 6
(3)	国の金融支援	1 4 7
(4)	「機構」による経営再建の支援	1 4 8
(5)	金融支援の周知・広報	1 4 9
(6)	資金の条件緩和等の措置	1 5 0
(7)	土地改良区等に対する支援	1 5 0
2	林業関係の金融支援	
(1)	木材産業振興資金	1 5 1
(2)	木材産業等高度化推進資金	1 5 1
(3)	林業・木材産業改善資金	1 5 1
(4)	農林漁業セーフティネット資金	1 5 2
3	水産関係の金融支援	
(1)	東日本大震災漁業経営対策特別資金	1 5 2
第2	農業災害補償制度について	
1	平成23年度農業共済事業の実施状況	
(1)	農業共済事業における特例の取扱い	1 5 3
(2)	東日本大震災による農業共済事業への影響	1 5 4
(3)	第一原子力発電所の事故による農業共済事業	1 5 5

第3	雇用・就労対策について	
1	福島県緊急雇用創出基金事業	
(1)	緊急雇用創出基金事業【震災対応事業】の主な事業	158
2	被災者向けの農の雇用事業	160
3	震災復興林業人材育成対策事業	160
第4	電話相談窓口の設置	
1	農林水産業に関する電話相談窓口	
(1)	相談件数の推移	161
(2)	相談件数の内訳	162
2	農林地等除染に関する相談対応窓口	163
3	土地改良区の運営等に関する電話相談窓口の設置	164
第6章	その他	
第1	各都道府県からの人的支援の状況	165
第2	国への要望及び団体等からの県に対する要望	166
第3	その他	
1	東日本大震災に関連して成立した法律等（農林水産部関係）	180
2	国等の関係機関から県に対する通知・通達	182
3	県から関係機関に対する通知等	192

第1 東北地方太平洋沖地震と津波の概要

1 東北地方太平洋沖地震

(1) 東北地方太平洋沖地震の概要

平成23年3月11日14時46分に三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生し、宮城県栗原市で最大震度7を観測したほか宮城県、福島県、茨城県及び栃木県の4県で震度6強を観測するなど、東北地方を中心に北海道から九州まで45都道府県で震度7～震度1の地震を観測した。

なお、同日、気象庁はこの地震を「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」と命名した。

また、政府は、平成23年4月1日に、この地震による災害と後述する東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害を「東日本大震災」と呼ぶことに決定した。

発生日時：平成23年3月11日 14時46分

震 源：三陸沖【北緯38°06.2′ 東経142°51.6′】

震源の深さ：24km

地震の規模：マグニチュード9.0（モーメントマグニチュード¹⁾）

発震機構：逆断層型

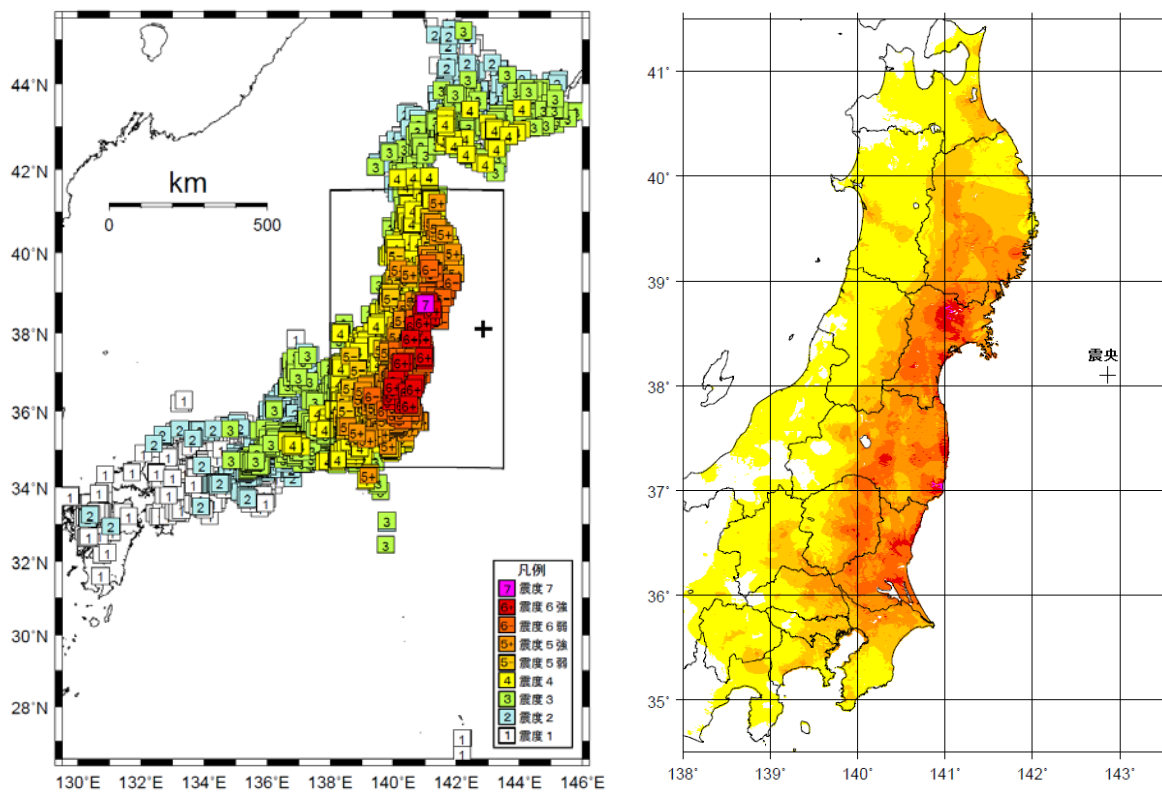


図 1-1 震度分布図（左）と推計震度分布（右）（+印は震央を示す）

【出典：気象庁ホームページ掲載資料】

1 モーメントマグニチュード：地震の際の岩盤のずれの規模をもとにして計算したマグニチュード(Mw)のこと。普通のマグニチュード(M)は地震計で観測される波の振幅から計算され、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表せないのに対してモーメントマグニチュードは物理的な意味が明確で、大きな地震に対しても有効。

表 1-1 東北地方太平洋沖地震と過去の地震の比較

地震名称	Mw	最大震度	発生日	備考
平成 7 年(1995 年)兵 庫 県 南 部 地 震	6.9	7	1 月 17 日	阪神淡路大震災
平成 15 年(2003 年)十 勝 沖 地 震	8.0	6 弱	9 月 26 日	
平成 16 年(2007 年)新 潟 県 中 越 地 震	6.7	7	10 月 23 日	
平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震	9.0	7	3 月 11 日	東日本大震災

※上表は、気象庁報道発表資料(H23.3.25)を基に作成。

(2) 福島県内における東北地方太平洋沖地震の概要

福島県内では、須賀川市や白河市をはじめとする 11 市町村で震度 6 強を観測したほか、県内全域で震度 3 以上の揺れを観測し、震度 6 弱を観測したいわき市小名浜では、震度 4 以上の揺れが約 190 秒も継続するなど、強い揺れが長い時間継続した。

最大震度：6 強^{※1}

最大加速度：1,435.6gal^{※2}（鏡石町不時沼）

最大継続時間：約 190 秒^{※3}（いわき市小名浜）

最大の津波：9.3m 以上^{※2}（相馬）

※1：須賀川市、白河市、国見町、天栄村、鏡石町、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町

※2：気象庁 災害時自然現象報告書 2011 年第 1 号「災害時地震・津波速報」による

※3：「気象庁報道発表資料（H23.3.25）」による

（ ）書きは観測地点名称

表 1-2 県内の主な地点での計測震度及び最大加速度

観測点名	市町村名	震度	最大加速度	震央距離
鏡石町不時沼	鏡石町	6 強	1,435.6 gal	240.7 km
白河市新白河	白河市	6 強	1,425.3 gal	259.1 km
富岡町本岡	富岡町	6 強	1,258.9 gal	183.3 km
福島広野町下北迫大谷地原	広野町	6 弱	1,240.3 gal	190.0 km
郡山市開成	郡山市	6 弱	1,110.5 gal	233.2 km
天栄村下松本	天栄村	6 強	1,057.1 gal	248.5 km
二本松市油井	二本松市	6 弱	944.3 gal	217.5 km
福島伊達市梁川町	伊達市	6 弱	937.3 gal	199.9 km
大熊町下野上	大熊町	6 強	922.0 gal	182.3 km
白河市表郷	白河市	6 弱	866.0 gal	253.5 km

※ 気象庁 災害時自然現象報告書 2011 年第 1 号「災害時地震・津波速報」より、最大加速度が大きい 10 箇所について作成

※ 最大加速度は、東西、南北、上下の 3 成分の合成値

また、この地震により広い範囲で地盤沈下が発生し、福島県内でも、いわき市で50cmの地盤沈下が観測された。

表 1-3 福島県内における主な電子基準点の地震前後の変化量

観測位置	高さの変化量	水平変化量
いわき市平四ツ波字石森	-0.50m	1.91m
いわき市常磐湯本町日渡	-0.50m	1.73m
いわき市田人町南大平字坪内	-0.37m	1.52m
川内村大字上川内字小山平	-0.35m	1.99m
いわき市三和町差塩字道添	-0.33m	1.73m
相馬市中村字本町	-0.32m	2.70m
田村市滝根町神俣字中広土	-0.28m	1.78m
古殿町大字松川字横川	-0.26m	1.50m
浪江町大字下津島字宮平	-0.26m	2.12m
郡山市西田町大田字込内	-0.19m	1.58m

※国土地理院ホームページ掲載資料により作成。



写真 1-1 いわき合同庁舎被災状況
(平成 23 年 3 月 13 日撮影)



写真 1-2 小峰城の城壁被災状況
(平成 23 年 10 月 10 日撮影)



写真 1-3 農地の浸水状況 (満潮時)
(写真手前側が松川浦に面した農地)
(平成 23 年 4 月 30 日撮影)

2 津波の概要

(1) 津波警報等の発表状況

本震発生から3分後の平成23年3月11日14時49分に岩手県、宮城県、福島県の沿岸に津波警報（大津波）が発表され、北海道から九州にかけての太平洋岸と小笠原諸島に津波警報（津波）と津波注意報が発表された。

津波警報等の範囲は順次拡大され、平成23年3月12日3時20分には、日本の全ての沿岸に津波警報または津波注意報が発表された。

その後、津波警報等の範囲は順次縮小され、平成23年3月13日17時58分に全ての津波注意報が解除された。

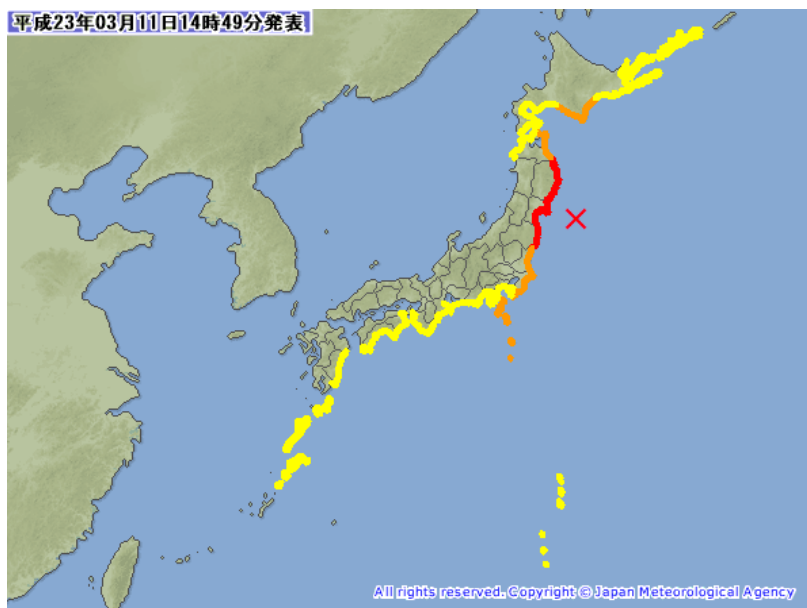


図 1-2 地震発生直後の津波警報等の発表状況 (H23. 3. 11 14:49)

【出典：気象庁 災害時自然現象報告書 2011年第1号「災害時地震・津波速報」】

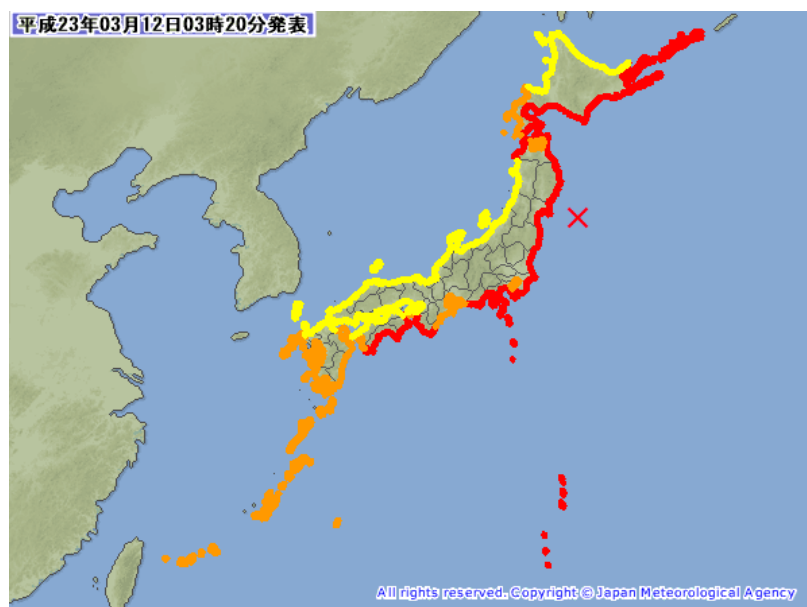


図 1-3 全ての沿岸に津波警報等が発表された状況 (H23. 3. 12 03:20)

【出典：気象庁 災害時自然現象報告書 2011年第1号「災害時地震・津波速報」】

表 1-4 津波警報等の発表状況の推移

(凡例)
津波警報(大津波) [赤色]
津波警報(津波) [黄色]
津波注意報 [オレンジ色]
解除 [青色]

表中に「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」で発表した津波の高さを示した。
なお、矢印(→)は前回に発表した内容と同じであることを示す。(12日13時50分以降は津波の減衰に伴う津波警報・注意報の切り替えのため、同情報の発表は行っていない)

発表時刻	11日 14時49分	11日 15時14分	11日 15時30分	11日 16時08分	11日 18時47分	11日 21時35分	11日 22時53分	12日 03時20分	12日 13時50分	12日 20時20分	13日 07時30分	13日 17時58分
津波予報区												
北海道太平洋沿岸東部	0.5m	1m	3m	6m	→	→	→	→				解除
北海道太平洋沿岸中部	1m	2m	6m	8m	→	→	→	→				解除
北海道太平洋沿岸西部	0.5m	1m	4m	6m	→	→	→	→				解除
北海道日本海沿岸北部						0.5m	→	→			解除	
北海道日本海沿岸南部		0.5m	1m	→	→	→	→	→			解除	
オホーツク海沿岸			0.5m	→	→	→	→	→			解除	
青森県日本海沿岸	0.5m	1m	2m	3m	→	→	→	→			解除	
青森県太平洋沿岸	1m	3m	8m	10m以上	→	→	→	→				解除
陸奥湾		0.5m	1m	→	→	→	→	→			解除	
岩手県	3m	6m	10m以上	→	→	→	→	→				解除
宮城県	6m	10m以上	→	→	→	→	→	→				解除
秋田県				0.5m	→	→	→	→			解除	
山形県				0.5m	→	→	→	→			解除	
福島県	3m	6m	10m以上	→	→	→	→	→				解除
茨城県	2m	4m	10m以上	→	→	→	→	→				解除
千葉県九十九里・外房	2m	3m	10m以上	→	→	→	→	→				解除
千葉県内房	0.5m	1m	2m	4m	→	→	→	→				解除
東京湾内湾		0.5m	1m	2m	→	→	→	→				解除
伊豆諸島	1m	2m	4m	6m	→	→	→	→				解除
小笠原諸島	0.5m	1m	2m	4m	→	→	→	→				解除
相模湾・三浦半島	0.5m	→	2m	3m	→	→	→	→			解除	
新潟県中下越				0.5m	→	→	→	→			解除	
佐渡				0.5m	→	→	→	→			解除	
富山県				0.5m	→	→	→	→			解除	
石川県能登				0.5m	→	→	→	→			解除	
石川県加賀								0.5m			解除	
福井県								0.5m			解除	
静岡県	0.5m	→	2m	3m	→	→	→	→				解除
愛知県海外	0.5m	→	1m	2m	→	→	→	→				解除
伊勢・三河湾		0.5m	1m	→	→	→	→	→			解除	
三重県南部	0.5m	→	2m	→	→	→	→	→				解除
京都府			0.5m	→	→	→	→	0.5m			解除	
大阪府											解除	
兵庫県北部								0.5m			解除	
兵庫県瀬戸内海沿岸			0.5m	→	→	→	→	→			解除	
淡路島南部		0.5m	1m	→	→	→	→	→			解除	
和歌山県	0.5m	→	2m	3m	→	→	→	→				解除
鳥取県								0.5m			解除	
島根県出雲・石見								0.5m			解除	
隠岐								0.5m			解除	
岡山県			0.5m	→	→	→	→	→			解除	
広島県				0.5m	→	→	→	→			解除	
徳島県	0.5m	→	2m	3m	→	→	→	→				解除
香川県			0.5m	→	→	→	→	→			解除	
愛媛県宇和海沿岸		0.5m	1m	→	→	→	→	→				解除
愛媛県瀬戸内海沿岸			0.5m	→	→	→	→	→			解除	
高知県	0.5m	→	2m	→	→	→	3m	→				解除
山口県日本海沿岸								0.5m			解除	
山口県瀬戸内海沿岸				0.5m	→	→	→	→			解除	
福岡県瀬戸内海沿岸					0.5m	→	→	→			解除	
福岡県日本海沿岸						0.5m	→	→			解除	
有明・八代海			0.5m	→	→	1m	→	→			解除	
佐賀県北部						0.5m	→	→			解除	
長崎県西方			0.5m	→	→	1m	→	→			解除	
壱岐・対馬						0.5m	→	→			解除	
熊本県天草灘沿岸			0.5m	→	→	1m	→	→			解除	
大分県瀬戸内海沿岸		0.5m	→	1m	→	→	→	→			解除	
大分県豊後水道沿岸		0.5m	1m	→	→	→	→	→			解除	
宮崎県	0.5m	→	1m	2m	→	→	→	→				解除
鹿児島県東部		0.5m	1m	2m	→	→	→	→				解除
種子島・屋久島地方	0.5m	→	1m	2m	→	→	→	→				解除
奄美群島・トカラ列島	0.5m	→	1m	2m	→	→	→	→				解除
鹿児島県西部		0.5m	→	1m	→	→	→	→				解除
沖縄本島地方		0.5m	1m	→	→	→	→	→			解除	
大東島地方		0.5m	1m	→	→	→	→	→			解除	
宮古島・八重山地方		0.5m	1m	→	→	→	→	→			解除	

【出典：気象庁 災害時自然現象報告書 2011年第1号「災害時地震・津波速報」】

(2) 津波の観測状況

この地震により、全国各地の沿岸で津波が観測され、特に被害の大きかった福島県、岩手県、宮城県では、表 1-5 のとおり、気象庁の観測で8 mを越える津波が観測された。

そのほか、北海道や高知県で2 mを越える津波が観測されるなど、北海道から鹿児島県にかけての沿岸で1 m以上の津波が観測された。

表 1-5 岩手県、宮城県、福島県で観測された津波の観測値

津波観測地点		第一波		最大の高さの波		備考
		始まり時刻	押し + 引き -	時刻	高さ	
岩手県	宮古	11日 15:01	-124 cm	11日 15:26	8.5 m 以上	※1, 3, 4
	大船渡	11日 14:-	-1.0 m	11日 15:18	8.0 m 以上	※1, 2, 4, 5
	釜石	11日 14:-	-119 cm	11日 15:21	420 cm 以上	※1, 4, 5
宮城県	石巻市鮎川	11日 14:-	-	11日 15:26	8.6 m 以上	※1, 2, 4, 5
福島県	相馬	11日 14:-	-1.2 m	11日 15:51	9.3 m 以上	※1, 2, 4, 5
	いわき市小名浜	11日 15:08	+260 cm	11日 15:39	333 cm	※4

- ※1 データを入手出来ない期間があったことを示す。
- ※2 巨大津波観測計（観測精度0.1m単位）で観測されたことを示す。
- ※3 第一波を潮位計、最大波を巨大津波観測計で観測されたことを示す。
- ※4 地盤沈下の影響で第一波の読取値が不正確である可能性があることを示す。
- ※5 地震の揺れにより生じた潮位変動等のため、潮位データからは第一波の始まり時刻が特定できなかったもの。
- ※6 上表は、気象庁 災害時自然現象報告書 2011年第1号「災害時地震・津波速報」を基に作成。

津波観測状況

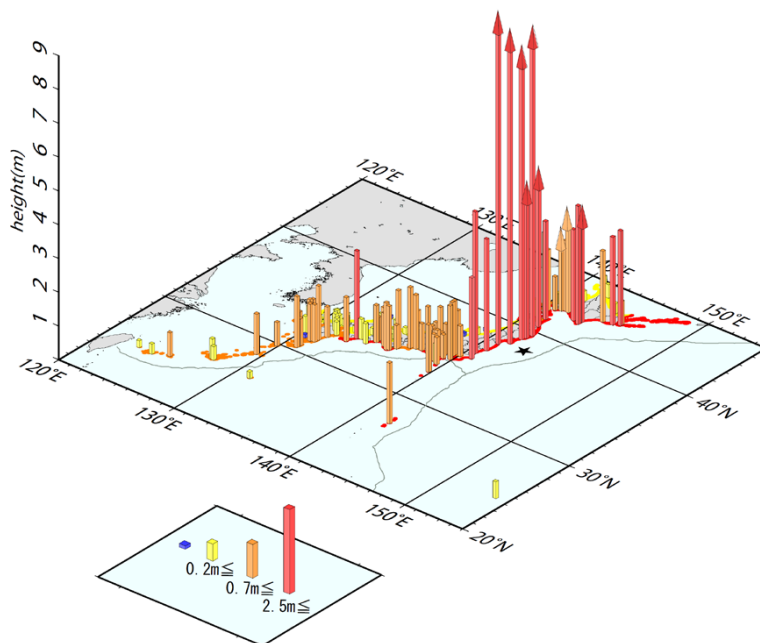


図 1-4 観測された津波の高さ

- ※ 矢印は、津波観測施設が津波により被害を受けたためデータを入手出来ない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性があることを示す。
- ※ 観測施設には、内閣府、国土交通省港湾局、海上保安庁、国土地理院、愛知県、四日市港管理組合、兵庫県、宮崎県、日本コークス工業株式会社の験潮所を含む。

【出典：気象庁 災害時自然現象報告書 2011年第1号「災害時地震・津波速報」】

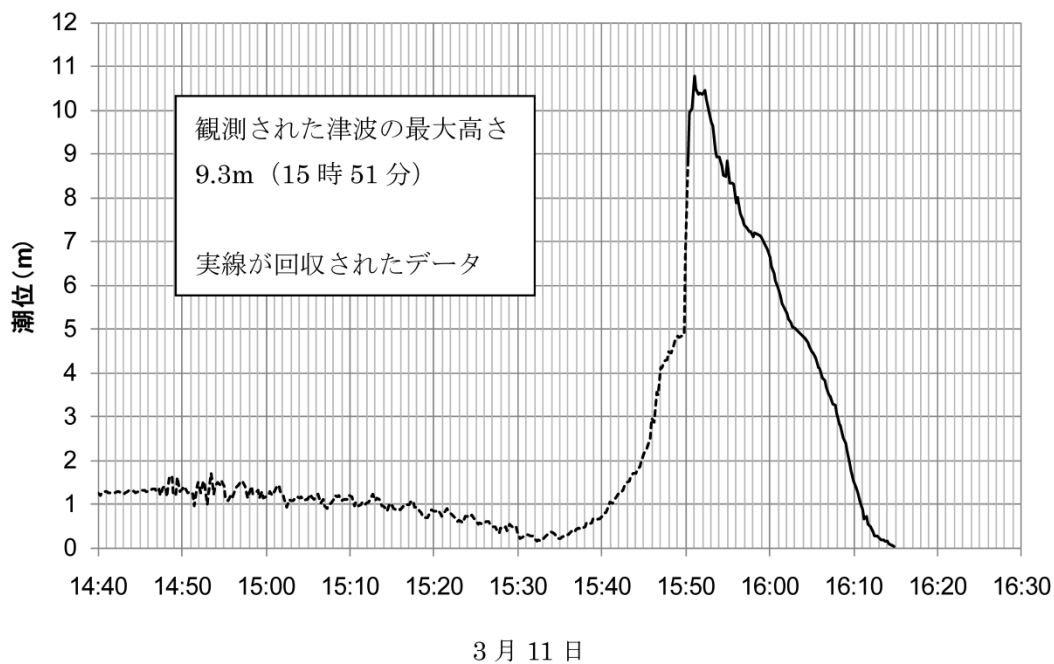


図 1-5 相馬における津波の観測データ

【出典：気象庁報道発表資料（平成 23 年 4 月 13 日）】

また、全国各地の沿岸に押し寄せた津波は、アメリカをはじめとする太平洋に面した国々まで到達し、アメリカのクレセントシティでは 247 cm の津波が観測された。

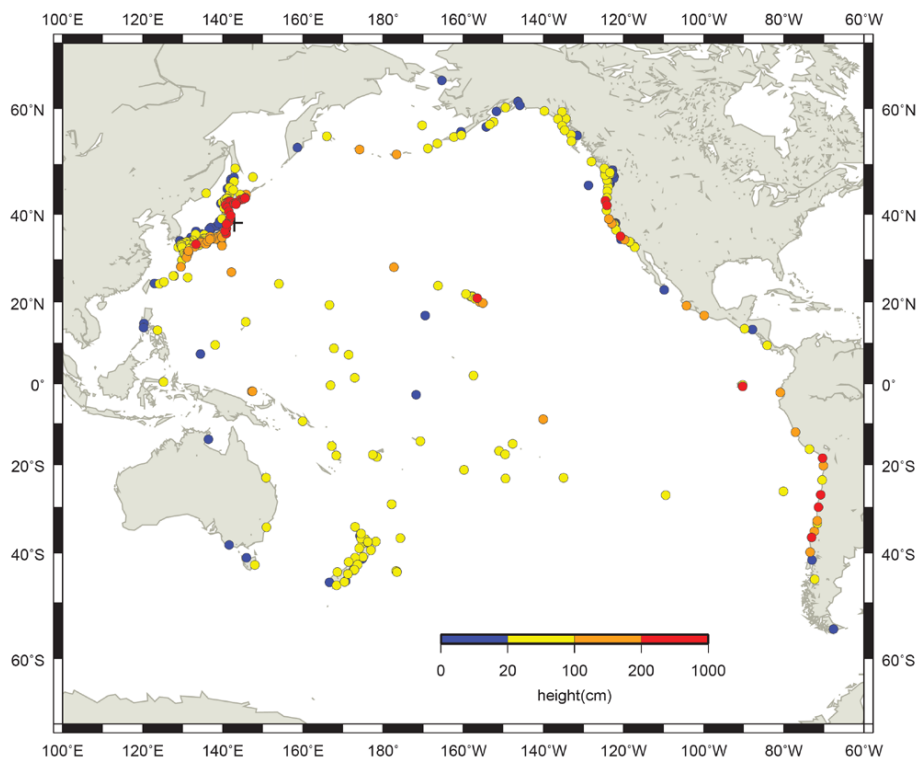


図 1-6 海外の検潮所で観測された津波の高さ（最大値）

【出典：気象庁 災害時自然現象報告書 2011 年第 1 号「災害時地震・津波速報」】

表 1-6 海外の主な観測点の津波観測値（200 cm以上）

国名	観測点名	津波の高さ (cm)
アメリカ	クレセントシティ	247
チリ	アリカ	245
チリ	コキンボ	242
エクアドル	サンタクルーズ島	226
チリ	カルデラ	214
チリ	タルカワノ	209
アメリカ	ポートオーフォード	202
アメリカ	ポートサンルイス	200
アメリカ	カフルイ	200

※平成 23 年 6 月 11 日現在

※上表は、気象庁 災害時自然現象報告書 2011 年第 1 号「災害時地震・津波速報」を基に作成



写真 1-4 津波が押し寄せた松川浦漁港
(平成 23 年 3 月 11 日撮影)



写真 1-5 津波の被害を受けた
県ヒラメ栽培漁業振興施設（稚魚棟）
(平成 23 年 3 月 11 日撮影)

3 東北地方太平洋沖地震に伴う余震

(1) 本震後の余震の発生状況

平成23年3月11日14時46分に発生した本震直後から多数の余震が観測され、3月11日当日で224回、3月17日までの1週間では762回もの余震が観測された。

そのうち、震度4以上の揺れは、平成23年3月11日当日が20回、同年3月17日までの1週間で36回観測された。

表 1-7 本震直後から1週間に観測された震度4以上の余震の回数(H23.3.11 14:47以降)

	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
平成23年3月11日	15	4	1	0	0	0	20
3月12日	7	1	0	0	0	0	8
3月13日	2	0	0	0	0	0	2
3月14日	2	0	0	0	0	0	2
3月15日	1	0	0	0	0	0	1
3月16日	2	0	0	0	0	0	2
3月17日	1	0	0	0	0	0	1
合計	30	5	1	0	0	0	36

※ 気象庁の震度データベースより作成

また、本震発生直後から平成24年3月31日までの間に、県内で震度4以上が観測された余震の回数は121回であり、確実に減少してはいるものの、平成24年1月と3月に4回ずつ観測されるなど、依然として余震が継続している。

表 1-8 本震直後から観測された月別の震度4以上の余震の回数(H23.3.11 14:47以降)

	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
平成23年3月	38	6	4	0	0	0	48
4月	27	3	1	2	0	0	33
5月	9	2	0	0	0	0	11
6月	4	1	0	0	0	0	5
7月	5	1	1	0	0	0	7
8月	2	2	0	0	0	0	4
9月	1	0	1	0	0	0	2
10月	1	0	0	0	0	0	1
11月	1	0	0	0	0	0	1
12月	0	0	0	0	0	0	0
平成24年1月	3	1	0	0	0	0	4
2月	1	0	0	0	0	0	1
3月	4	0	0	0	0	0	4
合計	96	16	7	2	0	0	121

※ 気象庁の震度データベースより作成

(2) 福島県における最大規模の余震の発生

本震発生後から1か月後の平成23年4月11日に、浜通りを震源とするマグニチュード7.0の地震が発生し、いわき市、中島村、古殿町で震度6弱を観測したほか、白河市をはじめとする6市町村で震度5強を観測した。

地震発生直後の17時18分に茨城県沿岸に津波警報（津波）、宮城県、福島県、千葉県九十九里・外房の各沿岸に津波注意報が発表されたものの、津波は観測されず、同日18時5分に解除された。

また、この地震により、主要地方道石川線が土砂崩れにより通行止めとなったほか、井戸沢断層の変位により、水田に亀裂が生じるなどの被害が生じた。

発生日時：平成23年4月11日 17時16分

震 源：福島県浜通り【北緯36°56.7' 東経140°40.3'】

震源の深さ：6km

地震の規模：マグニチュード7.0

最大震度：6弱

発震機構：正断層型

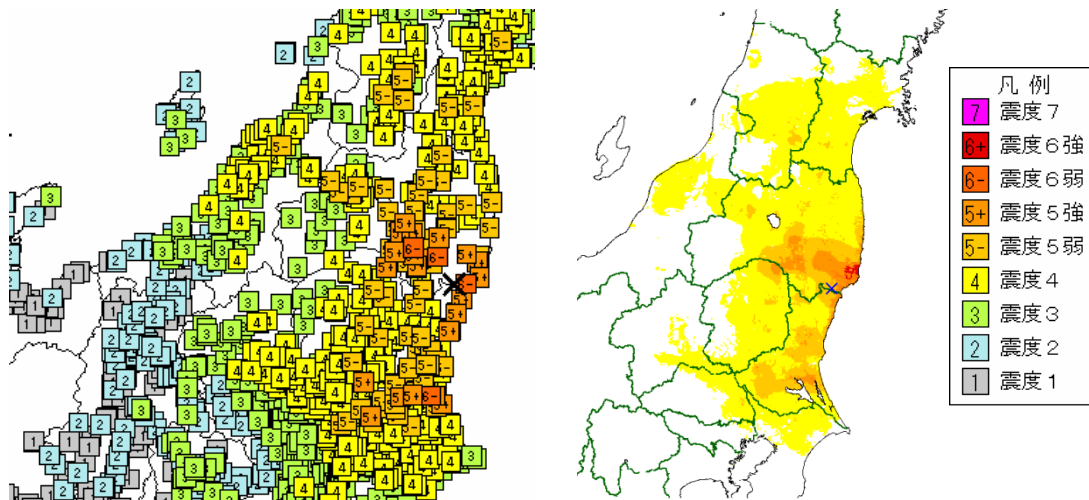


図 1-7 震度分布図(左)と推計震度分布図(右)

【出典：気象庁報道発表資料（平成23年4月11日）】



写真 1-6 井戸沢断層の状況
(平成23年4月12日撮影)



写真 1-7 同左
(平成23年4月12日撮影)

4 東北地方太平洋沖地震に伴う大雨警報基準等の暫定的な運用

(1) 土砂災害を対象とする大雨警報・注意報等の発表基準

震度5強以上が観測されるなど揺れが大きかった地域については、地震による地盤のゆるみを考慮し、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報と土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準より引き下げた暫定基準が設定され、平成23年3月12日から運用が開始された。

福島県においては平成24年3月22日にいわき市を除く46市町村で暫定基準が廃止されたが、いわき市については通常基準の6割から8割の暫定基準に変更され、平成24年3月31日時点でも継続している。

(2) 浸水害を対象とする大雨警報・注意報、洪水警報・注意報の発表基準

堤防や排水施設等が被害を受けた地域については、通常より浸水害や洪水害が発生しやすいという状況を考慮し、浸水害を対象とする大雨警報・注意報及び洪水警報・注意報の発表基準を通常より引き下げた暫定基準が設定され、平成23年3月30日から運用が開始された。

なお、この暫定基準の運用は、平成24年3月31日時点でも継続している。

表 1-9 洪水警報・注意報と浸水害を対象とする大雨警報・注意報の発表基準

(平成24年3月31日現在)

対象市町村	警報・注意報の種類	基準の要素	暫定基準の通常基準に対する割合
相馬市、南相馬市、新地町、 広野町、檜葉町、富岡町、 大熊町、双葉町、浪江町、 いわき市	洪水警報・注意報	雨量	6割
		流域雨量係数	7割
	浸水害を対象とする 大雨警報・注意報	雨量	6割

※気象庁報道発表資料(H23. 3. 30)より作成

(3) 高潮警報・注意報の発表基準

地盤沈下量が大きい岩手県、宮城県、福島県、茨城県については、地盤沈下及び海岸堤防や排水施設等の被害を考慮し、高潮警報・注意報の発表基準を通常より引き下げた暫定基準が設定され、平成23年7月26日から運用が開始された。

なお、この暫定基準は、平成24年3月31日時点でも継続している。

表 1-10 高潮警報・注意報の暫定基準

(平成24年3月31日現在)

市町村名	暫定基準(潮位：標高)		通常基準(潮位：標高)	
	警報基準	注意報基準	警報基準	注意報基準
相馬市	1.0	0.6	1.3	0.9
南相馬市	1.1	0.6	1.4	0.9
新地町	1.1	0.6	1.4	0.9
広野町	1.0	0.6	1.4	0.9
檜葉町	1.0	0.6	1.4	0.9
富岡町	1.0	0.6	1.4	0.9
大熊町	1.0	0.6	1.4	0.9
双葉町	1.0	0.6	1.4	0.9
浪江町	1.0	0.6	1.4	0.9
いわき市	1.0	0.6	1.4	0.9

※気象庁報道発表資料(H23. 7. 22)より作成

第2 原子力発電所事故

1 原子力発電所事故の経過

大熊町と双葉町に位置する東京電力福島第一原子力発電所（以下、「第一原子力発電所」という。）と富岡町と楡葉町に位置する東京電力福島第二原子力発電所（以下、「第二原子力発電所」という。）では、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震の発生直後、原子炉が自動停止（第一原子力発電所の4号機～6号機は定期検査で停止中）した。

しかし、第一原子力発電所においては、地震等の影響により外部電源を喪失し、また、当初は非常用発電機が作動したものの、その後の津波により、6号機を除いて非常用電源も使用できない状況となり、1号機から3号機の原子炉を冷却する機能を失った。

こうした事態を受け、同日19時03分、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令した。

【津波襲来時の状況】



写真 1-8 第一原子力発電所
（平成23年3月11日撮影）



写真 1-9 第二原子力発電所
（平成23年3月11日撮影）

【出典：東京電力(株)ホームページ】

その後、第一原子力発電所においては、原子炉への注水ができず燃料が露出したことで、事態はさらに悪化した。

炉心損傷や溶融により放射性物質が放出され、また、大量に発生した水素等により格納容器の内圧が上昇した。

東京電力株式会社（以下、「東京電力㈱」という。）は、減圧のためのベント²を実施したものの、平成23年3月12日に1号機が、同年3月14日には3号機が水素爆発を起こし、さらに、翌15日には、2号機格納容器が損傷した。4号機では水素の発生はなかったが、3号機から建屋排気系を通して逆流した水素により建屋が爆発した。

なお、5号機と6号機については、6号機の非常用発電機を5号機に融通して炉心への注水を行うなどにより冷却系を維持し、平成23年3月20日に冷温停止した。

第二原子力発電所の1号機から4号機については、津波により一時的に冷却機能を失ったものの、外部電源が一部維持できたこと、また、仮設電源の確保や電動機の交換等により冷却系を確保できたことにより、平成23年3月12日に3号機が、同年3月14日には1、2号機が、翌15日には4号機が、それぞれ冷温停止した。

2 ベント：格納容器の圧力が異常に上昇して、格納容器が破損することを防止するため、放射性物質を含む格納容器内の気体を一部外部に放出し、圧力を低下させる措置。

表 1-11 第一原子力発電所の状況（※月日は平成23年）

		1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機
被災時の 運転状況		運転中 →自動停止	運転中 →自動停止	運転中 →自動停止	定期検査 停止中	定期検査 停止中	定期検査 停止中
施設への 影響	外部電源	すべて喪失					
	非常用 電源	起動したが、津波により使用不能					起動
	炉心等の 冷却機能	冷却機能喪失 炉心損傷	冷却機能喪失 炉心損傷	冷却機能喪失 炉心損傷	冷却機能喪失 炉心損傷 〔炉心に 燃料なし〕	仮設電源、仮設海水ポンプ などにより冷却機能を維持 (炉心に損傷無し)	
	水素爆発	3/12 原子炉建 屋で水素爆発	※	3/14 原子炉建 屋で水素爆発	3/15 原子炉建屋 で水素爆発	—	—
現在の状況 (H24.3.31)		冷温停止状態(12/16) (事故収束に向けた工程表ステップ2の終了)				冷温停止(3/20)	冷温停止(3/20)

※ 2号機については、水素爆発はなかったものの、1号機の爆発による振動や爆風の影響によってブローアウトパネルが開放した可能性があると考えられている。

表 1-12 第二原子力発電所の状況（※月日は平成23年）

		1号機	2号機	3号機	4号機
被災時の 運転状況		運転中 →自動停止	運転中 →自動停止	運転中 →自動停止	運転中 →自動停止
施設への 影響	外部電源	一部確保			
	非常用 電源	起動したが、津波により使用不能			
	炉心等の 冷却機能	一時的に冷却機能を失ったが、仮設電源、電動機の交換等により、冷却機能を維持			
	水素爆発	—	—	—	—
現在の状況 (H24.3.31)		冷温停止 (3/14)	冷温停止 (3/14)	冷温停止 (3/12)	冷温停止 (3/15)
原子力緊急事態解除(12/26)					

表 1-13 事故の経過

経 過	
平成 23 年	
3 月 11 日	
14:46	東北地方太平洋沖地震の発生により第一原子力発電所の 1～3 号機及び第二原子力発電所の全号機が自動停止（第一原子力発電所の 4～6 号機は定期点検で停止中）
14:49	津波警報（大津波）発表
15:37～	第一原子力発電所の 1～3 号機で所内電源を全て喪失
15:42	第一原子力発電所 1～3 号機に関して、東京電力(株)が原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第 10 条通報

第1章 災害の概要

経 過	
16:36	第一原子力発電所 1、2号機で原災法第 15 条事象（非常用炉心冷却装置注水不能）が発生したと東京電力㈱が判断し、16:45 に原子力安全・保安院等に通報
18:33	第二原子力発電所 1、2、4 号機に関して、東京電力㈱が原災法第 10 条事象（原子炉除熱機能喪失）発生と判断
19:03	政府が原子力緊急事態宣言を発令（第一原子力発電所）
20:50	知事が 第一原子力発電所の半径 2 km 圏内に避難指示要請
21:23	内閣総理大臣が 第一原子力発電所から半径 3 km 圏内の避難と半径 3～10 km 圏内の屋内退避を指示
3 月 12 日	
00:49	第一原子力発電所 1 号機で原災法第 15 条事象（格納容器圧力異常上昇）が発生したと東京電力㈱が判断し、0:55 に原子力安全・保安院等に通報
05:22	第二原子力発電所 1 号機で原災法第 15 条事象（圧力抑制機能喪失）が発生したと東京電力㈱が判断し、5:48 に原子力安全・保安院等に通報
05:32	第二原子力発電所 2 号機で原災法第 15 条事象（圧力抑制機能喪失）が発生したと東京電力㈱が判断し、5:48 に原子力安全・保安院等に通報
05:44	内閣総理大臣が 第一原子力発電所から半径 10 km 圏内の避難を指示
06:07	第二原子力発電所 4 号機で原災法第 15 条事象（圧力抑制機能喪失）が発生したと東京電力㈱が判断し、6:18 に原子力安全・保安院等に通報
07:45	政府が原子力緊急事態宣言を発令（第二原子力発電所）。 内閣総理大臣が 第二原子力発電所から半径 3 km 圏内の避難と半径 3～10 km 圏内の屋内退避を指示
12:15	第二原子力発電所 3 号機が冷温停止
14:30	第一原子力発電所 1 号機でベント操作により、放射性物質が放出
15:36	第一原子力発電所 1 号機で水素爆発
17:39	内閣総理大臣が 第二原子力発電所から半径 10 km 圏内に避難指示
18:25	内閣総理大臣が 第一原子力発電所から半径 20 km 圏内に避難指示
3 月 13 日	
05:10	第一原子力発電所 3 号機で原災法第 15 条事象（非常用炉心冷却装置注水不能）が発生したと東京電力㈱が判断し、5:58 に原子力安全・保安院等に通報
08:41	第一原子力発電所 3 号機でベント操作開始
08:55	第一原子力発電所で原災法第 15 条事象発生（敷地境界放射線量異常上昇）
09:25	第一原子力発電所 3 号機で原子炉内にホウ酸を含んだ淡水を注入開始
11:00	第一原子力発電所 2 号機でベント操作開始
13:12	第一原子力発電所 3 号機の注水を淡水から海水に切替え
14:15	第一原子力発電所で原災法第 15 条事象発生（敷地境界放射線量異常上昇）
3 月 14 日	
11:01	第一原子力発電所 3 号機原子炉建屋上部で水素爆発と思われる爆発
13:25	第一原子力発電所 2 号機で原災法第 15 条事象（原子炉冷却機能喪失）が発生したと東京電力㈱が判断し、13:38 に原子力安全・保安院等に通報

経 過	
17:00	第二原子力発電所 1号機が冷温停止
18:00	第二原子力発電所 2号機が冷温停止
22:50	第一原子力発電所 2号機で原災法第 15 条事象（格納容器圧力異常上昇）が発生したと東京電力㈱が判断し、23:39 に原子力安全・保安院等に通報
3月15日	
06:10頃	第一原子力発電所 4号機の原子炉建屋で大きな衝撃音が発生
07:15	第二原子力発電所 4号機が冷温停止
08:11	第一原子力発電所 4号機で原災法第 15 条事象（火災、爆発等による放射性物質の異常放出）が発生したと東京電力㈱が判断し、8:36 に原子力安全・保安院等に通報
11:00	内閣総理大臣が 第一原子力発電所から半径 20～30 km圏内に屋内退避を指示
3月16日	
05:45	第一原子力発電所 4号機で火災発生
3月20日	
14:30	第一原子力発電所 5号機冷温停止
19:27	第一原子力発電所 6号機冷温停止

※ 「原子力安全に関する IAEA 閣僚会議に対する日本国政府の報告書」(H23.6 原子力災害対策本部) 及び「平成 23 年(2011 年)東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所事故(東日本大震災)について」(原子力災害対策本部)を参考として作成。



写真 1-10 事故後の 1 号機
(平成 23 年 3 月 12 日撮影)



写真 1-11 事故後の 3 号機と 4 号機
(平成 23 年 3 月 15 日撮影)

【出典：東京電力㈱ホームページ】

2 放射性物質の放出

第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出は、特に、平成 23 年 3 月 15 日から 17 日にかけて大量に放出されたとされている。

原子力安全・保安院が試算した第一原子力発電所から放出された放射性物質の量は、48 万テラベクレル(ヨウ素 131、セシウム 137(ヨウ素換算値))であり、INES(国際原子・放射線事象評価尺度)評価のレベル 7 に相当する値となっており、INES 評価の中で最も重い評価だが、過去のチェルノブイリ発電所事故時の約 11 分の 1 と推定されている。

第1章 災害の概要

表 1-14 第一原子力発電所からの放射性物質放出量

放射性物質	第一原子力発電所での放出量 (原子力安全・保安員評価(H24. 2. 16))	チェルノブイリ 原子力発電所での放出量	割合
ヨウ素 131(a)	15 万テラベクレル	180 万テラベクレル	11 分の 1
セシウム 137 (ヨウ素換算値)(b)	0.83 万テラベクレル (33 万テラベクレル)	8 万 5 千テラベクレル (340 万テラベクレル)	10 分の 1
(a) + (b)	48 万テラベクレル	520 万テラベクレル	11 分の 1

表 1-15 原子力施設等の事象の国際評価尺度

	レベル	基準 1 人と環境	基準 2 施設における放射線バリアと管理	基準 3 深層防護	
事故	レベル 7 (深刻な事故)	・計画された広範な対策の実施を必要とするような、広範囲の健康および環境への影響を伴う放射性物質の大規模な放出。	・チェルノブイリ発電所事故 (旧ソ連 1986 年)		
	レベル 6 (大事故)	・計画された対策の実施を必要とする可能性が高い放射性物質の相当量の放出。			
	レベル 5 (広範囲な影響を伴う事故)	・計画された対策の一部の実施を必要とする可能性が高い放射性物質の限定的な放出。 ・放射線による数名の死亡。	・ウインズケール原子炉事故 (イギリス 1957 年)	・炉心の重大な損傷。 ・高い確率で公衆が著しい被ばくを受ける可能性のある施設内の放射性物質の大量放出。これは、大規模臨界事故または火災から生じる可能性がある	・スリーマイルアイランド発電所事故 (アメリカ 1979 年)
	レベル 4 (局所的な影響を伴う事故)	・地元で食物管理以外の計画された対策を実施することになりそうもない軽微な放射性物質の放出。 ・放射線による少なくとも 1 名の死亡。	・JCO臨界事故 (日本 1999 年)	・炉心インベントリーの 0.1% を超える放出につながる燃料の溶融または燃料の損傷。 ・高い確率で公衆が著しい大規模被ばくを受ける可能性のある相当量の放射性物質の放出。	・サンローラン発電所事故 (フランス 1980 年)
異常な事象	レベル 3 (重大な異常事象)	・法令による年間限度の 10 倍を超える作業員の被ばく。 ・放射線による非致命的な確定的健康影響(例: やけど)。	・運転区域内での 1 Sv/時 を超える被ばく線量率。 ・公衆が著しい被ばくを受ける可能性は低い設計で予想していない区域での重大な汚染。	・安全設備が残されていない原子力発電所における事故寸前の状態。 ・高放射能密封線源の紛失または盗難。 ・適切な取扱い手順を伴わない高放射能密封線源の誤配。	・バンデロス発電所火災事象 (スペイン 1989 年)
	レベル 2 (異常事象)	・10 mSv を超える公衆の被ばく。 ・法令による年間限度を超える作業員の被ばく。	・50 mSv/時 を超える運転区域内の放射線レベル。 ・設計で予想していない施設内の区域での相当量の汚染。	・実際の影響を伴わない安全設備の重大な欠陥。 ・安全設備が健全な状態での身元不明の高放射能密封線源、装置、または、輸送パッケージの発見。 ・高放射能密封線源の不適切な梱包。	・美浜発電所 2 号機蒸気発生器伝熱管損傷事象 (日本 1991 年)
	レベル 1 (逸脱)			・法令による限度を超えた公衆の過大被ばく。 ・十分な安全防護層が残ったままの状態での安全機器の軽微な問題。 ・低放射能の線源、装置または輸送パッケージの紛失または盗難。	・「もんじゅ」ナトリウム漏れ事故 (日本 1995 年) ・敦賀発電所 2 号機 1 次冷却材漏れ (日本 1999 年) ・浜岡発電所 1 号機余熱除去系配管破断 (日本 2001 年) ・美浜発電所 3 号機 2 次系配管破断事故 (日本 2004 年)
尺度未滿	レベル 0 (尺度未滿)	安全上重要ではない事象		0+ 安全に影響を与える事象 0- 安全に影響を与えない事象	
評価対象外		安全に関係しない事象			

※経済産業省報道発表資料 (H24. 3. 5) を参考に作成。

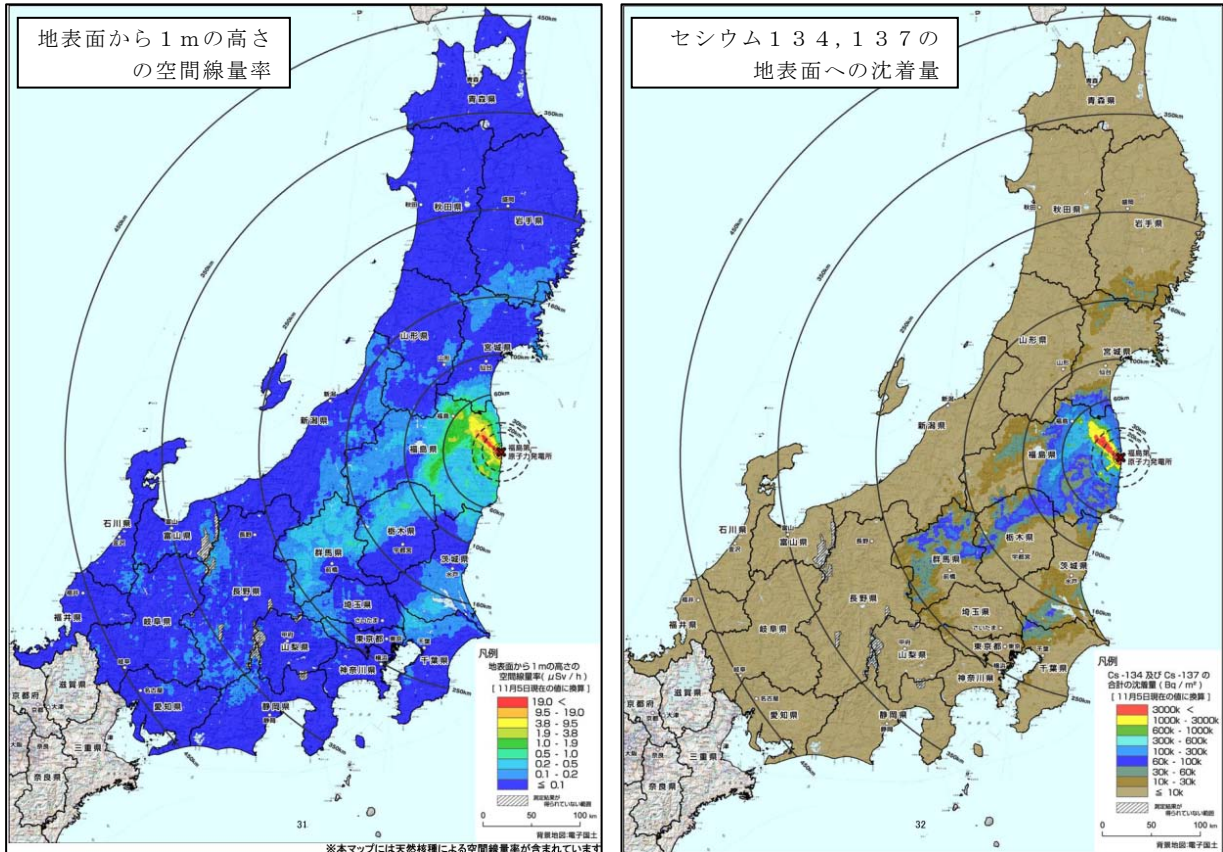


図 1-8 東日本全域の空間線量率と地表面におけるセシウム沈着量

【出典：文部科学省による第4次航空機モニタリング結果（H23.12.16発表）】

3 避難等地域の設定

(1) 避難指示等の経過

第一原子力発電所及び第二原子力発電所の事故に伴い、平成23年3月11日20時50分に、知事が第一原子力発電所から半径2kmの住人に対して避難指示を出し、その後、21時23分に、内閣総理大臣が関係地方公共団体に対して原災法第15条第3項に基づく避難指示等を出した。

第一原子力発電所と第二原子力発電所の事故は、複数の原子炉が冷却機能を失い、原子炉損傷の進展も急であったことから、国による避難の指示は次々と拡大していった。

(2) 計画的避難区域・緊急時避難準備区域・警戒区域の設定（平成23年4月22日）

国は、平成23年4月21日に、関係市町村に対し同年4月22日午前0時に第一原子力発電所から半径20km圏内を「警戒区域」に設定し、当該区域からの退去等を命ずるよう指示を出した。

また、平成23年4月22日には、葛尾村、浪江町、飯舘村、川俣町の一部及び南相馬市の一部のうち、第一原子力発電所から20km圏外の地域を「計画的避難区域」に設定するとともに、20～30km圏内に出していた「屋内退避区域」の指示を解除し、当該区域を新たに「緊急時避難準備区域」に設定した。

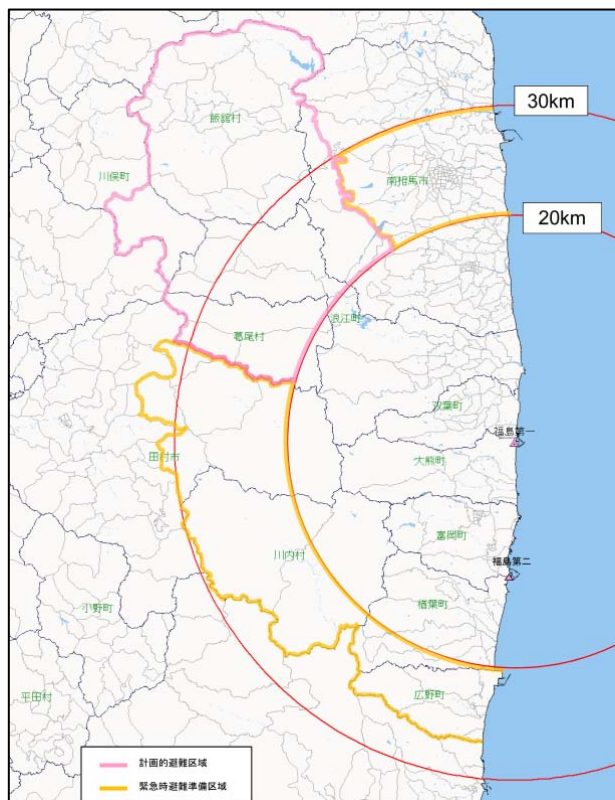


図 1-9 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域
【出典：経済産業省報道発表資料(H23. 4. 22)】

(3) ホットスポットへの対応

きめ細かなモニタリングが進み、県土の汚染状況が徐々に把握されつつある中で、局所的に放射線量が高い、いわゆる「ホットスポット」と言われる場所が存在することが明らかになってきた。

県は、自動車走行サーベイ調査や戸別の詳細調査等により線量が高い地点の把握に努め、国は、居住し続けることによって積算線量が高くなるおそれがある地点を「特定避難勧奨地点」に指定し、平成24年3月31日現在も指定されたままの状況となっている。

【特定避難勧奨地点の指定状況】

平成23年	6月30日	伊達市	104地点
平成23年	7月21日	南相馬市	57地点
平成23年	8月3日	南相馬市	65地点
		川内村	1地点
平成23年	11月25日	伊達市	13地点
		南相馬市	20地点

(4) 緊急時避難準備区域の解除

平成23年8月9日に、政府原子力災害対策本部により、避難区域の見直しに関する考え方が示され、緊急時避難準備区域については、住民の復帰に向けて必要となる学校・医療施設等の公的サービスの再開、公的インフラの復旧、除染などについて、市町村が復旧計画を作成した後、一括して、区域解除されることとなった。

その後、緊急時避難準備区域が指定されている各市町村において復旧計画が策定され、平成23年9月30日に緊急時避難準備区域が一括解除された。

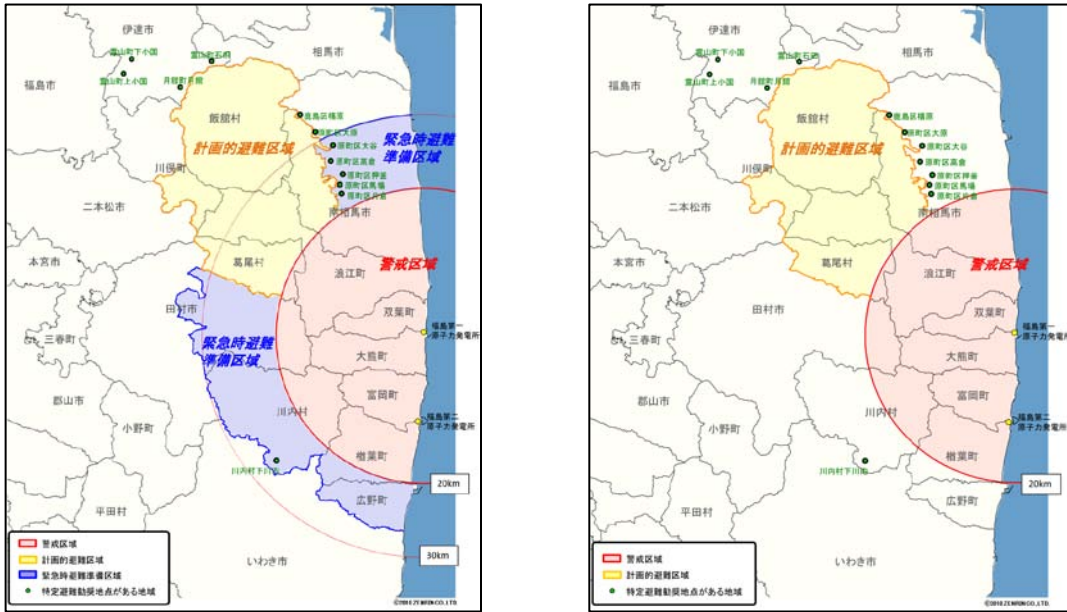


図 1-10 緊急時避難準備区域解除前（左）と解除後（右）の避難区域等の状況
【出典：経済産業省報道発表資料（H23.9.30）】

表 1-16 避難等区域の経過

	第一原子力発電所	第二原子力発電所
3月11日 19時03分	原子力緊急事態宣言発令	
20時50分	県が半径2km圏内の住民に避難指示	
21時23分	半径3km圏内の住民に避難指示	
〃	半径3～10km圏内の住民に屋内退避指示	
3月12日 5時44分	半径10km圏内の住民に避難指示	原子力緊急事態宣言発令
7時45分		半径3km圏内の住民に避難指示
〃		半径10km圏内の住民に屋内退避指示
17時39分		半径10km圏内の住民に避難指示
18時25分	半径20km圏内の住民に避難指示	
3月15日 11時00分	半径20～30km圏内の住民に屋内退避指示	
4月21日 11時00分		避難指示の区域を半径10kmから8kmに変更
4月22日 00時00分	半径20km圏内を警戒区域に設定	
4月22日 09時44分	半径20～30km圏内の屋内退避を解除	
〃	緊急時避難準備区域を設定	
〃	計画的避難区域の設定	
6月30日	特定避難勧奨地点の設定（伊達市）	104地点
7月21日	特定避難勧奨地点の設定（南相馬市）	57地点
8月03日	特定避難勧奨地点の設定（南相馬市）	65地点
	特定避難勧奨地点の設定（川内村）	1地点
9月30日 18時11分	緊急時避難準備区域を解除	
11月25日	特定避難勧奨地点の設定（南相馬市）	20地点
	特定避難勧奨地点の設定（伊達市）	13地点
12月26日		原子力緊急事態宣言解除

※ 「原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書」（H23.6 原子力災害対策本部）及び「平成23年（2011年）東京電力福島第一・第二原子力発電所事故（東日本大震災）について」（原子力災害対策本部）を参考として作成。

※ 表中の赤字部分は、平成24年3月31日時点で指定されている避難等区域を表す。

第1 東日本大震災における人的被害等の概要

マグニチュード9.0の巨大地震により、ため池の決壊や山腹の崩壊、道路の損壊など大きな被害が発生し、地震に伴って本県沿岸を襲った大津波により、多くの尊い人命が失われるとともに、農地や漁港施設など広い範囲で甚大な被害を受けた。

加えて、第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の影響により、多くの県民が避難を余儀なくされているとともに、農林水産物の出荷停止や風評被害など、甚大な被害となっている。

1 人的被害

福島県災害対策本部が公表した「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害即報（第559報）」によると、平成24年3月31日時点で、死者・行方不明者は合わせて2,415人に達している。

また、県全体の避難者数は、県内避難者（約9.8万人）と県外避難者（約6.3万人）合わせて約16.1万人に上っている。（H24.3.19復興庁「復興の現状と取組」）

表 2-1 福島県内における人的被害（中通り）

市町村名	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	市町村計
福島市	3人	—	2人	17人	22人
二本松市	—	—	—	3人	3人
伊達市	—	—	—	3人	3人
桑折町	—	—	—	1人	1人
国見町	—	—	—	20人	20人
郡山市	1人	—	2人	2人	5人
須賀川市	10人	1人	—	1人	12人
田村市	1人	—	1人	4人	6人
鏡石町	2人	—	—	2人	4人
天栄村	—	—	2人	1人	3人
石川町	1人	—	—	4人	5人
玉川村	—	—	—	3人	3人
浅川町	—	—	—	3人	3人
三春町	1人	—	—	2人	3人
白河市	12人	—	—	2人	14人
西郷村	3人	—	—	4人	7人
矢吹町	—	—	1人	6人	7人
中通り計	34人	1人	8人	78人	121人

表 2-2 福島県内における人的被害（会津）

市町村名	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	市町村計
会津若松市	1人	—	—	6人	7人
磐梯町	—	—	—	1人	1人
猪苗代町	—	—	—	1人	1人
会津坂下町	—	—	—	1人	1人
会津美里町	—	—	—	1人	1人
南会津町	—	—	1人	—	1人
会津計	1人	—	1人	10人	12人

表 2-3 福島県内における人的被害（浜通り）

市町村名	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	市町村計
相馬市	458人	－	4人	7人	469人
南相馬市	897人	3人	2人	57人	959人
広野町	2人	1人	－	－	3人
檜葉町	37人	－	2人	3人	42人
富岡町	99人	1人	－	－	100人
川内村	27人	－	－	1人	28人
大熊町	49人	1人	－	－	50人
双葉町	58人	1人	－	1人	60人
浪江町	273人	－	－	－	273人
葛尾村	9人	－	－	－	9人
新地町	115人	－	－	3人	118人
飯舘村	1人	－	－	1人	2人
いわき市	310人	37人	3人	1人	351人
浜通り計	2,335人	44人	11人	74人	2,464人
県内合計	2,370人	45人	20人	162人	2,597人

2 住家被害

住家については、「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害即報（第559報）」によると、平成24年3月31日時点で、地震と津波により全壊や一部損壊、浸水等の被害を受けた住家は県全体で24万308軒に上り、その半数以上が中通りとなっている。



写真 2-1 山腹崩壊に伴う住宅被害
（白河市大信隈戸地内）
（平成23年3月14日撮影）

表 2-4 福島県内における住宅被害（中通り）

市町村名	全壊棟数	半壊棟数	一部損壊	床下浸水	床下浸水	合計
福島市	184	3,416	5,314	－	－	8,914
二本松市	10	382	4,818	－	－	5,210
伊達市	25	215	8,067	－	－	8,307
本宮市	13	117	2,557	－	－	2,687

第2章 地震・津波被害とその対応

市町村名	全壊棟数	半壊棟数	一部損壊	床下浸水	床下浸水	合計
桑折町	49	170	1,082	—	—	1,301
国見町	114	43	357	—	—	514
川俣町	28	22	782	—	—	832
大玉村	2	10	324	—	—	336
郡山市	2,317	19,369	32,466	—	—	54,152
須賀川市	1,172	3,467	10,441	32	30	15,142
田村市	14	162	2,790	—	—	2,966
鏡石町	172	759	1,623	—	—	2,554
天栄村	53	107	1,334	—	—	1,494
石川町	1	28	2,567	—	—	2,596
玉川村	—	45	665	—	—	710
平田村	1	11	401	—	—	413
浅川町	—	1	578	—	—	579
古殿町	—	28	672	—	—	700
三春町	30	153	1,048	—	—	1,231
小野町	4	42	1,328	—	—	1,374
白河市	237	1,747	6,364	—	—	8,348
西郷村	92	298	1,766	—	—	2,156
泉崎村	46	252	507	—	—	805
中島村	3	29	954	—	—	986
矢吹町	288	1,515	1,666	—	—	3,469
棚倉町	1	24	594	—	—	619
矢祭町	—	62	235	—	—	297
塙町	—	—	270	—	—	270
鮫川村	—	7	112	—	—	119
中通り計	4,856	32,481	91,682	32	30	129,081

表2-5 福島県内における住宅被害（会津）

市町村名	全壊棟数	半壊棟数	一部損壊	床下浸水	床下浸水	合計
会津若松市	4	57	4,434	—	—	4,495
磐梯町	—	—	8	—	—	8
猪苗代町	18	63	666	—	—	747
会津坂下町	2	7	32	—	—	41
湯川村	—	3	39	—	—	42
会津美里町	—	2	291	—	—	293
会津計	24	132	5,470	—	—	5,626

表 2-6 福島県内における住宅被害（浜通り）

市 町 村 名	全 壊 棟 数	半 壊 棟 数	一 部 損 壊	床 下 浸 水	床 下 浸 水	合 計
相 馬 市	1,001	790	3,323	992	307	6,413
南 相 馬 市	5,517	1,402	4,064	—	—	10,983
広 野 町	不明	不明	不明	30	—	30
檜 葉 町	50	—	—	—	—	50
川 内 村	2	236	85	—	—	323
大 熊 町	30	—	—	—	—	30
双 葉 町	78	5	—	—	—	83
浪 江 町	613	1	—	—	2	616
葛 尾 村	—	1	41	—	—	42
新 地 町	439	127	651	—	—	1,217
い わ き 市	7,777	31,251	46,786	—	—	85,814
浜 通 り 計	15,507	33,813	54,950	1,022	309	105,601
県 内 合 計	20,387	66,426	152,102	1,054	339	240,308

第 2 地震及び津波による農林水産業関係被害

農林水産業関係においては、地震とそれに伴う津波により、農地の浸水やため池の決壊などの農地・農業用施設の被害に加え、林地の崩壊や水産業関連施設の損壊など、農林水産業全体にわたって甚大な被害を受け、被害額は、2,753億6千万円にも上っている。

方部別では、津波の被害を受けた浜通りで2,341億4,500万円（県全体の85%）となっており、区分別では、農地・農業用施設等が2,302億5,800万円（同84%）となっている。

表 2-7 農林水産業関係公共施設等被害（原子力災害を除く）（平成 23 年 4 月 27 日公表）

区 分	箇所数等	被害額（百万円）	備考
農 業 等 被 害	300件	2,110	
農 作 物	101件	805	
農 業 関 係 施 設	199件	1,305	
農地・農業用施設等被害	4,358か所	230,258	
農 地	1,283か所	93,507	A=5,591ha
水 路	1,133か所	27,491	
道 路	894か所	2,966	
た め 池	745か所	23,611	ダムを含む
頭 首 工	59か所	3,125	
揚 水 機	113か所	28,624	
橋 梁	4か所	84	
湖 岸 堤 防	2か所	3,000	
農業集落排水施設等	105か所	22,431	
海岸保全施設	20か所	25,419	

区 分	箇所数等	被害額（百万円）	備考
林 業 等 被 害	7 3 5 か 所	2, 3 6 2	
森 林	1 1 か 所	2 6 5	
林 産 物 等	3 9 か 所	1 4 6	
林 産 施 設 等	5 2 か 所	1, 1 6 2	
林 道	6 3 3 か 所	7 8 9	
治 山 被 害	1 1 3 か 所	1 4, 2 5 3	
林 地	1 0 3 か 所	1 0, 6 8 1	
治 山 施 設	1 0 か 所	3, 5 7 2	
水 産 被 害		2 6, 3 7 7	
水 産 関 連 施 設	1, 3 4 1 か 所	1 9, 0 6 8	
養 殖 水 産 物 等	2, 2 3 2 ト ン	6 7 0	
漁 船	8 7 3 隻	6, 6 3 9	
合 計		2 7 5, 3 6 0	

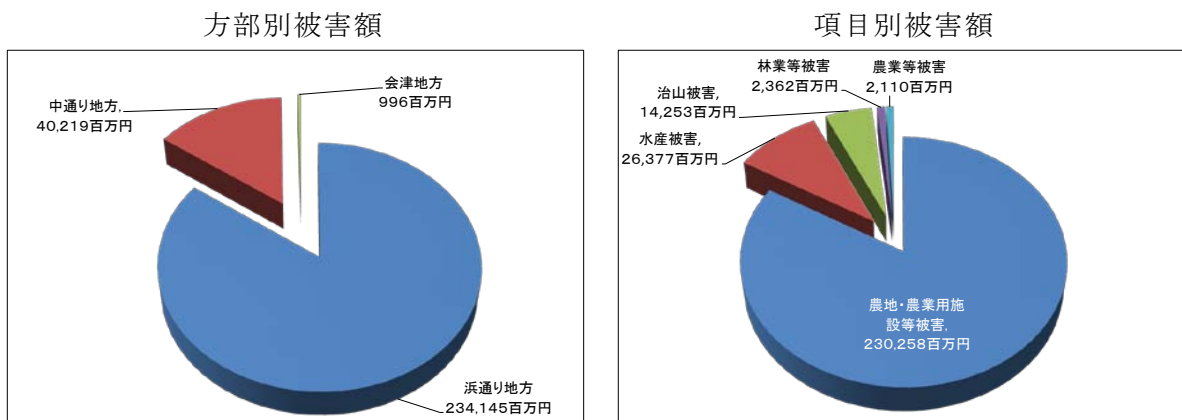


図 2-1 方部別被害額と区分別被害額

1 農業等被害

- (1) 農作物被害では、地震や津波によりトマトやいちご、水稻種子の在庫品などが被害を受け、101件、約8億円の被害となった。
- (2) 農業関係施設においては、カントリーエレベータやライスセンター等の水稻関係基幹施設、共同選果施設などの野菜・果樹等の基幹施設に加え、パイプハウスや農業倉庫等が199件、約13億円の被害を受けた。



写真 2-2 パイプハウス被災（本宮市）
（平成 23 年 3 月 12 日撮影）



写真 2-3 トマト栽培施設被災（新地町）
（平成 23 年 3 月 14 日撮影）

2 農地・農業用施設等被害

- (1) 農地では、亀裂の発生や斜面の崩落による被害に加え、浜通り地方では津波により5,462ha（浜通り地方の農地面積の約19%）が被災し、内陸部まで瓦礫やヘドロが堆積するなど、県全体で約935億円の被害を受けた。



写真 2-4
地すべり被害を受けた水田（郡山市）
（平成 23 年 3 月 28 日撮影）



写真 2-5
崩落した土砂が堆積した水田（白河市）
（平成 23 年 3 月 30 日撮影）



写真 2-6 津波により浸水した干拓地
（南相馬市 井田川地区）
（平成 23 年 3 月 12 日撮影）



写真 2-7 津波により被災した農地
（南相馬市 原町南部地区）
（平成 23 年 3 月 12 日撮影）



写真 2-8 津波により被災した農地
（相馬市 山信田地区）
（平成 23 年 3 月 27 日撮影）

(2) 農業用施設については、海岸保全施設の整備済延長の約90%に当たる15.1kmが被災したほか、相馬市の松川浦湖岸堤防が全体的に被災し、背後の農地が海水による湛水被害を受けた。

また、浜通りの排水機場43か所のうち41か所が被災し、排水が出来ない状況になるなど、浜通りにおいて津波による被害が大きくなっている。

中通りについても、須賀川市の藤沼湖が決壊するなど県内のため池約3,730か所の約20%（745か所）が被災したほか、須賀川市などの農業集落排水施設においてマンホールの浮上や管路破損などの被害が生じ、農業用施設等全体で3,075か所、約1,367億5千万円もの被害となった。



写真 2-9 地震により決壊したため池
(須賀川市 藤沼湖)
(平成 23 年 3 月 12 日撮影)



写真 2-10 被災したため池
(本宮市 岩根大池)
(平成 23 年 3 月 12 日撮影)



写真 2-11 地震により浮上した農業集落排水施設用マンホール
(泉崎村 柁内地区)
(平成 23 年 3 月 12 日撮影)



写真 2-12 農道の被災状況
(白河市 大信地区)
(平成 23 年 3 月 18 日撮影)



写真 2-13 津波により破堤した海岸堤防
(南相馬市 北海老海岸)
(平成 23 年 3 月 25 日撮影)



写真 2-14 松川浦湖岸堤防被災状況 (相馬市)
(平成 23 年 4 月 13 日撮影)



写真 2-15 排水機場被災前
 (南相馬市 金沢第二地区)
 (出典： 農業農村整備事業パンフレット「こんなことやっています農業農村整備事業」より)



写真 2-16 排水機場被災後
 (南相馬市 金沢第二地区)
 (平成 23 年 4 月 14 日撮影)

3 林業等被害

- (1) 林道施設については、中通りを中心に 2 4 8 路線 (6 3 3 か所) に法面崩落や路肩崩落など、約 7 億 9 千万円の被害を受けた。
- (2) 中通りを中心にシイタケなどの菌床等が落下する被害があったほか、津波により木材産業協同組合事業所の施設が被災するなど、1 0 2 か所において約 1 5 億 7 千万円の被害を受けた。



写真 2-17 地震により被災した林道花塚線
 (平成 23 年 3 月 25 日撮影) (川俣町)



写真 2-18 地震により被災した林道戸渡藤沼線
 (平成 23 年 3 月 25 日撮影) (須賀川市)



写真 2-19 地震による菌床の落下状況
 (平成 23 年 3 月 14 日撮影) (中島村)



写真 2-20 地震による菌床の落下状況
 (平成 23 年 3 月 14 日撮影) (泉崎村)

4 治山被害

- (1) 林地や治山施設においては、103か所で林地崩壊による被害が発生したほか、治山施設10か所が被災し、林地と治山施設合わせて約143億円の被害となった。
- なお、浜通りでは、津波による護岸や消波ブロック等の治山施設の被害のほか、保安林が津波により流失するなどの被害を受け、中通りや会津では林地崩壊が多かった。



写真 2-21 海岸防災林被災前（南相馬市）
（平成 23 年 1 月 5 日撮影）



写真 2-22 海岸防災林被災後（南相馬市）
（平成 23 年 3 月 25 日撮影）



写真 2-23 海岸防災林の被災状況（相馬市）
（平成 23 年 3 月 25 日撮影）



写真 2-24 山腹崩壊状況（天栄村）
（平成 23 年 3 月 30 日撮影）

5 水産業被害

- (1) 水産関連施設では、津波により、組合員が共同で利用する漁具倉庫や市場等に加え、さけ孵化増殖施設や松川浦のアオノリ養殖施設などが被害を受けたほか、漁具のほとんどが流失するなど、1,341か所、約190億円の被害を受けた。

- (2) 漁船については、登録漁船1,173隻の約74%に当たる873隻が、転覆や陸への打ち上げ、船体損傷の被害を受け、被害額は約66億円となった。
- (3) 養殖水産物等では、松川浦のアオノリ、アサリ、カキを始め、放流前のサケやアユの稚魚などの養殖水産物、水産加工業者等が所有していた冷凍冷蔵品が津波の被害を受け、2,232トン、6億7千万円の被害となった。
- (4) そのほか、県内唯一の養殖漁場がある松川浦に、流失した漁船、家屋、自動車や漁具、松の木などが堆積し、沿岸の漁場においても漁港や海岸施設のブロック等が堆積した。

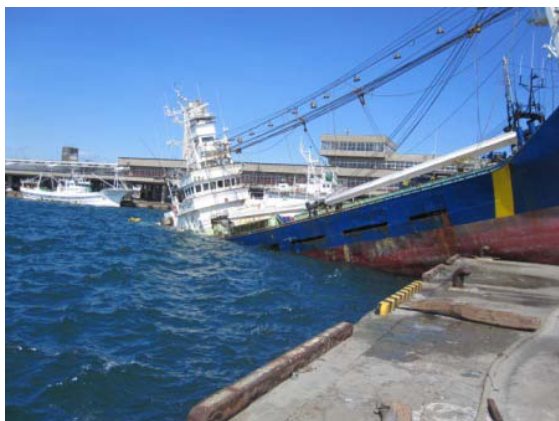


写真 2-25 まき網漁船被災状況（いわき市）
（平成 23 年 3 月 17 日撮影）



写真 2-26 水産試験場相馬支場（相馬市）
（平成 23 年 3 月 11 日撮影）



写真 2-27
相馬原釜漁協購買センター（相馬市）
（平成 23 年 3 月 31 日撮影）



写真 2-28 相馬原釜地方卸売市場（相馬市）
（平成 23 年 4 月 18 日撮影）



写真 2-29 いわき市漁協江名共同作業場
(平成 23 年 3 月 14 日撮影)



写真 2-30 小名浜底曳網漁協漁具倉庫
(平成 23 年 3 月 29 日撮影)



写真 2-31 ヒラメ栽培漁業振興施設被災前
(大熊町)
(平成 8 年 2 月 7 日撮影)



写真 2-32 ヒラメ栽培漁業振興施設被災後
(大熊町)
(平成 23 年 11 月 17 日撮影)

第3 応急復旧工事の実施状況

1 災害応急用ポンプ等による排水

新地町、相馬市、南相馬市において、津波により低平地の農地や排水機場が水没したため、東北農政局土地改良技術事務所を通じて災害応急ポンプの貸し出しを受け、排水作業を行った。

なお、本排水作業は不明者捜索にも繋がり、県災害対策本部、県警察本部、自衛隊との密接な連携の下、迅速かつ効果的に作業が進められた。

貸出期間	平成23年3月15日～8月31日
規格・台数	陸上ポンプ：口径250mm×12台、口径150mm×5台 水中ポンプ：口径150mm×2台

また、排水機場の応急工事が完了するまでの期間、農地の湛水被害等を防止するため、東北農政局発注の「災害対策支援機械費相双地区仮排水支援管理事業」により水中ポンプの運転を行った。

供用期間	平成23年6月22日～12月21日
規格・台数	水中ポンプ：口径200mm×22台

なお、これらのポンプ排水と併せて、津波により損壊した排水ゲートを手動で開閉し、効率の良い排水の実施に努めた。



写真 2-33 ポンプによる排水状況
(相馬市・南相馬市 八沢地区)
(平成23年3月25日撮影)



写真 2-34 手動でのゲート開閉作業
(相馬市・南相馬市 八沢地区)
(平成23年4月14日撮影)

2 ため池の応急対策

点検の結果、堤体に亀裂や法面崩落等の被害が確認されたため池については、二次災害を防止するため、速やかに貯水位の低下を図った。

特に、下流域に人家や公共施設があるため池については、ため池の状況を継続的に確認する体制を取るなど万全を期した。

3 農業用水確保のための応急対策

農業用水を確保するため、地震により被災した頭首工や開水路、パイプラインなどの用水施設において応急工事を実施した。（14市町村47箇所）

4 農業集落排水施設の応急対策

農業集落排水施設のマンホールや管路が液状化により破損したことに伴う汚水の流送機能の喪失や道路交通の障害を解消するため、管理主体である各市町村において仮設ポンプの設置、浮上したマンホールの撤去等の応急対策を実施した。

【集落排水施設（マンホール）の応急対策実施状況（須賀川市 大久保地区）】



写真 2-35 応急工事实施前
(平成 23 年 3 月下旬撮影)



写真 2-36 応急工事实施後
(平成 23 年 4 月上旬撮影)

5 海岸保全施設の応急対策

本県の農地海岸20海岸（総延長約20km）のうち、堤防が破堤し、高潮等により海水が浸入するなどの二次災害を防止するため、北海老海岸（相馬市・南相馬市）と浅見川海岸（広野町）の2海岸において決壊箇所の仮締切工事を速やかに実施した。

【北海老海岸の仮締切工事实施状況（南相馬市鹿島区）】



写真 2-37 仮締切工事实施前
(平成 23 年 4 月 22 日撮影)



写真 2-38 仮締切工事实施後
(平成 23 年 7 月 19 日撮影)

【浅見川海岸の仮締切工事実施状況（広野町）】



写真 2-39 仮締切工事実施前
(平成 23 年 5 月 17 日撮影)



写真 2-40 仮締切工事実施後
(平成 23 年 8 月 5 日撮影)

6 湖岸堤防の応急対策

相馬市松川浦の湖岸堤防施設が被災し、海水が農地と宅地に浸水するおそれがあることから、松川浦と和田の2か所において決壊箇所の仮締切工事を速やかに実施した。

【松川浦地区湖岸堤防仮締切実施状況（相馬市）】



写真 2-41 被災状況
(平成 23 年 5 月 6 日撮影)



写真 2-42 仮締切後
(平成 23 年 7 月 14 日撮影)

【和田地区湖岸堤防仮締切実施状況（相馬市）】



写真 2-43 被災状況
(平成 23 年 4 月 1 日撮影)



写真 2-44 仮締切状況
(平成 23 年 6 月 15 日撮影)

7 排水機場の応急対策

いわき地域では、全9機場のうち8機場が被災したが、7機場の被害は軽微なものであった。

相双地域では、全34機場のうち33機場で建屋が損壊するなど甚大な被害を受けたが、梅雨時の出水に備えるため、これらの機場のうち18機場において排水ポンプの稼働（排水能力回復率約50%）に向けた応急仮工事を実施した。

【柏崎排水機場応急工事実施状況（相馬市）】



写真 2-45 被災直後
(平成 23 年 3 月 23 日撮影)



写真 2-46 応急工事実施後
(平成 23 年 6 月 15 日撮影)

【八沢排水機場応急工事実施状況（南相馬市）】



写真 2-47 被災直後
(平成 23 年 3 月 29 日撮影)



写真 2-48 仮復旧後
(平成 23 年 7 月 7 日撮影)

【山信田第二排水機場応急工事実施状況（相馬市）】



写真 2-49 被災直後
(平成 23 年 3 月 23 日撮影)



写真 2-50 仮復旧後
(平成 23 年 8 月 12 日撮影)



写真 2-51 八沢排水機場受益地（被災直後の状況）（南相馬市）
（平成 23 年 4 月 3 日撮影）



写真 2-52 八沢排水機場の受益地（仮復旧後の状況）（南相馬市）
（平成 23 年 7 月 11 日撮影）

8 水産業共同利用施設の応急対策

漁業再開後に相馬原釜が相双地区の水揚げ拠点として対応できるように、相馬原釜地方卸売市場のうち比較的被害の小さかった平成 21 年増設部分と、製氷貯氷施設の一部の応急工事を実施した。



写真 2-53 相馬原釜地方卸売市場被災状況
（平成 23 年 4 月 18 日撮影）



写真 2-54 同左応急復旧中
（平成 23 年 7 月撮影）

第4 災害査定状況

甚大な被害を受けた農林水産業関連施設等の迅速な復旧を図るため、発災から約2か月後の平成23年5月17日から災害査定が開始され、平成24年2月29日までの間に2,197か所の災害査定を受けた。



写真 2-55 災害査定状況（ため池）
（平成23年8月3日撮影）（本宮市）



写真 2-56 災害査定状況（農地）
（平成23年8月31日撮影）（新地町）



写真 2-57 災害査定状況（農道）
（平成23年8月29日撮影）（いわき市）



写真 2-58 災害査定状況
（水産業用器具修理施設）
（平成23年12月5日撮影）（相馬市）

表 2-8 災害査定結果一覧表

（単位：箇所、百万円）

	農業共同施設		水産業共同利用施設		農地・農業用施設		林道施設		治山施設		合計	
	箇所	決定額	箇所	決定額	箇所	決定額	箇所	決定額	箇所	決定額	箇所	決定額
県北	7	100	0	0	86	1,618	42	199	0	0	135	1,917
県中	2	12	0	0	663	8,420	39	232	0	0	704	8,664
県南	5	45	0	0	322	7,570	24	66	2	129	353	7,810
会津	0	0	0	0	31	333	15	118	0	0	46	451
南会津	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相双	2	138	4	218	870	71,866	11	34	4	4,174	891	76,430
いわき	0	0	0	0	57	719	8	113	3	269	68	1,101
合計	16	295	4	218	2,029	90,526	139	762	9	4,572	2,197	96,373

（平成24年3月31日現在）

第5 復旧工事の実施状況

1 農業共同利用施設等の復旧状況

地震により被災した農業共同利用施設などについては、復旧が進み、すでに再稼働している施設も多いが、津波により被災した施設においては、復旧が進んでいない施設もある。

【共同選果施設（国見町）】



写真 2-59 被災直後
(平成 23 年 3 月 12 日撮影)



写真 2-60 同左復旧後
(平成 23 年 7 月 15 日撮影)

【トマト栽培施設（いわき市）】



写真 2-61 被災直後
(平成 23 年 3 月 12 日撮影)



写真 2-62 同左復旧後
(平成 23 年 3 月 29 日撮影)

2 農地・農業用施設の復旧状況

(1) 県営災害復旧事業

ア 海岸災害復旧については全 13 地区で着手済み。

イ 排水機場やため池などの農業用施設については、61 地区のうち約 59% の 36 地区で着手済みであり、うち 6 地区が完了した。

【山ノ入ダム船舶進入路（二本松市）】



写真 2-63 被災状況
(平成 23 年 3 月 12 日撮影)



写真 2-64 同左復旧後
(平成 24 年 3 月下旬撮影)

(2) 団体営災害復旧事業

1,952地区のうち約48%の944地区で着手済みであり、うち388地区が完了した。

ア 農地の復旧については、除塩事業を除く570地区のうち194地区で着手済みであり、うち71地区が完了した。

イ 津波被災農地における除塩事業の対象87地区のうち25地区で着手済み。

ウ ため池や農業用水路、農道などの農業用施設については1,178地区のうち633地区で着手済みであり、うち287地区が完了した。

エ 生活関連施設（農業集落排水施設・農村公園）の復旧については、117地区のうち92地区で着手済みであり、うち30地区が完了した。

【津波被災農地（いわき市 岩間地区）】



写真 2-65 被災状況
(平成 23 年 3 月 30 日撮影)



写真 2-66 同左復旧後
(平成 23 年 7 月下旬撮影)



浸水した農地



代かき・攪拌



営農再開後

写真 2-67, 2-68, 2-69 除塩作業の流れ

【ため池 羽山下地区（伊達市）】



写真 2-70 被災状況
(平成 23 年 10 月 14 日撮影)



写真 2-71 同左復旧後
(平成 23 年 11 月 8 日撮影)

(3) 津波被災農地におけるほ場の大区画化など一体となった取組

津波により被災した農地の復旧に併せて、隣接する農地等を含めてほ場を大区画化する農用地災害復旧関連区画整理事業については、新地町と相馬市の全2地区で採択済みとなっている。

3 林道施設の復旧状況

林道施設の復旧工事については、67路線137か所のうち106か所で工事に着手済みであり、そのうち75か所が完了した。

【林道楽翁溪線（西郷村）】



写真 2-72 被災状況（西郷村）
（平成 23 年 4 月 18 日撮影）



写真 2-73 同左復旧後
（平成 24 年 5 月 25 日撮影）

4 治山施設の復旧状況

治山施設等については、治山施設災害復旧事業、災害関連緊急治山事業及び林地崩壊防止事業により復旧工事を実施しており、25か所の要復旧箇所のうち17か所について工事に着手し、そのうち4か所が完了した。

	要復旧箇所数	着手済み箇所数	完了箇所数
治山施設災害復旧事業	9	2	—
災害関連緊急治山事業	8	7	1
林地崩壊防止事業	8	8	3
合計	25	17	4

【ザラ久保地区（白河市）】



写真 2-74 被災直後
（平成 23 年 3 月 14 日撮影）



写真 2-75 同左復旧後
（平成 24 年 3 月 29 日撮影）

5 水産関連施設の復旧状況

(1) 漁船・漁具

漁船・漁具に被害を受けた漁業者の早急な漁業生産活動の再開に向けて、漁業協同組合と漁業協同組合連合会が、補助事業等の活用により漁船の建造や漁具の導入を実施した。

(2) 共同利用施設

被災した漁業協同組合や漁業協同組合連合会、水産加工業組合等が、補助事業等の活用により、市場や冷凍冷蔵施設、製氷施設等の補修やベルトコンベアー、フォークリフト等流失機器の導入を実施した。

(3) 漁場

県では、早期の漁場再開に向けて、震災により流出し、松川浦漁場に堆積した建築物や構造物の破片等の撤去を行うとともに、沿岸漁場における分布調査を実施した。

また、漁業者グループは、補助事業の活用により、沿岸漁場において徒手や底曳等による撤去を実施した。

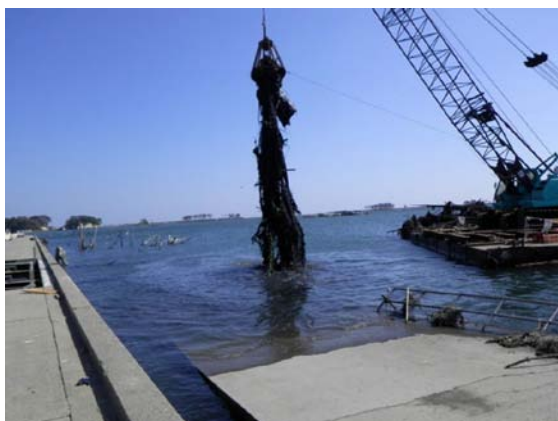


写真 2-76 漁場堆積物除去状況（松川浦）
（平成 23 年 10 月 12 日撮影）



写真 2-77 漁場堆積物除去状況（松川浦）
（平成 23 年 10 月 12 日撮影）



写真 2-78 漁場堆積物除去状況（松川浦）
（平成 23 年 10 月 12 日撮影）



写真 2-79 漁業者による立木等の撤去作業
（沿岸漁業）
（平成 23 年 10 月 3 日撮影）

第6 各種検討委員会等の開催

地震によりため池が決壊するなど農業用ダムやため池が多数被害を受けたこと、また、津波により海岸防災林のほとんどが流失したことを受け、被害の要因や復旧に向けた検討を行うため、第三者で構成する検討委員会等を設置した。

1 福島県農業用ダム・ため池耐震性検証委員会

(1) 設置目的

東北地方太平洋沖地震により、人的被害をもたらした藤沼湖をはじめとする本県のフィル型式の農業用ダム・ため池が多数被災したことを受けて、県民の安全・安心の確保と農業用水の安定的な供給を図るため、フィル型式の農業用ダム・ため池の耐震性の検証を行うことを目的として、「福島県農業用ダム・ため池耐震性検証委員会」を設置した。

(2) 検討事項

- ア 農業用ダム・ため池の耐震性簡易検証手法の確立について
- イ 山ノ入ダム及び松ヶ房ダムの健全性詳細評価について
- ウ 藤沼湖の決壊原因調査について

(3) 委員構成(H23.8.4委嘱)※敬称略

- (委員長) 田中忠次：(社)地域環境資源センター理事長(農業土木学会元会長)
- (委員) 龍岡文夫：東京理科大学理工学部土木工学科教授(地盤工学会元会長)
- (委員) 毛利栄征：(独)農村工学研究所施設工学研究領域長

(4) 開催経過

	開催日	場所	内容	簡易検証 手法確立	健全性 詳細評価	藤沼湖 決壊原因
第1回	H23.8.4(木)	藤沼湖、 山ノ入ダム、 松ヶ房ダム	現地	—	○	○
	H23.8.5(金)	福島県庁	審議	○	○	○
第2回	H23.8.29(月)	藤沼湖	現地	—	—	○
第3回	H23.10.18(火)	杉妻会館	審議	○	○	○
第4回	H23.12.20(火)	杉妻会館	審議	○	○	○
第5回	H24.1.25(水)	福島県庁	審議	○	○	○ 【最終】
第6回	H24.3.6(火)	ふくしま 中町会館	審議	○ 【最終】	○ 【最終】	

(5) 検討結果（概要）

各検討項目の検討結果委員会報告の概要は以下のとおり。

○ 藤沼湖の決壊原因調査（H24. 1. 25）

藤沼ダム決壊の素因は、上部盛土と中部盛土の状態にあり、誘因は強い地震動とこの強い地震動が長時間継続（50gal以上が100秒間継続）したことであると判断。

堤体は全体的に締固め度が近代的な施工方法と比較すると小さく、地震時に非排水条件になると堤体盛土の強度は低下し、特に砂分に富む材料からなる上部盛土は、水で飽和されている部分があり、今回のような地震動をうけるとさらに強度低下を示すこと、また、施工時期の違いによる盛土の締固め度の違いがすべりの発生に關与している可能性があることが判明。

○ 山ノ入ダム及び松ヶ房ダムの健全性詳細評価（H24. 3. 6）

【山ノ入ダム】

地震の影響は堤体から離れた位置にある貯水池法面等に限定されており、ダム本体の安全性が問題になるような変状や挙動は認められず、健全であるものと判断。

【松ヶ房ダム】

地震の影響は堤体から離れた位置にある施設や貯水位より上の地すべり地形等に限定されていた。揚圧力の微増や下流面の変位は上昇傾向を示したが、地震後の継続観測では安定していると判断され、評価の重要な指標となる漏水に問題は認められないことから、健全であるものと判断。

○ 農業用ダム・ため池の耐震性簡易検証手法の確立（H24. 3. 6）

① 被害状況の整理・分析

県内23箇所のアースダム（堤高15m以上）と16箇所のため池（堤高15m未満）の被害状況について分析した結果、震度5強以上の地震では深刻な被害をもたらす危険性があること、竣工年の古いため池は耐震性が低い可能性があることが分かった。

② 簡易な地質調査手法の検討

ボーリング調査に代わる簡易な調査手法として、下記の特徴を有する「自動サウンディング試験（NSWS）」を選定した。

- ・ 試料採取が可能
- ・ 貫入試験で換算N値が測定可能
- ・ 孔内せん断試験により三軸試験に最も近似レベルでせん断定数の把握が可能
- ・ 機材の現地搬入が容易であり、傾斜地での試験も簡易に実施可能

③ 簡易検証の手順

- ・ 既存資料で堤体等の土質データが把握できる場合は、すべり安定解析を実施。
- ・ 既存資料がない場合は、NSWSで土質データを把握し、すべり安定解析を実施。
- ・ 堤体に緩い砂質土層が存在する場合は、藤沼湖の決壊原因調査で得られた知見に基づき、別途詳細調査・解析を実施。

④ 耐震性簡易検証手法による検証対象施設の優先順位

- ・ 「農業用ため池緊急点検」の対象ため池
- ・ 東北地方太平洋沖地震で震度5強以上が観測された地域のため池
- ・ 県地震・津波被害想定調査で震度5強以上が想定される地域にあるため池



写真 2-80 委員による現地調査
(平成 23 年 8 月 4 日)



写真 2-81 検証委員会開催状況
(平成 23 年 8 月 5 日)



写真 2-82 報告書の提出
(平成 24 年 1 月 25 日)

2 東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会

東日本大震災では、津波により太平洋沿岸の海岸防災林に甚大な被害が生じたことから、林野庁は、これら被災した海岸防災林の再生にあたって、海岸防災林の被災状況を把握するとともに、海岸防災林の効果を検証し、復旧方法等の検討を行うため、学識経験者で構成する、「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」を平成 23 年 5 月 21 日に設置し、検討を行ってきた。

平成 24 年 1 月 25 日に開催された第 5 回の検討会において、海岸防災林の再生方針となる「今後における海岸防災林の再生について」が取りまとめられた。

報告書の主な内容は以下のとおり。

- 1 海岸防災林の被災状況及び津波に対する効果
地震に伴う大規模な津波により、海岸防災林に甚大な被害が発生した一方で、津波エネルギーの減衰や到達時間の遅延、漂流物の捕捉に効果がみられた。
- 2 海岸防災林の再生の基本的な考え方
地域の防災機能の確保を図る観点から、飛砂・風害の防備等の災害防止機能に加え、津波に対する被害軽減効果も考慮した海岸防災林の復旧・再生を検討した。
- 3 再生に当たって留意すべき事項
海岸防災林の再生に当たって、留意すべき主な事項は以下の 4 点。
 - (1) 林帯の配置（林帯幅の確保）
 - (2) 生育基盤の造成（盛土による根の健全な成長の確保）
 - (3) 人工盛土の造成（背後の林帯の保全のため人工盛土を造成）
 - (4) 森林の構成（大径木化、マツ類のほか広葉樹植栽等）
 このほか、地域の復興計画等との整合や災害廃棄物由来の再生資材の利用、植栽にあたっての地域住民等との連携についても記載している。

第1 農林水産物の安全・安心を確保する取組

1 緊急時における環境放射線モニタリングについて

(1) 緊急時における環境放射線モニタリングについて

緊急時における環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）は、原子力施設に異常事態が生じ、放射性物質又は放射線の異常な放出があるいはそのおそれがある場合に、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方公共団体等がそれぞれの防災計画に従って講ずる防災対策の一環として、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために実施するモニタリングのことを指す。

第1段階は、環境試料（飲料水、葉菜、原乳及び雨水）中の放射性物質の表面密度及び濃度について、原子力緊急事態の発生直後から速やかに開始され、第2段階は、土壌、植物、農畜産物、魚介類等を対象に、より広い地域で放射性物質及び放射線の周辺環境に対する全般的影響を評価し、確認するために行われる。

農林水産部では、平成23年3月16日に、国（原子力災害現地対策本部）に対して露地野菜と原乳の緊急時モニタリングの実施を要望し、同日から、採取した検体を財団法人日本分析センターに送り、分析を開始した。

(2) 分析体制

緊急時モニタリング開始当初は、財団法人日本分析センター等で分析が行われ、その後、県農業総合センターに4台のゲルマニウム半導体検出器を配備し、平成23年6月20日から分析業務を開始した。

また、平成23年9月1日からは、新たにゲルマニウム半導体検出器6台を県農業総合センターに増設して10台体制とするとともに、分析課を設置し分析体制を強化した。

(3) 緊急時モニタリングの分析手順



① 試料を調整する前にサーベイメータにより放射能レベルを確認



② 汚染を防止するために手袋を着用



③ 試料の番号、市町村名、品目名等を確認



④ 試料をできるだけ細かく刻む



⑤ 汚染防止のため、容器内部にパウチをセットし外側をビニール袋で包む



⑥ 隙間ができないよう、容器に試料を詰め込む



⑦ 電子天秤で試料の重量を測定する



⑧ ゲルマニウム半導体分析器の汚染防止のため、容器をビニール袋で包む



⑨ ゲルマニウム半導体分析器で分析する



(4) 食品中の放射性物質の基準値等について

第一原子力発電所の事故により放射性物質が広範囲に飛散したことを受け、厚生労働省は、平成23年3月17日に、原子力安全委員会が示した「飲食物摂取制限に関する指標値」を暫定規制値とし、暫定規制値を超える食品が食用に供されることがないように検査を実施することを地方自治体に対して通知した。

具体的には、緊急時モニタリングにより農林水産物等から暫定規制値を超える放射性物質が検出された場合、県による出荷・摂取の自粛要請または、国からの出荷・摂取制限の指示が出され、市場に流通されないよう措置された。

その後、厚生労働省において規制値の見直しについて検討を進め、平成24年3月15日に食品中の放射性物質の新たな基準値（以下、「基準値」という。）を告示し、平成24年4月1日から施行されることとなった。

なお、米、大豆、牛肉については、下記理由により経過措置が設けられた。

ア 米、大豆

1年1作で収穫後一定期間をかけて流通・消費される農作物であり、暫定規制値を前提に生産・検査が行われた平成23年産が広く流通していることから、平成24年産の流通が開始されるまでの期間を踏まえて、米及び大豆の経過措置をそれぞれ6か月と9か月とした。

イ 牛肉

冷凍牛肉の賞味期限が約2年間あり、平成24年4月1日以前にと畜された牛肉の在庫の残存率が十分に低くなるためには6か月を要すること、また、牛に給餌する飼料を新基準値に対応したものに切り替えたとしても生物的半減期から新基準値を下回るためには6か月を要する可能性があることをふまえ、経過措置を6か月とした。

新基準値	ヨウ素131 (Bq/kg)				セシウム134・セシウム137 (Bq/kg)				
	飲料水	牛乳・乳製品	野菜類 (根菜・芋類を除く)	魚介類	飲料水	牛乳・乳製品	野菜類	穀類	肉・卵・魚・その他
平成24年4月からの新基準値では設定されておりません。	300	300	2000	2000	200	200	500	500	500



図 3-1 暫定規制値と新基準値及び経過措置

(出典：ホームページ「ふくしま 新発売。」)

(5) 緊急時モニタリングの概要

平成23年3月16日から18日にかけて川俣町の酪農家から採取した原乳を分析した結果、食品衛生法における放射性ヨウ素の暫定規制値（300Bq/kg）を超過したため、県は平成23年3月19日に川俣町と関係団体に川俣町産原乳の出荷と自家消費の自粛を要請した。

また、平成23年3月19日に採取した原乳を分析（酪農家がいる37市町村から各1戸）した結果、4市町村で食品衛生法の放射性ヨウ素の暫定規制値、1村で食品衛生法の放射性セシウムの暫定規制値（200Bq/kg）を超過したことに加え、平成23年3月19日から県内一円でサンプルを収集して検査を開始した、露地野菜の検査結果が判明するまでの間、安全性を確保する必要があったため、平成23年3月20日に県は、県内で生産された原乳の出荷と自家消費の自粛及び県内で生産された露地野菜の出荷の自粛を各市町村及び関係団体に要請した。

さらに、平成23年3月21日に原子力災害対策本部長から県に対して、本県で産出されたハウレンソウ、カキナ及び原乳について、当分の間、出荷を控えることを関係事業者等に要請するよう指示があった。

その後、県が実施した緊急時モニタリングの結果に基づき、暫定規制値を超過した品目については、原子力災害対策本部長から摂取または出荷等の制限が指示される一方で、暫定規制値を安定して下回る品目については、出荷等の制限が解除された。

なお、平成24年3月末までに19,971点の分析を実施し、681点で暫定規制値または暫定許容値を超過した。

表 3-1 農林水産物の緊急時モニタリング実施状況
(平成23年3月16日～平成24年3月31日)

	検体数														暫定 規制 超 件	定 規 制 値 過 件	暫定 規制 値 以 下 件	定 規 制 値 下 数
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計				
野菜類	115	376	404	608	720	730	733	1,008	708	294	110	135	180	6,121	145	5,976		
原乳	121	46	63	46	40	50	40	45	45	40	50	40	40	666	15	651		
肉類	14	23	17	18	65	77	712	763	666	656	510	723	757	5,001	0	5,001		
鶏卵	7	20	1	11	11	11	11	11	22	22	33	31	30	221	0	221		
山菜 きのこ	21	103	214	92	55	81	197	220	25	42	10	9	14	1,083	127	956		
魚介類	2	18	80	221	248	282	338	420	495	237	186	581	449	3,557	227	3,330		
牧草 飼料作物	0	7	63	36	172	58	129	220	8	3	0	76	163	935	162	773		
穀類	0	0	0	0	43	104	1,170	802	192	22	0	1	0	2,334	3	2,331		
その他	0	0	1	1	23	4	9	11	4	0	0	0	0	53	2	51		
合計	280	593	843	1,033	1,377	1,397	3,339	3,500	2,165	1,316	899	1,596	1,633	19,971	681	19,290		

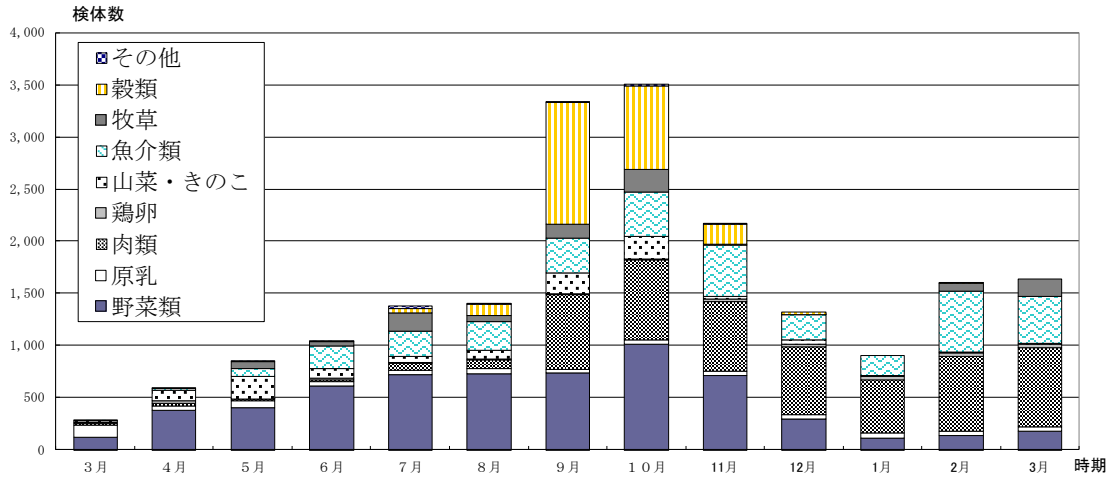


図 3-2 農林水産物の緊急時モニタリング実施状況
(平成 23 年 3 月 16 日～平成 24 年 3 月 31 日)

(6) 分析結果等の周知

県は、分析結果と出荷制限等の一覧表を F A X や電子メールで関係機関、団体、市場などへ送付するとともに、報道機関への説明や県のホームページへの掲載を行った。

また、平成 23 年 8 月 17 日に、ホームページ「ふくしま新発売。(農林水産物モニタリング情報)」を開設し、検査結果を検索できるようにするなど、分析結果の迅速かつ正確な公表に努めた。

は新基準値(平成24年3月以前は暫定規制値)を超過している農産物です。

品目	生産市町村名 (クリックで地図表示)	検出核種・濃度(Bq/kg)			サンプル 採取日	結果公表日
		ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137		
モモ	福島市	ND	12	23	2011-09-30	2011-10-04
モモ	福島市	ND	ND	8.6	2011-09-30	2011-10-04
モモ	福島市	ND	ND	11	2011-09-09	2011-09-13
モモ	福島市	ND	ND	ND	2011-09-09	2011-09-13
モモ	福島市	ND	12	14	2011-09-09	2011-09-13
モモ	福島市	ND	12	ND	2011-09-09	2011-09-13

図 3-3 ホームページ「ふくしま 新発売。」における緊急時モニタリングの結果公表

(7) 出荷等を差し控えるよう要請している福島県産の食品について

平成 23 年 3 月 16 日から開始した緊急時モニタリングにおいて、平成 24 年 3 月 31 日までに 19,971 検体の検査を実施し、その結果に基づき、摂取や出荷等を差し控えるよう要請している福島県産の食品は、表 3-2 のとおりとなっている。

表 3-2 摂取や出荷等を差し控えるよう要請している福島県産の食品 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

区分	品目	該当産出地	要請内容
野菜	非結球性葉菜類	田村市(福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の区域に限る)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の区域並びに計画的避難区域に限る)、川俣町(山木屋の区域に限る)、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の区域に限る)、葛尾村、飯館村	摂取・出荷
	結球性葉菜類		摂取・出荷
	アブラナ科花蕾類		摂取・出荷
	カブ		出荷
	畑ワサビ(根)	伊達市	出荷
	葉ワサビ	伊達市	出荷

区分	品目	該当産出地	要請内容
果実	ウメ	福島市、伊達市、相馬市、南相馬市、桑折町	出荷
	ビワ	南相馬市	出荷
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	出荷
	ザクロ	伊達市	出荷
	カキ	南相馬市	出荷
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	出荷
穀類	平成23年産米	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る)、二本松市(旧渋川村の区域に限る)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町の区域に限る)	出荷
	小麦	広野町(暫定規制値を超えたロットに限る)	出荷
	クリ	伊達市、南相馬市	出荷
工芸農作物	生茶葉	塙町	出荷
	なたね	田村市	出荷
山菜	くさそてつ(こごみ)(露地)	福島市、桑折町	出荷
	たけのこ	伊達市、相馬市、南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、三春町、西郷村	出荷
きのこ	原木しいたけ(露地)	飯舘村	摂取・出荷
		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、檜葉町、広野町、葛尾村、川内村(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る)	出荷
	原木しいたけ(施設)	伊達市、川俣町、新地町	出荷
	原木ナメコ(露地)	相馬市、いわき市	出荷
	野生きのこ(菌根菌類、腐生菌類)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯舘村 南相馬市、いわき市、棚倉町	出荷 摂取・出荷
畜産物	原乳	田村市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに計画的避難区域に限る)、川俣町(山木屋の区域に限る)、檜葉町(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る)、葛尾村、飯舘村	出荷
	牛(12月齢未満のもの、及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるものを除く)	全市町村	県外への移動
	牛(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるものを除く)	全市町村	と畜場への出荷
水産物	いかなごの稚魚(コウナゴ)	本県において水揚げされたもの	摂取・出荷
	ヤマメ(養殖により生産されたものを除く)	新田川(支流を含む)	摂取・出荷 採捕
		秋元湖、檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る)及び本県内の阿武隈川(支流を含む)、真野川(支流を含む)、太田川(支流を含む)	出荷・採捕
		本県内の久慈川(支流を含む)	採捕
	ウグイ	真野川(支流を含む)及び本県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む)、秋元湖、檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る) 本県内の久慈川(支流を含む)	出荷・採捕 採捕

第3章 原子力災害への対応

区分	品目	該当産出地	要請内容
水産物	イワナ(養殖により生産されたものを除く)	福島市内の阿武隈川本流及び支流、 <u>本県内の阿武隈川(支流を含む)、秋元湖、檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る)、野尻川(支流を含む)</u>	採捕
	モクズガニ	真野川本流及び支流	採捕
	アユ(養殖により生産されたものを除く)	真野川(支流を含む)、新田川(支流を含む)及び本県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む)	出荷・採捕
	ホンモロコ(養殖)	川内村	出荷
	コイ(養殖により生産されたものを除く)	<u>本県内の阿賀川(支流を含む)のうち金川発電所、大川ダム及び片門ダムの上流を除く区域</u>	採捕
	フナ(養殖により生産されたものを除く)	<u>本県内の阿賀川(支流を含む)のうち金川発電所、大川ダム及び片門ダムの上流を除く区域、真野川(支流を含む)</u>	採捕
	ヒメマス	<u>沼沢湖及び沼沢湖に流入する河川</u>	採捕

※ _____ (二重線) で示した部分は、平成24年4月1日以降に差し控えるよう要請している内容。

表 3-3 農林水産物の緊急時モニタリングに関する経過一覧

月日	出来事	国の対応	県の対応
平成23年			
3月16日		川俣町において原乳の緊急時モニタリング実施(16日~18日)	
3月17日		食品中の放射性物質の暫定規制値を設定	農林水産物に係る緊急時モニタリングの実施を関係機関に通知
3月19日	川俣町の原乳から暫定規制値を上回る放射性ヨウ素、セシウム検出	「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」通知	全市町村で葉菜類の緊急時モニタリングを開始 川俣町に原乳の出荷自粛要請
3月20日	原乳から暫定規制値を上回る放射性ヨウ素、セシウム検出		緊急時モニタリングの分析結果が判明するまでの間、露地野菜の出荷自粛を要請 県全域の原乳の出荷自粛要請
3月21日	茨城県、栃木県、群馬県のホウレンソウ及び栃木県、群馬県のカキナから放射性ヨウ素、セシウム検出	ホウレンソウ、カキナについて出荷制限を指示 県全域に原乳の出荷制限指示	
3月23日	3/21に採取した県産野菜より暫定規制値を上回る放射性ヨウ素、セシウム検出	非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類の出荷及び摂取制限、カブの出荷制限を指示	
3月26日			鶏卵の緊急時モニタリングを開始(2回/月)
3月30日			食肉(牛肉、豚肉、鶏肉)の緊急時モニタリングを開始(4回/月)
3月31日	牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出	牛肉の再検査実施	牛肉について再検査要請
4月1日	3月31日に放射性ヨウ素、セシウムが検出された牛肉の再検査の結果、検出限界値未満であることを確認		
4月4日		「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」公表	
4月7日			「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき原乳のサンプル採取場所をクーラーステーション又は乳業工場単位に変更

月日	出来事	国の対応	県の対応
平成23年			
4月8日	3月31日に公表された牛肉の検査結果について検出限界値未満に訂正	原乳の出荷制限解除指示 (喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町)	
4月9日	南会津の乳業工場において県産原乳使用再開		
4月13日	相馬市産セリにおいて暫定規制値を超える放射性ヨウ素、セシウム検出		相馬市産セリの出荷自粛要請 「野菜の出荷・摂取制限解除モニタリング計画に係る説明会」開催
	会津地方の乳業工場で県産原乳使用再開		
	コウナゴ（いかなごの稚魚）から暫定規制値を上回る放射性ヨウ素、セシウムを検出。	コウナゴの摂取自粛を要請（厚労省）	
4月14日		粗飼料中の放射性物質暫定許容値通知	
4月16日			「出荷制限等の品目・区域（野菜）の設定解除の進め方」策定・通知 緊急時モニタリングの実施（週3回：月水木）
		原乳の出荷制限解除指示 (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、国見町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、大玉村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	
4月17日			原乳の出荷制限解除に係る連絡会議の開催
4月19日			原乳の出荷制限解除に係る連絡会議の開催
4月20日		コウナゴ（いかなごの稚魚）の摂取及び出荷制限指示	
4月21日		原乳の出荷制限解除指示 (相馬市、新地町)	
4月22日	警戒区域及び計画的避難区域、緊急時避難準備区域の設定	飼料中の放射性物質暫定許容値の設定	
4月26日	県内乳業メーカーで県産原乳の全面利用再開		
4月27日		結球性葉菜類の出荷制限解除指示 (会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村)以下、県内各地域について同様に解除指示	
		アブラナ科花蕾類の出荷制限解除を指示 (白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)以下、県内各地域について同様に出荷制限解除指示。	
4月28日	県産牛乳の安全性 PR		
4月30日			牧草の緊急時モニタリングを開始

第3章 原子力災害への対応

月日	出来事	国の対応	県の対応
平成23年			
5月1日		原乳の出荷制限解除指示 (南相馬市、川俣町の一部)	
5月4日		非結球性葉菜類の出荷制限の解除を指示。 (白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、いわき市)以下、県内各地域について同様に解除指示。	
		カブの出荷制限の解除を指示 (福島市、川俣町(山木屋の区域を除く)、伊達市、桑折町、国見町、二本松市、大玉村、本宮市、郡山市、田村市(警戒区域を除く)、三春町、小野町、須賀川市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、いわき市)以下、県内各地域について同様に解除指示。	
5月5日	初の果樹の緊急時モニタリングを施設栽培のアウトウで実施		
5月6日			「出荷制限・摂取制限に伴う出荷管理等の進め方」説明会開催
5月10日	福島市産のカブについて、出荷制限等解除後、暫定規制値を超える放射性セシウム検出		福島市産カブの出荷自粛を要請
5月12日			県北地方のカブの影響調査実施
5月13日			福島市産カブの出荷自粛要請を取り下げ
5月16日			「園芸作物の緊急時モニタリング検査の実施に係る取り扱い」通知 緊急時避難準備区域(南相馬市)からの原乳出荷に向けて打合せ実施
5月17日			緊急時避難準備区域(田村市、川内村)からの原乳出荷にむけて打合せ実施
5月19日		「野菜等に含まれる放射性物質の調査計画」通知	
5月20日	塙町産の生茶葉において暫定規制値を越える放射性セシウム検出		塙町産生茶葉の出荷自粛を要請
5月24日			出荷制限区域(計画的避難区域)から解除地域へ移動した牛から産出される原乳の出荷自粛を要請
5月27日		「農地土壌中の放射性セシウムの野菜類と果実類への移行について」公表	
5月28日	伊達市産のウメから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		伊達市産ウメの出荷自粛を要請
6月1日	福島市、伊達市、桑折町産のウメから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		福島市及び桑折町産ウメの出荷自粛を要請
6月2日		福島市、伊達市及び桑折町において産出されたウメに出荷制限の指示	

月日	出来事	国の対応	県の対応
平成23年			
6月3日	相馬市、南相馬市産のウメから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		「野菜等に含まれる放射性物質の調査計画について」通知 相馬市及び南相馬市産ウメの出荷自粛を要請
6月5,6日	県北地方のアブラナ科花蕾類が出荷等制限解除前に販売されていたことが判明		
6月6日		相馬市及び南相馬市において産出されたウメに出荷制限の指示	
	阿武隈川のヤマメから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出	阿武隈川（支流を含む。）において採捕されたヤマメの出荷制限を指示	
	檜原湖、秋元湖、小野川湖、長瀬川のヤマメから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出	檜原湖、秋元湖、小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）と長瀬川（酸川との合流点から上流の部に限る。）において採捕されたヤマメの出荷制限を指示	
6月7,9日		「野菜の出荷制限指示の徹底について」通知	出荷管理対策の徹底を関係機関、団体等へ通知
6月10日			出荷管理対策状況調査の一斉実施開始
6月15日			「出荷制限品目に係る販売事案及び出荷管理対策」及び「出荷管理状況調査（総点検）結果」を国へ報告
		アブラナ科花蕾類の出荷等制限解除指示 （福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市（警戒区域及び計画的避難地域を除く）、桑折市、国見市、川俣町（山木屋地区を除く）、新地町、大玉村）	
6月17日	真野川のウグイ、ヤマメから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出	真野川（支流を含む。）において採捕されたウグイ、ヤマメの出荷制限を指示	
6月22日			露地栽培のモモの緊急時モニタリングを初めて開始
6月23日		カブの出荷制限解除指示。 （相馬市、南相馬市（警戒区域及び計画的避難地域を除く）、新地町）	
	真野川のモクズガニから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		真野川（支流を含む。）でのモクズガニの採捕自粛を要請。
6月24日			穀類における放射性物質調査に係る説明会の開催
6月27日		「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（改訂版）」公表	
	真野川、新田川、阿武隈川のアユから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出	真野川（支流を含む）、新田川（支流を含む）、阿武隈川（信夫ダムの下流（支流を含む）において採捕されたアユの出荷制限を指示	
	阿武隈川のウグイから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出	阿武隈川（信夫ダムの下流（支流を含む））において採捕されたウグイの出荷制限を指示	

第3章 原子力災害への対応

月日	出来事	国の対応	県の対応
平成23年			
6月29日			「出荷制限等の品目・区域（野菜）の設定解除の進め方」の周知（説明会開催） 野菜振興会議において「新たな解除ルール等」の説明
6月30日	伊達市の霊山町下小国、上小国、石田（宝司沢）、月舘町月舘（相葎）の一部が特定避難勧奨地点に指定		「穀類における放射性物質調査について」通知
7月1日			「特定避難勧奨地点を含む一定の区域における作付状況調査について（県北）」通知
7月8日			なたねの緊急時モニタリングを開始
7月14日			伊達市の特定避難勧奨地点を含む一定の区域に係る出荷管理について関係機関等と検討し、考え方をとりまとめ国へ提出
7月15日	南相馬市産のピワから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		南相馬市産ピワの出荷自粛を要請
7月20日	川内村で産出されたホンモロコから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		川内村のホンモロコの出荷自粛を要請
7月21日	南相馬市産のイチジクから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出 南相馬市の鹿島区榎原、原町区大谷、原町区大原、原町区高倉の一部が特定避難勧奨地点に指定		南相馬市産のイチジクの出荷自粛を要請
7月25日	広野町の小麦ロットから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出 田村市のなたねから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		夏そばの緊急時モニタリングの開始 広野町で暫定規制値を超えた小麦ロットの出荷自粛を要請 田村市産のなたねの出荷自粛を要請
7月29日			相馬市産せりの自粛要請を取り下げ 南相馬市の特定避難勧奨地点を含む一定の区域に係る出荷管理について関係機関等と検討
8月3日	南相馬市について7月21日指定の上記地区の一部追加とともに、原町区馬場、原町区片倉、原町区押釜の一部が特定避難勧奨地点に指定 川内村大字下川内字三ツ石・勝追の一部が特定避難勧奨地点に指定		
8月4日		「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（改訂版）」公表	
8月5日			米の放射性物質調査にかかる説明会を開催
8月8日			「米の放射性物質調査の実施について」により、調査終了までの間、米の出荷を見合わせるよう通知

月日	出来事	国の対応	県の対応
平成23年			
8月25日			米の緊急時モニタリング（早期出荷米調査）の開始
8月26日	福島市、南相馬市産のユズから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		福島市及び南相馬市産ユズの出荷自粛を要請
8月29日		福島市及び南相馬市において産出されたユズの出荷制限を指示	
9月8日			南相馬市産イチジクの自粛要請を取り下げ
9月9日			米の緊急時モニタリング（予備調査）開始 米の緊急時モニタリング（早期出荷米調査）終了
9月15日	伊達市産のクリから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		伊達市産クリの出荷自粛を要請
9月16日			米の緊急時モニタリング（本調査）開始 「秋そば、小豆及び雑穀に係る緊急時モニタリング検査の実施について」通知
9月20日	南相馬市産のクリから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出	伊達市及び南相馬市産において産出されたクリの出荷制限を指示	南相馬市産クリの出荷自粛を要請
9月21日			小豆の緊急時モニタリングの開始
9月23日	米の予備調査において、二本松市で暫定規制値と同じ 500Bq/kg が検出		近隣の同様な水田を調査するとともに、土壌中の放射性セシウム濃度が高い他市町村でも予備調査の点数を増加して調査を実施
9月27日			秋そばの緊急時モニタリングの開始
9月29日			米の緊急時モニタリング（予備調査）終了
9月30日	緊急時避難準備区域解除		
10月6日		「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」公表	
10月7日		原乳の出荷制限解除指示（会津若松市、桑折町、棚倉町、会津坂下町、西会津町、柳津町、金山町、只見町、広野町、楡葉町（警戒区域を除く）、玉川村、天栄村、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村）	
10月11日			「園芸作物の緊急時モニタリング検査の実施に係る取扱について」一部改正通知
10月12日			米の緊急時モニタリング（本調査）終了 全ての市町村における23年産米の出荷見合わせを解除
10月13日	伊達市、桑折町産のユズから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		伊達市及び桑折町産ユズの出荷自粛を要請

第3章 原子力災害への対応

月日	出来事	国の対応	県の対応
平成23年			
10月14日	伊達市産のザクロから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出	伊達市及び桑折町において産出されたユズの出荷制限の指示	伊達市産ザクロの出荷自粛を要請 「あんぼ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の加工自粛について」通知 雑穀の緊急時モニタリングの開始
10月18日			「大豆に係る緊急時モニタリング検査の実施について」通知
10月21日			「放射性物質に係る柿の試験加工による検査の実施について」通知 大豆の緊急時モニタリングの開始
10月31日		「きのご原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法の制定について」通知	「園芸作物の緊急時モニタリング検査の出荷前実施の徹底について」通知
11月2日			「あんぼ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の加工自粛について」通知
11月8日	南相馬市産のカキから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		南相馬市産カキの出荷自粛を要請
11月11日			「マッシュルーム菌床用培地の使用について」通知
11月15日	伊達市産の畑ワサビ（根）から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出 南相馬市産のキウイフルーツから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		伊達市産畑ワサビ（根）の出荷自粛を要請 南相馬市産キウイフルーツの出荷自粛を要請
11月16日	福島市旧小国村産の米から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		福島市旧小国村の23年産米の出荷自粛を要請 米の放射性物質緊急調査開始
11月17日		福島市旧小国村の23年産米の出荷制限を指示	
11月18日			「あんぼ下記及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の取り扱いについて」通知
11月22日			「あんぼ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の出荷前自主検査の指導徹底について」通知 「米の放射性物質の緊急調査の実施について」通知（調査対象は4市12地区）
11月25日	伊達市霊山町下小国の一部について6月30日指定に加え、霊山町石田、保原町富沢の一部が特定避難勧奨地点に指定		
11月28日	米の緊急調査において伊達市旧月舘町及び旧小国村産の米から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		伊達市旧月舘町及び旧小国村の23年産米の出荷自粛を要請
11月29日		伊達市旧月舘町及び旧小国村の23年産米の出荷制限を指示	

月日	出来事	国の対応	県の対応
平成23年			
11月30日			米の放射性物質緊急調査の対象区域を拡大(調査対象は29市129地区)
12月2日	米の緊急調査において福島市旧福島市産の米から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		福島市旧福島市の23年産米の出荷自粛を要請
12月5日		福島市旧福島市の23年産米の出荷制限を指示	
			「園芸作物における緊急時モニタリングに係る検討会」開催
12月7日	米の緊急調査において二本松市旧渋川村産の米から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		二本松市旧渋川村の23年産米の出荷自粛を要請
		二本松市旧渋川村の23年産米の出荷制限を指示	
12月8日	相馬市産のキウイフルーツから暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		相馬市産キウイフルーツの出荷自粛を要請
	米の緊急調査において伊達市旧富成村及び旧柱沢村産の米から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		伊達市旧富成村及び旧柱沢村の23年産米の出荷自粛を要請
12月9日		伊達市旧富成村及び旧柱沢村の23年産米の出荷制限を指示	
		南相馬市及び相馬市において産出されたキウイフルーツの出荷制限を指示	
12月18日	米の緊急調査において伊達市旧掛田町産の米から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		伊達市旧掛田町の23年産米の出荷自粛を要請
12月19日		伊達市旧掛田町の23年産米の出荷制限を指示	
12月29日	米の緊急調査において伊達市旧堰本村産の米から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出		伊達市旧堰本村の23年産米の出荷自粛を要請
平成24年			
1月4日		伊達市旧堰本村の23年産米の出荷制限を指示	
1月17日		「園芸作物の緊急時環境放射線モニタリングの進め方」意見交換	同左
2月3日			米の放射性物質緊急調査が終了
			「園芸作物の緊急時モニタリング資料」作成配布
2月20日			「園芸作物における緊急時モニタリングの進め方」説明会開催
3月5日			「園芸作物の緊急時環境放射線モニタリングの進め方について」策定・通知
3月12日		原子力災害対策本部が食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を改正	

第3章 原子力災害への対応

月日	出来事	国の対応	県の対応
平成24年			
3月29日	新田川のヤマメから暫定規制値を越える放射性セシウムを検出	新田川（支流を含む。）のヤマメの摂取制限を指示	
	太田川の子アサギから暫定規制値を越える放射性セシウムを検出	太田川（支流を含む。）において採捕されたヤマメの出荷制限を指示	
	檜原湖、秋元湖、小野川湖、長瀬川のウグイから暫定規制値を越える放射性セシウムを検出	檜原湖、秋元湖、小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む）と長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る）において採捕されたウグイの出荷制限を指示	
3月30日		平成23年産大豆で食品中の放射性物質の新たな基準値である100Bq/kgを超えた市町村の大豆の出荷自粛に伴う損害賠償の対象になる旨を通知	
			食品中の放射性物質の新たな基準値である100Bq/kgを超えた小麦8ロット、柳津町産夏そば、泉崎村産秋そばについて出荷・販売の自粛を要請

表 3-4 農林水産物の出荷制限・摂取制限の状況一覧

※日付について「平成24年」の記載がない場合は平成23年。

※ は、県が独自に出荷等の自粛要請を行ったもの。

区分	品目等	出荷制限・摂取制限等		変更・解除	
		月日	内容	月日	内容
野菜	露地野菜	3月20日	出荷自粛を要請(県独自)	3月21日	国の指示によりホウレンソウとカキナの出荷制限に変更
	非結球性 葉菜類	3月21日	ホウレンソウ、カキナについて出荷制限	5月4日	白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、いわき市について解除
		3月23日	出荷制限及び摂取制限	5月11日	会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村について解除
				5月25日	相馬市、南相馬市(警戒区域及び計画的避難区域を除く)、新地町について解除
				6月1日	郡山市、須賀川市、田村市(警戒区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村について解除
				6月23日	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く)、大玉村について解除
				11月4日	広野町、川内村(警戒区域を除く)について解除

区 分	品 目 等	出荷制限・摂取制限等		変 更 ・ 解 除	
		月 日	内 容	月 日	内 容
野菜	結球性葉菜類	3月23日	出荷制限及び摂取制限	4月27日	会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村について解除
				5月4日	郡山市、田村市(警戒区域を除く)、三春町、小野町、須賀川市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、いわき市について解除
				5月11日	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村について解除
				5月25日	相馬市、南相馬市(警戒区域及び計画的避難区域を除く)、新地町について解除
				10月28日	広野町、川内村(警戒区域を除く)について解除
	アブラナ科 花蕾類	3月23日	出荷制限及び摂取制限	4月27日	白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村について解除
				5月4日	いわき市について解除
				5月11日	郡山市、須賀川市、田村市(警戒区域を除く)、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町について解除
				5月18日	会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村について解除
				6月15日	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市(警戒区域及び計画的避難区域を除く)、桑折町、国見町、川俣町(山木屋地区を除く)、新地町、大玉村について解除
				10月28日	広野町、川内村(警戒区域を除く)について解除
	カブ	3月23日	出荷制限	5月4日	福島市、川俣町(山木屋の区域を除く)、伊達市、桑折町、国見町、二本松市、大玉村、本宮市、郡山市、田村市(警戒区域を除く)、三春町、小野町、須賀川市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、いわき市について解除
				5月13日	福島市産の自粛要請を取り下げ
		5月10日	福島市産の出荷自粛を要請(県独自)		
					5月18日
6月23日	相馬市、南相馬市(警戒区域及び計画的避難区域を除く)、新地町について解除				
11月4日	広野町、川内村(警戒区域を除く)について解除				

第3章 原子力災害への対応

区 分	品 目 等	出 荷 制 限 ・ 摂 取 制 限 等		変 更 ・ 解 除	
		月 日	内 容	月 日	内 容
野菜	セリ	4月13日	相馬市産の出荷自粛を要請（県独自）	7月29日	相馬市産の自粛要請を取り下げ
	畑ワサビ（根）	11月15日	伊達市産の出荷自粛を要請（県独自）		
	葉ワサビ	平成24年 2月3日	伊達市産の出荷自粛を要請（県独自）		
果樹	ウメ	5月28日	伊達市産の出荷自粛を要請（県独自）	6月2日	国の指示により出荷制限に変更
		6月1日	福島市、桑折町産の出荷自粛を要請（県独自）		
		6月3日	相馬市、南相馬市産の出荷自粛を要請（県独自）	6月6日	国の指示により出荷制限に変更
	ピワ	7月15日	南相馬市産の出荷自粛を要請（県独自）		
	イチジク	7月21日	南相馬市産の出荷自粛を要請（県独自）	9月8日	南相馬市産の出荷自粛を取り下げ
	ユズ	8月26日	福島市産、南相馬市産の出荷自粛を要請（県独自）	8月29日	国の指示により出荷制限に変更
		10月13日	伊達市産、桑折町産の出荷自粛を要請（県独自）	10月14日	国の指示により出荷制限に変更
		平成24年 1月7日	いわき市産の出荷自粛を要請（県独自）	平成24年 1月10日	国の指示により出荷制限に変更
	ザクロ	10月14日	伊達市産の出荷自粛を要請（県独自）		
	カキ	11月8日	南相馬市産の出荷自粛を要請（県独自）		
	キウイ フルーツ	11月15日	南相馬市産の出荷自粛を要請（県独自）	12月9日	国の指示により出荷制限に変更
		12月8日	相馬市産の出荷自粛を要請（県独自）		
穀類	ナタネ	7月25日	田村市産の出荷自粛を要請（県独自）		
	小麦	7月25日	広野町産（暫定規制値を超えたロットに限る）（県独自）		
	クリ	9月6日	南相馬市産の出荷自粛を要請（県独自）	9月20日	国の指示により出荷制限に変更
		9月16日	伊達市産の出荷自粛を要請（県独自）		
	平成 23 年産米	11月16日	福島市（旧小国村）産の出荷自粛を要請（県独自）	11月17日	国の指示により出荷制限に変更
		11月28日	伊達市（旧小国村、旧月舘町）産の出荷自粛を要請（県独自）	11月29日	国の指示により出荷制限に変更
		12月2日	福島市（旧福島市）産の出荷自粛を要請（県独自）	12月5日	国の指示により出荷制限に変更
		12月7日	二本松市（旧渋川村）産の出荷自粛を要請（県独自）	12月8日	国の指示により出荷制限に変更
		12月8日	伊達市（旧柱沢村、旧富成村）産の出荷自粛を要請（県独自）	12月9日	国の指示により出荷制限に変更
		12月18日	伊達市（旧掛田町）産の出荷自粛を要請（県独自）	12月19日	国の指示により出荷制限に変更
12月30日		伊達市（旧堰本村）産の出荷自粛を要請（県独自）	平成24年 1月4日	国の指示により出荷制限に変更	

区 分	品 目 等	出荷制限・摂取制限等		変 更 ・ 解 除	
		月 日	内 容	月 日	内 容
工芸作物	生茶葉	5月20日	埴町産の出荷自粛を要請(県独自)		
山菜	ごごみ (くさそてつ)	5月1日	福島市産の出荷自粛を要請(県独自)	5月9日	国の指示により出荷制限に変更
		5月8日	桑折町産の出荷自粛を要請(県独自)		
	たけのこ	5月1日	いわき市産の出荷自粛を要請(県独自)	5月9日	国の指示により出荷制限に変更
		5月6日	相馬市、伊達市、天栄村、平田村、三春町の出荷自粛を要請(県独自)	5月30日	平田村について解除
				6月8日	いわき市について解除
		5月12日	南相馬市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、西郷村の出荷自粛を要請(県独自)	5月13日	国の指示により出荷制限に変更
6月21日	国見町、天栄村について解除				
きのこ類	原木しいたけ (露地)	4月3日	いわき市産の出荷自粛を要請(県独自)	4月10日	いわき市産の出荷自粛要請の取り下げ
		4月10日	伊達市産、新地町産、飯館村産の出荷自粛を要請(県独自)	4月13日	国の指示により摂取制限、出荷制限に変更
		4月10日	飯館村産の摂取自粛を要請(厚労省)		
		4月13日	飯館村産の出荷制限及び摂取制限 伊達市、相馬市、南相馬市、田村市、いわき市、新地町、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、葛尾村、川内村の出荷制限	4月25日	いわき市について解除
				5月16日	田村市(警戒区域を除く)、新地町について解除
				5月23日	川内村(警戒区域を除く)について解除
		4月17日	福島市産の出荷自粛を要請(県独自)	4月18日	国の指示により出荷制限に変更
		4月24日	本宮市産の出荷自粛を要請(県独自)	4月25日	国の指示により出荷制限に変更
	10月15日	二本松市産の出荷自粛を要請(県独自)	10月18日	国の指示により出荷制限に変更	
	原木しいたけ (施設)	7月15日	伊達市産、本宮市産の出荷自粛を要請(県独自)	7月19日	国の指示により出荷制限に変更
				9月7日	本宮市について解除
		7月21日	新地町産の出荷自粛を要請(県独自)	7月22日	国の指示により出荷制限に変更
		11月11日	川俣町産の出荷自粛を要請(県独自)	11月14日	国の指示により出荷制限に変更
	菌床しいたけ (施設)	10月29日	相馬市産の出荷自粛を要請(県独自)	12月17日	相馬市産の出荷自粛要請を取り下げ
	原木なめこ (露地)	8月12日	相馬市産の出荷自粛を要請(県独自)	10月31日	国の指示により出荷制限に変更
		10月29日	いわき市産の出荷自粛を要請(県独自)		
	野生きのこ (菌根菌類)	8月12日	古殿町産の出荷自粛を要請(県独自)	9月6日	国の指示により出荷制限に変更
		9月3日	棚倉町産の摂取及び出荷自粛を要請(県独自)	9月6日	国の指示により摂取制限、出荷制限に変更
		9月10日	いわき市産の摂取及び出荷自粛を要請(県独自)	9月15日	国の指示により野生きのこの摂取制限、出荷制限に変更
		9月10日	福島市、白河市、川内村産の出荷自粛を要請(県独自)	9月15日	国の指示により中通り、浜通り、猪苗代町について野生きのこの出荷制限

第3章 原子力災害への対応

区 分	品 目 等	出荷制限・摂取制限等		変 更 ・ 解 除	
		月 日	内 容	月 日	内 容
きのこ類	野生きのこ (菌根菌類・腐生菌類)	9月15日	国の指示により中通り、浜通り、猪苗代町について野生きのこの出荷制限		
		9月17日	南相馬市産の摂取自粛を要請(県独自)	9月20日	国の指示により摂取制限に変更
		10月15日	喜多方市産の出荷自粛を要請(県独自)	10月18日	国の指示により出荷制限に変更
畜産物	原乳	3月19日	川俣町の出荷及び自家消費の自粛を要請(県独自)	3月21日	国の指示により出荷制限に変更
		3月20日	出荷及び自家消費の自粛を要請(県独自)		
		3月21日	出荷制限	4月8日	喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町について解除
				4月16日	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(旧都路村の区域を除く)、白河市、いわき市、国見町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、大玉村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村について解除
				4月21日	相馬市、新地町について解除
				5月1日	南相馬市(鹿島区のうち、鳥崎、大内、川子及び塩崎の区域を除く)、川俣町(山木屋の区域を除く)について解除
				6月8日	田村市(警戒区域を除く)、南相馬市(警戒区域並びに計画的避難区域を除く)、川内村(警戒区域を除く)について解除
	10月7日	会津若松市、桑折町、棚倉町、会津坂下町、西会津町、柳津町、金山町、只見町、広野町、檜葉町(警戒区域を除く)、玉川村、天栄村、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村について解除			
	肉牛	7月8日	南相馬市の出荷自粛を要請(県独自)	7月19日	国の指示により県外への移動(12月齢未満の牛を除く。)、と畜場への出荷制限に変更
		7月14日	県内の出荷自粛を要請(県独自)		
			8月25日	国の指示により、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛について解除(一部解除)	
水産物	コウナゴ (いかなごの稚魚)	4月13日	摂取自粛を要請(厚労省)		
		4月20日	出荷制限及び摂取制限		
	ヤマメ (養殖により生産されたものを除く)	5月19日	伊達市内の阿武隈川本流及び支流の採捕自粛を要請(県独自)		
		5月26日	福島市内の阿武隈川本流及び支流、猪苗代町と北塩原村の採捕自粛を要請(県独自)		
		6月2日	白河市内の阿武隈川本流及び支流の採捕自粛を要請(県独自)	6月6日	秋元湖、檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む)が国の指示により出荷制限

区 分	品 目 等	出荷制限・摂取制限等		変 更 ・ 解 除	
		月 日	内 容	月 日	内 容
水産物	ヤマメ (養殖により生産されたものを除く)	6月16日	本県内の真野川本流及び支流の採捕自粛を要請(県独自)	6月17日	真野川(支流を含む)が国の指示により出荷制限
		平成24年3月15日	本県内の久慈川(支流を含む)の平成24年4月1日以降の採捕自粛を要請(県独自)		
		平成24年3月28日	新田川(支流を含む)の摂取及び採捕自粛を要請(県独自)	平成24年3月29日	新田川(支流を含む)が国の指示により摂取及び出荷制限に変更
			太田川(支流を含む)の採捕自粛を要請(県独自)		太田川(支流を含む)が国の指示により出荷制限に変更
	ウグイ	5月26日	福島市内の阿武隈川本流及び支流の採捕自粛を要請(県独自)	6月27日	本県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む)が国の指示により出荷制限
		6月16日	本県内の真野川本流及び支流の採捕自粛を要請(県独自)	6月17日	真野川(支流を含む)が国の指示により出荷制限
		平成24年3月15日	本県内の久慈川(支流を含む)の平成24年4月1日以降の採捕自粛を要請(県独自)		
		平成24年3月28日	檜原湖及び檜原湖に流入する河川の採捕自粛を要請(県独自)	平成24年3月29日	秋元湖、檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む)が国の指示により出荷制限に変更
	イワナ (養殖により生産されたものを除く)	6月16日	福島市内の阿武隈川本流及び支流の採捕自粛を要請(県独自)		
		平成24年3月15日	本県内の阿武隈川(支流を含む)の平成24年4月1日以降の採捕自粛を要請(県独自)		
		平成24年3月28日	秋元湖、檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川と長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る)の平成24年4月1日以降の採捕自粛を要請(県独自)		
			野尻川(支流を含む)の平成24年4月1日以降の採捕自粛を要請(県独自)		
	モクズガニ	6月23日	真野川(支流を含む)の採捕自粛を要請(県独自)		
	アユ (養殖により生産されたものを除く)	6月27日	真野川(支流を含む)、新田川(支流を含む)及び本県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む)		
ホンモロコ (養殖)	7月20日	川内村産について出荷自粛を要請(県独自)			
コイ (養殖により生産されたものを除く)	平成24年3月15日	本県内の阿賀川(支流を含む)のうち金川発電所、大川ダム及び片門ダムの上流を除く区域の平成24年4月1日以降の採捕自粛を要請(県独自)			

区 分	品 目 等	出荷制限・摂取制限等		変 更 ・ 解 除	
		月 日	内 容	月 日	内 容
水産物	フナ (養殖により 生産されたもの を除く)	平成24年 3月15日	本県内の阿賀川(支流を含む)のうち金川発電所、大川ダム及び片門ダムの上流を除く区域の平成24年4月1日以降の採捕自粛を要請(県独自)		
		平成24年 3月28日	真野川(支流を含む)の平成24年4月1日以降の採捕自粛を要請(県独自)		
	ヒメマス	平成24年 3月28日	沼沢湖及び沼沢湖に流入する河川の平成24年4月1日以降の採捕自粛を要請(県独自)		

2 米における対応

(1) 23年産稲の作付制限について

県は、第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出による農作物への影響が懸念されたことから、県内全ての農家に対して全ての農作業の延期を要請するとともに、放射性物質による汚染状況を把握するために水田土壌の放射性物質濃度の調査を実施した。

国は、平成23年4月8日に「稲の作付に関する考え方」を公表し、稲の作付制限を「避難地域」と「屋内待避地域」及び「暫定規制値を超える可能性の高い地域」で実施することとし、稲が作付けされる地域で生産された米を収穫時に検査し、暫定規制値を超える場合は出荷制限を行うという考えを示した。

その後、平成23年4月22日に、原子力災害対策本部長から知事に対して、「避難指示区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域で稲の作付制限の要請をすること」との指示が出され、同日県は、関係市町村及び団体等へ同趣旨の徹底を農家に対し行うよう要請した。これらの区域の稲作農家は約6,800戸、稲の作付面積は8,500haに及んだ。

県では、稲の作付制限を行う農家に対する十分な賠償がなされることや、農用地の放射性物質の除去及び土壌改良等の対策に取り組むことを国に要望するとともに、農家に対する技術情報の提供や相談窓口の設置によるきめ細かな対応を実施した。

このような中、稲の作付制限区域において、要請に従わず稲を作付けしている農家があったことから、国は、消費者の安全を確保するため作付制限区域で生産された米の流通防止を目的に、平成23年8月10日に食糧法省令の附則を改正し、試験研究を目的に譲渡する場合を除き、当該米穀を知事の指示により廃棄することを規定した。

これを受けて県は、稲の作付制限区域内で稲の作付を行っている農家に対し、市町村を通じて作付の中止を要請するとともに、要請に応じなかった農家10名に対し、食糧法に基づく作付制限区域米穀の廃棄処分を指示した。

廃棄処分の指示に応じなかった農家1名に対しては、作付制限区域米穀の廃棄処分について勧告し、その後、平成24年4月に当該米穀は焼却処分された。

なお、農林水産省は、平成23年9月2日に試験研究を目的に譲渡する場合に係る「事務取扱要領」を制定し、独立行政法人等からの申請3件を同年9月30日に認可した。

表 3-5 23年稲の作付制限を巡る動き

月 日	作付制限を巡る動き
平成23年	
3月25日	<ul style="list-style-type: none"> 「農家の皆様へ」を発行 農業技術情報（第1報）を発行 《予定している農作業を延期し、様子をみていただくようお願い》 農林水産業に関する電話相談窓口を24時間体制とした
3月26日	<ul style="list-style-type: none"> 「福島第一原子力発電所の事故に伴う今後の営農に関する緊急要望」を実施 《本県への支援体制の構築、今後の営農方針の提示、補償対策等を講ずることなどを要望》
3月30日	<ul style="list-style-type: none"> 「今後の農作業の進め方について」を発表《農用地の土壌調査の実施》
4月6日	<ul style="list-style-type: none"> 「農家の皆様へ」を発行 《土壌調査結果（70点）を公表》 《詳細調査を実施する7市町村・地域ではもうしばらく様子を見ていただくようお願い》 「福島第一原子力発電所の事故に伴う今後の営農に関する緊急要望」を実施 《早急に今後の営農方針を示すこと、営農について規制的な措置を講ずる場合には、十分な補償措置を併せて講ずること等を国へ要望》
4月8日	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策本部が「稲の作付に関する考え方」を公表 《作付制限は「避難地域」「屋内待避区域」に加え、「暫定規制値を超える可能性の高い地域」》 「稲の作付に関する考え方」を受けて、農林水産部長が記者会見 国の協力を得て行った農用地土壌調査の結果（7点）を公表
4月11日	<ul style="list-style-type: none"> 関係市町村へ「稲の作付に関する考え方」等を説明 《第一原子力発電所から30km圏内の11市町村へ説明》
4月12日	<ul style="list-style-type: none"> 「農家の皆様へ」を発行《土壌調査結果（54点）を公表》
4月13日	<ul style="list-style-type: none"> 「稲の作付等に係る打合せ」を開催《関係農林事務所、田村市、南相馬市、いわき市》 飯舘村へ「稲の作付に関する考え方」等を説明
4月14日	<ul style="list-style-type: none"> 南相馬市が地域水田協議会で市内全域の水稲の作付自粛を決定
4月15日	<ul style="list-style-type: none"> 南相馬市長に対し、稲の作付制限の考え方などについて説明
4月22日	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策本部長が「避難指示区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」で「稲の作付制限の要請」を指示 「農家の皆様へ」を発行 市町村、関係団体等へ「稲の作付制限」を通知 「福島第一原子力発電所の事故に伴う今後の営農に関する緊急要望」を実施 《作付制限区域、屋内退避区域や作付自粛をした区域において補償されるよう万全を期すこと。農用地における放射性物質の除去等に万全の対策を講ずること》 土壌調査結果（34点）を各市町村、関係団体等へ通知
4月23日	<ul style="list-style-type: none"> 「稲の作付制限に係るQ&A」を県のホームページに掲載
4月24日	<ul style="list-style-type: none"> 「放射性物質と農業に関する講演会」を開催 《講師：学習院大学教授松村康行氏》 《農業者、農業関係団体職員、市町村職員など361人が参加》
4月25日 ～ 4月26日	<ul style="list-style-type: none"> 関係市町村へ「稲の作付制限」の通知内容を説明 《川俣町、浪江町、田村市、富岡町、川内村、檜葉町、大熊町、葛尾村、南相馬市、飯舘村、広野町、双葉町》 いわき市の屋内退避区域の指定を受けた大久地区及び久之浜地区は、4月22日の区域見直しでは避難区域等の指定はなされなかったが、稲の作付準備など農作業ができる状況になかったことから稲の作付けを取りやめた。

第3章 原子力災害への対応

表 3-6 23年産作付制限区域米穀を巡る動き

月 日	23年産作付制限区域米穀を巡る動き
平成23年	
5月18日 ～	・ 試験を目的にするなど稲を作付けする動きがあり、県も一部を支援
8月10日	・ 農林水産省が食糧法の省令「米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令」を改正 《試験研究に用いる場合を除き作付制限区域米穀の廃棄処分を義務づけ》
8月11日	・ 関係市町村に対し「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う稲の作付制限について」を发出 《作付制限区域における稲の作付状況の把握を依頼》
8月26日	・ 「作付制限区域における米穀の取扱いに関する説明会」を開催 《作付けの状況と食糧法の省令改正について説明》
8月30日	・ 農林水産省東北農政局福島農政事務所が「出荷販売事業者の考え方」を整理し県に提示
9月2日	・ 「作付制限区域における米穀の出荷販売事業者の把握等について」を发出 《市町村が要請した作付中止に応じない農業者に対して作付制限区域米穀の廃棄を指示するため、 対象となる出荷販売事業者の把握を依頼》 ・ 農林水産省が「試験研究の用に供するため作付制限区域米穀の譲渡しを受ける者の指定事務取扱要 領」を制定
9月13日	・ 作付制限区域米穀に関する確認表により、廃棄処分の経過を市町村から県に報告することを通知
9月15日	・ 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令附則第4条第1項第2号に規定する指定申請 《川俣町の試験栽培 1件、飯館村の試験栽培 2件》
9月27日	・ 農林水産省と県が作付制限区域米穀に関する個別検討会を開催《田村市、南相馬市》
9月30日 ～ 10月17日	・ 作付制限区域米穀に関する検討会の開催《田村市》 ・ 10名の農家に対し、食糧法に基づく作付制限区域米穀の廃棄処分を指示
10月7日	・ 「作付制限区域米穀の取扱いについて」を県内米穀出荷販売事業者宛に通知 《作付制限区域米穀を取り扱わないよう注意を喚起》 ・ 田村市において作付制限区域米穀に関する検討会を開催《田村市》
10月11日	・ 作付制限区域米穀生産者との話し合い《南相馬市》
10月17日 ～ 3月31日	・ 「作付制限区域米穀に関する検討会」を開催 ・ 作付制限区域米穀の廃棄処分に係る流通防止のための検査を実施
10月27日	・ 作付制限区域米穀の生産者に対する今後の対応について検討《JAたむら、田村市役所》
10月28日	・ 作付制限区域米穀の廃棄処分の勧告・公表《1名》
11月8日	・ 不利益処分に伴う弁明の機会の付与文書发出《1名》
11月10日	・ 「作付制限区域米穀に関する検討会」を開催 《作付制限区域米穀の廃棄に向けた今後の対応について検討》
12月15日	・ JAたむらに対し、「廃棄目的の作付制限区域米穀取引については、当該出荷販売事業者に対する 知事からの廃棄処分の指示を行わない」旨を通知

(2) 23年産米の緊急時モニタリングについて

23年産米の安全性を確認するため、早期出荷米と一般米に分け、早期出荷米については、ほ場を指定して緊急時モニタリングを実施し、一般米については、収穫前の段階で、予め放射性物質濃度の傾向を把握して調査の精度を高めるための予備調査と、収穫後の段階で放射性物質濃度を測定し出荷制限の要否を判断するための本調査の2段階とした。

予備調査は、土壌の汚染度等に応じて3つの区分を設け、旧市町村ごとに1点ずつもしくは市町村ごとに5点ずつ調査した。

本調査では「重点調査区域」と「その他の区域」を設け、予備調査及び「その他の区域」での本調査の結果、一定程度水準以上の放射性セシウムが検出された場合には、当該市町村を「重点調査区域」とした。

「その他の区域」は、旧市町村ごとに2点ずつ、「重点調査区域」は概ね15haごとに2点ずつとした。

なお、市町村ごとに本調査の結果が全て判明するまでは、当該市町村全域の米の出荷や販売、譲渡、贈答は行わないこととし、早期出荷米、一般米ともに、暫定規制値を超過した場合には、旧市町村（又は市町村）単位での出荷自粛を要請することとした。

その結果、放射性セシウムの暫定規制値（500Bq/kg）を超過する検体は無く、平成23年10月12日までに、全ての市町村で出荷可能とした。

<調査結果の概要>

① 早期出荷米調査

検査期間：平成23年8月25日～平成23年9月9日

調査点数：101点（20市町村（41旧市町村））

結果概要：全ての検体で暫定規制値を下回った。

② 予備調査（一般米）

検査期間：平成23年9月9日～平成23年9月29日

調査点数：449点（48市町村）

結果概要：二本松市の1点で500Bq/kgの放射性セシウムが検出されたことから、本調査においては、二本松市を重点調査区域とした。

③ 本調査（一般米）

検査期間：平成23年9月16日～平成23年10月12日

調査点数：1,174点（48市町村）

結果概要：最高値は二本松市の1点で470Bq/kgであり、全ての検体で暫定規制値を下回った。

(3) 23年産米の放射性物質緊急調査について

米の緊急時モニタリング終了後の平成23年11月16日に、福島市旧小国村で生産された玄米から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことから、県産米の安全性を再確認するため、米の放射性物質緊急調査を実施した。

福島市旧小国村では全袋調査、特定避難勧奨地点が存在する地域等及び緊急時モニタリングにおいて放射性セシウムが検出された地域では、原則1戸当たり1検体を採取し調査した。

調査は、福島市旧小国村で平成23年11月16日から同年12月18日に、特定避難勧奨地点が存在する地域等では平成23年11月22日から平成24年2月3日に実施し、緊急時モニタリングにおいて放射性セシウムが検出された地域では平成23年12月28日から平成24年2月3日に実施した。

調査の結果、玄米から500Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された農家の割合は全体の0.2%、100～500Bq/kgが検出された農家の割合は2.3%であり、100Bq/kg以下が検出された農家の割合は11.3%であった。

なお、86.2%の農家の玄米の調査結果は検出限界値未満であった。

第3章 原子力災害への対応

表 3-7 23年産米の放射性物質緊急調査の結果（市町村別）

市町村名	旧市町村数	調査農家数	調査点数	最高値(Bq/kg)	セシウム濃度 (Bq/kg)							
					検出せず		100以下		100超500以下		500超	
					戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合
福島市	25	1,696	7,646	1,540	1,023	60	503	30	147	9	23	1
川俣町	6	248	286	167	74	30	168	68	6	2	-	-
伊達市	15	2,900	4,037	1,340	2,116	73	585	20	185	6	14	0
桑折町	3	530	704	390	402	76	99	19	29	5	-	-
国見町	5	847	1,031	360	576	68	232	27	39	5	-	-
二本松市	15	3,371	4,060	780	2,759	82	501	15	110	3	1	0
本宮市	6	1,096	1,279	400	953	87	123	11	20	2	-	-
大玉村	2	681	729	177	656	96	23	3	2	-	-	-
郡山市	8	1,941	2,024	96	1,903	98	38	2	-	-	-	-
田村市	4	687	725	110	666	97	20	3	1	0	-	-
三春町	3	304	334	92	283	93	21	7	-	-	-	-
小野町	1	194	196	検出せず	194	100	-	-	-	-	-	-
須賀川市	6	1,194	1,236	80	1,166	98	28	2	-	-	-	-
石川町	1	153	160	検出せず	153	100	-	-	-	-	-	-
玉川村	2	643	671	28	642	100	1	0	-	-	-	-
浅川町	2	391	435	25	389	99	2	1	-	-	-	-
古殿町	1	372	377	13	371	100	1	0	-	-	-	-
白河市	2	208	232	106	200	96	7	3	1	0	-	-
西郷村	1	483	542	155	380	79	100	21	3	1	-	-
泉崎村	1	130	134	16	128	98	2	2	-	-	-	-
矢吹町	1	215	220	15	212	99	3	1	-	-	-	-
棚倉町	2	460	502	97	458	100	2	0	-	-	-	-
塙町	1	250	300	33	247	99	3	1	-	-	-	-
柳津町	1	238	249	検出せず	238	100	-	-	-	-	-	-
三島町	1	19	20	検出せず	19	100	-	-	-	-	-	-
金山町	1	13	13	検出せず	13	100	-	-	-	-	-	-
相馬市	8	800	1,053	99	678	85	120	15	2	0	-	-
新地町	3	325	342	20	319	98	6	2	-	-	-	-
いわき市	24	2,858	3,218	100	2,819	99	39	1	-	-	-	-
合計	151	23,247	32,755		20,037	86.2	2,627	11.3	545	2.3	38	0.2

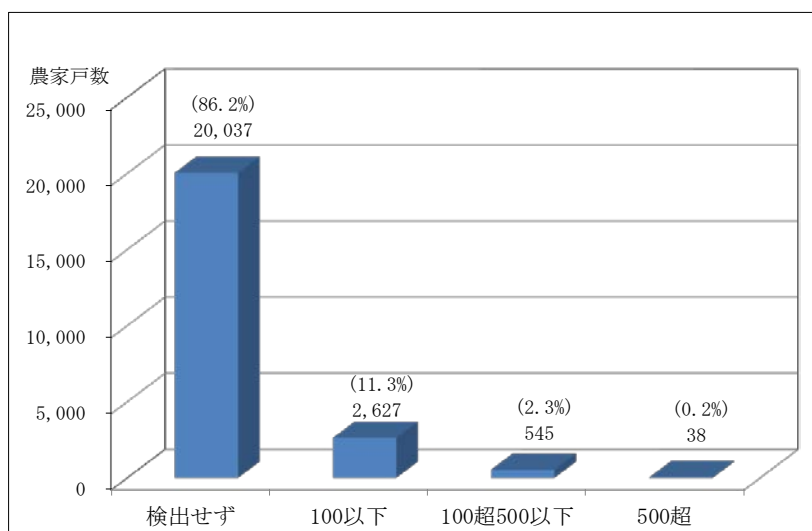


図 3-4 23年産米の放射性物質緊急調査における放射性セシウム濃度別戸数

(4) 米の放射性物質緊急調査の結果を踏まえた出荷制限等の状況

緊急調査の結果、検出された放射性セシウムが100Bq/kg以下の地域は出荷の見合わせを解除し、100Bq/kg超500Bq/kg以下の地域は引き続き出荷の見合わせを要請するとともに、特別隔離対策の対象とした。

なお、3市9旧市町村において暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことから、これらの地域に対し、出荷制限の指示が発せられた。

表 3-8 23年産米の放射性物質緊急調査による出荷制限の状況

市町村名	旧市町村名	超過農家戸数	超過点数	最高値(Bq/kg)	出荷自粛	出荷制限
福島市	小国村	16	283	1,270	H23.11.16～	H23.11.17～
	福島市	7	11	1,540	H23.12.2～	H23.12.5～
伊達市	月舘町	1	1	1,050	H23.11.28～	H23.11.29～
	小国村	5	5	1,110	H23.11.28～	H23.11.29～
	富成村	3	3	1,340	H23.12.8～	H23.12.9～
	柱沢村	1	1	580	H23.12.8～	H23.12.9～
	掛田町	3	4	950	H23.12.18～	H23.12.19～
	堰本村	1	1	550	H23.12.29～	H24.1.4～
二本松市	渋川村	1	1	780	H23.12.7～	H23.12.8～

(5) 23年産米の特別隔離対策について

国は、平成23年12月27日に「100Bq/kgを超える23年産米の特別隔離対策について」を公表し、食品中の放射性物質の新基準値の水準（100Bq/kg）を考慮の上、暫定規制値を超える放射性セシウムの検出により出荷が制限された23年産米だけでなく、100Bq/kgを超過した23年産米についても市場流通から隔離することとした。

特別隔離対策は、当初、出荷制限の指示が出された地域以外では、本調査または緊急調査で100Bq/kg超500Bq/kg以下の放射性セシウムが検出された生産者が生産した米のみを対象とするとされていたが、県では、その生産者が属する地域全体が対象となるよう国に要望し、平成24年3月29日に当該地域全体についても対象とすることとされた。

(特別隔離対策の概要)	
(ア) 対象米穀	<ul style="list-style-type: none"> a 500Bq/kgを超える数値が検出され出荷制限が課された地域の生産者が生産した米 b 本調査、緊急調査等で100Bq/kg超500Bq/kg以下が検出され、県から出荷見合わせが要請されている地域の生産者が生産した米
(イ) 実施主体	一般社団法人米穀特別隔離対策推進協会
(ウ) 隔離・処分方法	<ul style="list-style-type: none"> a 産地の倉庫等に隔離したうえで、廃棄・処分に当たっては、国、関係地方自治体、及び関係団体が一体的に対応。 b 隔離対象米の生産者等に対して、民間団体等が出荷代金相当額を支払。 c 東京電力から損害賠償金が支払われた段階で、出荷代金相当額は相殺。

表 3-9 特別隔離対策の対象地域一覧

市町村名	旧市町村名（昭和25年2月1日現在の市町村の区域）
福島市	福島市（※）、小国村（※）、平田村、水原村、青木村、大笹生村、庭坂村、庭塚村、野田村、余目村、笹谷村、飯坂町、中野村、平野村、飯野町、水保村、下川崎村、立子山村、松川町、金谷川村、大久保村
伊達市	月舘町（※）、小国村（※）、掛田町（※）、富成村（※）、柱沢村（※）、堰本村（※）、石戸村、上保原村、霊山村、小手村、梁川町、山舟生村、大田村、富野村、保原町、五十沢村
二本松市	渋川村（※）、岳下村、大平村、小浜町、塩沢村、木幡村、戸沢村、石井村、油井村（安達町）、上川崎村、太田村（岩代町）、新殿村、太田村（東和町）
本宮市	白岩村、和木沢村（白沢村）、本宮町、和木沢村（本宮町）
川俣町	飯坂村、富田村、福田村
桑折町	半田村、睦合村
国見町	大枝村、大木戸村、小坂村、藤田町、森江野村
大玉村	大山村
郡山市	逢隈村、高野村
田村市	瀬川村
白河市	白坂村
西郷村	西郷村
相馬市	玉野村

注：※印は500Bq/kg超が検出された出荷制限区域。

(6) 24年産稲の作付制限及び事前出荷制限について

国は、平成23年12月27日に「24年産稲の作付に関する考え方」を公表し、24年産稲の作付制限については、米の放射性物質緊急調査の結果や、関係市町村長の意見を聴いて決定することとした。

市町村からは、平成23年に作付けを行った地域については引続き作付けをさせたいとの意向が強かったことから、国は平成24年2月28日に、作付制限区域と24年産米の出荷制限（以下、「事前出荷制限」という。）区域を設定するとの方針を公表した。

当該方針に基づき、国は各市町村から提出のあった作付制限区域及び事前出荷制限区域について取りまとめて平成24年3月9日に公表した。

なお、旧緊急時避難準備区域は事前出荷制限区域となったが、市町村長は農家に対し作付けの自粛を要請した。

県は、作付制限区域の一部及び作付けの自粛が要請された旧緊急時避難準備区域における保全管理や試験栽培及び事前出荷制限の解除に向けた対策を講じた。

表 3-10 24年産稲の作付制限及び24年産米の事前出荷制限を巡る動き

月 日	24年産稲の作付制限及び24年産米の事前出荷制限を巡る動き
平成23年	
10月4日	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣が記者会見において、「農地の土壌調査をしっかりとやって判断する。来年の作付けの準備に間に合うように考え方を農林水産省として出していく」と発言
12月27日	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省が「24年産稲の作付に関する考え方」を公表 <ol style="list-style-type: none"> 平成23年産米の放射性セシウムの調査結果や食品衛生法上の新基準値案を考慮すると24年産についても一定の地域において作付制限が必要 作付の基本的な考え方 <ol style="list-style-type: none"> 500Bq/kgを超過した地域の作付制限を行う必要 100Bq/kgを超えた地域の作付制限については十分検討する必要 作付制限地域の範囲の取り方及び避難区域等については区域の線引き、住民帰還、除染作業等の考慮をもとに、関係者の意見を聞き、関係地方自治体とよく相談して決定 作付制限を行わない地域についても、これまで得られたデータを活用して採取地点の選定方法、採取密度などの調査設計を決定し、新基準値を超過する米が流通しないよう調査を実施 作付制限の対象と想定される市町村（旧市町村） <ol style="list-style-type: none"> 500Bq/kgを超過した地域 <p>《福島市（小国村、福島市）、伊達市（月舘町、小国村、掛田町、富成村、柱沢村、堰本村）二本松市（渋川村）》</p> 100Bq/kgを超過し十分検討する必要があるとされた地域 <p>《6市25旧市町村、(1)に加え、本宮市、相馬市、いわき市（緊急調査結果により追加有）》</p> 新たな避難区域の見直しにより、生活や農作業が困難な地域 知事が「24年産稲の作付に関する考え方」に対してコメントを発表 <p>《厳しい内容と受け止める。国に対して、関係自治体等との意見を十分に尊重すること、作付けの早期再開に向けた取組の強化、補償に万全を期すこと等を要望する》</p>
12月28日	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産部長が農林水産大臣に対し「24年産稲の作付に関する考え方に対する緊急要望」を実施 <ol style="list-style-type: none"> 関係自治体、生産者団体等の意見を尊重 作付再開に向けた取り組み 作付制限の対象になった農家への補償 放射性物質が検出された23年産米の国による買上
平成24年	
1月5日	<ul style="list-style-type: none"> 24年産稲の作付制限等に関する意見交換会を開催 <p>《関係市町村等に対して農林水産省からの説明と今後の進め方についての意見交換を実施》</p>
1月5日 ～ 2月29日	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省が主な関係市町村長の意向把握
1月31日 ～ 3月5日	<ul style="list-style-type: none"> 玄米から放射性セシウムが検出された市町村から意見を聴取《延べ20市町村》

第3章 原子力災害への対応

月 日	24年産稲の作付制限及び24年産米の事前出荷制限を巡る動き
平成24年	
2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産省が「24年産稲の作付に関する方針」を公表 <ol style="list-style-type: none"> 1 23年産稲の作付のあった地域 <ol style="list-style-type: none"> (1) 500Bq/kgを超過した地域 <p>旧市町村単位（場合によっては「字」単位）で作付制限を行う一方で、来年以降の作付再開に向けた地域の一体的な取組に対する支援を行う。</p> (2) 100 Bq/kg超から500 Bq/kg以下の地域 <ol style="list-style-type: none"> ア 上記(1)と同様の取扱を基本 イ 以下により新基準値を超過する米が流通しないことを担保できる場合は、例外的に作付の道を開く。 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 取組：次のa～cを内容とする「管理計画」を策定 <ol style="list-style-type: none"> a 作付前の吸収抑制対策 b 全ての米の管理の徹底 c 全袋調査の実施 等 (イ) 手順：a 事前出荷制限 <ol style="list-style-type: none"> b 「管理計画」の下、新基準値以下の米袋については出荷 等 注： なお、100Bq/kgを超過した米の発生が一部農家に限定される地域において、市町村が当該農家の生産を適切に管理する場合は、上記(2)のイの取扱いによらず、作付けを行うことができる。 (3) 上記(1)、(2)以外の地域 <p>作付制限を行わず、収穫後の放射性物質調査により米の安全性を確保する。</p> 2 23年産稲の作付のなかった地域 <ol style="list-style-type: none"> (1) 警戒区域、計画的避難区域では、作付制限を行う。 (2) 旧緊急時避難準備区域では政府の作付制限を行わず、上記1の(2)のイと同様の取扱いとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事が「24年産稲の作付に関する方針」に対してコメントを発表 <ol style="list-style-type: none"> 1 作付けを行う地域について、徹底した安全確保体制を構築する。 2 稲を作付けしない地域について、早期の作付再開に向けて支援する。 3 国に対し、県、市町村、地域の取組に対する全面的な支援を要請する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産省が「24年産稲の作付に関する方針」に係る地域毎の作付等の取扱いを发出 《市町村から作付制限、事前出荷制限、個別に生産管理を行う地域の報告を求める》
2月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24年産稲の作付等に関する説明会を開催 《「24年産稲の作付に関する方針」に関する市町村担当者への説明》
3月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係市町村の作付制限区域の取扱いについて農林水産省へ報告
3月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産省が「24年産稲の作付制限区域の設定等について」を公表 《作付制限区域及び事前出荷制限区域の公表》
3月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害対策本部が「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を公表 《米の「全量全袋検査」や出荷制限の一部解除について規定》
3月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年産稲作付支援プロジェクトチームを設置 《事前出荷制限や作付制限となる市町村へ農林事務所担当者を設置》
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24年産稲の作付制限区域等の支援に関する会議を開催 《関係市町村、JAを対象に管理計画や再生計画、試験栽培の進め方等について説明》
3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産部長が農林水産大臣に対し「24年産稲の作付に関する方針等に対する緊急要望」を実施 <ol style="list-style-type: none"> 1 事前出荷制限地域の生産・出荷等への支援 2 早期の作付再開に向けた支援 3 平成23年産米の特別隔離対策の早期実施

3 園芸品目における対応

(1) 加工用トマトの作付休止への対応

加工用トマトについては、メーカーと生産者等の協議の結果、平成23年産の作付は県内全域で作付が休止となったが、県では平成24年度以降の加工用トマトの生産再開に向け、関係機関との連携の下、試験栽培や土壌分析、果実分析等以下の取組を実施した。

表 3-11 加工用トマトの作付休止に関する経過

月日	取組内容
平成23年	
4月22日	加工用トマト生産振興に係る要請（県、JA全農）
5月9日	加工用トマト試験栽培検討会
7月6日	現地検討会
7月15日	平成24年産加工用トマト作付に係る中間検討会
8月12日、13日	果実分析
10月31日	福島県加工用トマト生産安定推進協議会 （メーカーから平成24年度の作付方針の提示）
11月2日	平成23年度加工原料用トマト全国需給安定協議会
平成24年	
1月18日	平成23年度福島県加工用トマト生産安定推進協議会

(2) 葉たばこの作付自粛への対応

福島県たばこ耕作組合は、第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の影響で、葉たばこを安心して生産・販売できる見込みがないことなどから、県内全域において、平成23年産の作付けを自粛した。

県は、平成24年度以降の葉たばこの生産再開に向け、関係機関と連携し、以下の取り組みを実施した。

表 3-12 葉たばこの作付自粛に関する経過

月日	取組内容
平成23年	
4月8日	福島県たばこ耕作組合は緊急役員会で、県内全域において、平成23年産の作付け自粛を決定。
9月22日	平成24年産葉たばこの廃作希望、廃作者への対応、作付、放射性物質の基準、腐葉土の利用等について関係機関（県たばこ耕作組合、JT、県）で検討。
12月7日	葉たばこ審議会結果及び平成24年度契約申込、売買契約に向けた対応、作付に向けた技術対策、廃作者の新たな品目の導入状況や廃作地の利活用状況等について、関係機関で検討。
平成24年	
2月3日	平成24年産葉たばこ売買契約状況、売買契約に基づく対応、作付に向けた除染、廃作希望状況、廃作希望者への対応等について関係機関で検討。

(3) あんぽ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の加工自粛への対応

県は、市町村や関係団体等からの要請を受け、あんぽ柿を加工する際の原料柿中の放射性物質の濃縮度合について、伊達地方の原料柿を試験的に加工した検体を検査した。

その結果、原料と製品とで濃縮度合いが一定でないことや暫定規制値を超える検体が認められたことから、福島市、伊達市、南相馬市、桑折町及び国見町のあ

んぼ柿と干し柿等の、柿を原料とする乾燥果実の加工自粛を要請した。
 なお、その他の地域については、出荷前自主検査の徹底を図った。

表3-13 乾燥果実の加工自粛等に関する経過

月日	取組内容
平成23年	
9月14日	あんぼ柿の放射能対策に関する検討会
9月28日	あんぼ柿の生産に関する検討会
10月11日	伊達市、桑折町、国見町、J A福島中央会、J A全農福島が県に対し福島第一原発事故にかかる「あんぼ柿」加工製造に関する緊急要請
10月14日	伊達市、桑折町、国見町で産出される柿を原料とするあんぼ柿及び干し柿等、柿を原料とする乾燥果実の加工自粛を要請
11月2日	福島市、南相馬市で産出されるあんぼ柿及び干し柿等、柿を原料とする乾燥果実の加工自粛を要請
11月17日	あんぼ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の放射性物質検査結果の公表（県）
11月22日	あんぼ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の出荷前自主検査等の指導徹底

4 畜産業における対応

(1) 原乳について

ア 原乳の出荷制限の指示

平成23年3月16～18日に県が行った本県産原乳の緊急時モニタリングの結果、川俣町産の原乳から暫定規制値を超える放射性ヨウ素が検出されたことを受け、県は平成23年3月19日に川俣町や関係団体等に対して原乳の出荷自粛を要請した。

また、平成23年3月19日に採取した原乳の緊急時モニタリング（酪農家がいる37市町村から各1戸）の結果、暫定規制値を超える放射性ヨウ素が検出されたため、県は、平成23年3月20日に県全域に原乳の出荷自粛を要請し、翌3月21日には、原子力災害対策本部長から知事に対し、本県において産出された原乳について当分の間出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請するよう指示が出された。

イ 原乳の出荷制限解除までの経過

平成23年4月4日付けで原子力災害対策本部より「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（以下、「出荷制限解除の考え方」という）として、クーラーステーション又は乳業工場単位で原乳の安全性を確認し、出荷制限を解除する方針が示された。

県は、本県産原乳の出荷制限の解除に向け、出荷制限解除の考え方にに基づき、生産者団体と連携のもと、安全な飼料確保と適正な飼養管理の徹底と緊急時モニタリングを継続して実施した。

その結果、平成23年4月8日の会津地域7市町をはじめとして順次出荷制限が解除され、平成23年6月8日には酪農家がいる37市町村の出荷制限が解除された。

また、平成23年10月7日には、酪農家のいない市町村についても出荷制限が解除され、警戒区域等避難指示区域を除く県内全域で出荷制限が解除された。

ウ 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域内の対応

(ア) 計画的避難区域

平成23年4月22日に計画的避難区域が指定されたことにより、当該区域内の乳用牛の移動が求められたため、対象となる乳用牛の原乳を検査し、移動先での原乳の安全性を確保した。

(イ) 緊急時避難準備区域

平成23年4月22日に緊急時避難準備区域に指定された区域においては、営農が可能とされたことから、出荷制限解除の考え方に則して原乳の検査を実施し平成23年6月8日に出荷制限が解除された。

エ 出荷制限中の対応

出荷制限期間中の原乳は、自己所有地（牧草地等）に集中的に埋設、または堆肥舎等で処理することとされた。

出荷制限が解除されるまで、長いところでは3か月間にわたり原乳の廃棄が続き、埋設場所にも限度があることや、廃棄のための労力負担も大きいことから、廃棄する原乳の量を低減するために、強制乾乳や給与飼料を減量するなどの飼養管理が行われた。

オ 原乳の出荷制限解除後の対応

県は、生産者団体との連携のもと、安全な飼料確保と適正飼養管理の徹底指導を行うとともに、緊急時モニタリングを毎週実施し、平成23年4月26日から放射性物質は検出されていない。

(2) 牛肉について

ア 牛の出荷・移動制限

平成23年3月31日に牛肉1点から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたが、他地域の結果に比べてかけ離れた値であったことから、翌4月1日に再検査を実施し、検出限界値以下であることが確認された。

その後、定期的実施した緊急時モニタリングの結果、平成23年4月7日以降、暫定規制値を超える放射性物質は検出されなかったが、平成23年7月8日に東京都の収去検査において、南相馬市から出荷された肉用牛の肉から暫定規制値を大幅に超える2,300Bq/kgの放射性セシウムが検出されたため、県は、直ちに南相馬市内で飼養されている牛の食肉出荷自粛を要請した。

また、平成23年7月9日には当該農場から出荷された他の10頭の肉用牛の肉からも1,530～3,200Bq/kgの放射性セシウムが検出されたため、平成23年7月11日から同8月3日に、県内すべての牛飼養農家（3,434戸）の適正飼養管理の再点検を行った。（表3-14）

その点検の中で、放射性物質に汚染された稲わらが給与されていた事例が確認されたため、県は、平成23年7月14日に県内全域の牛の食肉出荷自粛を要請した。

さらに、平成23年7月19日には、12か月令未満を除く県内の牛の県外への移動及び、と畜場への出荷制限が国から指示された。

表 3-14 適正飼養管理の再点検結果 (畜産課調べ)

区分	戸数	飼養頭数	汚染稲わらの給与またはその可能性のある戸数
肥 育	314 戸	30,051 頭	31 戸 (給与 23 戸・敷料 8 戸)
肉 用 牛 繁 殖	2,643 戸	18,816 頭	111 戸 (給与 73 戸・敷料 38 戸)
酪 農	477 戸	10,518 頭	1 戸 (給与 0 戸・敷料 1 戸)
合 計	3,434 戸	59,385 頭	143 戸 (給与 96 戸・敷料 47 戸)

※ うち、肉牛として出荷が確認されたのは、17市町村30戸867頭



写真 3-1 牛肉の緊急時モニタリング
におけるサンプリングの状況
(食肉流通センター)

イ 出荷制限解除に向けた対応

県は、牛の移動と出荷制限解除に向けて、牛肉モニタリング体制構築推進ワーキングチームを設置し、出荷調整とモニタリング検査実施体制を整備するとともに、全戸・全頭検査（牛肉の放射性物質検査）の実施と該当する自治体への協力を要請した。

ウ 全頭検査

県は、肉牛の出荷・検査方針を策定し、適正飼養管理がなされていることを確認した上で、全頭検査対象農家が全頭を県内のと畜場だと畜後、精密検査を行い暫定規制値以下であるもののみ、市場流通させることとした。

また、全戸検査対象農家については、初回の1頭以上を県内だと畜し、50Bq/kg以下であった場合のみ、次回以降、全頭検査体制が整備された県外のと畜場への出荷を認めることとした。

このように全頭検査体制が整備され、平成23年8月25日に原子力災害対策本部長から、本県産牛肉の一部出荷制限解除の指示を受けたことから、本県の「出荷・検査方針」（図3-5）に基づき肉牛の出荷が再開され、県内外において全頭検査がスタートした。

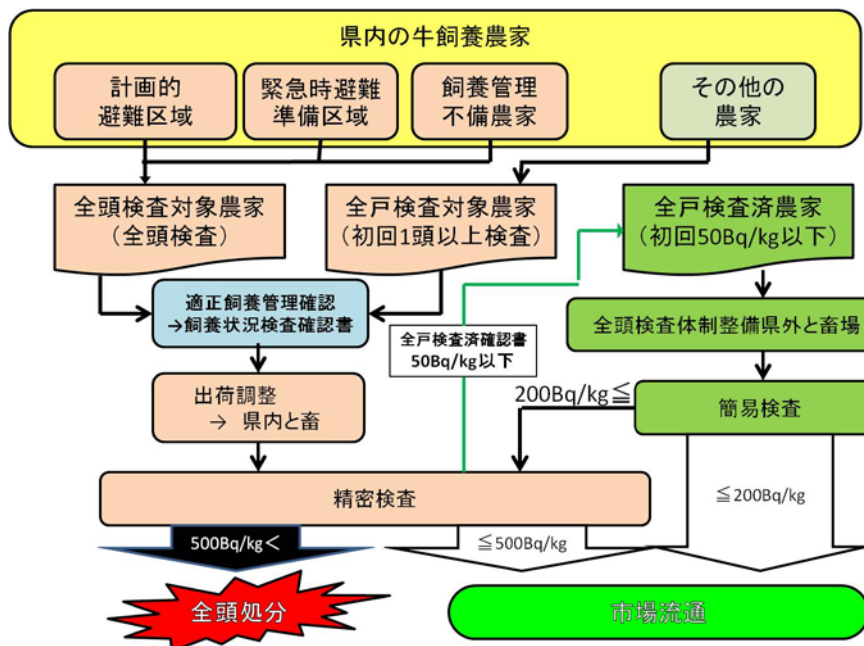


図 3-5 肉牛の出荷・検査方針

エ 農家に対する支援対策について

県では、出荷制限を受けた農家等に対する支援策として以下の経営安定対策を実施した。

(7) 肥育牛出荷円滑化対策事業

原子力災害により肉用牛の出荷停止を受けた農業者から、出荷できずに適期を超過した肥育牛を買い上げるために要する経費を補助した。

(イ) 肉用牛経営緊急支援対策事業

畜産農家の経営の負担が軽減できるよう、飼料の現物支給を行うための経費について支援した。

(ウ) 肉用牛経営緊急支援資金

畜産経営を支援するための融資制度を創設。

オ 食品中の放射性物質に関する基準値の引き下げへの対応

平成24年1月以降は、4月からの新たな放射性物質基準値に対応した飼料給与指導を行うとともに、汚染飼料等の給与履歴がある農家が管理する肉牛については、血液による生体検査を実施し、平成23年度中に基準値の管理下での出荷を進めた。

(3) 飼料作物について

ア 緊急時モニタリングによる安全性の確認

平成23年産の飼料作物については、牧草(312点)、稲わら(209点)、ホールクroppサイレージ用稲(119点)、単年生飼料作物(50点)、その他作物(20点)の合計710点の緊急時モニタリングを実施し、牧草については県内の大部分において利用自粛となった。

イ 代替飼料の確保について

原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響を受けて、牧草が使用できなくなっている地域があることから、その代替の粗飼料購入に要する経費を、また、計画的避難区域内の一時避難にかかる管理経費を、それぞれ対象となる畜産農家に貸し付けることにより、健全経営の維持と円滑な家畜避難を支援した。

また、国から供給可能な粗飼料のリストの提供を受け、マッチング支援を行うとともに、緊急的に不足する農家に対しては、(財)日本草地畜産種子協会から無償提供される粗飼料の申請支援を行った。

ウ 暫定許容値変更に伴う対応

平成24年2月3日に牛用飼料の暫定許容値が変更されたことに伴い、これまで緊急時モニタリングにより給与可否を判断してきた平成23年産飼料作物について、新しい暫定許容値に適合するかを再度確認するため追加調査を実施し、新たに給与できない地域が追加された。

また、牛飼養農家全戸に対し、暫定許容値の変更に伴う留意点をまとめたパンフレットを配付し、周知徹底を図った。

(4) 警戒区域や計画的避難区域における家畜への対応について

ア 震災直後の状況

震災直後には、県内全域において施設の損壊、停電、断水、通信回線の遮断、交通網の寸断、燃料不足と風評による物流の停止など、あらゆる活動が制限される状況下にあったが、連絡の取れた農家や獣医師等から聞き取り調査を行った結果、以下の状況が確認できた。

(7) ライフラインが止まったため、飼料が届かない、水がない、搾乳ができない、集乳車が来ない、ボイラーが使えない、換気できないなど最低限の飼養管理もままならない状況であった。

(イ) 住宅や畜舎の空間放射線量が不明のため不安を感じていた。

(ウ) 農家の避難先が不明であった。

イ 家畜の飼養衛生管理等に係る指導等

国からの通知等に基づき、家畜防疫体制の維持、停電対策、放射性物質による畜産物の汚染防止のため次の対応を行った。

- (7) 2011年東北地方太平洋沖地震により被災された農家等に対する家畜防疫体制の確認
 - a 家畜保健衛生所の業務体制の点検と復旧
 - b 家畜及び家きん飼養農場の被害状況の把握
 - c 飼養衛生管理の遵守に対する支援
 - d 飼料や動物用医薬品等の確保に対する指導・助言
 - e 農場の早期通報に応じた HPAI 検査の取り扱い
- (4) 東北地方太平洋沖地震発生に伴う家畜の飼養管理及び施設園芸の停電対応
 - a 配合飼料の給餌を制限する飼養管理方法
 - b ウインドレス畜舎における停電対策
 - c 浄化处理施設における停電対策
- (7) 原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理
 - a 乾牧草を給与する場合は、事故の発生前に刈り取り保管されたもののみを使用すること
 - b 家畜の飲用水は、貯水槽に蓋をするなど降下粉じん等の混入を防止すること
 - c 放牧を当面の間行わないこと

ウ 警戒区域の家畜の対応

(7) 警戒区域内家畜への緊急対応

半径20km圏内の空間放射線量が平成23年4月21日に初めて公表されたことから、平成23年4月25日から同年5月2日まで警戒区域内家畜への緊急対応を行った。

対象市町村及び対象農家は、檜葉町、葛尾村、川内村及び田村市は全戸、南相馬市及び富岡町は一部の農家とし、死亡家畜への消石灰散布等の緊急的な衛生対策とひん死家畜及び緊急的な措置が必要な放れ畜等に対する応急措置を行った。

その結果、乳用牛の多くは畜舎内で死亡又は瀕死の状態、肉用牛はほとんどが畜舎外に放たれ、豚と鶏は、ほぼすべてが畜舎内で死亡していた。



写真 3-2 離れ畜（牛）（富岡町）



写真 3-3 水田の草をはむ離れ畜(牛)
(富岡町)



写真 3-4 離れ畜（豚）（浪江町）

(イ) 国の原子力災害対策本部長指示に基づく対応

警戒区域内の家畜の取扱については、平成23年5月12日に原子力災害対策本部長から知事に対し、「家畜の所有者の同意を得て、家畜に苦痛を与えない方法(安楽死)によって処分すること」との指示がなされ、同日付けで、

- a 区域外への移動禁止
- b 畜舎内の家畜は所有者の同意を得た上で安楽死
- c 死亡家畜は敷地内で消石灰散布とブルーシート被覆(移動及び処分は禁止)
- d 放たれた家畜は一定の区域に誘導し、所有者の同意を得て安楽死
- e 作業にあたっての被ばく線量管理の徹底

との基本方針が示された。

これを受けて、県では平成23年5月16日に市町村及び関係団体への説明会を開催し、市町村ごとに飼養者への説明を行い、その後、同意を得られた所有者の家畜から順次安楽死処分と畜舎内の死亡家畜の処理を行った。

当該指示においては、埋却処分が不可能であったことから、所有者の同意を得難かったが、平成23年7月6日に一次保管としての埋却が可能となり同意取得が促進した。

平成24年3月31日現在における処分の状況は表3-15のとおり。



写真 3-5 離れ畜の囲い込み（富岡町）

表 3-15 安楽死措置等の進捗状況 (平成24年3月31日現在) (畜産課調べ)

	区域内の 戸数・頭羽数	同意戸数	安楽死措置		埋却措置	
			戸数	頭羽数	戸数	頭羽数
牛	277戸 3,488頭	175戸	111戸	772頭	127戸	1,826頭
豚	8戸 30千頭	8戸	7戸	3,365頭	7戸	5,791頭
鶏	9戸 441千羽	5戸	1戸	367羽	3戸	81,525羽

※ 区域内の飼養戸数・頭羽数は平成22年10月1日現在

※ 鶏の戸数・羽数は1,000羽以上。進捗状況には1,000羽未満及び農場独自実施分を含む

(ウ) 警戒区域内家畜の特例措置

警戒区域内の家畜については、原則として警戒区域外に持ち出すことがないが、

- ・ 公益性があること
- ・ 研究用以外の家畜生産及び食用に利用しないこと
- ・ 公的機関が責任を持って家畜を監視すること

等の条件の下で、特例的に区域外への移動が認められた。

- a 歴史的伝統行事「相馬野馬追い」の保存のため、祭事に用いられる南相馬市等の馬31頭を区域外に持ち出した。
- b 学術研究目的で南相馬市の豚26頭を東京大学の研究牧場へ移動した。

エ 計画的避難区域等からの家畜の移動

平成23年4月22日に屋内退避区域と飯館村、葛尾村の一部、浪江町の一部及び川俣町の一部が計画的避難区域と緊急時避難準備区域に再編され、当該区域内の家畜については、概ね1か月を目途として区域外に移動することとされた。

県では、家畜移動のフロー(図-3-6)に基づき、家畜保健衛生所等による飼料及び飲料水の給与状況などの飼養管理状況調査を行い、適正に飼養管理されていたことを確認し、必要に応じてヨーネ病等の衛生検査を実施した上で、牛の体表の放射線量をサーベイメーターにより測定し、10万cpm以下であることが確認された家畜についてのみ移動を認めることとした。

これらの情報についてはチェック表及び移動管理台帳に整理し、移動先の都道府県等に情報を提供した。

なお、平成23年4月23日から同7月11日までの間に計画的避難区域から移動した牛8,092頭及び、緊急時避難区域から移動した牛3,048頭の合計11,140頭のスクリーニング検査を行った結果、10万cpmを超える個体は確認されず、その85%は1,000cpm未満であった。



写真 3-6 牛のスクリーニング検査 (葛尾村)

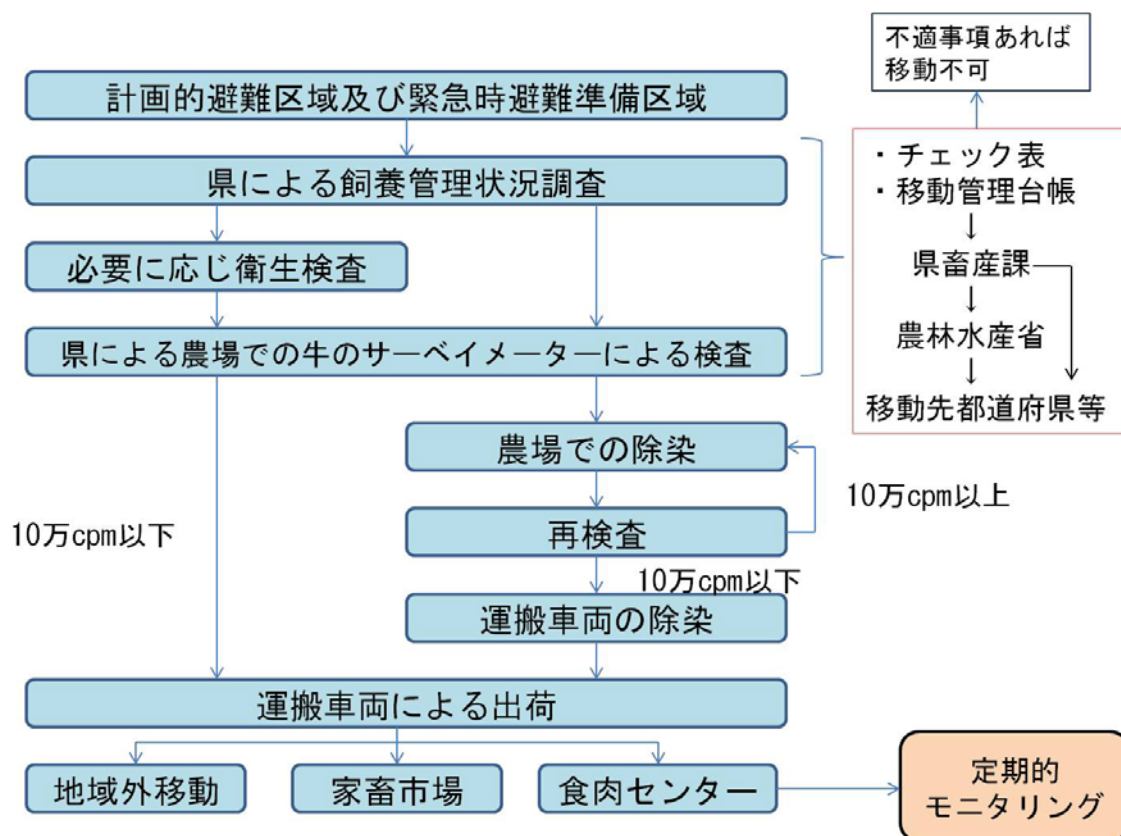


図 3-6 家畜の移動フロー

表 3-16 牛のスクリーニング結果

(畜産課調べ)

区 域	頭 数	スクリーニング検査結果 (単位 : cpm)				
		1,000 未満	1,000 ～ 4,999	5,000 ～ 9,999	10,000 ～ 99,999	100,000 以上
計 画 的 避 難 区 域	8,092 頭	6,476 頭 (80.0%)	1,428 頭 (17.6%)	179 頭 (2.2%)	9 頭 (0.1%)	0 頭 (0.0%)
緊 急 時 避 難 準 備 区 域	3,048 頭	3,001 頭 (98.5%)	47 頭 (1.5%)	0 頭 (0.0%)	0 頭 (0.0%)	0 頭 (0.0%)
合 計	11,140 頭	9,477 頭 (85.1%)	1,475 頭 (13.2%)	179 頭 (1.6%)	9 頭 (0.1%)	0 頭 (0.1%)

※ 家畜の除染が必要となる基準値は10万cpm(人に対する基準と同様)

※ 検査の結果、国が示す放射線量の基準(10万cpm)を越えた場合に、家畜の体を洗浄するなどの除染作業を行うが、検査結果の最高値は16,000cpmであったため、除染が必要となった事例はない。

5 栽培きのこにおける対応

(1) 栽培きのこの出荷制限等の状況

原木しいたけなどの栽培きのこについては、平成23年度の緊急時モニタリングにより暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことから、平成23年4月13日にいわき市をはじめとする16市町村で露地栽培の原木しいたけについて国から摂取制限等の指示が出され、その後も施設栽培の原木しいたけと露地栽培の原木なめこが出荷制限や摂取制限となり、平成24年3月末時点では、露地栽培の原木しいたけ(17市町村)、施設栽培の原木しいたけ(3市町)及び露地栽培の原木なめこ(2市)が出荷制限等となっている。(県独自の自粛要請を含む)

(2) 栽培きのこから放射性物質が検出される原因等

原木栽培においては、原子力発電所の事故以降、屋外で管理したほだ木が放射性物質に汚染され、そのほだ木から発生するきのこに移行することが主な要因であり、同一管理したほだ木であっても、放射性物質濃度に大きなバラつきがある。

また、菌床栽培においては、原子力発電所の事故以降に購入した放射性物質に汚染されたおが粉で仕込んだ菌床培地から、発生するきのこに移行することが主な要因となっている。

(3) 安全な栽培きのこの生産のための取組

ア きのこ用原木等の譲渡及び利用の自粛について

平成23年8月12日に林野庁から「きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の安全確保の取り組みについて」が示され、きのこ生産用資材のおが粉等及び調理加熱用の薪と木炭の管理状況を調査のうえ以下のものが確認された場合は当面の間、譲渡及び利用の自粛を要請することとなった。

(ア) 原子力発電所の事故後において、屋外に置かれていたきのこ生産資材用のおが粉等及び調理加熱用の薪と木炭(シートをかける等風雨にあてない状態で保管されていたものを除く。)

(イ) 原子力発電所の事故後において、屋外に置かれていた原木(シートをかけるなど風雨にあてない状態で保管されていたものを除く。)を原料とするきのこ生産資材用のおが粉であって、樹皮を除かずに製造されたもの。

(ウ) 原子力発電所の事故後において、屋外に置かれていた原木(シートをかけるなど風雨にあてない状態で保管されていたものを除く。)を原料とする調理加熱用の薪及び木炭。

イ きのこ原木等の指標値の設定について

平成23年10月6日に、林野庁が「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」(以下、「きのこ原木等の指標値」という。)により、きのこ原木、菌床用培地ともに150Bq/kg(乾重量)を当面の指標値(放射性セシウムの濃度の最大値)として設定し、指標値を超えるきのこ原木及び菌床用培地の使用・生産又は流通が禁止された。

また、平成24年3月28日にきのこ原木等の指標値が一部改正され、きのこ原木及びほだ木は50Bq/kg(乾重量)、菌床用培地及び菌床は200Bq/kg(乾重量)が当面の指標値(放射性セシウムの濃度の最大値)として新たに示された。

この指標値を超えるきのこ原木、菌床用培地等の使用・生産または流通が平成24年4月1日から禁止されることとなったが、150Bq/kg(乾重量)以下のきのこ原木及びほだ木であって50Bq/kg(乾重量)を超えるものについては、使用するきのこ生産者が所在する都道府県が放射性物質検査を確実にを行い、きのこが食品の基準値を超えないことを出荷開始前に確認する体制を構築することを条件として引き続き利用できる経過措置が取られることとなった。

表 3-17 きのこ原木、菌床用培地等の指標値

	～平成24年3月31日	平成24年4月1日～
きのこ原木及びほだ木	150Bq/kg	50Bq/kg
菌床用培地及び菌床	150Bq/kg	200Bq/kg

※きのこ原木とほだ木の経過措置

50Bq/kgを超え150Bq/kg以下のものについては、使用するきのこ生産者が所在する都道府県が放射性物質検査を確実にを行い、きのこが食品の基準値を超えないことを出荷開始前に確認する体制を構築することを条件として引き続き利用できる

ウ きのこ原木等の検査方法について

きのこ原木や菌床用培地については、平成23年10月31日に林野庁から示された「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法の制定について」に基づき、林業研究センターのNaIシンチレーションスペクトロメータできのこ原木・ほだ木及び菌床用培地・菌床等の検査を実施するとともに、きのこ生産者等へきのこ原木・ほだ木及び菌床用培地・菌床等の使用・生産・流通の可否について指導を実施した。

なお、平成24年3月30日に「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法の制定について」が一部改正され、4月1日からの検査はこの方法に基づき行われることとなった。

表 3-18 きのこ生産資材の検査結果 (平成24年3月30日現在)

	原木		ほだ木		菌床		菌床培地		おが粉		合計	
	検体数	150Bq/kg超	検体数	150Bq/kg超	検体数	150Bq/kg超	検体数	150Bq/kg超	検体数	150Bq/kg超	検体数	150Bq/kg超
県北	72	26	235	209	177	72	44	11	18	3	546	321
県中	165	101	224	165	59	15	19	0	3	2	470	283
県南	57	28	138	73	21	8	24	0	-	-	240	109
会津	59	20	101	38	46	8	-	-	23	2	229	68
南会津	40	2	149	1	33	11	19	0	-	-	241	14
相双	3	3	22	19	20	7	-	-	2	0	47	29
富岡	-	-	2	2	25	0	-	-	1	0	28	2
いわき	14	11	99	75	27	3	-	-	-	-	140	89
合計	410	191	970	582	408	124	106	11	47	7	1,941	915

エ きのこ生産者への対応

県では、きのこ生産者等の依頼を受け、きのこ原木、ほだ木、菌床及び菌床用培地などの、きのこ生産資材の放射性セシウム濃度を測定し、指標値を超えたきのこ生産資材をきのこ生産に使用しないよう、生産者を指導した。

また、放射性物質による森林汚染がきのこ用原木等の需給に影響を及ぼし、価格が高騰したことから、きのこ生産者のきのこ原木等の導入に要する経費の負担軽減を図る事業を実施した。

6 沿岸漁業における対応

(1) 沿岸漁業の操業自粛に関する経過

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震による津波とそれに続く原子力発電所の事故に伴い、平成23年3月15日より本県沿岸漁業は操業を自粛した。

これ以降、平成24年3月までの間、延べ13回の「県下漁業協同組合長会議」が開催され、会議開催の都度、翌月の沿岸漁業の操業自粛を決定した。県では、会議において、海産魚介類、海水、海底土壌の緊急時モニタリングの結果資料の提供と内容説明を行った。

なお、海産物については、平成23年4月7日から緊急時モニタリングを開始し、平成23年4月20日にコウナゴ（いかなごの稚魚）の摂取及び出荷制限の指示が出されたのをはじめ、平成24年3月末までに、24魚種で暫定規制値の超過が確認されているが、沿岸漁業が自粛されていることから、コウナゴ以外の魚種には出荷制限等の指示は出されていない。

(2) 操業再開に向けた体制の整備

平成23年5月18日に開催された「平成23年度第2回県下漁業協同組合長会議」において漁業再開について論議を開始して以降、平成23年8月に福島県漁業協同組合連合会が作成した「福島県漁業試験操業実施要領」を承認し、漁業再開に向けた試験操業の実施についての方法を定め、漁業再開の準備を進めている。

県は、放射性物質の検査体制を強化するため、平成23年9月にいわき市漁業協同組合、相馬双葉漁業協同組合及び小名浜機船底曳網漁業協同組合に簡易検査器を配備するとともに、簡易分析を迅速に行い、出荷の可否について判断する体制を構築するため、平成24年1月に水産試験場に、同年3月に水産試験場相馬支場にゲルマニウム半導体検出器を配備した。

第2 県産材等の検査について

1 県産材等の検査について

(1) 県産材製材品等の検査について

原子力発電所の事故に伴い、県内の製材工場から福島県産材の安全性に関する問い合わせが急増するとともに、出荷製材品が納入先で受け取り拒否されるなどの被害が発生した。

県では、平成23年4月4日から県ハイテクプラザにおいて、工業製品を対象とした放射線量の測定を開始し、県内事業者の木材製品についても測定が行われた。

また、平成23年6月23日には、林野庁から「木材製品の取扱いに係る留意事項等について（Q&A）」が示され、計画的避難区域から原木等を出荷する際は放射線測定器でスクリーニングを行い、測定結果が100,000cpm以下であることを確認するよう示された。

さらに、平成23年8月1日には樹皮（バーク）を原料とした肥料等について400Bq/kgの暫定許容値が設定されるとともに、8月23日には樹皮やおが粉等家畜用敷料について、400Bq/kgの暫定許容値が設定されたことから、燃料用として流通していたものを含め、県内全域のバークの流通がほぼ停止し、各工場に滞留することとなった。（約4,000トン/月）

なお、平成24年3月現在のバーク滞留量は約26,000トンに上っている。

(2) 県産材製材品の安全性確認調査の実施

県産材の安全性を確認するため、平成23年11月10日から同年12月7日にかけて、県内各地域の計31工場において、出荷されている製材品の放射線量を測定した。

ア 調査対象とした製材品

(ア) 事故後伐採材

原発事故以降に県内の森林から伐採され、製材されたスギ製材品。

（計285体）

(イ) 屋外天乾材

平成23年3月11日以降、屋外で天然乾燥された履歴があるスギ製材品。

（計259体）

イ 測定方法

GM計数管式サーベイメータを用いて、各製材工場において、林業研究センター及び農林事務所職員が測定を行った。

3-19 県産材の安全性確認調査一覧

（平成24年3月31日現在）

農林事務所	調査工場数	検体数計
県北	4	77
県中	5	100
県南	5	100
会津	5	67
南会津	3	60
相双	2	40
いわき	7	100
合計	31	544

ウ 調査結果

「事故後伐採材」、「屋外天乾材」いずれの材表面測定値においても、バックグラウンド値^{※1}を大きく超える値は検出されず、材表面測定値からバックグラウンド値を引いた測定値は、最大で50cpm（0.0017μSv/hに相当^{※2}）であった。

表 3-20 県産材製材品の検査結果 (平成24年3月31日現在)

検体の種類	A：材表面測定値 (cpm)			B：バックグラウンド値 (cpm)			測定値 (A-B)
	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最大値 (cpm)
事故後伐採材	50	91	189	55	98	190	32
屋外天乾材	47	93	176	55	102	190	50

※1 バックグラウンド値：測定対象（製材品）以外からの放射線の測定値

※2（独）産業技術総合研究所の換算表による試算



写真 3-7 県産製材品の検査状況

(3) 放射性物質に汚染された砕石が確認されたことによる木材製品への影響

二本松市の新築マンションにおいて、放射性物質に汚染された砕石を使用したコンクリートによって、室内の空間線量が屋外よりも高線量となっていることが報道されたことに伴い、製材品も不安視され、事業者等へ安全性に関する問い合わせが増加した。

そのため、県では、平成24年1月25日から同年3月8日にかけて県内の製材工場等で製材品の放射線量調査を行うとともに、原発事故発生時に屋外に置かれていた製材品の出荷状況等を調査し、製材品の安全について確認を行った。

ア 調査方法

(ア) 製材品の表面線量調査

県北管内及び、旧緊急時避難準備区域を含む相双・県中管内において、製材品を出荷している製材工場等の製材品の表面線量調査を行った。

(イ) 製材品の出荷状況確認調査

原発事故当時に各事業所において、屋外で保管していた製材品の出荷状況について聞き取り調査を行い、在庫等の表面線量を調査した。

表 3-21 製材品の表面線量調査対象事業者数

(平成24年3月31日現在)

区 分	県北管内	県中管内	相双管内	計
旧緊急時避難準備区域	0	2	9	11
上記以外の区域	33	0	5	38
計	33	0	14	49

イ 調査結果

(ア) 製材品の表面線量調査

現在製材品が出荷されている49工場における表面線量調査の結果、放射性物質による表面線量の最大値は92cpm(0.0031μSv/h^{*1})であった。

なお、92cpmの値について、放射線防護に詳しい国立大学法人長崎大学の松田直樹教授と独立行政法人放射線医学総合研究所鈴木敏和外部被ばく評価室長に確認したところ、環境や健康への影響はないと考えられるとの評価が得られた。

表 3-22 製材品の表面線量調査結果

(平成24年3月31日現在)

(単位：事業者数)

	表面線量 (cpm)					計
	未検出	~40	~60	~80	80 ~ 100	
旧緊急時避難準備区域	6	1	1	2	1	11
上記以外の区域	30	7	0	1	0	38
計	36	8	1	3	1	49

(イ) 製材品の出荷状況確認検査

原発事故当時屋外で保管していた製材品を出荷していた6事業者の在庫製材品における表面線量は最大で92cpmであり、表面線量調査の最大値を検出した事業者と同一であった。

2 調理加熱用の薪及び木炭について

(1) 調理加熱用の薪及び木炭の指標値について

平成23年11月2日に林野庁から「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」が示され、薪及び木炭の燃焼灰が一般廃棄物最終処分場での埋め立て処分が可能な放射性物質の濃度8,000Bq/kg以下となるよう、薪は40Bq/kg(乾重量)、木炭は280Bq/kg(乾重量)が当面の指標値(放射性セシウムの濃度の最大値)として設定され、指標値を超える調理加熱用の薪及び木炭の生産、流通、使用が禁止された。

(2) 調理加熱用の薪及び木炭の検査方法について

調理加熱用の薪及び木炭については、平成23年11月18日に林野庁から示された「調理加熱用の薪及び木炭の放射性セシウム測定のための検査方法の制定について」に基づき、平成23年11月25日から検査を実施するとともに、検査結果に基づき薪生産者等に薪及び木炭の生産、流通、使用の可否についての指導を実施した。

*1 (独)産業技術総合研究所の換算表による試算

なお、薪についてはゲルマニウム半導体検出器を用いて分析するよう定められているが、農業総合センターのゲルマニウム半導体検出器は農林水産物の緊急時モニタリングを最優先としているため、林業研究センターのNaIシンチレーションスペクトロメータを活用した検査と併用して検査を実施した。

表 3-23 調理加熱用薪及び木炭の検査結果 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

	薪 (NaI)		薪 (Ge)		木炭		合計	
	検体数	40Bq/kg超	検体数	40Bq/kg超	検体数	280Bq/kg超	検体数	指標値超過
県北	48	38	2	2	7	5	57	45
県中	39	28	3	1	20	12	62	41
県南	7	3	-	-	8	5	15	8
会津	16	14	-	-	2	0	18	14
南会津	6	1	-	-	5	0	11	1
相双	2	2	-	-	6	5	8	7
富岡	-	-	-	-	0	0	0	0
いわき	3	2	-	-	5	3	8	5
合計	121	88	5	3	53	30	179	121

3 警戒区域、計画的避難区域等から搬出された砕石について

平成 23 年 12 月 27 日に、二本松市が、個人積算線量調査で高い線量率が計測された住居を調査したところ、マンションの床が原因であることを確認した。

二本松市は、翌 12 月 28 日に、3 階建てのマンションの各階及び屋外の線量率を調査したところ、1 階の線量率がほかの階に比べて高い数値であることを確認し、この内容を環境省と県北地方振興局に情報提供した。

これを受け、環境省、JAEAなどは、平成 24 年 1 月 5 日に当該マンションの各部屋の放射線量を確認し、翌 1 月 6 日には、二本松市、環境省及び JAEA がマンション建設業者からヒアリングを行った。

その結果、当該マンションの 1 階の床に打設したコンクリートに、計画的避難区域の砕石業者から納入された砕石が使用されていたことが判明し、同時期に施工された排水路でも高線量が確認された。

その後、経済産業省は、現地調査結果等を踏まえ、平成 24 年 3 月 22 日に砕石及び砂利の出荷の暫定基準値を定めた。

【砕石及び砂利の出荷基準】

- ① 対象製品
砕石及び砂利（砂及び真砂土を含む）
- ② 対象地域
当面の間、福島県内の浜通り及び中通りの地域にある採石場及び砂利採取場を対象。
- ③ 作業手順
対象製品を製造し出荷する事業者は、製品の放射線量を低減化させるため、操業を再開する際や、出荷停止後に出荷を再開する際は、以下の作業を行うこととする。
 - ・ スtockヤード、プラント、重機、車両等を可能な限り除染する。
 - ・ 平成23年4月以降に採取していない場所については表層を少なくとも5 cm以上除去した上で岩石を採取するなど、適切な措置を講ずる。
- ④ 暫定基準値
定期的に代表的な複数箇所から製品をサンプル測定し、放射性セシウムの平均濃度（Cs134 及び Cs137 の合計値）が 100Bq/kg 以下であれば出荷可能とする。
ただし、対象地域における屋外の公共工事に使用される製品については、定期的に代表的な複数箇所から製品をサンプル測定し、表面線量率が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以下であれば出荷可能とする。

農林水産部においては、平成24年1月18日に、各農林事務所に対して平成23年3月11日から平成24年1月17日までの間に現場施工があった、農林水産部が所管する県営公共事業における砕石等骨材の使用実態について調査を実施した。

調査の結果、農林水産部所管の県営公共事業で砕石等を使用した工事は578か所あり、警戒区域等に所在する採石場の砕石を使用した工事は5件であった。

そのうち、二本松市のマンションのコンクリートに使用した砕石の納入業者から調達した砕石を使用した工事件数は1件であったが、対象構造物周辺の空間線量率は最大で $0.27 \mu\text{Sv/h}$ であり、周辺の $0.26 \mu\text{Sv/h}$ と同程度であった。

また、その他の4件の工事については、使用部位から1 mの高さで周辺空間線量率よりもやや高かったほかは、使用部位から1 cmの空間線量率もふくめ、全て周辺よりも低い空間線量率であった。

第3 農業系汚染廃棄物について

1 農業系汚染廃棄物等の緊急時モニタリングの概要について

(1) 農業生産資材の暫定許容値の設定

第一原子力発電所の事故以降、農畜産物から食品衛生法に基づく暫定規制値を超過する放射性物質が検出されたことから、国は食品の安全性確保のため、生産段階で使用される肥料や飼料等の農業生産資材について、その利用の可否を判断する基準として資材に含まれる放射性物質濃度の「暫定許容値」を定めた。

表 3-24 農業用資材の暫定許容値

資材名		暫定許容値 (製品重量当たり)	備考
肥料、土壌改良資材、培土、 家畜用敷料		4 0 0 Bq/kg	平成 23 年 8 月 1 日公表 家畜用敷料は平成 23 年 8 月 23 日公表
飼 料	牛用、馬用	1 0 0 Bq/kg	牛用飼料は平成 24 年 2 月 3 日改定値
	豚用	8 0 Bq/kg	牛用以外は平成 24 年 4 月 1 日改定値
	家きん類	1 6 0 Bq/kg	粗飼料は水分含量 80%換算

(2) 農業生産資材の緊急時モニタリングの実施

農業生産資材のうち、特に堆肥については、農地に施用することで土壤中の放射性セシウムが増加し、そこで生産される農産物の放射性セシウム濃度の上昇をもたらす可能性があることから、県は、堆肥の汚染状況の把握と利用の可否を判断するため、平成 23 年 8 月 5 日付けの農林水産省通知「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法の制定について」に基づき、県内一円で堆肥の緊急時モニタリングを開始した。

堆肥については、平成 23 年 9 月から平成 24 年 3 月までの間に、3,675 点の牛ふん堆肥と 53 点の稲わら・もみ殻堆肥（以下、稲わら等堆肥）の分析を実施した。

その結果、牛ふん堆肥では全体の 51%、稲わら等堆肥では 21%が暫定許容値を超過していたことから、堆肥の流通・利用が不可と判定され、堆肥の汚染が広範に及んでいることが明らかとなった。

また、牧草、稲わら等の自給飼料及びその他資材についても、利用の可否について緊急時モニタリングを実施し、暫定許容値を超過したものに対しては、流通・利用の自粛を要請した。

ア 堆肥等の緊急時モニタリングの概要及び結果

(ア) 分析機関

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

(イ) 分析実施期間

平成 23 年 9 月 16 日～平成 24 年 3 月 29 日

(ウ) 分析対象

「稲わら」、「もみがら」を主原料とした堆肥及び牛ふん堆肥。

(エ) 分析対象の選定方法

a 「稲わら」、「もみがら」を主原料とした堆肥

市町村の区域から 3 点を抽出して検査を実施し、市町村単位で流通・利用の可否を判断した。

b 牛ふん堆肥

(a) 農場個別検査

飼料の緊急時モニタリングの結果、飼料の暫定許容値を超過した地域

の牧草又は汚染された稲わらを牛に給与した農家の堆肥は個別に検査し、農家個別に流通・利用の可否を判断した。

また、堆肥センターの堆肥も個別に検査した。

(b) 地域単位での抽出検査

個別検査農家以外の牛飼養農家については、市町村の区域から3戸を抽出して検査を実施し、市町村単位で流通・利用の可否を判断した。

表 3-25 堆肥等の緊急時モニタリング結果

分析結果	稲わら等堆肥	牛ふん堆肥	適用
400Bq/kg超過	11点	1,882点	流通・利用の自粛を要請
400Bq/kg以下	42点	1,793点	流通・利用が可能
計	53点	3,675点	

2 暫定許容値を超えたものへの対応について

緊急時モニタリングの結果、暫定許容値を超過した堆肥等の流通・利用が自粛とされたことから、農家において大量の汚染廃棄物が滞留することとなり、農業経営を圧迫することとなった。

加えて、高線量の汚染廃棄物による農業者の外部被ばくを防止することが喫緊の課題であったことから、速やかに汚染廃棄物の隔離保管及び処理を行うため、県は、福島県民健康管理基金を財源とした「農業系汚染廃棄物処理事業」により、汚染廃棄物の一時保管、運搬、減容化、分析などの取組に対する支援を行った。

なお、食品衛生法上の基準値を超過し、出荷自粛の対象となった農林産物についても「農業系汚染廃棄物処理事業」の対象とすることで農業経営の維持と地域農業の再生を図った。

○ 農業系汚染廃棄物処理事業の概要

1 趣旨

放射性物質による汚染により農林業において利用が困難となった農林産物及びその副産物並びに農業生産資材等の処理を促進するため、一時保管、運搬、減容化、分析などの取組みを支援する。

2 事業内容

(1) 対象とする廃棄物

ア 肥料、土壌改良資材、培土、飼料、敷料の放射性セシウムの濃度が暫定許容値を超過しているもの

イ 食品衛生法の基準値を超過しているもの

ウ 暫定許容値や基準値等の基準を超えるおそれがあるため、国又は地方自治体による流通、利用の制限又は自粛の対象となっているもの

(2) 対象要件

ア 高濃度の放射性物質を含み、農業者等の外部被ばく等が懸念されるもの

イ 廃棄物として滞留し農林業や農林産物の流通等の支障となっているもの

ウ 地域において先行モデルとして処理をするもの

(3) 対象とする取組み

ア 廃棄物の運搬、焼却等による減容化、一時保管・処分・有効利用等の処理

イ 廃棄物及び周辺環境等のモニタリング

ウ 計画策定、事前調査等その他事業実施上必要な取組み

3 事業実施主体

市町村、民間団体又は民間事業者（農業生産者団体等）

4 予算額

平成23年度： 349百万円（12月補正予算額）

5 補助率：10/10

6 事業実施期間：平成23年度～平成26年度

表 3-26 農業系汚染廃棄物に関する経過

月 日	経 過
平成 23 年	
4月14日	農林水産省が牧草等の粗飼料の暫定許容値を公表
8月1日	農林水産省が「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」により、肥料等資材の暫定許容値を公表
8月5日	農林水産省が堆肥の検査方法を定め、「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法の制定について」を通知。 これを受け、県は、堆肥等の検査計画の策定に着手。
8月17日	県は、「肥料等の暫定許容値の設定に係る説明会」を開催し、暫定許容値の設定について周知 《対象者：生産者、関係団体、関係業者、市町村、県機関等 出席人数：278名》
9月16日	堆肥の放射性物質検査を開始。
9月23日	第1回目の堆肥分析結果を公表し、分析72点中、38点が暫定許容値を超え、これらの堆肥について、出荷・施用の自粛を要請 以降、平成24年3月29日までの間に、合計3,728件の堆肥を分析し、その結果を順次公表
12月	農業系汚染廃棄物の処理を促進するため、平成23年度12月補正予算により「農業系汚染廃棄物処理事業」を措置し、汚染廃棄物の一時保管、運搬、減容化、分析などの取組を支援。
平成24年	
1月23日	福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱等を施行し、平成23年度分事業を実施。



写真 3-8 農業系汚染廃棄物（堆肥）の一時保管状況



写真 3-9 農業系汚染廃棄物（堆肥）の一時保管状況

第4 農用地の土壌調査及び森林空間線量調査

1 農用地の土壌調査

(1) 農用地の土壌調査の実施

第一原子力発電所の事故に伴い飛散した放射性物質の影響により今後の営農に支障をきたすおそれがあったことから、県では県内農用地の汚染状況を把握するため、福島県農業総合センターを中心に（独）農業環境技術研究所と連携して水田土壌1,485点、畑地等土壌1,133地点、延べ2,618地点について土壌調査を実施した。

表 3-27 農用地の土壌調査の経過

	調査期間	公表	調査の概要
第1回	平成23年3月31日 ～4月1日	4月6日	警戒区域に設定された市町村を除く全市町村において、水田53地点、畑地17地点の計70地点の土壌調査を実施。
第2回	4月5日～4月7日	4月12日	第1回土壌調査で比較的放射性セシウム濃度が高かった7市町村54地点の水田において再調査を実施。 調査の結果、飯舘村の7地点、浪江町の1地点で、玄米中の放射性セシウム濃度が食品衛生法上の暫定規制値500Bq/kgを超えるおそれのある土壌中の放射性セシウム濃度の上限値5,000Bq/kg（以下、この表において「上限値5,000Bq/kg」という）を超過した。
第3回	4月15日	4月22日	畑地土壌を中心に34地点（水田1地点、畑地33地点）の調査を実施。
第4回	4月27日	5月10日	積雪下でサンプリングができなかった3市町村3地点の水田土壌の調査を実施し、3地点とも上限値5,000Bq/kgは超過しなかった。
第5回	5月30日～6月7日	6月29日	夏野菜等の主産地や空間線量率の高い地域の農用地土壌121地点の調査を実施。
第6回	6月9日～6月28日	8月29日	計画的避難区域3地点、緊急時避難準備区域28地点の計31地点の農用地土壌調査を実施。
第7回	7月6日～7月12日	8月29日	第5回土壌調査で上限値5,000Bq/kgを超えた地域と特定避難勧奨地点周辺の農用地土壌22地点の調査を実施。
第8回	7月27日～8月5日	8月29日	警戒区域の農用地土壌36地点（水田29地点、畑地等7地点）の調査を実施。
第9回	10月24日～ 平成24年2月3日	平成24年 3月23日	水田における放射性セシウム濃度の経時的変化の把握と農産物の緊急時モニタリングにおいて放射性セシウムの検出された農用地土壌の実態把握及び、土壌マップの精度向上のため、2,247地点（水田1,316地点、畑等931地点）の土壌調査を実施。



写真3-10 農用地土壌のサンプリング状況
(大熊町)

(2) その他の調査

23年産米の予備調査において、玄米から食品衛生法の暫定規制値500Bq/kgの放射性セシウムが検出された二本松市小浜町の水田土壌の詳細調査を実施した。(平成23年9月18日、10月2日・4日・12日)。

また、福島市大波地区(旧小国村)の玄米から630Bq/kgの放射性セシウムが検出された水田土壌の詳細調査及び、米の放射性物質緊急調査で暫定規制値を超えた福島市大波地区の11地点の土壌を調査した。(平成23年11月15日、21日)

さらに、玄米分析の結果、放射性セシウムが検出された水田138ヶ所について、平成23年11月11日から土性、用水の水源、周辺環境、施肥(K₂O)について追加調査を実施した。

(3) 農用地土壌の放射性物質濃度分布図(土壌マップ)の作成

第1回から第8回までの土壌調査結果(371点)と文部科学省が実施した航空機モニタリングの空間線量率等のデータをもとに、農林水産省が農用地土壌の放射性物質濃度分布図を作成し、平成23年8月30日に公表した。

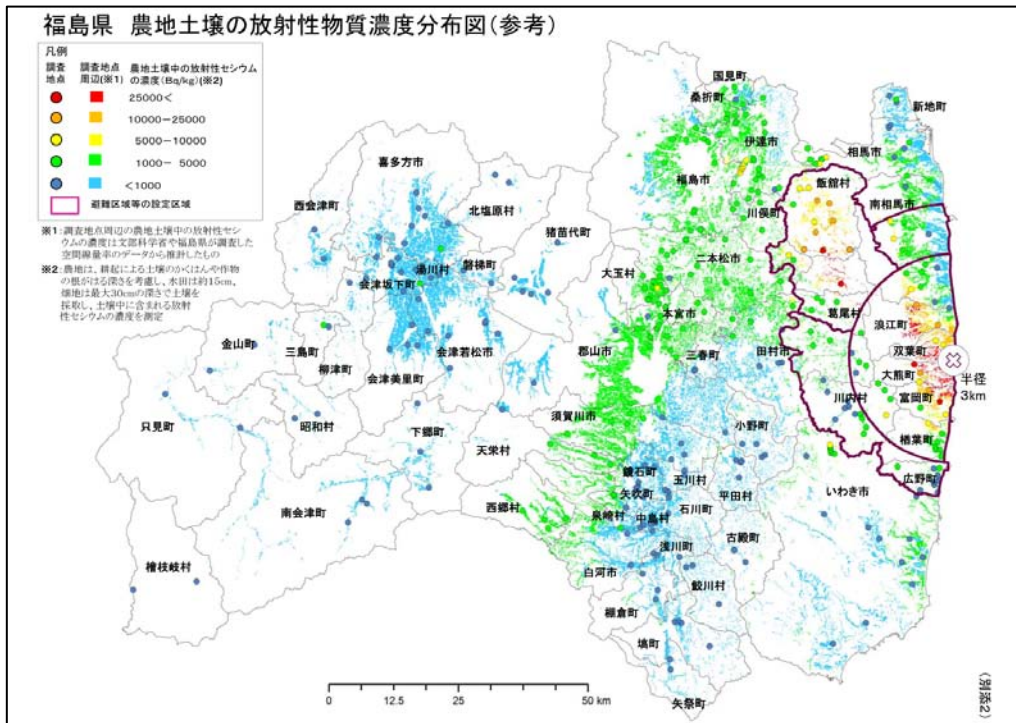


図 3-7 農地土壌の放射性物質濃度分布図(平成23年8月30日公表)

【出典：農林水産省ホームページ】

さらに、第9回土壌調査結果（2,247点）を加え、平成23年8月に公表した農地土壌の放射性物質濃度分布図（土壌マップ）を精緻化し、農林水産省が平成24年3月23日に公表した。

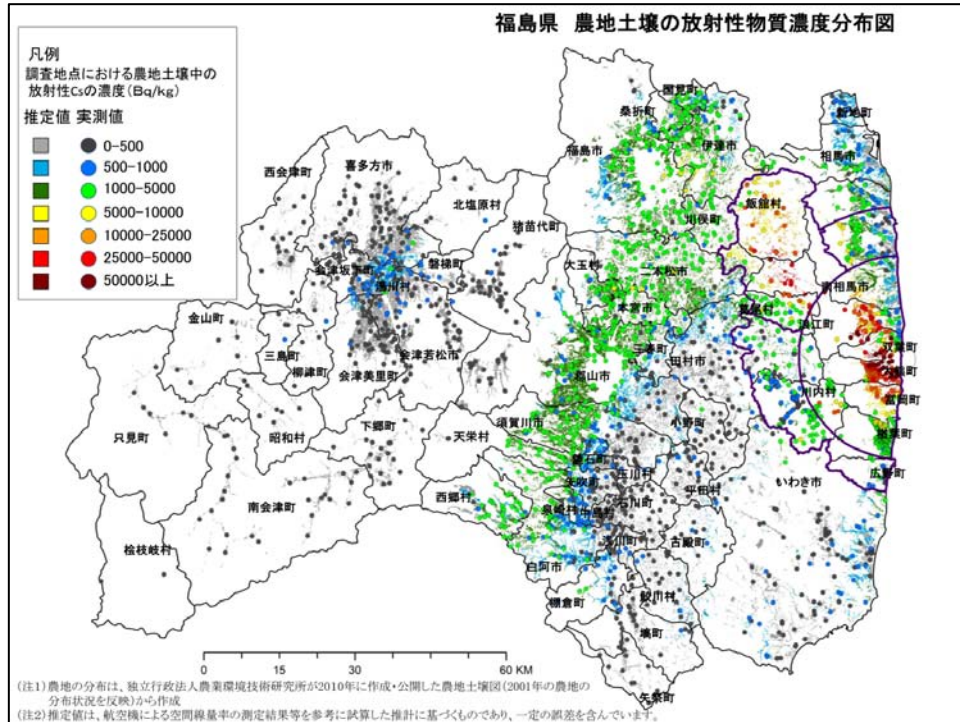


図3-8 福島県 農地土壌の放射性物質濃度分布図（平成24年3月23日）

【出典：農林水産省ホームページ】

2 森林空間線量調査

(1) 調査目的及び概要

県では、森林内の放射性物質による汚染状況を把握し、林業従事者や野外活動者の安全・安心の確保を図るとともに、今後の除染作業の参考とするため、民有林を対象として空間線量率の調査を実施した。

第1回目の調査は、森林施業や野外活動など森林への入込者が増える時期を前に実施し、落葉等の森林環境の変化に伴う経時変化を把握するため、追跡調査として第2回目の調査を実施した。

なお、調査結果は県のホームページで公表し、林業従事者や県民等に注意を促した。

(2) 調査方法

調査地は、第一原子力発電所からの距離に応じて、80km圏内は4kmメッシュ、80km圏外は10kmメッシュ内に設定し、第1回調査で3.4μSv/hを超えた調査地については、より詳細な調査を実施するため、4kmメッシュを1kmメッシュに細分して調査地を設定した。

なお、3.4μSv/hは、文部科学省による学校等の利用に係る暫定的考え方で示された3.8μSv/hの10%安全側に設定した。

調査は4kmメッシュ245箇所、10kmメッシュ49箇所、1kmメッシュ71箇所の合計365箇所を実施し、1箇所につき森林内と道路上でそれぞれ地面から10cm、50cm、1mの高さで測定した。

(3) 結果の概要

ア 第1回調査

現地調査 平成23年6月27日～7月7日、7月15日～7月20日

公表 平成23年7月14日、7月26日

第5 除染対策

1 放射性物質の除去・低減技術の開発

県の研究機関では、農林水産業における放射性物質による影響の把握や対策技術の開発に緊急に対応するため、放射線対策チームの設置や緊急時モニタリングの体制整備を行うとともに、これまでの試験研究課題を見直し、放射線関連課題へ取り組んだ。

さらに、研究の実施にあたっては、県が委嘱した3名の放射線アドバイザー、独立行政法人、大学などの専門機関との連携・助言により試験設計及び結果の検討を行った。

これらにより得られた情報や成果については、速やかに情報発信を行った。

(1) 組織体制

ア 県農業総合センター生産環境部長を総括とした約30名による放射線対策チームを設置

イ 緊急時モニタリングの分析体制の構築

(ア) ゲルマニウム半導体検出器による分析体制

平成23年6月20日に4台で分析開始。

平成23年9月1日に6台増設し10台で分析を実施。

(イ) 県農業総合センター安全農業推進部に分析課を新設（9月1日）

担当を6人から10名増の16人体制とした。

(2) 既存課題の見直し

(単位：件)

区 分	農 業	畜 産	林 業	水 産	合 計
計画どおり実施	39	10	7	8	64
縮小して実施	38	5	4	3	50
延 期	6	4	3	—	13
中 止	7	1	—	4	12
合 計	90	20	14	15	139
縮小・延期・中止	51	10	7	7	75

(3) 農林水産物に対する放射性物質の影響に関するアドバイザー

村松 康行 氏（学習院大学 理学部化学科教授）

内田 滋夫 氏（(独)放射線医学総合研究所特別上席研究員）

久松 俊一 氏（公益財団法人環境科学技術研究所 環境影響研究部長）

(4) 研究テーマ

ア 放射性物質の分布状況の把握

イ 放射性物質の簡易測定法の開発

ウ 放射性物質の吸収量の把握

エ 放射性物質の除去・低減技術の開発

オ 放射性物質吸収抑制技術の開発

カ 農産物における放射性物質の除去技術の開発

キ 農作業における放射線被曝低減技術の開発

ク 放射性物質が林産物に与える影響

ケ 放射性物質が海面漁業に与える影響

コ 放射性物質が内水面漁業に与える影響

サ 民間等提案型放射性物質除去・低減技術実証試験

- (5) 各研究所で取り組んだ主な研究テーマ
 - ア 農業総合センター本部
 - (ア) 放射性物質の分布状況の把握
平成23年4月から12月までに県内2,618地点の農用地土壌をサンプリングし、土壌マップを作成。
 - (イ) 放射性物質の簡易測定法の開発
NaIシンチレーションサーベイメータを活用した土壌中の放射性セシウム濃度推定法の開発。
 - (ウ) 放射性物質の吸収量の把握
暫定規制値を超えた水稻の吸収要因の解析、約300点以上の土壌サンプリング
 - (エ) 放射性物質の除去・低減技術の開発
レーザーブルドーザー、ターフスライサー等、機械による表土除去技術の開発
 - (オ) 放射性物質吸収抑制技術の開発
ヒマワリ等の植物による吸収技術の開発
 - (カ) 農産物における放射性物質の除去技術の開発
あんぼ柿、小麦、ウメ、ブルーベリーなど加工時や調理による違いを調査
 - イ 果樹研究所
 - (ア) 放射性物質の分布状況の把握
モモ、ナシ、リンゴ、オウトウ、ブドウ、ユズ園地において、放射性物質の樹体、土壌の水平方向、垂直方向の分布状況を詳細調査
 - (イ) 放射性物質の除去・低減技術の開発
 - a モモ、リンゴ、ナシ、オウトウ、カキ、ブドウにおける樹体洗浄、粗皮削りによる除染技術の開発
 - b 樹園地における下草・表土除去技術の開発
 - ウ 畜産研究所
 - (ア) 放射性物質の分布状況の把握
 - a 飼料用トウモロコシ、イタリアンライグラス等の汚染状況調査
 - b ロールラップサイレイジ調整中の空間線量の挙動調査
 - (イ) 放射性物質の簡易測定法の開発
生体における放射性セシウム濃度推定技術の開発
 - (ウ) 放射性物質の吸収量の把握
 - a 肉用牛、乳牛、肉用鶏における体内動態の把握
 - b 放射性物質を含む飼料の給餌試験による動態調査
 - (エ) 放射性物質の除去・低減技術の開発
耕耘やリター層の除去、草地更新による吸収抑制技術の開発
 - (オ) 放射性物質吸収抑制技術の開発
 - a ゼオライト等の添加飼料による吸収抑制技術の開発
 - b 牧草地における吸収抑制技術の確立
 - エ 会津地域研究所
 - (ア) 放射性物質の分布状況の把握
NaIスペクトロメータを2台設置し、会津地域、南会津地域の土壌、食品、淡水魚の簡易分析を実施
 - オ 浜地域研究所
 - (ア) 民間等提案型放射性物質除去・低減技術実証試験
 - a 民間資材の除染効果（植物の吸収阻害）の実証
 - b 津波対策（除塩、堆積土調査）の実施

- c 被害水田のEC調査、pH調査及び除塩実証
 - d 被害水田における雑草の発生状況調査
 - e イチゴほ場における除塩技術の実証
- カ 林業研究センター
- (ア) 放射性物質が林産物に与える影響
 - a 森林内の放射性物質の動態の解明
 - b 放射性物質の森林施業への影響と低減作業技術の確立
 - c 丸太や製材品の放射性物質汚染実態の調査及び低減技術の開発
 - d きのか栽培原料からの放射性物質除去・低減技術の開発
 - e タケノコにおける放射性物質汚染状況調査
- キ 水産試験場
- (ア) 放射性物質が海面漁業に与える影響
 - a 回遊魚、底魚、浮魚における汚染状況調査
 - b ホッキ貝、キタムラサキウニ、アワビ等における汚染状況調査
 - c 餌料生物の汚染調査
 - d 魚体（イシガレイ、マダラ、ドンコ、アンコウ等）における濃度分布調査
- ク 内水面水産試験場
- (ア) 放射性物質が内水面漁業に与える影響
 - ワカサギ、アユ、ヤマメ等の汚染実態調査および給餌試験による蓄積調査
- (6) 国や大学等との連携による放射性物資除去低減技術の開発
- 放射性物質除去・低減技術の開発に当たっては、国が主に警戒区域や計画的避難区域等の高濃度汚染地域等を対象とし、県が低濃度汚染地域や沿岸、内水面、里山林を対象として下記事項について取組んだ。
- ア 放射性物質の分布状況の把握
 - イ 放射性物質の簡易測定法の開発
 - ウ 放射性物質の吸収量の把握
 - エ 放射性物質の除去・低減技術の開発
 - オ 放射性物質吸収抑制技術の開発
 - カ 農産物における放射性物質の除去技術の開発
 - キ 農作業における放射線被曝低減技術の開発
 - ク 放射性物質が林産物に与える影響
 - ケ 放射性物質が海面漁業に与える影響
 - コ 放射性物質が内水面漁業に与える影響
- (7) 国のプロジェクトへの県としての取組
- 飯館村と川俣町の「ふるさとへの帰還に向けた取組」における現地実証試験で物理的除染、化学的除染、生物学的除染のうち生物学的除染（ヒマワリ、ナタネ）を担当。
- (8) 平成23年度の試験研究の成果概要
- ア 農畜産物
- (ア) 県内農用地土壌の放射性物質の分布状況の把握
 - 県内の農用地土壌の調査（2,618点）を実施し、農用地土壌の放射性物質濃度分布図（土壌マップ）を作成。
 - (イ) 放射性物質の簡易測定法の開発
 - a サーベイメータを用いた土壌中放射性セシウムの簡易測定法を開発。
 - b 肉用牛における筋肉中放射性セシウム濃度を血液から推定する簡易測定法を開発。

- (ウ) 各種作物の放射性物質吸収量の把握
土壌環境の違いによる吸収量や吸収量の早期推定を行うための基礎データとして、野菜、小麦、果樹、飼料作物について公表。
 - (エ) 放射性物質の除去・低減技術の開発
 - a 表層土壌剥ぎ取りや排水トラップによる除去、カリウム資材による吸収抑制技術、植物利用による浄化等に取り組み、反転耕や代かき除去処理、表土剥ぎ取り、樹体の粗皮削り等の技術を確立し、技術情報や県の除染技術指針に盛り込まれた。
 - b ヒマワリによる除染効果が小さいことを明らかにした。
 - (オ) 放射性物質吸収抑制技術の開発
ゼオライト等の土壌改良資材を施用したほ場で野菜や果樹への吸収抑制効果を確認。
 - (カ) 農産物加工における放射性物質の除去技術の開発
主要農作物における放射性物質の部位別分布、調理や加工過程での除去低減効果を調査し、小麦製粉調製、ナツハゼ・リンゴ等のジャム加工による低減効果やナタネの油分にはセシウムが移行しないことを明らかにした。
 - (キ) 農作業時の外部被曝低減技術の開発
耕耘、草刈り、収穫、乾燥、調製等の農作業における影響について、樹園地や共選場、ハウス等で調査し影響を評価した。
- イ 林産物
- (7) 放射性物質が林産物に与える影響
 - a 立木における樹高別・方位別の放射性物質の分布状況を把握するとともに、素材及び製材品における放射性物質汚染の実態把握と対策を検証。
 - b きこの栽培原料であるほだ木、原木及びおが粉に付着する放射性物質の除去方法を検証。
 - c タケの各部位、タケノコ及び土壌に含まれる放射性セシウムを分析し、移行軽減方法を検討。
 - d 下刈り、除伐、間伐の施業により発生する浮遊粉じん量を把握し、施業種ごとの浮遊粉じんの放射性物質濃度を測定。
 - e 落葉除去、間伐、枝打ちによる空間線量低減の検証試験を実施。
- ウ 水産物
- (7) 放射性物質が海面漁業に与える影響
 - a 魚介類における生息環境や餌料生物等の違いによる放射性物質の蓄積状況を調査・把握。
 - b ウニ、アワビ及び魚類における放射性物質低減過程を解明するため、ウニ、マダイ稚魚等に対する飼育試験を実施。
 - c 魚の筋肉以外の部位について放射性物質を測定し、部位別のサンプリングを実施。
 - d 本県沖の海洋生物への放射性物質の移行調査を実施。
 - (イ) 放射性物質が内水面漁業に与える影響
 - a ア ユ： 付着藻類からの放射性物質の移行調査のため、河川水、泥、藻類のサンプリング調査を実施。
 - b ワカサギ： 河川泥、湖水泥、ワカサギのサンプリング調査を実施。
- エ 民間技術の検証
- (7) 民間等提案型放射性物質除去・低減技術実証試験
農林地土壌等の放射性物質除去・低減技術を公募し、放射性物質の吸着や作物への吸収を抑制する技術について、県の研究機関において検証し、その結果、一部技術において吸収を抑制する効果が認められた。

(9) 情報発信

農畜産物については、得られた成果を国、独立行政法人、大学などの共同研究機関の参画を得て定期的に検討会を開催するとともに、普及できる成果については、市町村、関係団体の延べ5,450名を対象に説明会等を開催するなど迅速な普及を図った。

ア 課題検討会の実施

平成23年7月14日から同年11月9日にかけて課題検討会を4回開催。

イ 成果説明会

平成23年8月3日から同年12月9日にかけて成果説明会を5回開催し、延べ988名が参加した。

表 3-28 各会の成果説明会の内容

回数	開催日	成果説明会の主な内容
第1回	8月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・サーベイメータを用いた簡易測定法の開発について ・野菜、果樹、小麦等の放射性物質の分析結果について ・果樹の表皮剥離による樹体除染技術の開発について
第2回	9月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・排土板や牧草地のプラウ反転耕起による低減効果について ・水稲、ヒマワリ等の放射性物質の分析結果について ・水稲の収穫作業に伴う放射線の影響について
第3回	9月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧洗浄機によるモモ樹皮除染について ・モモ、ナシ、リンゴ等の果実の分析結果について
第4回	10月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛における血液と筋肉中セシウムの関係について
第5回	12月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜や土壌の種類による吸収係数の違いについて ・リンゴ加工による低減効果について ・樹園地における2次汚染の実態把握について ・肉牛の部位別セシウム蓄積について

ウ 各種研修会の開催

平成23年9月15日に大玉村において牧草地のプラウ反転耕起やターフスライサーによる放射性物質の低減効果の実演会を開催し、同年12月2日には果樹園における放射性物質の除染技術に関する技術移転セミナーを開催するなど、平成23年4月28日から平成24年3月28日にかけて36回の研修会を開催し、延べ3,246名が参加した。

エ 視察研修

64団体587名の視察見学者を含めた関係機関団体からの要請などにより研修等を実施した。

オ 研究成果発表会 参加者数 629名

平成24年1月31日から同年3月19日にかけて放射性物質対策の研究成果等に関する成果発表会を11回開催し、延べ629名が参加した。

カ その他

- (ア) 平成24年3月8日から10日にかけて、「農業及び土壌の放射能汚染対策技術国際研究シンポジウム」を開催した。
- (イ) 「東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う農作物等に関する農業技術情報」により技術情報を提供した。
- (ウ) 「がんばろう ふくしま！ 農業技術情報」に研究成果を反映させた。

2 福島県農林地等除染基本方針の策定

第一原子力発電所の事故により、放射性物質で汚染された農用地や森林、林産物等の除染措置を効果的に進めるため、市町村の除染実施計画策定と除染の実施にあたっての目安として「福島県農林地等除染基本方針」を策定した。

(1) 福島県農林地等除染基本方針の概要

ア 福島県農林地等除染基本方針（農用地編）の概要

(ア) 位置付け

本方針は、放射性物質汚染対処特措法に基づき市町村が策定する除染実施計画の目安とするもの。

(イ) 目標

県内で生産されるすべての農畜産物及び牧草の緊急時モニタリング等において、放射性セシウムが検出されないことを目指す。

(ウ) 除染方法

国は、今年耕起していない農用地では表土除去、水による土壌攪拌・除去、反転耕、耕起した農用地では反転耕、深耕などの対策を講じることとしている。

県では、国の考えを踏まえつつ、農産物の緊急時モニタリング等に基づき設定する。

a 水田、畑地

(米を作付けした市町村又は地域)

(a) 玄米の緊急時モニタリングで放射性セシウムが検出されたところは土壌改良資材等の施用と反転耕または深耕を実施。

(b) 玄米の緊急時モニタリングで放射性セシウムが検出されなかったところは土壌改良資材等の施用と深耕または反転耕を実施。

(米を作付けしなかった市町村又は地域)

(a) 原子力発電所の事故以降に耕起しなかったところは除草後表土削り取りや土壌改良資材等の施用と反転耕または深耕を実施。（水による土壌攪拌・除去も可能）

(b) 原子力発電所の事故以降に耕起したところは土壌改良資材等の施用と反転耕又は深耕を実施。

b 樹園地

(a) 粗皮削り及び高圧洗浄等

(b) 側枝の間引きや混み合った園地の縮・間伐

(c) 必要に応じて除草した後、表土削り取り

(d) 除染しても効果が低いほ場や老朽化園は改植

c 牧草地

(牧草の緊急時モニタリングで暫定許容値を超えた地域)

(a) 牧草の剥ぎ取り、土壌改良資材等の施用と反転耕又は深耕

(牧草の緊急時モニタリングで暫定許容値以下の地域)

(b) 土壌改良資材等の施用＋反転耕又は深耕

※土壌の放射性セシウム濃度に応じ、牧草の剥ぎ取りは有効

イ 福島県農林地等除染基本方針（森林編）の概要

(ア) 位置付け

「放射性物質汚染対処特措法」に基づき実施される森林等の除染に関する県の基本的な考え方をまとめたもの。市町村の除染実施計画策定にあたっての目安となるもの。

(イ) 目標

森林について追加被ばく線量が年間 1 mSv（空間線量率 0.23 μ Sv/h）以下となることを目指す。

- (ウ) 森林等の汚染実態の把握と除染技術の確立
 - a 汚染実態の把握に努める。
 - b 除染技術の確立に向けて、試験研究や実証試験に取り組み先導的役割を果たす。
- (エ) 森林の除染等を実施するための財源措置

森林について計画的な除染を推進するために、財源の追加配分を国に求める。
- (オ) 森林等の除染の実施
 - a 住居等近隣の森林を最優先に実施。
 - b 生活圏以外の森林については地域の意向や森林の機能を考慮して計画的に実施。
 - (a) 生活圏の除染に寄与するための森林等の除染
林縁20m程度の落葉等の除去
 - (b) 生活圏以外の森林の除染
優先順位を設け、除染技術の開発状況を踏まえて長期的・計画的に実施。
 - ・ 生活環境保全林、森林レクリエーション施設など保健休養のための森林
 - ・ 人工林、有用広葉樹林など林業生産のための森林
 - ・ 水源となる森林
 - ・ 局所的に線量率の高い森林

除染方法については落葉等の堆積有機物の除去、枝葉の除去、下刈り、除伐、間伐等による効果的・効率的な方法について試験研究や実証試験を実施しており、これらの状況を踏まえつつ利用目的及び樹種を勘案して総合的に検討する。

表 3-29 福島県農林地等除染基本方針等のこれまでの経過

月 日	経 過
平成 23 年	
8 月 26 日	放射性物質汚染対処特措法が成立（H23. 8. 30 一部施行）（H24. 1. 1 全面施行） 《国及び関係原子力事業者（東京電力㈱）の事故責任を明確化するとともに、汚染廃棄物対策と除染対策について規定した法律が成立》
9 月 30 日	福島県農用地等除染対策推進チーム会議を開催 《農用地等除染基本方針（骨子素案）等について検討》 原子力災害対策本部が農地の除染の適当な方法及び森林の除染の適切な方法等を公表 《農地や森林の基本的な考え方について、国から示された》
10 月 31 日	福島県農林地等除染基本方針（素案）の公表
11 月 1 日	福島県農林地等除染基本方針（素案）の意見交換会の開催 《市町村の除染実施計画の策定と除染の実施に当たっての目安とするため、農林地等の除染に関する県の考え方を取りまとめ、市町村、農業団体などに説明し、その内容について意見交換を行った。》
12 月 5 日	福島県農林地等除染基本方針の策定
12 月 6 日	福島県農林地等除染基本方針説明会

3 農林地の除染の取組

(1) 農林地除染の取組

ア 水田

(ア) 実施市町村

大玉村、郡山市、須賀川市、西郷村、南相馬市

(イ) 合計実施面積：約 1 1 0 ha

(ウ) 実施内容

表土除去・客土または土壌改良資材等を施用して反転耕又は深耕を実施。



写真 3-12 プラウによる反転耕



写真 3-13 レーザーレベラーによる
均平作業

イ 畑地

(ア) 実施市町村

伊達市、郡山市、三春町、南相馬市

(イ) 合計実施面積：約 1 0 ha

(ウ) 実施内容

土壌改良資材等を施用して反転耕又は深耕を実施



写真 3-14 二段プラウによる反転耕



写真 3-15 ゼオライトの散布

ウ 樹園地

(ア) 実施市町村

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、鏡石町、石川町、三春町、相馬市、南相馬市、新地町

(イ) 合計実施面積：約 4, 3 0 0 ha

(ウ) 実施内容

県で開発した粗皮削り及び高圧洗浄機による樹皮の洗浄等を実施。

また、大型化した側枝の間引きや側枝の更新、放射性物質が直接付着した旧枝のせん除を実施。



写真 3-16 樹皮の高圧洗浄



写真 3-17 粗皮削り

エ 牧草地

(ア) 実施市町村

伊達市、南相馬市

(イ) 合計実施面積：約 10 ha

(ウ) 実施内容

牧草の剥ぎ取り又は土壌改良資材等を施用して反転耕・深耕を行い、草地除染を実施。



写真 3-18 リター層除去



写真 3-19 プラウによる反転耕

オ 森林

(ア) 実施市町村

二本松市、伊達市、鮫川村、川内村

(イ) 合計実施面積：約160ha

(ウ) 実施内容

生活圏と接する森林について、林縁から20m程度の範囲を目安に落葉等の除去及び枝葉の除去等を実施。



写真 3-20 落葉除去



写真 3-21 枝葉除去

(2) 県機関による除染対策への対応

農林水産部では、部内に「福島県農林地等除染対策推進チーム」を設置するとともに、各農林事務所に「地方推進チーム」を設置し、管内市町村や団体等を通じて除染に関する情報の共有や技術面の支援等を実施した。

(3) その他の取組

ア 農用地除染に伴う反転耕実演会の開催

放射性物質による汚染の除去を緊急的に進める必要があることから、除染技術の普及を加速させるため県内8か所で除染技術の研修会等を開催。

(桑折町、矢吹町、田村市、南相馬市、郡山市、いわき市、須賀川市、二本松市)

イ 森林除染業務研修会の開催

林業就業者等を対象に、森林の除染作業を適切かつ安全に行うため、森林除染に関する専門知識と技能習得のための研修会を開催。

(平成23年12月2日、12月6日)

ウ 農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策指針の公表

農地の除染対策や農作物等生産対策の参考とするため平成24年3月に「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策指針」(第1版)を公表。

エ 生活圏の森林除染に係る暫定技術指針の公表

県が実施する生活圏の森林除染事業に適用するとともに市町村の設計積算の参考とするため、平成24年2月に「生活圏の森林除染に係る暫定技術指針」を公表。

オ 果樹の除染に係る積算の考え方(素案)の公表

市町村の設計積算の参考とするため、平成24年2月に「果樹の除染に係る積算の考え方(素案)」を公表。

第6 技術対策

1 技術情報の発行について

- (1) 「東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う農作物等に関する農業技術情報」の発行

第一原子力発電所の事故発生直後から、農家の関心は収穫途上の農作物の取扱いや水稲をはじめとした今後の営農に関するものに集中し、昼夜を問わず相談が寄せられる状況となった。

このような状況に対応するため、農林水産部では24時間体制の農林水産業に関する電話相談窓口を開設するとともに「東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う農作物等に関する農業技術情報」を発行し、日々変化する放射性物質に関する情報を盛り込んだ農業技術対策の支援に努めた。

表 3-30 「東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う農作物等に関する農業技術情報」の発行実績

	発行日	主 な 内 容
	平成 23 年	
第 1 報	3月25日	営農に関する考え方、耕うん作業の自粛、収穫物の対応等
第 2 報	3月26日	水稲、畑作、野菜、果樹、花き、飼料作物、家畜管理等
第 3 報	3月27日	水稲育苗と田植え、バレイショ、ビニールハウス等
第 4 報	3月28日	山間高冷地の田植え、バレイショの植え付け等
第 5 報	3月29日	防霜、飼料用とうもろこし、飼料の保管、畜舎等
第 6 報	3月30日	果樹園作業、露地の花き、飼料用とうもろこし等
第 7 報	3月31日	農用地の土壌分析のお知らせ等
第 8 報	4月1日	農用地の土壌分析のお知らせ、果樹生育等
第 9 報	4月2日	畑作物・小麦生育、飼料給与等
第 10 報	4月3日	水稲浸種等
第 11 報	4月10日	稲の作付け、小麦、作付制限についてのQ & A等

- (2) 「『がんばろう ふくしま！』農業技術情報」の発行（平成23年4月14日～）

県では、農用地の放射性物質の降下状況を把握するため、国と連携した2回の土壌調査を行い平成23年4月6日及び4月12日にそれぞれ結果を公表した。

この間、平成23年4月8日に原子力災害対策本部より公表された「稲の作付に関する考え方」に基づき、平成23年4月22日に原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）より稲の作付制限が指示され、「避難のための立退きを指示した区域」、「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」において稲の作付けを差し控えるよう要請した。

このような状況に対応し、主要農作物の放射性物質対策に関する農業技術情報として発行してきた「東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う農作物等に関する農業技術情報」を一新し、「『がんばろう ふくしま！』農業技術情報」を発行した。

原子力災害の影響は現在もなお続いていることから、不定期な情報ではあるが平成23年4月14日から平成24年3月28日現在までに48回発行を重ね、県内農業者のみならず広く放射性物質対策についての情報源として活用が図られている。

第3章 原子力災害

表 3-31 「「がんばろう ふくしま！」農業技術情報」の発行実績

発行日等		主な内容
平成 23 年		
第 1 号	4 月 14 日	地震災害・原子力災害対策
第 2 号	4 月 23 日	原子力災害に関する農作物の技術対策 Q & A 野菜の廃棄方法等について一部更新 (4 月 28 日) 国の Q & A を反映させ全面更新 (5 月 6 日)
第 3 号	4 月 24 日	原子力災害に関する飼料作物の収穫と利用
第 4 号	4 月 26 日	原子力災害に関する水稲・野菜・果樹の栽培管理
第 5 号	5 月 2 日	原子力災害に関する飼料作物の収穫と利用
第 6 号	5 月 14 日	原子力災害に関する牧草等の利用と放牧の実施 牧草の利用について一部更新 (5 月 20 日) 牧草の利用について一部更新 (5 月 30 日) 牧草の利用について一部更新 (6 月 6 日) 牧草の利用、稲わら利用について一部更新 (6 月 21 日) 牧草の利用、稲わら管理について一部更新 (7 月 25 日) 牧草の利用、稲わら管理について一部更新 (8 月 1 日)
第 7 号	6 月 7 日	移行係数、野菜廃棄方法、大豆栽培、技術対策 Q & A
第 8 号	6 月 13 日	麦の収穫、ウメについて
第 9 号	6 月 21 日	サーベイメータに関する Q & A
第 10 号	6 月 24 日	水稲の技術対策、計画的避難区域関連 Q & A
第 11 号	7 月 13 日	水稲倒伏防止、高温対策と穂肥、野菜廃棄方法
第 12 号	7 月 23 日	野菜敷わら、家畜排泄物、稲わら利用 牛の家畜排泄物、高濃度稲わら管理について一部更新 (7 月 25 日)
※ 第 13 号	7 月 25 日	果樹の樹体に付着した放射性物質の除染効果
第 14 号	7 月 26 日	原子力災害に関するたい肥等の施用・生産・流通の自粛
特別号	7 月 29 日	放射性物質の農作物への影響と対策 (パワーポイント資料)
第 15 号	8 月 4 日	原子力災害に関する肥料等の暫定許容値の設定 8,000 Bq/kg を超えるたい肥、家畜の敷料について一部更新 (11 月 4 日) 暫定許容値、稲わら、家畜の敷料 (2 月 27 日) 暫定許容値、稲わら、家畜の敷料 (3 月 28 日)
第 16 号	8 月 17 日	原子力災害に関する飼料作物の収穫調製
第 17 号	9 月 14 日	原子力災害に伴う水稲の収穫
第 18 号	9 月 22 日	牧草地のセシウム垂直分布、草地更新
第 19 号	10 月 7 日	稲わら、籾がらの利用について 籾がらの取扱いについて一部更新 (10 月 12 日) 稲わらの取扱いについて一部更新 (10 月 14 日) 稲わらの取扱いについて一部更新 (10 月 18 日) 籾がらの取扱いについて一部更新 (10 月 20 日) 稲わらの取扱いについて一部更新 (10 月 27 日) 稲わらの取扱いについて一部更新 (11 月 1 日) 稲わらの取扱い、敷料や土改材について一部更新 (11 月 9 日) 稲わらの取扱い、敷料や土改材について一部更新 (11 月 18 日) 稲わらの取扱い、敷料や土改材について一部更新 (11 月 30 日) 稲わらの取扱い、敷料や土改材について一部更新 (12 月 5 日) 稲わらの取扱い、敷料や土改材について一部更新 (12 月 9 日)
※ 第 20 号	12 月 9 日	水田・畑地の除染のための「反転耕」
※ 特別号	12 月 22 日	福島県農林地等除染基本方針 (農用地編) 概要と除染方法

発行日等		主な内容
平成 24 年		
第 21 号	1 月 5 日	べたがけ資材、農業用被覆資材の取扱い
第 22 号	2 月 27 日	平成 2 3 年産稲から生じる副産物等の取扱い
第 23 号	3 月 16 日	果樹剪定枝の取扱い

※は農業総合センターによる試験研究成果を含む情報。

- (3) 「【農家の皆様へ】稲わら（粃殻含む）の取扱いについて」の発行（全戸配布）
 第一原子力発電所の事故後に収集した 2 2 年産以前の稲わらに高濃度の放射性セシウムが含まれているおそれがあることが判明したため、平成 2 3 年 8 月 2 3 日に対応策を指示するための情報を掲載した『【農家の皆様へ】「稲わら（粃殻含む）の取扱いについて」』を発行し、国と連携して県内全農家を対象に配布をした。
- (4) 「東日本大震災の大津波による農作物の塩害対策」の発行
 東北地方太平洋沖地震に伴う大津波により甚大な被害を受けた浜通り地方の農地において、発災直後から農業総合センターを中心として現地調査を行った結果、一部地域においては、除塩対策により水稻などが作付可能なことが分かった。
 これらを踏まえ、平成 2 3 年 4 月 1 3 日に「東日本大震災の大津波による農作物の塩害対策」情報を発行した。
- (5) 「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針（第 1 版）」発行
 農用地等の除染及び放射性物質の吸収抑制対策を効果的に進め、安全・安心な農畜産物の生産を確実なものとするため、平成 2 4 年 3 月 2 6 日に「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針（第 1 版）」を発行した。
 なお、情報はホームページに掲載するとともに、市町村や J A など関係機関等に対しては加除式ファイルで配布し、今後の内容更新や追加に対応できるようにした。

第7 風評被害対策

1 風評被害の実態について

第一原子力発電所の事故後、本県の農林水産物は、緊急時モニタリングで安全性が確認されたものについても、県内及び首都圏等で取引停止や取引価格の低下等風評被害が継続している。

(1) 青果物の価格動向等

ア もも

ももは、平成23年7月上中旬の価格は高かったが、本県産牛肉から暫定規制値を超える放射性物質が検出され、と畜出荷制限の指示が国から出されて以降風評被害が厳しくなったことや、贈答品の市場出荷に伴う極端な出荷量増加の影響により、平成23年7月下旬以降価格が低下した。

平年（平成18年から平成22年の過去五か年の平均）と比べると、平成23年度は出荷量は130%であったものの、販売金額は74%、単価は57%であった。

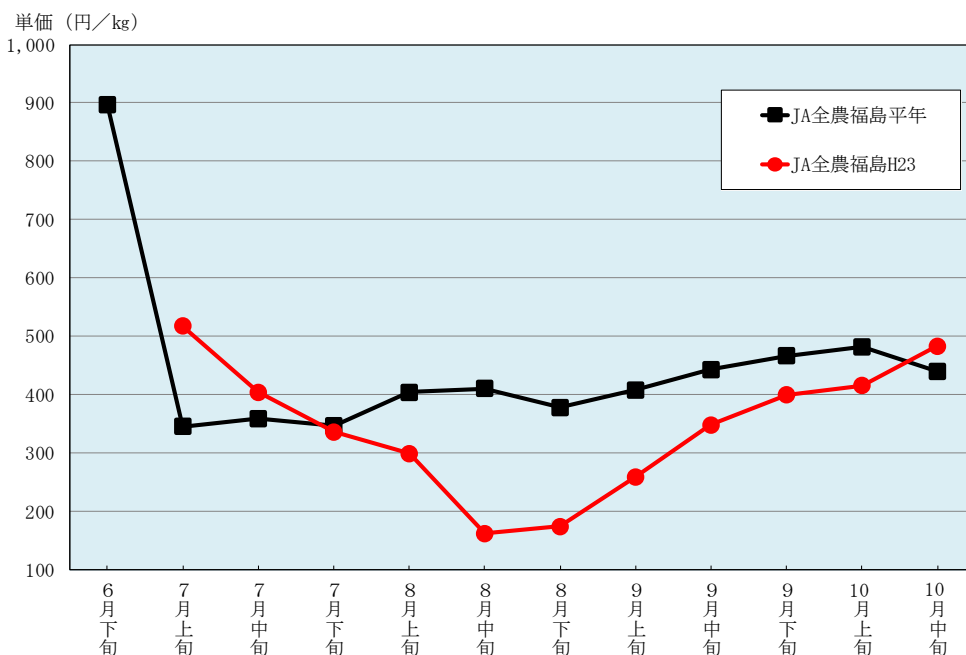


図 3-10 ももの価格動向（平成23年6月下旬～平成23年10月中旬）
（JA全農福島調べ）

イ 日本なし

8月中旬から出荷される日本なしは、平成23年度については出荷のほぼ全期間で価格が低下し、平年と比べると、出荷量96%、販売金額71%、単価75%であった。

単価 (円/kg)

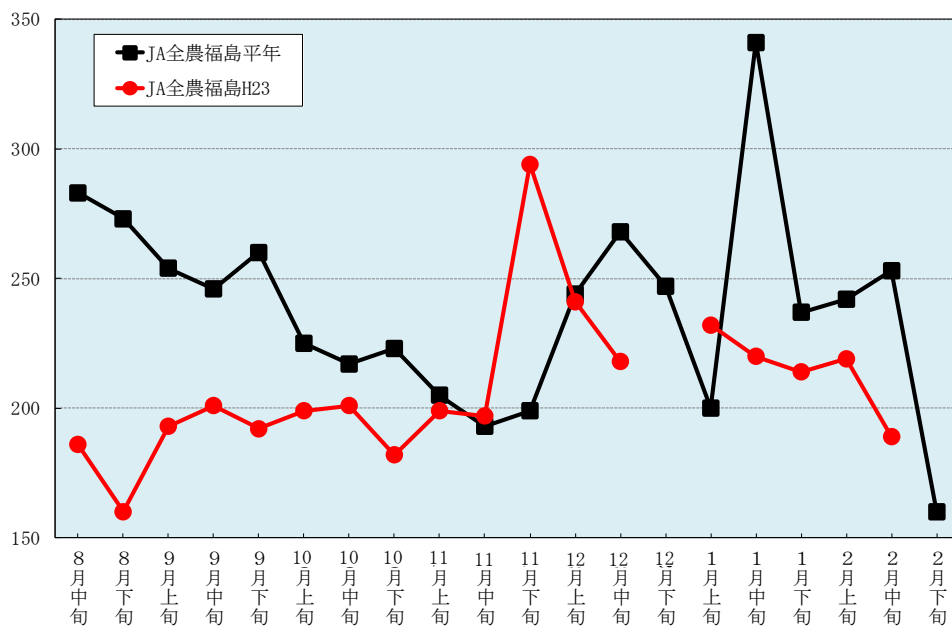


図 3-11 日本なしの価格動向 (平成 23 年 8 月中旬～平成 24 年 2 月下旬) (J A 全農福島調べ)

ウ きゅうり、トマト

きゅうり、トマトについては、平成23年は3月と4月に価格が低下したが、5月に入り回復し始め、それ以降は夏の高温及び台風等による他産地の出荷状況により価格が変動した。

平年と比べると、きゅうりは出荷量91%、販売金額94%、単価104%、トマトは出荷量87%、販売金額96%、単価110%であった。

単価 (円/kg)

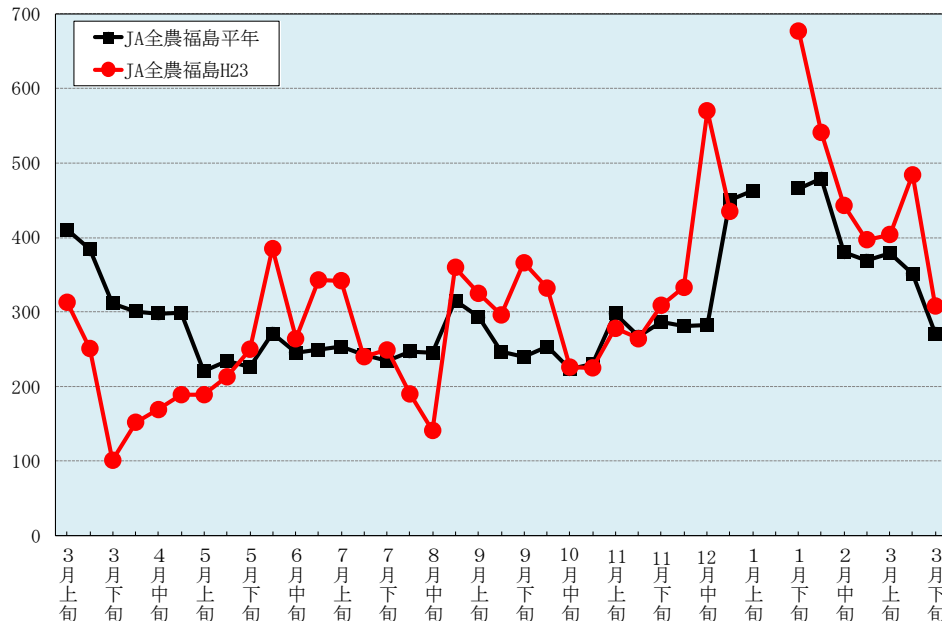


図 3-12 きゅうりの価格動向 (平成 23 年 3 月上旬～平成 24 年 3 月下旬) (J A 全農福島調べ)

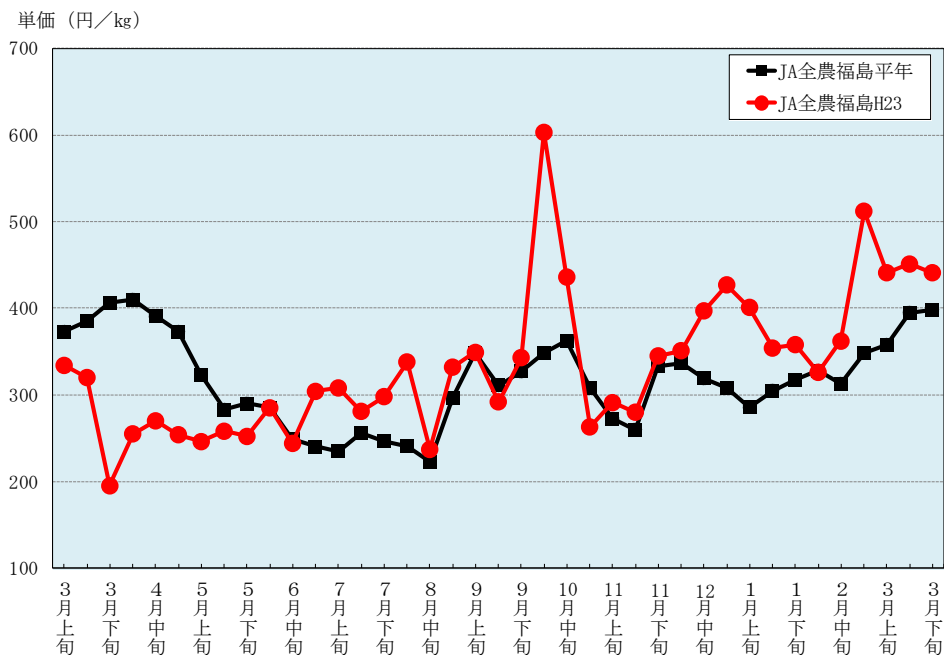


図 3-13 トマトの価格動向（平成 23 年 3 月上旬～平成 24 年 3 月下旬）
（JA全農福島調べ）

(2) 米の価格動向等

23年産米の全国農業協同組合連合会公表の相対取引価格では、前年同時期に比べ高い価格設定であったものの、中通り産コシヒカリと浜通り産コシヒカリについては、平成24年1月第5週から大幅に設定価格を下げた。（▲1,500円/60kg）

なお、県内の各米穀集荷業者における販売状況は、前年同時期に比べ、39.7%であった。（平成23年12月末現在のアンケート結果）

(3) 畜産物の価格動向等

ア 牛乳消費

牛乳については、毎週放射性物質の検査を行い安全性を確認しているが、牛乳の飲用を控える動きが出ている。

特に、学校給食用牛乳においては、原子力発電所事故に伴う県外への避難等による小・中学校の児童生徒数の減少などの影響もあり、平成23年度の供給本数は、計画対比で年間410万本、約11.5%の減少となった。

イ 牛枝肉価格

東京食肉市場の枝肉価格は、原子力発電所の事故以前には市場平均価格と福島県産平均価格に差は見られなかったが、原子力発電所の事故以降、平成23年5月31日までの間、和牛去勢A4規格の枝肉価格は、市場平均1,683円/kgに対し、福島県産は1,506円/kgとなっており、177円/kg（1頭あたり換算で約8万円）の価格差が生じた。

その後、平成23年6月までの間は、福島県産は他産地に比べ1割程度の安値で推移したが、同年7月に本県産牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出され、と畜出荷制限の指示が国から出されて以降は、枝肉価格は大幅に下落したまま推移している。

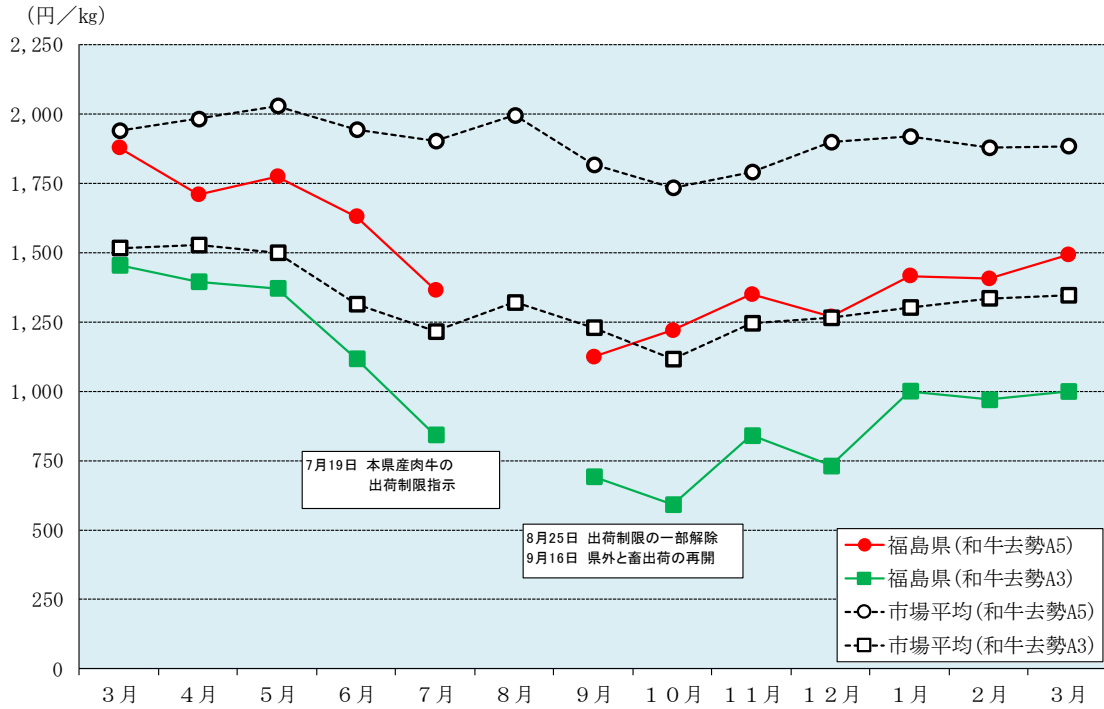


図 3-14 東京食肉市場枝肉平均価格の推移 (和牛去勢 A5、A3)
(平成 23 年 3 月～平成 24 年 3 月) (畜産課調べ)

ウ 肉用子牛価格

原子力発電所の事故以降、本県の肉用子牛の県内市場価格が低落し、平成 23 年 8 月には前年比 77% となったが、肥育牛出荷の滞留が解消に向かうとともに価格は上昇し、平成 24 年 1 月にはほぼ前年並みの価格にまで回復した。

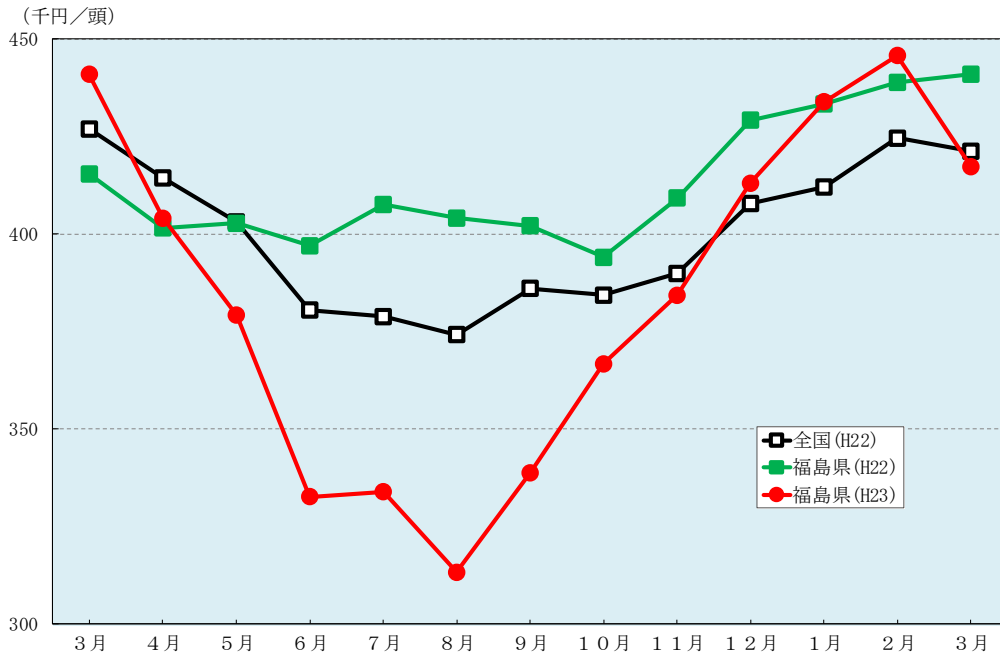


図 3-15 肉用牛子牛価格の推移 (平成 23 年 3 月～平成 24 年 3 月)
(畜産課調べ)

(4) 林産物の価格動向等

ア 木材価格の推移

県内木材市場における素材（丸太）の価格は、第一原子力発電所の事故以降、平成23年6月から同年7月にかけて急激に低下し、風評による被害拡大が懸念されたものの、平成23年9月以降は回復し、同年12月まで比較的安定した価格で推移した。

平成23年における素材（丸太）の県内市場入荷量は、対前年比約96.6%の281,882m³、出荷量は前年比96.1%の279,582m³となり、東日本大震災による平成23年3～4月の素材生産量の落ち込みに加え、原子力発電所の事故に伴う警戒区域や避難区域等の設定により森林施業が制限されている影響もあり、入荷量、出荷量ともに若干減少した。

平成24年に入ってから、全国的な在庫の増加や円高の影響、原木の入荷量の増加等によりだぶつき感がみられ、製材工場における原木手当意欲も低下し、価格は下落傾向にある。

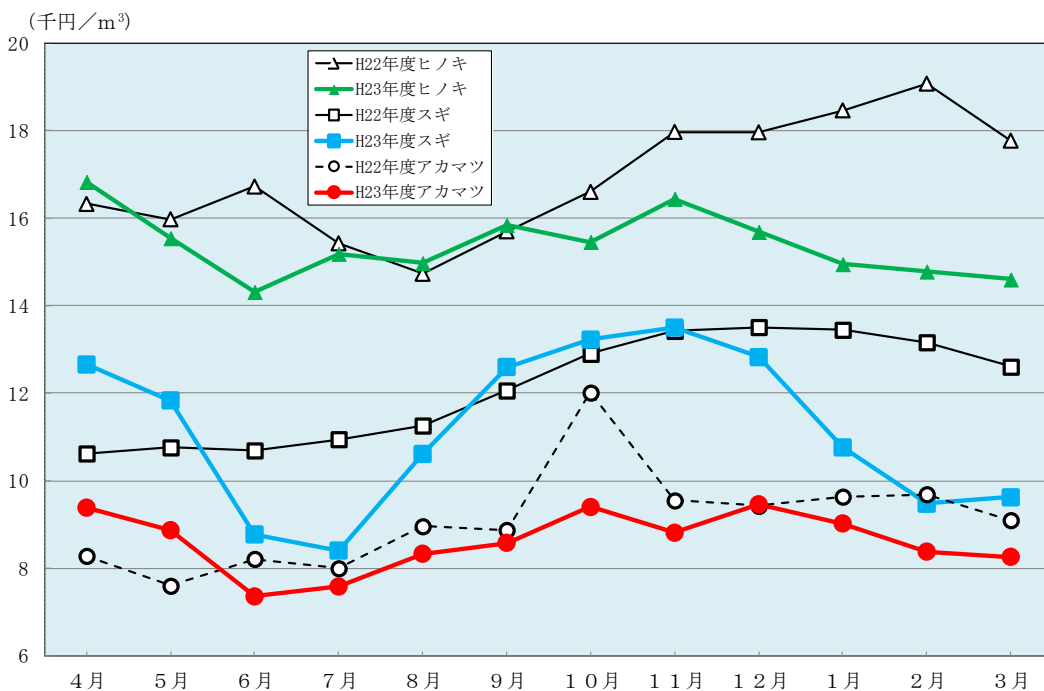


図 3-16 県内の主要な丸太価格の推移(平成 23 年 3 月～平成 24 年 3 月)
(林業振興課調べ)

イ 木材製品の風評被害

第一原子力発電所の事故以降、製材品や丸太、チップなどの県産の木材製品について、福島県産材であることを理由に注文がキャンセルされたり、放射性物質による汚染が心配という理由で定期納入していた製材品の取引が停止されるなどの報告が農林事務所等に寄せられ、件数で36件、金額では219,753千円に上った。

報告は第一原子力発電所の事故直後の平成23年3月下旬から同年6月までが最も多く、7月以降は件数が減少したものの、平成24年1月に二本松市のマンションで放射性物質に汚染された砕石が使用された件の影響等により、再び県産材の安全性についての問い合わせが多く寄せられるようになった。

また、平成24年2月中旬には樹皮の焼却灰の廃棄物処理が困難との理由により、宮城県の合板工場において、福島県産材の素材の受入れが停止されるなど、被害件数が再び増加した。

表 3-32 木材製品における風評被害の状況

	時期別件数				合計	
	平成23年3月 ～ 平成23年6月	平成23年7月 ～ 平成23年9月	平成23年10月 ～ 平成23年12月	平成24年1月 ～ 平成24年3月	件数	金額 (千円)
製材品	13件	2件	1件	2件	18件	157,645
素材(丸太)	5件	0件	0件	11件	16件	49,088
チップ	2件	0件	0件	0件	2件	13,020
合計	20件	2件	1件	13件	36件	219,753

(5) 特用林産物の価格動向等

ア 生しいたけ

生しいたけは、第一原子力発電所の事故以降、相次ぐ出荷停止などにより値を下げ、特に需要が少なくなる夏場は価格の低下が顕著となった。

その後、冬場に入り単価は東京中央卸売市場平均単価程度まで回復したものの、年平均単価は前年比8割程度で推移し、生産量は前年と比較し約5割に留まった。

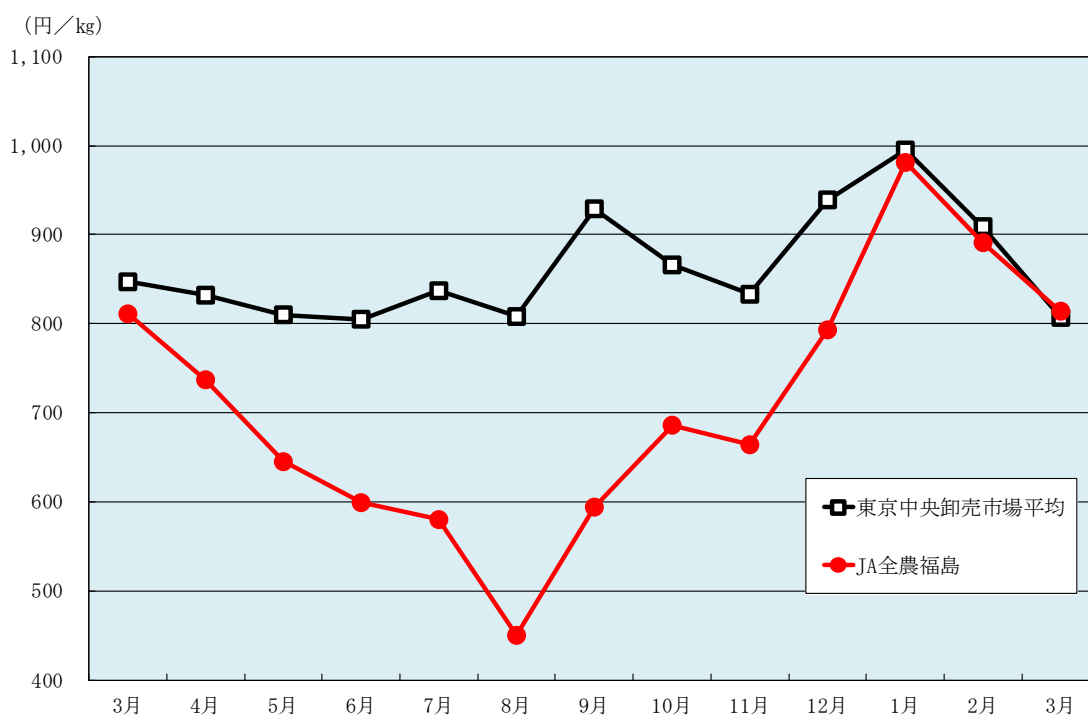


図 3-17 生しいたけの価格動向 (平成23年3月～平成24年3月)
(林業振興課調べ)

イ なめこ

なめこは、第一原子力発電所の事故以降値を下げ、単価の上昇が期待できる秋期の単価上昇も鈍く、単価は東京中央卸売市場平均単価と比較して低迷し、年平均単価は、前年比8割程度で推移した。

また、生産量も大きく減少し、対前年比約6割に留った。

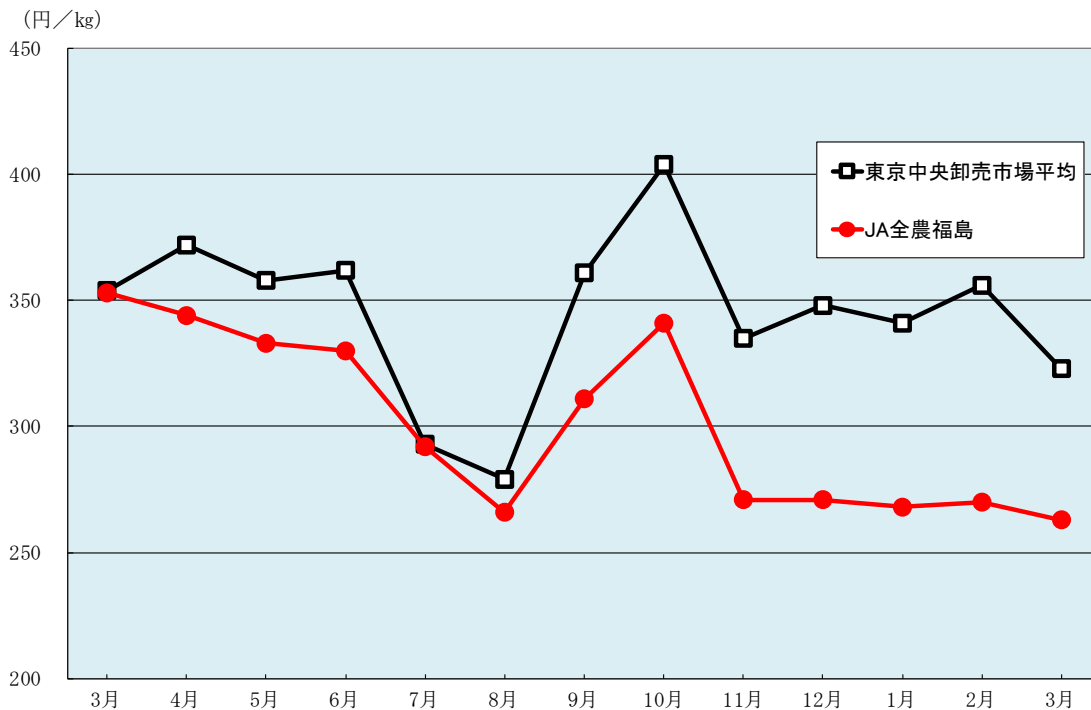


図 3-18 なめこの価格動向 (平成 23 年 3 月～平成 24 年 3 月)

(林業振興課調べ)

(6) 水産物の動向

ア 海面漁業・養殖業

沿岸漁業及びアオノリ等の海面養殖業は原子力発電所の事故以降、一年以上にわたって自粛を継続している

沖合漁業については、平成 23 年 6 月より他県海域でカツオ、サバ等を漁獲するまき網漁業の操業を開始し、また、サンマ棒受け網漁業は例年同様、平成 23 年 8 月中旬より操業を開始した。

県内漁港では、平成 23 年 7 月 1 日に県立いわき海星高校練習船福島丸が小名浜港にマグロ類を水揚げしており、これが震災後初めての水揚げとなった。

その後、平成 23 年 8 月 29 日に小名浜港において、漁業による初水揚げとなるカツオ等の水揚げがあったが、県外の消費地市場においては県内の 1/3 程度の価格で取引され、福島県産であることによる風評の影響がみられた。

イ 内水面漁業・養殖業

内水面漁業においては、湖沼や河川の魚類から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことにより、県からの採捕自粛要請や国からの出荷制限指示に加え、風評により遊漁者・組合員が減少し、遊漁料・漁業権行使料等の収入が減少した。

また、天然魚で規制値を超えたことにより、コイ・マス類を主体とした内水面養殖業においては、風評により飲食店や宿泊施設向けの出荷量が大きく減少した。

さらに、河川での採捕自粛要請・出荷制限指示が相次いだことにより、河川放流用の出荷も減少した。

ウ 加工・流通業

震災前からの保管、あるいは県外から調達した材料を用いた加工品（在庫品を含む）であっても、出荷量の減少や、出荷先から検査結果の証明書の添付を求められるなど風評による影響がみられた。

また、沿岸漁業の自粛により、地元水揚げ物を主体とする鮮魚仲卸、冷凍業についても営業困難な状況となった。

2 風評被害対策の取組実績

県では、県産農林水産物等に対する風評被害を最小限に食い止めるため、各種事業により、首都圏等における積極的な販売の促進と消費拡大活動を緊急的に実施した。

(1) 「がんばろう ふくしま！」運動推進事業

ア 首都圏等風評被害対策事業

首都圏等及び県内における取引の維持・拡大を図るため、あらゆるメディア媒体を活用した正確な情報を発信した。

(ア) 専用ウェブ「ふくしま新発売。」による情報発信

訪問者数 37万人超（平成24年3月末現在）

ページビュー 187万人超（平成24年3月末現在）

(イ) 首都圏のメディアを活用した情報発信業務

県産農林水産物の安全・安心を直接伝えるイベントや消費者との交流イベントを開催し、これらのイベントを活用して、在京メディアへの情報発信や取材誘致を実施した。

イベントの実施回数 5回



写真 3-22 「がんばろう ふくしま！」運動
県内スタートイベント
(平成 23 年 4 月 1 日～3 日 県内 6 社 11 店舗)



写真 3-23 「がんばろう ふくしま！」運動
首都圏スタートイベント
(平成 23 年 5 月 13 日～15 日)
(J R 池袋駅メトロポリタンプラザビル)

- イ 「がんばろう ふくしま！」応援店拡大事業
 「がんばろう ふくしま！」運動に参加する応援店の拡大を図るため、特典イベントの実施など応援店の活動を支援した。
- (ア) 応援店での購入者に対する特典イベントの実施
 応援店の認知度向上及び応援店における県産農林水産物の販売促進を目的として応援店1,000店突破記念「総額100万円」プレゼントキャンペーンを開催した。
 応募期間 平成23年6月10日～7月31日（抽選実施 H23.8.17）
 応募者数 1,982名（6,129口）
- (イ) 「ふくしまファンクラブ」及び「うつくしま農林水産ファンクラブ」の会員向け通信販売と情報発信
 a ファンクラブ通信発行回数 1回（発行部数 2,600部）
 b 通信販売カタログ発行回数 1回（発行部数11,000部）
- (ウ) 応援店向け販促PR資材の整備
 応援店登録件数 1,552件（平成24年3月末現在）
- ウ 「がんばろう ふくしま！」運動サポート事業
 「がんばろう ふくしま！」運動の拡大を図るため、県内各地域の生産者団体等の自主的な風評被害対策を支援した。
- (ア) 商店街、流通業者、任意団体等の県外活動支援
 支援件数 120件
- (イ) 生産者団体による活動支援
 支援件数 4件
- (ウ) 県主催による生産者団体と連携した風評被害対策活動
 a 県内量販店・直売所における一斉キャンペーンの開催
 開催回数 6回
 b 首都圏等における県主催（トップセールス等）の風評被害対策活動の実施
 実施回数 37回
- エ 「がんばろう ふくしま！」ふくしま米販売支援事業
 ふくしま米の風評を払拭するため、関係団体と一体となってプロモーション活動を実施した。
- (ア) トップセールス等による安全確保PR活動
 活動回数 28回
- (イ) 米穀卸売業者・小売店・消費者等に対する安全PR・プロモーション活動支援
 支援件数 1件



写真 3-24 「ふくしま 新発売。」プロジェクト発足発表会
 （平成23年8月17日 東京都）



写真 3-25 知事によるトップセールス
 （平成23年8月18日 大田市場）

- (2) ふくしまイレブン生産販売強化事業（ふくしまイレブン販売促進総合PR）
「がんばろう ふくしま！」運動事業とともに、各種イベントにおいて福島イレブン品目のPRを実施した。
- ア 「ふくしまイレブントータルプロモーション」（平成23年9月18～19日）
「したまちマルシェ in 台東」で9品目の販売PR
 - イ 「～東北・関東エリア応援企画～秋の大応援物産フェア」（平成23年11月1日）
新米及び米粉関連商品の販売PR
 - ウ 「ごちそう ふくしま満喫フェア2011」（福島市、平成23年11月5～6日）
新米・川俣シャモ・会津地鶏の販売PR
 - エ 「アグロ・イノベーション2011」（幕張メッセ、平成23年11月30日～12月2日）
新米・会津地鶏・リンゴの販売PRを実施するとともに、商談会に参加。
 - オ 「ふくしま市場プロモーション」（葛西ふくしま市場、平成23年12月10～11日）
新米・牛肉・会津地鶏・リンゴの販売PR



写真 3-26 ごちそう ふくしま満喫フェア 2011
（平成23年11月5日～6日 福島市）

- カ 銘柄「福島牛」産地懇談会
（東京牧場品川本店 平成23年7月14日）
（郡山ビューホテルアネックス平成23年11月25日）
銘柄「風島牛」の販売PR



写真 3-27 銘柄「福島牛」産地懇談会
（平成23年11月25日 郡山市）

- (3) 農産物販路拡大活動事業
- ア 首都圏における県産農林水産物販売対策事業
 - (ア) 首都圏風評被害対策イベントの調整
 - (イ) 市場・量販店での販売価格調査等の実施
 - イ 大消費地（首都圏以外）における県産農林水産物販売対策事業
 - (ア) 大消費地における風評被害対策イベントの調整
 - (イ) 県外青果物研究会との情報交換及び放射性物質に対する状況説明や産地研修の実施
 - ウ 県産農林水産物流通対策事業
 - (ア) 農林水産祭（実りのフェスティバル）における県産農林水産物のPR
 - (イ) 「がんばろう ふくしま！」市場応援団への情報提供
- (4) 食彩ふくしま青果物知名度アップ事業
福島県農産物の露出度を高めるため、広報媒体を活用したPR活動を支援した。
支援件数 1件
- (5) ふくしまの恵み「食」のPR事業
- ア オリジナル特選産品等利用拡大事業
県産農林水産物PRイベント等における県産農産物購入者を対象に「ふくしまの恵み「食」のプレゼントキャンペーン」を実施した。
 - イ ループ状高速道路活用事業
「5県ループ『つながろう ひろがる』食と観光フェスタ」において、ふくしまの「食」と「観光」のPRを実施した。（平成24年3月25日栃木県壬生町）
- (6) 「全国農産物直売サミット」推進事業
「全国農産物直売サミット」の交流会において、県産食材や県内農産物直売所の商品PRを実施した。（平成23年10月27日～28日 郡山市）
「がんばろう ふくしま！」農産物直売所合同フェアを開催し、農産物直売所産品及び着地型観光PRを実施した。（平成23年10月28日～29日 郡山駅）
- (7) 水稲新品種「天のつぶ」ブランド化育成支援事業（「天のつぶ」認知度向上対策事業）
- ア 「ふくしま米需要拡大推進協議会」の活動支援
「天のつぶ」を中心にした県産米の需要拡大のための活動を支援した。
（活動内容）
 - ①炊飯特性の調査分析を行うとともに、関係者説明会を開催
 - ②県内一斉販売PRの実施
 - ③「がんばろう ふくしま！」運動推進事業と連携した「ふくしま米」PR
 - ④首都圏米穀卸等に対する産地状況説明及び試食評価
 - イ 飲食店等における「天のつぶ」のPR活動
県内外の飲食店、宿泊施設及び外食産業事業者等への「天のつぶ」提供PR及び県産米の継続取引の要請等活動を実施した。
- (8) 緑の住宅普及支援事業
- ア 県産材住宅の普及、PR活動
県内の顔の見える木材での家づくりグループの協力を得て、県産材を使用した住宅のPR活動を行った。
（活動内容）
 - ①地域復興イベントへの住宅モデルの出展
 - ②県産材住宅 構造見学会の開催
 - ③家づくりワークショップの開催
 - ④放射能と森林・木材シンポジウムの開催 ほか

イ ふくしま家づくりマイスター講習会の開催

県産材を使用した住宅建築に携わる建築士等を対象として、安全性など県産材に関する理解を深め、県産材利用の意義をPRするための講習会を3回開催した。

(講習会内容)

- ①県産材製材品の安全性確認調査結果について
- ②今さら人には聞けない木のはなし
- ③地球環境と木材利用 —木材と長くつきあうために— ほか

表 3-33 県内における平成23年度の風評被害対策一覧

実施年月日	名称等	場所等
平成23年		
4月1日～3日	「がんばろう ふくしま！」運動スタートイベント	県内6社11店舗
4月7日	県内量販店におけるキャンペーン	県内イオン全店8店舗
4月28日～5月1日	県内農産物直売所におけるキャンペーン	県内農産物直売所97店舗
7月22日～23日	県内量販店・直売所における夏野菜・果物消費拡大キャンペーン	県内量販店・直売所20店舗 (相双方部7.29～30実施)
8月31日	消費宣伝活動(県内)～やさいの日	福島駅・郡山駅・会津といわきの直売所
9月22日～23日	県内量販店・直売所における秋野菜・果物消費拡大キャンペーン	県内量販店10店舗
9月29日	消費宣伝活動(県内)～牛乳の配布PR	福島市(福島駅)
10月8日～9日	クラブツーリズム 応援ツアー	会津・裏磐梯
10月22日～23日	県内量販店・直売所における県産米キャンペーン	県内量販店5店舗
10月22日	福島県林業祭(林業復興応援イベント) 県産材住宅モデル展示	郡山市(林業研究センター)
10月27日	全国農産物直売サミット	郡山市(磐梯熱海)
10月28日～29日	「がんばろう ふくしま！」農産物直売所合同フェア	郡山市(郡山駅)
10月29日～30日	会津ブランドものづくりフェア 県産材住宅モデル ブース出展	会津若松市(県管会津ドーム)
10月31日	消費宣伝活動(福島・郡山駅)～新米の配布PR	福島市(福島駅)、郡山市(郡山駅)
11月5日	「福島の農業の未来を語るシンポジウム」 福島公会堂	福島市(福島市公会堂)
11月5日～6日	ごちそう ふくしま満喫フェア2011	福島市(福島駅前通り周辺)
11月8日	天のつぶ県内販売消費拡大キャンペーン	県内量販店
11月11日	セブン&アイグループと食品企業の東北復興支援プロジェクト記者会見	郡山市(量販店)、東京都(量販店)
11月12日～13日	会津若松市地産地消まつり 木工ワークショップ 開催	会津若松市(鶴ヶ城体育館)
11月13日	2011国際森林年記念行事「市民と森林を繋ぐ国際森林年の集 in 福島」における「天のつぶ」試食PR活動	郡山市(ユラックス熱海)
11月13日	東日本女子駅伝PR	福島市
11月25日	銘柄「福島牛」産地懇談会	郡山市(郡山ビューホテルアネックス)
11月29日	消費宣伝活動(県内)～「天のつぶ」の配布PR	福島市(福島駅)、郡山市(郡山駅)、 会津若松市及びいわき市の直売所
12月25日	天のつぶ県内販売消費拡大キャンペーン	県内量販店10店舗
平成24年		
1月10日	ふくしま家づくりマイスター講習会(第1回)開催	郡山市(農業総合センター)
1月13日	ふくしま家づくりマイスター講習会(第2回)開催	郡山市(農業総合センター)
2月3日	ふくしま家づくりマイスター講習会(第3回)開催	郡山市(農業総合センター)
2月17日	講演会「木造建築物の耐震性と修復」開催	いわき市

第3章 原子力災害とその対応

実施年月日	名称等	場所等
平成 24 年		
2 月 23 日	県内社員食堂を有する企業に対する「ふくしま米」安全性 PR 及び意見交換	福島市（ヤクルト福島工場、日東紡福島工場、福島キャノン等）
3 月 7 日	講演会「放射能と森林・木材シンポジウム」開催	郡山市（農業総合センター）
3 月 24 日～25 日	木工ワークショップ開催（いわきフラオンパク）	いわき市
3 月 24 日～25 日	県内量販店、スーパー等における「ふくしま米」PR 活動	県内量販店 15 店舗
3 月 28 日	今の福島を見に行くモニターツアー	いわき市（首都圏消費者招聘）

表 3-34 県外における平成 23 年度の風評被害対策一覧

実施年月日	名称等	場所等
平成 23 年		
5 月 13 日～15 日	「がんばろう ふくしま！」運動首都圏スタートイベント	東京都（JR 池袋駅 メトロポリタンプラザビル）知事出席
5 月 20 日	食べて応援しよう！被災地産農産物・食品の即売会	東京都（農林水産省）
5 月 22 日	福島県復興支援フェア	神奈川県（川崎市モトミ・プレーン通り商店街）松本副知事出席
5 月 23 日～25 日	福島県マルシェ	東京都（総務省・日本橋プラザ前広場）
5 月 26 日	丸の内野菜市	東京都（東京海上日動火災保険本社ビル）内堀副知事出席
6 月 12 日	みどりと川の再生さいたまフォーラム in さいたま	埼玉県
6 月 18 日～19 日	ららぽーと さくらんぼフェア	千葉県（ららぽーと TOKYO-BAY）
7 月 14 日	銘柄「福島牛」産地懇談会	東京都（東京牧場品川本店）
7 月 15 日～17 日	東京駅お祭りストリート	東京都（東京駅）
7 月 23 日～24 日	～応援ありがとう～ がんばろう ふくしまフェア	愛知県（名古屋市）
7 月 24 日～26 日	「暑さも風評も吹き飛ばせ」（北海道 PR）	北海道（札幌市）
7 月 26 日	「がんばろう ふくしま！」農畜産フェア	東京都（ららぽーと豊洲）
8 月 5 日～6 日	市場 PR・「元気なふくしま！ 発信フェア」	大阪府（大阪市・豊中市）
8 月 6 日～7 日	世田谷ふるさと区民まつり	東京都（世田谷区 馬事公苑）
8 月 17 日	「ふくしま 新発売。」プロジェクト発足発表会	東京都
8 月 18 日	東京都卸売市場（大田市場）トップセールス	東京都（大田区）
8 月 24 日	福島県マルシェ	東京都（総務省）
9 月 10 日	がんばろう ふくしま！東京消費宣伝活動	東京都（上野駅）
9 月 10 日	県内 JRC 高校生によるがんばろう ふくしま！東京消費宣伝活動	東京都（大田市場、二子玉川ライズ）
9 月 17 日	がんばろう ふくしま！東京消費宣伝活動	東京都（有楽町駅）
9 月 18 日～19 日	したまちマルシェ in 台東（ふくしまイレブン PR）	東京都（台東区）
10 月 2 日	プレーメン通り商店街フライマルクト	神奈川県（川崎市）
10 月 8 日～9 日	「築地秋まつり」築地場外市場	東京都（中央区）
10 月 22 日～23 日	首都圏における「ふくしま米」PR 活動「萩・世田谷幕末維新祭り」復興支援物産展	東京都（世田谷区）
10 月 29 日	「がんばろう ふくしま！東京消費宣伝活動」りんご配布	東京都（池袋駅、有楽町駅）
11 月 1 日	東北・関東応援企画 大応援物産フェア	東京都（丸の内ビル）
11 月 4 日～5 日	実りのフェスティバル	東京都（東京ビックサイト）
11 月 10 日	ふくしま七転び八尾き観光キャラバン交流会における「天のつづ」PR	東京都（ホテルメトロポリタンエドモント）

第3章 原子力災害とその対応

実施年月日	名称等	場所等
平成 23 年		
11 月 11 日	セブン&アイグループと食品企業の東北復興支援プロジェクト（「東北かけはしプロジェクト」）記者会見	東京都（福島県内同時開催）知事出席
11 月 11 日	全国米穀販売事業共済協同組合（全米販）知事トップセールスにおける「ふくしま元気プロジェクト」の実施決定	東京都
11 月 12 日～13 日	プレーメン通り商店街オータムフェア	神奈川県（川崎市）
11 月 16 日～18 日	福島県産品販売フェア	東京都（上野駅） 内堀副知事出席
11 月 24 日	経済産業省支援「福島県マルシェ」	東京都（経済産業省） 内堀副知事出席
11 月 25 日～27 日	福島県産品販売フェア	東京都（秋葉原駅）
11 月 28 日	沖縄食糧及び沖縄県庁に対する「ふくしま米」トップセールス	沖縄県 松本副知事出席
11 月 30 日～12 月 2 日	アグロ・イノベーション 2011	千葉県（幕張メッセ）
12 月 4 日	プレーメン通り商店街ウィンターセール	神奈川県（川崎市）
12 月 10 日～11 日	ふくしま市場プロモーション（ふくしまイレブン）	東京都（イトーヨーカドー葛西店）
12 月 15 日～16 日	世田谷のボロ市（年末）におけるふくしま米 PR	東京都（世田谷区）
12 月 19 日～21 日	東日本復興応援物産展「東京から元気を！被災地復興応援フェスタ」における「ふくしま米」PR	東京都（東京国際フォーラム）
平成 24 年		
1 月 15 日～16 日	「世田谷のボロ市」復興支援物産展における「ふくしま米」PR 活動	東京都（世田谷区）
1 月 26 日～27 日	食べて応援しよう！福島物産展	東京都（ニッセイライフプラザ丸の内）
2 月 1 日～3 日	スーパーマーケットトレードショー 2012	東京都（東京ビックサイト）
2 月 6 日	全国米穀販売事業共済協同組合や首都圏大手米穀卸業者に対する「ふくしま米」状況説明	東京都
2 月 6 日～8 日	第 66 回毎日映画コンクール表彰式関連・福島復興支援イベントにおける PR 活動	神奈川県（JR 川崎駅アゼリア地下街）
2 月 10 日～13 日	大阪天満宮大盆梅展地域観光物産展における「ふくしま米」PR 活動	大阪府
2 月 13 日	大阪圏内の米穀卸業者に対する「ふくしま米」状況説明	大阪府
2 月 16 日	ふくしま米 信頼回復に向けた産地状況説明会	東京都（インターコンチネンタルホテル東京ベイ）
2 月 26 日	東京大マラソン祭り 2012 ふくしま米・イチゴ等販売 PR	東京都
3 月 3 日～7 日	関西圏における「ふくしま米」PR 活動	大阪府（大阪市）、兵庫県（神戸市）
3 月 6 日～7 日	第 6 回 JA グループ国産農畜産物商談会	東京都（東京国際フォーラム）
3 月 6 日～9 日	フーズックスジャパン 2012「ふくしま 新発売。」PR	千葉県（幕張）
3 月 10 日	「ふくしま新発売。震災から 1 年。福島からありがとう」における「ふくしま米」PR 活動	東京都（イトーヨーカドーアリオ北砂店）
3 月 11 日	東北復興支援イベントにおける「ふくしま米」PR	東京都（渋谷パルコ前）
3 月 11 日	うらやす 3.11 復興記念イベントにおける「ふくしま米」PR 活動	千葉県（新浦安駅前広場）
3 月 18 日	ニュースポーツ EXP02012in 多摩「ふくしま米」PR 活動	東京都（調布市）
3 月 19 日	福島県復興支援 あおぞら市 「ふくしま米」PR 活動	東京都（有楽町）
3 月 20 日	がんばろうふくしま！大交流フェア「ふくしま米」PR 活動	東京都（有楽町）
3 月 25 日	5 県ループ「つながろう ひろがる」食と観光フェスタ 2012 ふくしま米・イチゴ等販売 PR	栃木県（壬生町）
3 月 25 日	福島米で元気アップデー～ふくしまからありがとう～	大阪府（大阪市）
3 月 31 日～4 月 1 日	プレーメンビューティフェスタ 2012 春（東北復興イベント）県産品等販売 PR	神奈川県（川崎市）

第8 農林水産業に関する損害賠償支援について

第一原子力発電所の事故に伴う出荷制限や出荷自粛、風評被害等により大幅な収入減を余儀なくされている農林漁業者に対し、迅速かつ十分な賠償がなされるよう、農林水産部では、「JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償福島県協議会（以下、「JAグループ県協議会」という。）及び市町村に対する各種支援を実施した。

1 農林水産部内の支援体制

(1) 原子力損害賠償対応チームの設置

原子力発電所の事故に伴う農林水産業の被害を把握し、農林漁業者の経営再建に向けた被害者（団体）が行う損害賠償請求の円滑な手続きを支援することを目的として、平成23年5月10日に、農林水産部内に原子力損害賠償対応チームを設置した。

(2) 原子力損害に関する農林水産業関係団体情報交換会議

損害賠償に関する情報提供と農林水産業に関する損害状況の把握について、可能な限り広く対応していくため下記のとおり関係団体情報交換会議を開催した。

なお、第2回会議には農林水産省の担当者が参加し、第3回会議については、農林水産省に加え、東京電力株式会社の担当者も参加した。

第1回 平成23年 5月 6日 71団体87名出席

第2回 平成23年 6月23日 67団体74名出席

第3回 平成23年10月26日 59団体76名出席

(3) JAグループ県協議会への支援

県は、平成23年6月8日から平成24年3月31日の間、JAグループ県協議会へ農業職の県職員2名と臨時事務補助員1名を従事させ、損害賠償請求の事務を支援し、請求事務を加速させた。

また、原子力損害賠償対応チームでは、損害額算出に関する参考資料として、117品目145類型の経営指標等のデータ提供を行った。

2 農林事務所における支援体制

本庁における支援のほか、各農林事務所では、JAや市町村と連携を図りながら、農業者からの相談への対応や情報提供などの損害賠償請求に関する業務を支援した。

(1) 県北農林事務所の対応

県北農林事務所では、管内市町村及びJAと連携し、農業者からの相談受付、請求事務手続に対する支援を実施した。

ア JA新ふくしま管内

福島市、川俣町、JA新ふくしま及び県北農林事務所で構成する「原子力損害賠償支援チーム」を平成23年6月30日に設置し、系統出荷者はもとより、系統外出荷者や個人直売所の損害賠償に係る相談・請求事務の支援を実施した。

イ JA伊達みらい管内

伊達市、桑折町、国見町、JA伊達みらい及び県北農林事務所で構成する「伊達地域農業振興協議会」を平成23年7月1日に設置し、系統外出荷者も含めた損害賠償に係る相談・請求事務の支援を実施した。

ウ JAみちのく安達管内

二本松市、本宮市、大玉村、JAみちのく安達及び県北農林事務所で構成する「安達地域農業振興協議会」において、系統出荷者はもとより、系統外出荷者や個人直売所の損害賠償に係る相談・請求事務の支援を実施した。

(2) 県中農林事務所の対応

県中農林事務所では、平成23年10月14日に仲卸業者を対象とした相談会を実施したほか、下表のとおり相談会を実施した。

表 3-35 県中農林事務所管内における対応状況

月 日	地 域	場 所	主催機関等
平成 23 年			
8 月 22 日	郡山	林業研究センター	郡山市・東京電力㈱・農林事務所
8 月 25 日	田村	大越行政局	市町・東京電力㈱・農林事務所
9 月 27 日	郡山	林業研究センター	郡山市・東京電力㈱・農林事務所
9 月 28 日	石川	石川町総合体育館	町村・東京電力㈱・農林事務所
9 月 29 日	須賀川・岩瀬	須賀川市産業会館	市町村・東京電力㈱・農林事務所
9 月 30 日	田村	三春町役場	市町・東京電力㈱・農林事務所
10 月 24 日	石川	たまかわ文化体育館	町村・東京電力㈱・農林事務所
10 月 25 日	須賀川・岩瀬	天栄村山村開発センター	市町村・東京電力㈱・農林事務所
10 月 27 日	田村	小野町勤労青少年ホーム	市町・東京電力㈱・農林事務所
10 月 31 日	郡山	林業研究センター	郡山市・東京電力㈱・農林事務所
11 月 29 日	郡山	郡山市西田ふれあいセンター	郡山地域農業等原子力損害対策連携会議 (JA・市・農林事務所)、東京電力㈱
11 月 30 日	須賀川・岩瀬	須賀川市産業会館	岩瀬地方農業振興推進協議会 (JA・市町村・農林事務所) 東京電力㈱
12 月 20 日	須賀川・岩瀬	鏡石町勤労青少年ホーム	岩瀬地方農業振興推進協議会・東京電力㈱
12 月 22 日	石川	平田村中央公民館	石川地方農業振興協議会 (JA・市町村・農林事務所) 東京電力㈱
12 月 26 日	郡山	郡山市大槻ふれあいセンター	郡山地域農業等原子力損害対策連携会議・東京電力㈱
平成 24 年			
1 月 26 日	須賀川・岩瀬	天栄村山村開発センター	岩瀬地方農業振興推進協議会・東京電力㈱
1 月 27 日	郡山	湖南公民館	郡山地域農業等原子力損害対策連携会議・東京電力㈱
2 月 23 日	須賀川・岩瀬	須賀川市中央公民館	岩瀬地方農業振興推進協議会・東京電力㈱
2 月 27 日	郡山	田村公民館	郡山地域農業等原子力損害対策連携会議・東京電力㈱
2 月 29 日	石川	たまかわ文化体育館	石川地方農業振興協議会・東京電力㈱
3 月 22 日	石川	平田村中央公民館	石川地方農業振興協議会・東京電力㈱
3 月 27 日	郡山	県農業総合センター	郡山地域農業等原子力損害対策連携会議・東京電力㈱
3 月 28 日	須賀川・岩瀬	鏡石町勤労青少年ホーム	岩瀬地方農業振興推進協議会・東京電力㈱

(3) 県南農林事務所の対応

県南農林事務所では、JAグループ県協議会に損害賠償の請求資料を提出できない個人について、以下の対応を実施するとともに、東京電力㈱郡山補償相談センターと市町村との連携や個別農業者に対する支援方法の調整を実施した。

ア 市町村、農業者団体との情報共有を図るため、担当者連絡会議を随時開催。

イ 東京電力㈱が現地説明会を開催することができるよう、市町村との連絡調整と当面の相談会を設定。

ウ 市町村や個別農業者等からの損害賠償に関する相談に対する東京電力㈱との調整。(JAに請求委任しようとしたがJAで受け付けられなかった農業者等の受け皿的役割も含む)

表 3-36 県南農林事務所における対応状況

月 日	内 容
平成 23 年	
7 月 14 日	市町村、J A、県酪農協県南支所、県きこ振興協議会等団体と連絡会議を開催
8 月 1 日～5 日	延べ 5 ヶ所で市町村・東京電力㈱・農林事務所合同で相談会を開催
10 月 7 日	市町村担当者連絡会議を開催（東京電力㈱から今後の予定・請求書類等の説明）
10 月 17 日	6 次化・グリーンツーリズム関係団体に対し東京電力㈱を交え相談会を開催
11 月 14 日	森林林業部がきこ生産者に対し、原木・菌床培地の暫定許容値と測定方法の説明会を実施（東京電力㈱も参加し、相談窓口や請求窓口について説明を実施）

(4) 会津農林事務所の対応

会津農林事務所では、下表のとおり相談会等を開催した。

なお、東京電力㈱は常設相談窓口を開設し、随時相談に応じた。

表 3-37 会津農林事務所における対応状況

月 日	内 容
平成 23 年	
7 月 28 日	市町村・J Aを招集し支援体制の構築に向けた情報交換会を開催
8 月 2 日	金山町が東京電力㈱・農林事務所合同で相談会を開催
8 月 8 日	湯川村が東京電力㈱・農林事務所合同で相談会を開催
10 月 3 日	会津若松市が東京電力㈱・農林事務所合同で相談会を開催
10 月 6 日	喜多方市が東京電力㈱・農林事務所合同で相談会を開催
10 月 13 日、18 日	北塩原村が東京電力㈱・農林事務所合同で相談会を開催

(5) 南会津農林事務所の対応

南会津農林事務所では、下表のとおり相談会等を開催した。

表 3-38 南会津農林事務所における対応状況

月 日	内 容
平成 23 年	
6 月 13 日	県災害対策本部企画調整チームとともに町村役場を訪問し、支援方法について打合せを実施
6 月 29 日	東京電力㈱、地方振興局、農林事務所により損害賠償への対応に関する打合せを実施
7 月 14 日～15 日	各町村役場を訪問し、支援体制について打合せを実施
8 月 5 日	南会津町が東京電力㈱と農林事務所合同で相談会を開催
8 月 11 日	下郷町が東京電力㈱と農林事務所合同で相談会を開催
9 月 5 日	南会津町（旧伊南村）が東京電力㈱と農林事務所合同で相談会を開催
10 月 18 日	只見町が東京電力㈱と農林事務所合同で相談会を開催
10 月 20 日	南会津町（旧田島町、伊南村）が東京電力㈱・農林事務所合同で相談会を開催

(6) 相双農林事務所の対応

相双農林事務所では、管内各市町村及び J A そうま、J A ふたばと連携し、特に、警戒区域等から避難している農業者からの相談受付、請求事務手続に対する支援を実施するとともに、J A が行う説明会の開催支援や請求書等のとりまとめ事務の支援を行うなど、請求事務の加速を図った。

また、各市町村や J A を対象とした損害賠償請求に関する会議を開催した。

表 3-39 相双農林事務所における対応状況

月 日	内 容
平成 23 年	
6 月 17 日	双葉郡 8 町村、JA ふたば及び農林事務所との会議を開催
6 月 22 日	JA そうまと農林事務所との会議を開催
6 月 27 日	双葉郡 8 町村、JA ふたば及び農林事務所との会議を開催
6 月 30 日	相馬方部 4 市町村、JA そうま及び農林事務所との会議を開催
7 月 5 日	JA そうまと農林事務所との会議を開催
10 月 6 日	南相馬市、飯館村、JA そうま及び農林事務所との会議を開催
平成 24 年	
1 月 30 日	双葉郡 8 町村、JA ふたば及び農林事務所との会議を開催

(7) いわき農林事務所の対応

いわき農林事務所では、農業者等からの電話等による相談への対応や農産物直売所等訪問時の相談に対応するとともに、東京電力㈱いわき補償相談センターとの情報交換を実施した。

表 3-40 いわき農林事務所における対応状況

月 日	内 容
平成 23 年	
6 月 7 日	各 JA に対し県の支援体制説明と JA による組合員以外への支援要請
7 月 26 日	東京電力㈱いわき補償相談センターと打合せ、説明会の開催やセンター対応状況等を県民へ周知するよう申し入れ
7 月 27 日	東京電力㈱いわき補償相談センター窓口の存在について、直売所等へ文書により周知
7 月 30 日	東京電力㈱いわき補償相談センターに説明会開催を要請
11 月 14 日	30km 圏内の農家の損害賠償の判断材料とするための文書を東京電力㈱いわき補償相談センターに回答

3 県による損害賠償の個別事案への対応

(1) あんぽ柿の加工自粛の事例

あんぽ柿については、伊達市、桑折町、国見町、福島市及び南相馬市に対し、県から加工自粛の要請文を発出していることから、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下、「中間指針」という。）で示されている「政府等による農林水産物等の出荷制限指示等にかかる損害」として賠償されるべきものと整理し、東京電力㈱との協議の結果、損害賠償の対象となることを確認した。

(2) いわき市の旧屋内退避区域の不耕作の事例

平成 23 年 4 月 8 日付けで政府の原子力災害対策本部が決定した「稲の作付に関する考え方」において、屋内退避区域においても稲の作付制限を行う方針が示されたが、同年 4 月 22 日に屋内退避が解除され、緊急時避難準備区域が設定された際に、大久地区をはじめとするいわき市北部が当該区域に含まれず、同日行われた稲の作付制限措置の対象とならなかった。

しかしながら、県、市町村及び農業団体等が「稲の作付に関する考え方」に基づいて営農に関する指導を行っていたことから、当該地域の農業者が作付を断念せざるを得ないと判断したことは合理的かつ十分な根拠があり、中間指針「第 3 政府による避難等の指示等に係る損害」に示される損害として、賠償がなされる

べきるものとして、東京電力㈱と協議を実施した。

その結果、平成23年12月26日付けの文書により、東京電力㈱いわき補償相談センター所長からいわき農林事務所長に対して「30km圏内すべての農業者の賠償をすべきとの結論に至った」旨の回答があり、東京電力㈱は該当地区の農業者を対象とした説明会を開始した。

(3) 中山間地域等直接支払交付金の事例

中山間地域等直接支払交付金は5年間の農業生産活動等の実施を条件に交付する事業であるが、原子力発電所の事故により避難を余儀なくされ、活動ができずに交付金を受領できない集落協定があった。

当該事例については、原子力発電所の事故がなければ農業生産活動等が継続され、交付金が交付されていたことから、東京電力㈱と協議を行った結果、交付金見合いの金額を損害賠償の対象とすることとなった。

なお、東京電力㈱に対して損害賠償請求の申請書類の簡素化を申し入れ、簡素化が図られた。

4 各団体の損害賠償請求の流れ

各団体の損害賠償請求の流れは下図のとおり。

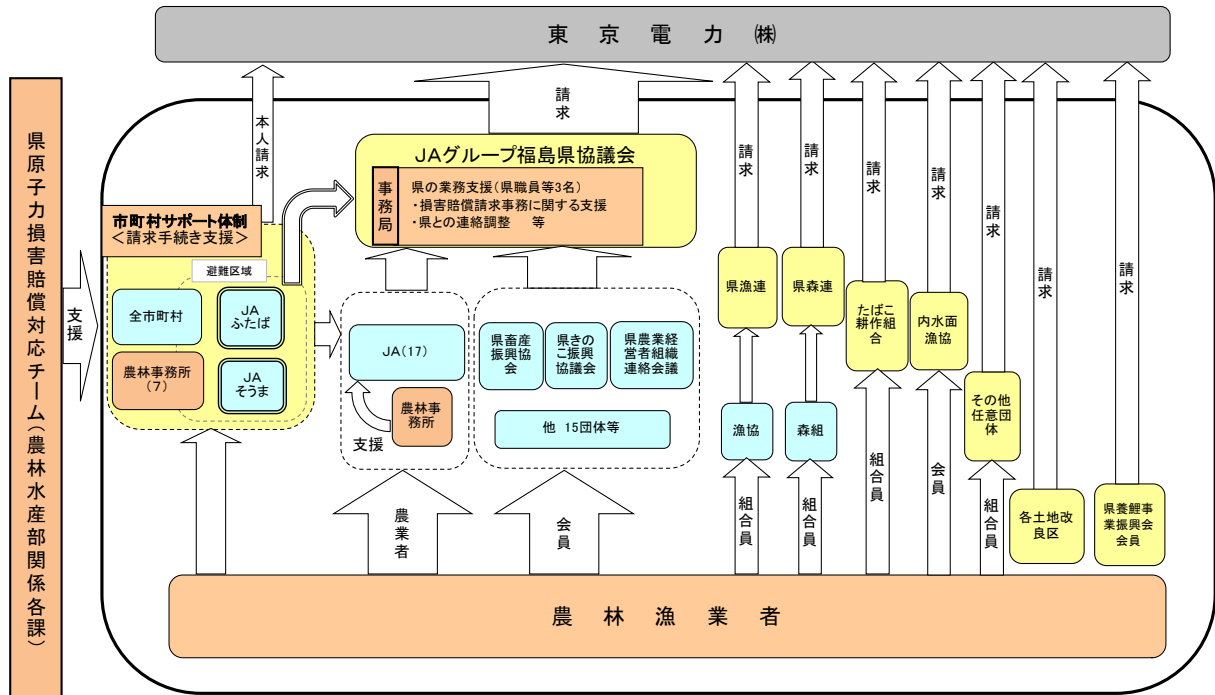


図 3-19 農林水産業における原子力損害賠償請求の流れ

5 その他

(1) 原子力損害賠償紛争審査会（文部科学省）

原子力発電所等での事故により原子力損害が生じた場合、原子力損害の賠償に関する法律第18条に基づき文部科学省に臨時的に設置される機関。

法律、医療、原子力工学などの学識経験者によって構成され、損害に関する調査・評価、当事者による自主的解決のための指針の策定、和解の仲介などを行う。

- ア 中間指針の策定（平成23年8月5日）
- イ 中間指針第二次追補の策定（平成24年3月16日）
- ウ 紛争審査会の開催状況

平成23年4月15日から平成24年3月16日までに26回の審査会が開催された。

平成23年4月28日の第3回審査会には松本副知事が出席し、農林水産物の出荷制限等を説明するとともに提言の範囲等を要望した。

エ 原子力損害賠償紛争解決センターの設置

被害者の損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として平成23年8月29日に設置され、同9月1日から受付を開始した。

被害者の申立てにより、弁護士等の仲介委員らが損害賠償に係る紛争について和解の仲介手続きを行い、当事者間の合意形成を後押しすることで紛争の解決を目指す。

【中間指針の概要】

1 中間指針の位置付け

- (1) 原子力損害の範囲の全体像を中間指針として取りまとめ。
- (2) 中間指針に示されなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められ得る。
- (3) 今後も、事故の収束、避難区域見直し等状況変化に伴い、必要に応じて指針で示すべき事項について検討。

2 各損害項目に共通する考え方

- (1) 本件事故と相当因果関係のある損害、すなわち社会通念上当該事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲のものであれば、原子力損害に含まれると考える。
- (2) 本件事故から国民の生命や健康を保護するために合理的理由に基づいて出された政府の指示等に伴う損害、市場の合理的な回避行動が介在することで生じた損害、さらにこれらの損害が生じたことで第三者に必然的に生じた間接的な被害についても、一定の範囲で賠償の対象となる。
- (3) 継続的に発生し得る損害について、その終期をどう判断するかという困難な問題があるが、現時点で考え方を示すことが可能なものは示すこととし、そうでないものは今後事態の進捗を踏まえつつ必要に応じて検討する。

3 政府による避難等の指示等に係る損害

- (1) 対象区域
 - 避難区域、屋内退避区域（平成23年4月22日解除）、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市）
- (2) 損害項目
 - ア 検査費用（人）
 - イ 避難費用
 - ウ 一時立入費用
 - エ 帰宅費用
 - オ 生命・身体的損害
 - カ 精神的損害
 - キ 営業損害
 - (ア) 減収分と追加的費用（商品や営業資産の廃棄費用、除染費用、事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用、機械等設備の復旧費用等）。
 - (イ) 終期は改めて検討（一定の限度がある）。
 - ク 就労不能等に伴う損害
 - ケ 検査費用（物）
 - コ 財物価値の喪失又は減少等
 - 対象区域内の財物価値の喪失・減少分と追加的費用（廃棄費用、修理費用、除染費用等）。

4 政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害

- (1) 営業損害
 - 減収分と追加的費用（区域が設定される前に自主的に制限した場合も含まれる。）
- (2) 就労不能等に伴う損害

5 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害

- (1) 対象
 - 農林水産物（加工品含む）及び食品の出荷、作付けその他の生産・製造及び流通に関する制限又は農林水産物及び食品に関する検査について、政府が本件事故に関し行う指示等（地方公共団体が本件事故に関し合理的理由に基づき行うもの及び生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で本件事故に関し合理的理由に基づき行うものを含む）に伴う損害。
- (2) 損害項目
 - ア 営業損害
 - 減収分と追加的費用（商品の回収費用、廃棄費用、代替飼料の購入費用、汚染された生産資材の更新費用、農地や機械の再整備費、除染費用等）（指示等が出される前に自主的に行ったもの、指示等の解除後により生じたものを含む。）
 - イ 就労不能等に伴う損害
 - ウ 検査費用（物）

【中間指針の概要】

6 その他の政府指示等に係る損害（水に係る摂取制限指導、学校等の校舎・校庭等の利用判断に関する指導等）

- (1) 営業損害
- (2) 就労不能等に伴う損害
- (3) 検査費用（物）

7 いわゆる風評被害

(1) 一般的基準

ア 営業損害

減収分と追加的費用（商品の返品費用、廃棄費用、除染費用等）。

イ 就労不能等に伴う損害

ウ 検査費用（物）

取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用。

※ 終期については、「平均的・一般的な人を基準として合理性が認められる買い控え、取引停止等が収束した時点」であるが、本件事故が収束していないこと等から、一律に示すことは困難であり、当面は、個々の事情に応じて合理的に判定することが適当。

(2) 農林漁業・食品産業の風評被害

ア 類型

(ア) 農林漁業

品目類型		産 地
①	食用農林産物（茶及び畜産物を除く）	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県
②	茶	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、神奈川県、静岡県
③	畜産物（食用）	福島県、茨城県、栃木県
④	水産物（食用・餌料用）	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県
⑤	花き	福島県、茨城県、栃木県
⑥	その他の農林産物	福島県
⑦	牛肉、食用に供される牛（H23.7.8以降に生じた損害）	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、岐阜県、静岡県、三重県、島根県（新たに確認された場合、同様の扱い）
⑧	①～⑦の農林水産物を主な原材料とする加工品	

(イ) 農林水産物の加工業及び食品製造業

- a 上記表の①～⑦の農林水産物を主な原材料とするもの。
- b 加工又は製造した事業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在するもの。
- c 摂取制限措置（乳幼児向けを含む）中の水を原料として使用する食品。

(ウ) 農林水産物（加工品を含む）及び食品の流通業

上記ア及びイの産品等を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係る損害。

イ 買い控え等による被害を懸念し、事前に自ら出荷、操業、作付け、加工等を断念したことによって生じた被害も、やむを得ないものと認められる場合には、損害として認められる。

ウ 政府が検査の指示等を行った都道府県で、指示等の対象となった農林水産物又は食品と同種のものについて、取引先の要求等により実施した検査費用も損害として認められる。

(3) 観光業の風評被害

(4) 製造業、サービス業等の風評被害

(5) 輸出に係る風評被害

8 いわゆる間接被害

間接被害を受けた者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

- (1) 販売先が地域的に限られている事業者の被害
- (2) 調達先が地域的に限られている事業者の被害
- (3) 原材料やサービスの性質上、調達先が限られている事業者の被害

9 放射線被曝による損害

10 その他

- (1) 被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整
- (2) 地方公共団体等の財産的損害等

【中間指針第二次追補の概要】

1 政府による避難等の指示等に係る損害

- (1) 営業損害
 - ア 終期
当面は定めないが、個別具体的な事情に応じて合理的に判断する。
 - イ 利益等の損害額からの控除
転業・転職や臨時の営業・就業等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た利益や給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要。
- (2) 就労不能等に伴う損害
 - ア 終期
当面は定めないが、個別具体的な事情に応じて合理的に判断する。
 - イ 給与等の控除
転職や臨時の就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要。
- (3) 財物価値の喪失または減少等
 - ア 帰宅困難区域
事故発生直前の価値を基準として本件事故により100パーセント減少（全損）したものと推認することができるものとする。
 - イ 居住制限区域内及び避難指示解除準備区域
避難指示解除までの期間等を考慮し、事故発生直前の価値を基準として本件事故により一定程度減少したものと推認することができるものとする。
- (4) 除染等に係る損害
必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分は損害と認められる。

(2) 東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議及び東京電力福島原子力発電所事故による損害の賠償請求に係る関係県協議会（事務局：農林水産省）

- ア 東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議
農林水産業及び食品産業等に係る原子力損害賠償請求を円滑に進めるための関係都道府県及び関係団体等との連絡会議で207団体で構成されている。
- イ 東京電力福島原子力発電所事故による損害の賠償請求に係る関係県協議会
関係各県の損害賠償請求に向けた取組状況の把握及び損害賠償制度に関する情報共有並びに東京電力の対応について確認・要求を行うための協議会で、福島県ほか19都道府県、全国農業協同組合中央会、全国漁業協同組合連合会で構成されている。

(3) 福島県原子力損害対策協議会（事務局：県）
被災者、自治体及び関係団体が一体となり、要望や円滑な賠償請求及び支払いへの対応など、全県的な対応を行っている。

なお、構成団体は208団体で、そのうち農林水産業関係は32団体となっている。

表 3-41 会議の開催実績

月 日	内 容
平成 23 年	
7 月 15 日	第 1 回全体会議
8 月 10 日	中間指針説明会
8 月 24 日	第 1 回代表者会議
9 月 2 日	原子力損害賠償の完全実施を求める福島県総決起大会（東京都内）
10 月 13 日	第 2 回代表者会議
10 月 31 日	市町村担当者会議
11 月 15 日	第 2 回全体会議
12 月 12 日	市町村担当課長会議
平成 24 年	
3 月 23 日	中間指針第二次追補に関する説明会

表 3-42 福島県原子力損害対策協議会による国への要望

要望 年月日	要望項目
平成 23 年	
4 月 21 日	「原子力災害の賠償等に関する緊急要望」(県単独)
5 月 14 日	「原子力災害の賠償等に関する緊急要望」(県単独)
6 月 1 日	「原子力災害から復興に向けた速やかな体制整備と被災者の早期救済に関する緊急要望」 (県単独)
6 月 15 日	「原子力災害の賠償等に関する緊急要望」(県単独)
7 月 21 日	「原子力災害の賠償等に関する緊急要望」
9 月 2 日	「原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望」
11 月 24 日	「原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望」
12 月 22 日	福島県内全域・全県民の「自主的避難等に係る損害」等の確実な賠償に関する緊急要望
平成 24 年	
1 月 19 日	「原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望」
3 月 5 日	避難区域等の見直し等に係る「中間指針第二次追補」の策定等に関する緊急要望

表 3-43 福島県原子力損害対策協議会による東京電力㈱への要求

年月日	要求等項目
平成 23 年	
9 月 2 日	「原子力損害賠償の完全実施に関する要求書」
9 月 21 日	「原子力損害賠償の完全実施に関する申し入れ」(県単独)
10 月 17 日	「原子力損害賠償の観光業等における風評被害の算定基準の抜本的な見直しに関する要求書」
10 月 24 日	東京電力㈱に対する「公開質問書」
12 月 22 日	福島県内全域・全県民の「自主的避難等に係る損害」等の確実な賠償に関する要求

(4) 原子力損害賠償連絡協議会（事務局：県）

第一原子力発電所の事故により被害を受けた個人及び事業主からの損害賠償手続きに関する疑問や要望を集約し、基準の明確化や運用改善等が必要と考えられる案件について東京電力㈱に確認・要請を行うとともに、その結果を広く周知し、損害賠償手続きの円滑化を図るため設置された。

なお、県原子力損害対策協議会、資源エネルギー庁、原子力損害賠償支援機構で構成されている。

第4章 復興に向けた取組

第1 福島県復興ビジョン及び福島県復興計画（第1次）の策定

県では、東日本大震災により甚大な被害を受け、過去に例のない深刻な状況が続いている事態を踏まえ、以下に示す「復興に当たっての基本理念」のもと、福島県復興ビジョン（以下、「復興ビジョン」という。）を策定し、その復興ビジョンに基づき、具体的な復興のための取組や事業を示すため、福島県復興計画（第1次）（以下、「復興計画（第1次）」という。）を策定した。

【復興に当たっての基本理念】

- (1) 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり
- (2) ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興
- (3) 誇りあるふるさと再生の実現

1 復興ビジョンの策定

東北地方太平洋沖地震と津波による被害のほか、原子力災害とこれに伴う風評被害など、過去に例のない深刻な状況の中から、復興に向けた希望の旗を掲げ、すべての県民が思いを共有しながら一丸となって復興を進めるため、平成23年8月11日に計画期間を10年間とする復興ビジョンを策定した。

(1) 復興に向けた主要施策

ア 緊急的対応

応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

イ ふくしまの未来を見据えた対応

- (ア) 未来を担う子ども・若者の育成
- (イ) 地域のきずなの再生・発展
- (ウ) 新たな時代をリードする産業の創出
- (エ) 災害に強く、未来を拓く社会づくり
- (オ) 再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり

ウ 原子力災害対応

原子力災害の克服

(2) 復興ビジョン策定までの経緯

ア 福島県復興ビジョン検討委員会

有識者からなる福島県復興ビジョン検討委員会を6回開催し、幅広い視点からの議論の結果を復興ビジョンに反映した。

イ 東日本大震災復旧復興対策特別委員会

東日本大震災復旧復興対策特別委員会が6回開催され、計画に関する審議が行われた。

ウ 市町村からの意見の聴取

各市町村へ計画に対する意見照会を実施したほか、関係市町村を訪問し、意見交換を実施した。

エ パブリックコメントの実施

平成23年7月15日から同年8月3日までパブリックコメントにより幅広く意見を募集し、1,538件の意見が寄せられた。

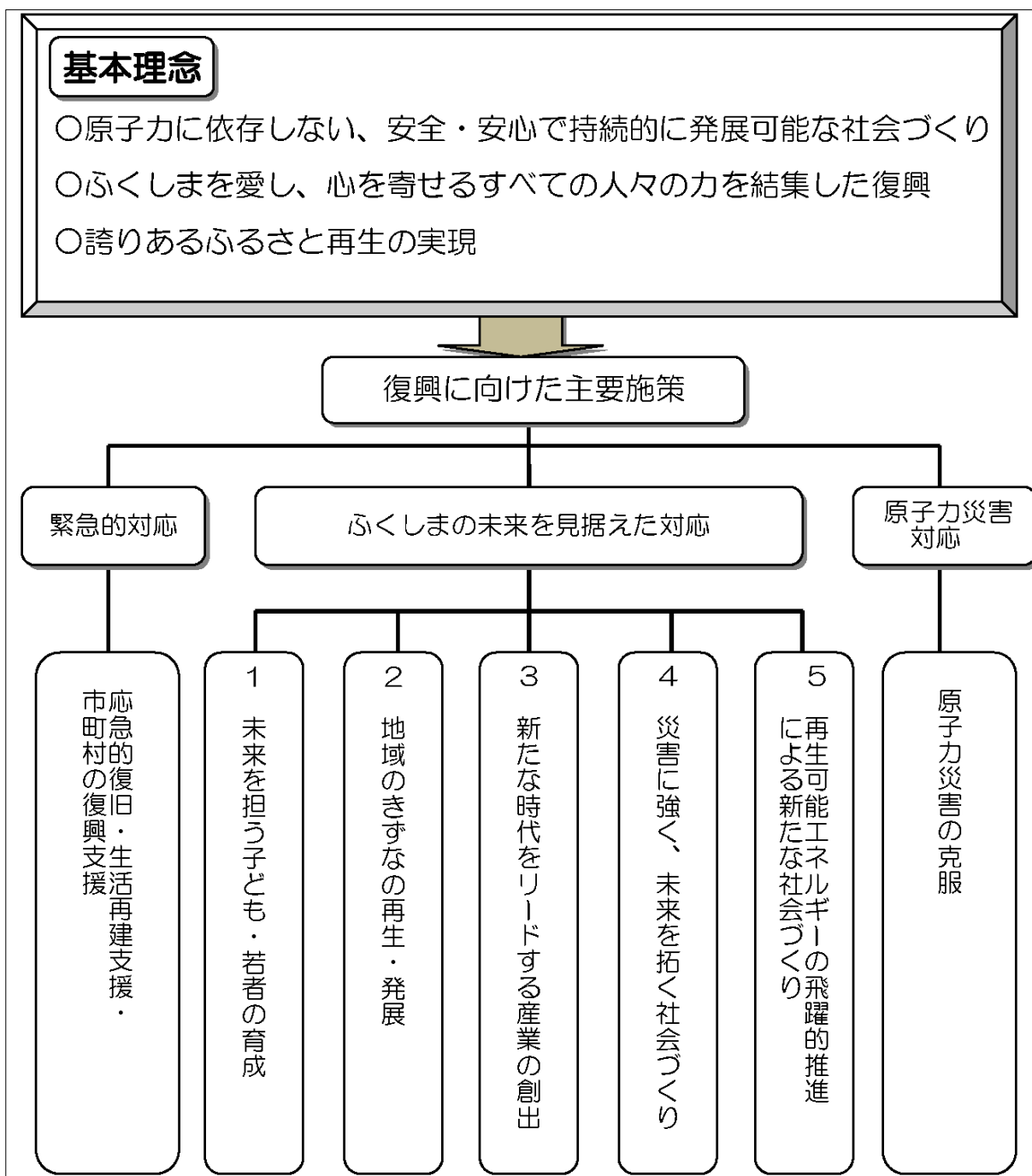


図 4-1 復興ビジョンの構成

【出典：福島県復興ビジョン】

表 4-1 復興ビジョン策定に関する経過（ゴシック体は農林水産部の取組）

月 日	内 容
平成 23 年	
4 月 26 日	復興ビジョン等庁内検討会議及び同プロジェクトチームを設置
4 月 28 日	第 1 回復興ビジョン等庁内検討会議
5 月 11 日	第 2 回復興ビジョン等庁内検討会議
5 月 13 日	福島県東日本大震災復旧・復興本部事務局の設立準備会 第 1 回福島県復興ビジョン検討委員会

月 日	内 容
平成 23 年	
5 月 19 日	第 2 回福島県復興ビジョン検討委員会 現地調査（いわき）
5 月 20 日	福島県東日本大震災復旧・復興本部を設置
5 月 21 日	第 2 回福島県復興ビジョン検討委員会 現地調査（相双）
5 月 23 日	第 3 回復興ビジョン等庁内検討会議
5 月 29 日	第 3 回福島県復興ビジョン検討委員会
6 月 6 日	第 4 回復興ビジョン等庁内検討会議
6 月 9 日	第 4 回福島県復興ビジョン検討委員会
6 月 14 日	食産業振興監、農林企画課長による学識者との意見交換
6 月 15 日	第 5 回福島県復興ビジョン検討委員会
6 月 20 日	福島県復興ビジョン策定に係る農林水産分野に関する意見交換会において、 団体、若手農林漁業者との意見交換を実施
6 月 20 日	第 5 回復興ビジョン等庁内検討会議
6 月 23 日	復興ビジョン素案に対する農林水産部の意見を農林水産部政策調整会議で 決定
6 月 29 日	第 6 回復興ビジョン等庁内検討会議
7 月 2 日	第 6 回福島県復興ビジョン検討委員会
7 月 8 日	福島県復興ビジョン検討委員会から知事への提言
7 月 15 日	パブリックコメント（8 月 3 日まで）
7 月 28 日	第 7 回復興ビジョン等庁内検討会議
8 月 11 日	福島県復興ビジョン決定 第 8 回復興ビジョン等庁内検討会議

2 復興計画（第 1 次）の策定

復興ビジョンで定めた、復興に当たっての基本理念や主要な施策に沿って、さらに具体的な取組や当該取組に基づく主要な事業を示すため、平成 23 年 12 月 28 日に計画期間を 10 年間とする復興計画（第 1 次）を策定した。

復興計画（第 1 次）には、第一原子力発電所が収束しない中で発生した「平成 23 年新潟・福島豪雨」と「台風 15 号」による災害からの復旧・復興のための取組を盛り込み、一連の災害からの復興に向けての取組を総合的に示している。

(1) 復興計画（第 1 次）の構成

復興計画（第 1 次）の構成と具体的な取組、主要事業については、図 4-2 及び図 4-3 のとおりであり、そのうち、農林水産業に関する重点プロジェクト「農林水産業再生プロジェクト」については、図 4-4 のとおり。

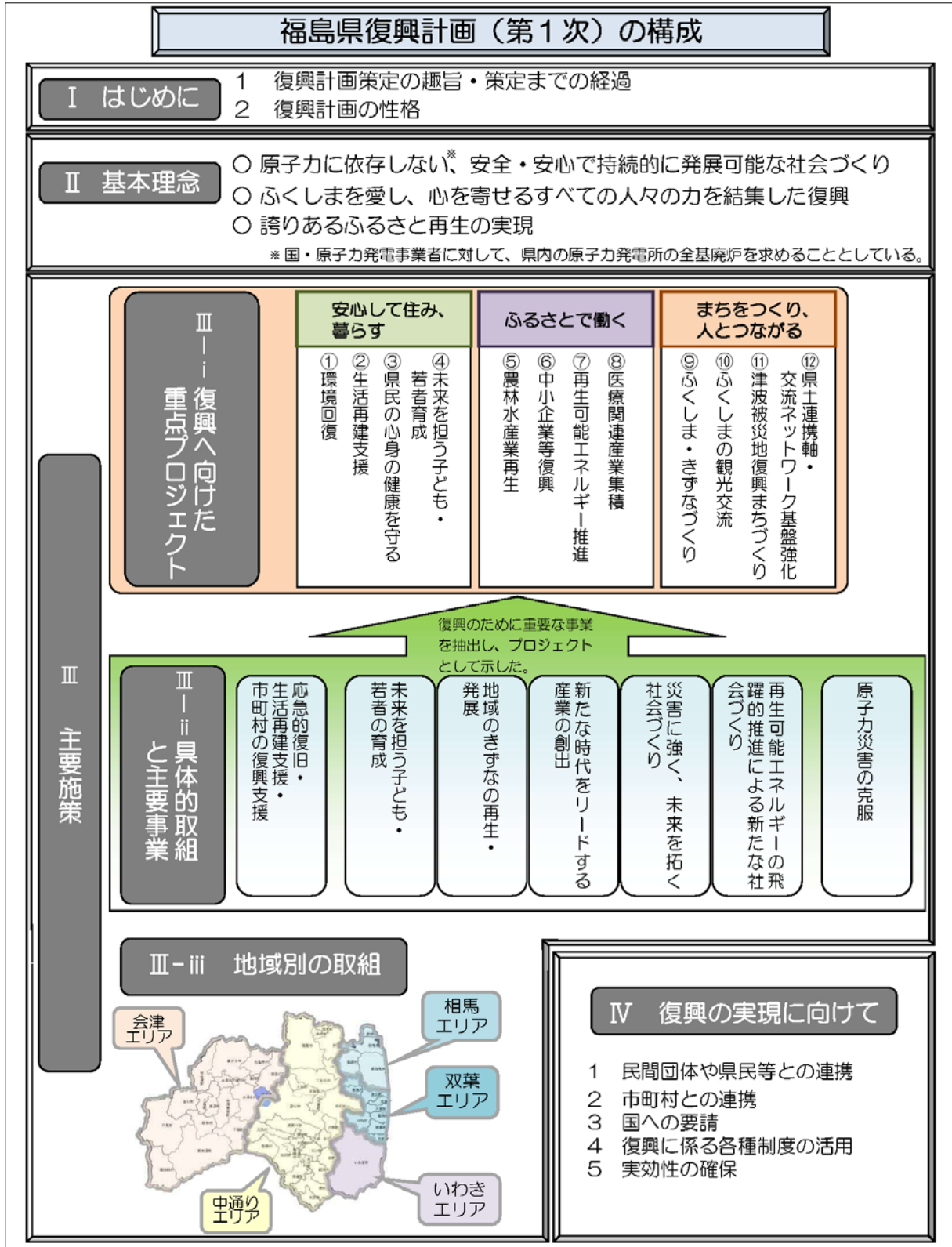


図 4-2 復興計画（第1次）の構成

【出典：福島県復興計画（第1次）概要版】

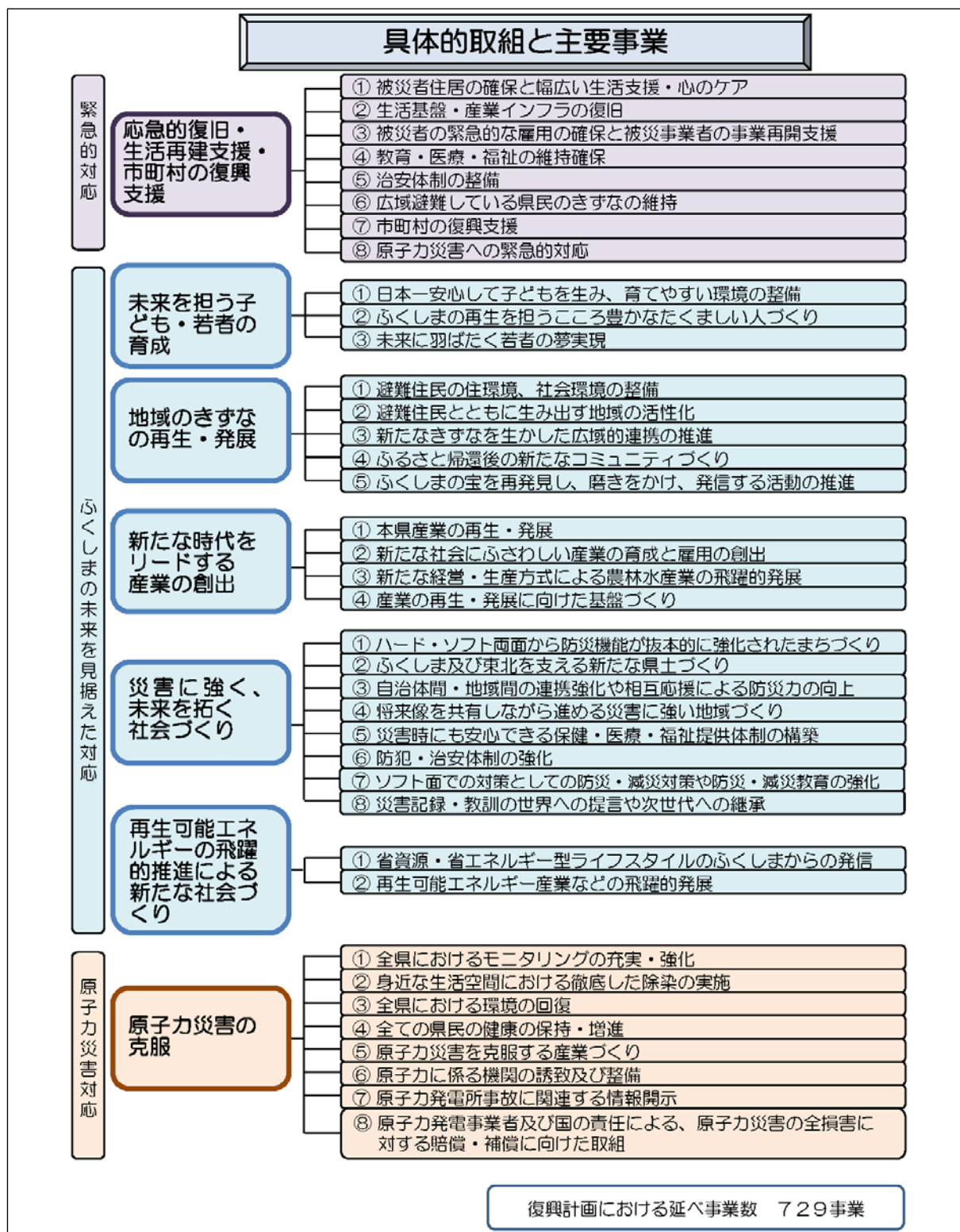
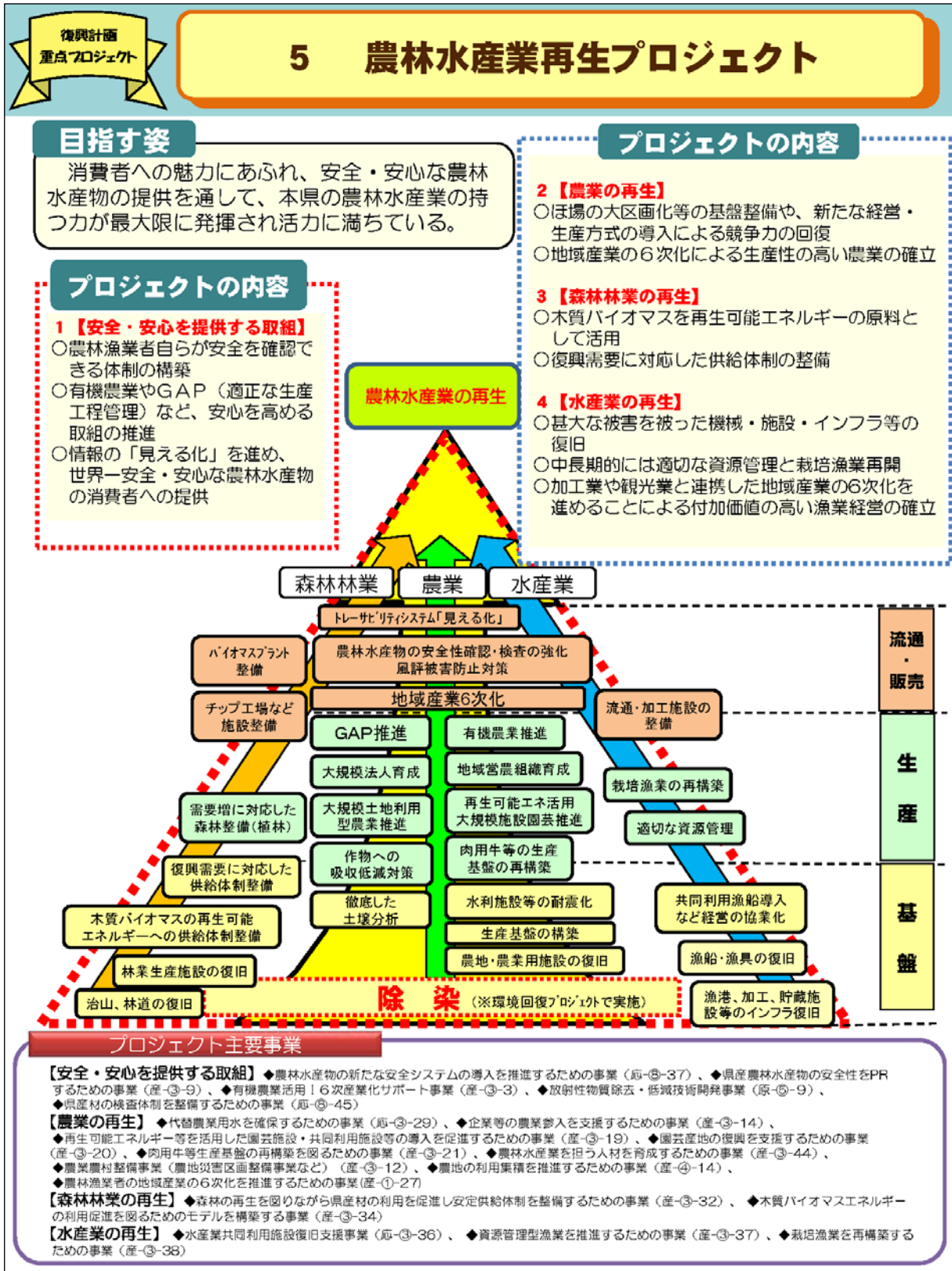


図 4-3 復興計画（第1次）の具体的取組と主要事業

【出典：福島県復興計画（第1次）概要版】



(2) 復興計画（第1次）策定までの経緯

ア 福島県復興計画検討委員会

復興計画の策定に当たり、幅広く意見を聴くため、有識者、市長会、町村会及び県内の関係団体の代表で構成する福島県復興計画検討委員会を立ち上げ、検討を行った。

イ 東日本大震災復旧復興対策特別委員会

県議会に設置された東日本大震災復旧復興対策特別委員会において、計画に関する審議が行われ、以下の提言が出された。

(ア) 進行管理の方法及びその状況を公開する仕組みの明確化

(イ) 地域別計画の具体化、年次別計画の明確化

(ウ) 復興基金の創設など、国の支援による予算の確保

(エ) 中間貯蔵施設に関する県の方針の反映

(オ) 原子力発電所のあり方県の考え方を反映 等

そのほか、請願「福島県内すべての原発の廃炉を求めることについて」が採択された。

ウ 原子力関係部長会議

県議会からの提言における「原子力発電所のあり方についての県の考え方の反映」及び請願「福島県内すべての原発の廃炉を求めることについて」が採択されたことを踏まえ、県内の原子力発電所について全基廃炉を求めることを決定した。

エ パブリックコメントの実施

平成23年12月1日から同年12月16日までパブリックコメントにより広く意見を募集し、377件の意見が寄せられた。

表 4-2 復興計画策定に関する経過（ゴシック体は農林水産部の取組）

月 日	内 容
平成 23 年	
8 月 23 日	農林事務所単位での復興に関する意見交換会開催（県北地方、相双地方）
8 月 29 日	農林事務所単位での復興に関する意見交換会開催 （相双（双葉）地方、いわき地方）
9 月 2 日	農林事務所単位での復興に関する意見交換会開催（県中地方、県南地方）
9 月 7 日	農林事務所単位での復興に関する意見交換会開催（会津地方、南会津地方）
9 月 7 日	第 9 回復興ビジョン等庁内検討会議 《内容：復興計画の策定について》 第 1 回「福島復興再生協議会」庁内調整会議 《内容：総理大臣、8 月 27 日に知事が参加した協議会の結果報告》
9 月 12 日	第 1 回復興計画検討委員会
9 月 24、26 日 10 月 2 日	第 1 回復興計画検討委員会分科会
10 月 13 日	農業振興審議会
10 月 20 日	森林審議会
10 月 23、24 日 10 月 28 日	第 2 回復興計画検討委員会分科会
11 月 4 日	水産業振興審議会

月 日	内 容
平成 23 年	
11 月 14 日	第 2 回復興計画検討委員会
11 月 25 日	第 3 回復興計画検討委員会
11 月 25 日	東日本大震災復興特別区域法案(仮称)及び関連事業等説明会 《対象：市町村、県連団体、県農林水産部》
11 月 30 日	復興計画検討委員会から知事への申入れ
12 月 1 日	福島県復旧・復興本部会議で復興計画(素案)決定
12 月 1 日	県復興計画(素案)パブリックコメント(12月16日まで)
12 月 7 日	第 9 回復興ビジョン等庁内検討会議 《内容：復興計画(第 1 次)最終版の策定について》
12 月 28 日	福島県復旧・復興本部会議で復興計画決定
平成 24 年	
1 月 16 日	農業委員会会長・事務局長会議において計画概要等を説明
1 月 20 日	農林事務所企画部長・農業振興普及部副部長会議を開催し計画概要等を説明
2 月 10 日	農林水産部出先機関の長会議において計画概要等を説明
2 月 16 日	農林事務所農業振興部長会議において計画概要等を説明
2 月 20 日	復興関係新規事業説明会を開催し復興計画関連の新規事業を説明 《対象：農林事務所企画部・農業振興普及部》
2 月下旬～ 3 月上旬	各農林事務所において市町村・農業団体等を対象とした復興計画関連新規事業等の説明会を開催

3 復興計画と福島県総合計画との関係

福島県総合計画(以下、「総合計画」という。)については、復興ビジョンが掲げた「原子力に依存しない社会を目指す」といった方向性との整合を図る観点から、電源立地地域の将来像や基本方向について見直しを行い、平成 23 年 12 月議会で議決された。

なお、福島県農林水産業振興計画については、総合計画の部門別計画として位置付けられているが、原子力に関する記述がないことから、総合計画と合わせた見直しを行わなかった。

4 復興ビジョン・復興計画の具現化へ向けた国の支援制度等

(1) 福島復興再生特別措置法

福島復興再生協議会における国と県との協議等により案文が作成され平成 24 年 3 月 30 日に成立し、同年 3 月 31 日に施行された。

法案の概要は以下のとおり。

ア 福島復興再生基本方針

(ア) 原子力災害からの福島の復興及び再生に関する総合的な推進を図るための基本的な方針

(イ) 県知事は、基本方針の変更について内閣総理大臣に対して提案が可能。

- イ 避難解除区域等の復興及び再生のための特別の措置
 - (ア) 国による公共施設の工事の代行
 - (イ) 課税の特例（対象：区域内に所在していた事業者）
 - (ウ) 公営住宅への入居資格の特例
- ウ 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置
- エ 原子力災害からの産業の復興及び再生（産業復興再生計画の作成等）
 - (ア) 農林水産業の復興及び再生のために必要な事項
 - (イ) 商標法・種苗法の出願手数料の軽減など
 - (ウ) 東日本大震災復興特別区域法の復興推進計画の要件緩和（県内全市町村が策定可能）
- オ 新たな産業の創出等に寄与する取組みの重点的な推進（重点推進計画の作成等）
 - (ア) 国所有の工場用地の無償譲渡
 - (イ) 企業立地の促進など

(2) 福島復興再生協議会

国は、平成23年7月29日に東日本大震災からの復興の基本方針に基づき、原子力災害からの復興へ向けた地方との協議の場として福島復興再生協議会を設置した。

協議会は復興担当大臣や福島県知事などが構成員となり、以下の事項等について協議を行った。

- ①地域再生に関する特別法
- ②損害賠償等に関する特別法
- ③除染対策
- ④自治体の財源対策
- ⑤各種拠点整備等
- ⑥政府系研究機関や国際機関の福島県への誘致 など

表 4-3 福島復興再生協議会の開催状況

月 日	内 容
平成 23 年	
8月27日	第1回福島復興再生協議会《内容：上記協議事項の①等の意見交換》
9月13日	第1回福島復興再生協議会幹事会《内容：上記協議事項の①の検討》
10月17日	第2回福島復興再生協議会《内容：全体の意見交換》
11月16日	第2回福島復興再生協議会幹事会《内容：上記協議事項の①の検討》
1月18日	第3回福島復興再生協議会幹事会《内容：上記協議事項の①等》
2月4日	第4回福島復興再生協議会《内容：上記協議事項の①等》

(3) 東日本大震災復興特別区域法（復興特区、復興交付金等）

東日本大震災からの復興へ向けた取組みを推進を図るために平成23年12月7日に成立し、同年12月26日施行に施行された。

同法は、被災からの円滑かつ迅速な復興を進めるため、災害救助法が適用された市町村等を全部又は一部の区域とする地方公共団体が、復興に関する計画（復興推進計画、復興整備計画、復興交付金事業計画）を策定し国の認定を受けることで、規制の特例・税制上の特例・財政措置（復興交付金）が適用されることとされた。

福島県は全市町村が該当しており、一定の要件を満たせば、実質的に地方負担なしで特定の事業が実施できるため、被災地域の復興へ向けた支援策として大き

第4章 復興に向けた取組み

く期待されている。

農林水産部では、平成23年11月25日に市町村等を対象にした説明会を開催し、制度の周知と積極的活用について働きかけを行った。

表 4-4 東日本大震災復興特別区域法に関する説明会等（ゴシック体は農林水産部の取組）

月 日	内 容
平成 23 年	
11月25日	特区法案及び関連事業等説明会開催《対象：市町村、農林》
12月16日	川内村との意見交換《参加：川内村長ほか》
平成 24 年	
1月中～ 下旬	国の復興交付金事業市町村ヒアリング
1月16日	農業委員会会長・事務局長会議において特区制度を説明
1月20日	農林事務所企画部長・農業振興普及部副部長会議を開催し特区制度を説明
1月末	復興交付金事業計画書提出（第1回）
2月7日	復興特区制度市町村説明会《主催：県地域政策課》
2月10日	農林水産部出先機関の長会議において特区制度を説明
2月16日	農林事務所農業振興部長会議において特区制度を説明
2月20日	復興関係新規事業説明会を開催し特区制度を説明 《対象：農林事務所企画部・農業振興普及部》

第1 農林漁業者に対する金融支援等

東北地方太平洋沖地震や第一原子力発電所の事故により甚大な影響を受けた農林漁業者に対し、経営の維持・安定が図られるよう、各種の金融支援等を実施した。

1 農業関係の金融支援等

(1) 東日本大震災農業経営対策特別資金の創設（拡充）と円滑な融通

県単の農家経営安定資金に東日本大震災農業経営対策特別資金（以下、「特別資金」という。）を創設し、被災農業者等を取り巻く環境に対応して制度の拡充を行い、きめ細かな金融支援を行った。

ア 農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）の概要

(ア) 東北地方太平洋沖地震対策資金（平成23年度～）

対象者及び使途	平成23年東北地方太平洋沖地震による地震・津波の被害を受けた農業者等が施設等の復旧のために必要とする資金及び営農のため必要とする運転資金
貸付限度額	5百万円
貸付利率	1.2%以内（農協取扱いにあつては無利子）
償還期限	10年以内（うち据置3年以内）

(イ) 原発事故対策緊急支援資金（平成23年度～）

対象者及び使途	原発事故に伴う出荷制限の指示や出荷自粛、風評被害等により農業収入が減少した農業者等が、営農のため緊急に必要なとする運転資金
貸付限度額	個人：1千万円 法人・団体：1千2百万円
貸付利率	1.2%以内（農協取扱いにあつては無利子）
償還期限	10年以内（うち据置3年以内）

(ウ) 肉用牛経営緊急支援資金（平成23年度限り）

対象者及び使途	原発事故に伴う肉用牛の出荷制限の指示、風評被害等により農業収入が減少した農業者等が、営農のため当面緊急に必要なとする運転資金
貸付限度額	個人：5千万円 法人・団体：1億円
貸付利率	無利子
償還期限	10年以内（うち据置3年以内）

(エ) 農家経済維持支援資金（平成23年度限り）

対象者及び使途	次のいずれかに該当する農業者等に融通する農家経済の維持に必要な資金 (ア) 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、その他原発事故により行政機関から避難を勧奨された区域又は地点に居住していた農業者等 (イ) 作付制限又は出荷制限された農畜産物、並びに組合等の決定により自粛する農畜産物を生産していた農業者等
貸付限度額	2百万円
貸付利率	無利子
償還期限	5年以内（うち据置3年以内）

表 5-1 特別資金の創設（拡充）の経過

月日	経 過						
平成 23 年							
3 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> 農家経営安定資金（平成 22 年稲作経営安定資金）の中に「東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う収入減少により深刻な影響を受けている農家に融通する資金」を追加し、無利子の緊急資金融通を実施。（平成 22 年度限り） <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>300 万円</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td>3 年（据置なし）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table>	貸付限度額	300 万円	償還期限	3 年（据置なし）	貸付利率	無利子
貸付限度額	300 万円						
償還期限	3 年（据置なし）						
貸付利率	無利子						
4 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> 農家経営安定資金（原発事故対策緊急支援資金）を創設（平成 23 年度当初予算の範囲内で対応） <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>個人 3 百万円、団体・法人 5 百万円</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td>5 年以内（うち据置 1 年以内）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>1.2% 以内（農協取扱いは無利子）</td> </tr> </table>	貸付限度額	個人 3 百万円、団体・法人 5 百万円	償還期限	5 年以内（うち据置 1 年以内）	貸付利率	1.2% 以内（農協取扱いは無利子）
貸付限度額	個人 3 百万円、団体・法人 5 百万円						
償還期限	5 年以内（うち据置 1 年以内）						
貸付利率	1.2% 以内（農協取扱いは無利子）						
5 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度 5 月補正予算で 35 億円の融資枠を確保し、資金名を農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）に改称。 「東北地方太平洋沖地震対策資金」を追加 「原発事故対策緊急支援資金」の貸付限度額を引き上げするとともに、償還期限・据置期間を延長 《個人 3 百万円→5 百万円、法人・団体 5 百万円→7 百万円》 《5 年以内（うち据置 1 年以内）→10 年以内（うち据置 3 年以内）》 						
7 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 「農家経済維持支援資金」を追加。 「原発事故対策緊急支援資金」の貸付限度額を引き上げ 《個人 5 百万円→1 千万円、法人・団体 7 百万円→1 千 2 百万円》 						
8 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 「肉用牛経営緊急支援資金」を追加し、融資枠を 35 億円から 65 億円に増額。 						

イ 特別資金の円滑な融通措置

(ア) 信用保証機能の充実

福島県農業信用基金協会が行う信用保証の無担保・無保証人引受けについて、これまで他の農業資金と併せて 500 万円限度（個人の場合）のところ、それぞれ別枠で貸付限度額まで 100% 引受けに拡充するとともに、基金協会の支払準備金の積立経費に対する補助と損失補償契約の締結により、基金協会の財務基盤の強化を支援し、資金融通の円滑化を図った。

表 5-2 東日本大震災農業経営対策特別資金の保証条件

	東北地方太平洋沖 地震対策資金	原発事故対策 緊急支援資金	肉用牛経営 緊急支援資金	農家経済維持 支援資金
保証料（年）	0.29%			0.27%
保証割合	100%			
担保・保証人	個人：原則無担保・無保証人 法人：役員個人連帯保証により無担保 任意団体：任意団体と構成員全員の連帯債務により無担保・無保証人			

(イ) 取扱融資機関の拡大

農協組合員以外の農業者等の資金需要に応えるため、総合農協以外の銀行等金融機関に対し農家経営安定資金の取扱いを依頼し、取扱融資機関の拡大を図った。

表 5-3 新たに取り扱いを開始した融資機関

融資機関名	取扱い開始月日
福島銀行	平成 23 年 5 月 2 日
大東銀行	平成 23 年 5 月 7 日
東邦銀行	平成 23 年 7 月 1 日
福島県酪農業協同組合	平成 23 年 7 月 7 日
郡山信用金庫	平成 23 年 8 月 1 日
二本松信用金庫	平成 23 年 8 月 1 日
白河信用金庫	平成 23 年 8 月 30 日
会津信用金庫	平成 23 年 9 月 5 日

ウ 特別資金の利子補給承認実績

(ア) 資金種類別利子補給承認実績

		東北地方太平洋沖 地震対策資金	原発事故対策 緊急支援資金	肉用牛経営 緊急支援資金	農家経済維持 支援資金	合計
平成 22 年度	件数	0	7	0	0	7
	金額 (千円)	0	19,600	0	0	19,600
平成 23 年度	融資枠 (億円)	5	30	30	原発資金の内数	65
	件数	65	556	71	66	758
	金額 (千円)	243,535	1,884,880	929,600	109,720	3,167,735

※平成 22 年度は、稲作経営安定資金を活用して緊急に実施 (H23. 3. 24~3. 31 まで)

(イ) 経営形態別利子補給承認実績

	平成 22 年度		平成 23 年度	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
稲 作	0	0	56	211,230
麦類、雑穀等	0	0	0	0
工芸農作物	0	0	5	9,500
施設園芸	0	0	34	126,640
野菜類	1	1,100	47	113,330
果樹類	1	1,500	225	693,910
その他作物	0	0	23	83,760
酪農	5	17,000	54	270,800
肉用牛	0	0	99	1,039,800
養豚	0	0	1	10,000
養鶏	0	0	2	15,000
その他畜産	0	0	3	3,800
養蚕	0	0	0	0
複合経営	0	0	209	589,965
合計	7	19,600	758	3,167,735

※平成 22 年度は、稲作経営安定資金を活用して緊急に実施 (H23. 3. 24~3. 31 まで)

(ウ) 圏域別利子補給承認実績

	平成 22 年度		平成 23 年度	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
県 北	2	2,600	491	1,441,325
県 中	3	9,000	88	685,000
県 南	1	5,000	52	276,250
会 津	0	0	51	285,050
南 会 津	1	3,000	1	18,000
相 双	0	0	66	393,910
い わ き	0	0	9	68,200
合 計	7	19,600	758	3,167,735

※平成 22 年度は、稲作経営安定資金を活用して緊急に実施 (H23. 3. 24~3. 31 まで)

(2) 天災融資法の発動と対応

ア 発動の経過

(ア) 発動の経過

- a 「平成 23 年東北地方太平洋沖地震についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に関する政令」(以下「適用政令」という。)が公布。(平成 23 年 4 月 15 日)
 - (a) 本県を天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく天災資金の融通できる県に指定。
 - (b) 農林漁業について特別被害地域を指定できる県に指定
- b 「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(以下、「激甚災害指定政令」という。)の一部改正。(平成 23 年 4 月 15 日)
 - (a) 本県における天災資金(経営資金及び事業資金)の融通に、貸付条件の特例が適用(貸付限度額の引き上げ及び償還期限の延長)
- c 平成 23 年 5 月 2 日、国の第一次補正予算成立により適用政令が一部改正
 - (a) 融資枠が 1,000 億円増額され、同融資枠分については、当初融資枠分とは別に無利子での貸付となった。

(イ) 資金の概要

a 経営資金

貸付対象者	① 減収量 30% かつ損失額 10% 以上の被害を受けた農業者。 ② 損失額 10% 以上又は施設損失額 50% 以上の被害を受けた林業者及び漁業者
資金用途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(12 万円以下)、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具(政令で定めるものに限る。)、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船(5 トン未満)の建造又は取得に必要な資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付条件(激甚災害法の特例適用)	
貸付限度	個人：250 万円 (果樹・家畜・養殖・漁船：600 万円) (漁具：5,000 万円) 法人 2,000 万円 (果樹・家畜・養殖・漁船：2,500 万円) (漁具：5,000 万円)
貸付利率	当 初： 175 億円分 0.75% 1 次補正：1,000 億円分 無利子
償還期限	4~7 年(据置なし)
融 資 枠	(当初) 175 億円 (1 次補正) 1,000 億円

b 事業資金

貸付対象者	農林漁業組合及びその連合会で、天災によりその所有又は管理する施設、在庫品等が受けた被害が著しいもの		
資金使途	当該組合が所有し、又は管理する肥料、農薬、漁業用燃油、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な事業運営資金		
貸付条件（激甚災害法の特例適用）			
貸付限度	単協	5,000万円	
	連合会	7,500万円	
貸付利率	当初	175億円分	0.75%
	1次補正	1,000億円分	無利子
償還期限	3年（据置なし）		
融資枠	（当初）175億円 （1次補正）1,000億円		

イ 県の対応

(7) 予算措置

平成23年度5月補正予算で、融資枠5億円を確保。

(イ) 資金の需要調査

市町村（双葉郡の町村を除く）及び協同組合等に資金需要調査を実施したが、要望はなかった。

(3) 国の金融支援

国は、東日本大震災による被害を受けた農業者等に対し、速やかな復旧のために必要となる資金が円滑に融通されるよう償還期限・据置期間の延長や利子助成による実質無利子化等の金融支援策を講じた。

ア 金融支援の概要

	資金名	対象者	資金使途	償還期限 (据置期間)	貸付限度額
日本政策金融公庫資金	緊急運転資金 農林漁業セーフティネット資金	主業農業者	中長期運転資金	期限10年→13年 (据置3年→6年)	600万円または 年間経費の3/12 ↓ 1,200万円または 年間経費の12/12
	農林漁業施設資金 (災害復旧)	農業者	施設等の復旧	期限15年→18年 (据置3年→6年)	負担額の80%または 1施設当たり600万円 ↓ 負担額の100%または 1施設当たり1,200万円
	農業経営基盤強化資金	認定農業者等	施設資金、 長期運転資金	期限25年→28年 (据置10年→13年)	個人：1.5億円 法人：5億円
	経営体育成強化資金	主業農業者	施設資金、 長期運転資金、 負債整理	期限25年→28年 (据置3年→6年)	個人・農業参入法人 1.5億円 法人・集落営農組織 5億円
	農業改良資金	認定農業者等	施設資金、 初度的経費	期限10年→13年 (据置3年→6年)	個人：5,000万円 法人・団体：1.5億円
民間資金	施設復旧等 農業近代化資金	主業農業者	施設資金 長期運転資金、	期限15年→18年 (据置7年→10年)	個人：1,800万円 法人：2億円
	負債整理 農業経営負担軽減支援資金	主業農業者	営農に係る 負債整理	期限10年【特認15年】 →13年【特認18年】 据置3年【特認3年】 →6年【特認6年】	営農に係る負債の限度内

イ 金融支援策の経過及び予算措置

(7) 第一次補正予算（平成23年5月2日成立）

- a 東日本大震災の被災者に対し、農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金及び日本政策金融公庫資金の融資について、償還期限、据置期間を、それぞれ3年間延長（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の施行）
- b 東北地方太平洋沖地震の被災者に対し、最長18年間の無利子化（貸付利率を最大2%を限度に引き下げ）（融資枠400億円）
- c セーフティーネット資金、農林漁業施設資金の貸付限度額の拡充
- d 農業信用基金協会が実質無担保・無保証人で債務保証ができるよう（独）農林漁業信用基金の填補率を7割から9割に引き上げるための財政支援
- e 借入時の保証料負担の軽減を図るため、農業信用基金協会が保証料を引き下げるための財政支援
- f 日本政策金融公庫が実質無担保・無保証人で貸付ができるよう財政支援

(4) 第三次補正予算（平成23年11月21日成立）

- a 東北地方太平洋沖地震の被災者に対し、最長18年間の無利子化（貸付利率を最大2%を限度に引き下げ）枠の増額（430億円の増）
- b 直接被災者から、震災前に保証引受けした農業資金に対し、農業信用基金協会が代位弁済を行う際の費用を助成（平成23年度で一括交付）
- c 東日本大震災の被災者に対し、農業改良資金の償還期限、据置期間を、それぞれ3年間延長。実質無担保・無保証人による貸付

表 5-4 日本政策金融公庫（福島支店）における災害資金の融資実績

資金名	平成23年度	
	件数	金額(千円)
農林漁業セーフティーネット資金	81	1,647,300
農業経営基盤強化資金	36	907,350
農業改良資金	0	0
経営体育成強化資金	1	12,000
農林漁業施設資金（災害復旧）	2	35,500
合計	120	2,602,150

(4) 「機構」による経営再建の支援

東日本大震災の発生により、既往債務が負担になり、新規の資金調達が困難になるなどのいわゆる「二重債務問題」に対応するため、金融機関から債権の買取等を通じて被災事業者の債務の負担軽減を図りながら経営再建を支援する二つの「機構」が設立された。

ア 福島産業復興機構

(7) 設立経過

- a 国の第二次補正予算の成立
 - (a) 東日本大震災被災県に設置されている中小企業再生支援協議会の体制拡充（各県ごとに「産業復興相談センター」を設置）
 - (b) （独）中小企業基盤整備機構と地域金融機関等の出資により各県ごとに新たな「産業復興機構」を設立
- b 本県の対応
 - (a) 平成23年11月29日に公益財団法人福島県産業振興センターが設置主体となり「福島県産業復興相談センター」が開所

- (b) 平成23年12月28日に「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十七条」に基づく福島産業復興機構投資事業有限責任組合（通称「福島産業復興機構」）の設立

(イ) 福島産業復興機構の概要

設立	平成23年12月28日
所在地	福島市
出資約束金額	100億円
中小企業基盤整備機構(8割)	80億円
地元出資額(2割)	20億円
(うち県出資額)	5億円
買取原資	出資金の範囲内
支援対象者	東日本大震災で被害を受け、経営再建の可能性のある事業者（主に中小企業者）
存続期間（延長可能）	12年（3年）
投資期間（延長可能）	3年（1年）
無限責任組合員（運営会社）	福島リカバリ㈱
所管官庁	経済産業省

イ 東日本大震災事業者再生支援機構

(ア) 設立経過

- a 平成23年11月21日に「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」が成立。
- b 平成24年2月22日に「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」（通称：「再生支援機構」）が設立。
- c 平成24年3月5日から再生支援機構が業務開始。

(イ) 再生支援機構の概要

設立	平成24年2月20日
所在地	仙台本店、東京本部
資本金	200億円
株主	預金保険機構、貯金保険機構 (政府が預金保険機構等に出資)
買取原資	市場より資金調達（5千億円の政府保証）
支援対象者	東日本大震災で被害を受け、経営再建の可能性のある事業者 1)重点：主に小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者等 2)産業復興機構が支援することが困難な事業者
支援期間	最長15年
支援決定 (延長可能)	5年以内（1年）
所管官庁	復興庁

(5) 金融支援の周知・広報

県の農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）をはじめ、日本政策金融公庫資金など農業者の資金需要に対応した各種の金融支援の周知・広報に努めた。

ア 市町村、融資機関、関係団体等へチラシの配布

イ ホームページに掲載

ウ 福島県災害対策本部発行の「避難者の皆さんへ」、「生活再建の手引き」に掲載

- エ プレスリリース及び福島県災害対策本部からのお知らせによる新聞掲載
 - オ テレビ、ラジオでの放映（放送）
 - カ 市町村、融資機関を対象とした農業制度金融説明会の開催
 - キ 資金の円滑な融通等を依頼するため融資機関へ直接訪問
 - ク 畜産関係団体への肉用牛経営緊急支援資金の説明及び肉用牛肥育農家へのダイレクトメールによる肉用牛経営緊急支援資金の周知
- (6) 資金の条件緩和等の措置
- 被災農業者等の新たな資金需要への円滑な対応や既存貸付金について一時的に償還が困難な場合の償還猶予等貸付条件変更への柔軟な対応についての融資機関への依頼や市町村への周知を状況変化に応じ適時実施した。

表 5-5 主な農業制度資金の償還猶予等条件変更の実績

資金名	平成22年度	平成23年度
農林漁業セーフティネット資金	4件	19件
農業経営基盤強化資金	21件	182件
経営体育成強化資金	4件	13件
旧農業改良資金	—	6件
農業近代化資金	—	7件
就農支援資金	—	7件

- (7) 土地改良区等に対する支援
- ア 東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業
- (ア) 事業の概要
- 一定規模以上の被災を受けた土地改良負担金を償還中の地区において、負担金の償還猶予の期間に発生する償還金の利子相当額を最大3年間助成する。
(平成23年度～平成25年度)
- (イ) 助成実績（平成23年度）
- 地区数：5地区
助成額：2,777千円
- イ 被災土地改良区復興支援事業
- (ア) 事業の概要
- 震災により業務運営に支障が生じている土地改良区に対し、業務運営の維持のために借り入れた資金の償還利息相当額及び業務書類・機器等の復旧に要する費用相当額を助成する。（平成23年度～平成25年度）
- (イ) 助成実績（平成23年度）
- 地区数：7地区
助成額：20,765千円
- ウ 江花川沿岸農業再生支援事業交付金
- 藤沼湖の決壊により甚大な被害が生じた江花川沿岸地域の農業再生に向け、農家の負担軽減のため江花川沿岸土地改良区に対し、135,000千円の交付金を定額で交付した。

2 林業関係の金融支援

原子力発電所事故に伴う放射性物質が県内の森林や屋外保管していた原木に降り注ぎ、素材生産業、特用林産業、木材産業に深刻な影響が生じたことから、県では、木材産業振興資金を創設し、バーク（樹皮）の滞留により操業に影響が出ている製材工場を支援するとともに、林業、木材産業の経営支援のため、既存資金の貸付条件等の緩和や、支払い猶予を実施した。

また、出荷制限や風評被害の影響を受けたきのこ生産業者に対しては、運転資金による支援に必要な調整を実施した。

(1) 木材産業振興資金（新規）

製造工場で木材加工の工程で発生するバークは、家畜敷料やバーク堆肥、ボイラー燃料などに活用されていたが、平成23年8月にバークを原料とした肥料等の暫定許容値が設定されて以降、一部を除き取引が停止している状況にある。

このため、従来の利用による流通が回復するまでの間、一時保管等を進める必要があることから、木材業界が行う資金制度の創設を支援した。

表 5-6 木材産業振興資金の概要

対象者	製材工場等の事業者
貸付対象	バークの一時保管場所の借上料、運搬経費等
貸付利率	無利子
貸付機関	福島県木材協同組合連合会
貸付実績	2件、37,000千円



写真 5-1 製材工場内に滞留するバーク

(2) 木材産業等高度化推進資金（条件変更）

ア 資金概要

木材の生産・流通の円滑化及び、効率的、安定的な林業経営を育成することを目的とした低利の運転資金で、震災被災者対策として、最大利率1.6%を一律1.3%に条件を緩和。

イ 貸付実績

件数：113件、貸付金額：1,072,715千円

(3) 林業・木材産業改善資金（条件変更）

ア 資金概要

林業・木材産業の経営改善のために行う機械・設備の導入を支援する資金であり、連帯保証人の要件緩和を行うとともに、震災の影響を受けた既存借受者に対しては、支払猶予措置を行った。

イ 貸付実績等

(7) 貸付実績

件数：5件、貸付金額：19,860千円

(イ) 支払猶予

件数：3件、猶予対象金額：2,180千円

(4) 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）

ア 資金概要

震災により損害を受けたきのこ生産者等に対し、経営の維持安定に必要な運転資金を融通する資金であり、原子力発電所の事故に伴う風評被害等も対象とされた。

融資の実行に当たっては、(株)日本政策金融公庫に対し、本資金の借受けを希望するきのこ生産者情報を提供した。

イ 貸付実績

件数：10件 貸付金額：57,500千円

(5件) (42,000千円)

※ 貸付実績の()書きは「表 5-4 日本政策金融公庫（福島支店）における災害資金の融資実績」の内数

3 水産業関係の金融支援

東日本大震災の津波及び原子力発電所の事故の影響により被害を受けた漁業者及び水産加工業者に対し、消失した漁具・設備などの購入や、経営維持に必要な資金等を円滑に融通するため、県と県内漁業系統団体（県漁業協同組合連合会、県信用漁業協同組合連合会、県信用基金協会及び農林中央金庫）が協力して「東日本大震災漁業経営対策特別資金」を創設した。

(1) 東日本大震災漁業経営対策特別資金

ア 資金概要

(7) 貸付対象者

東日本大震災の津波及び原子力発電所事故の影響により被害を受けている漁業者及び水産加工業者

(イ) 貸付対象：消失した漁具・設備などの購入や経営維持に必要な資金等

(ウ) 融 資 枠：30億円

(エ) 貸付限度額：個人：500万円

法人：700万円

(オ) 貸付利率：無利子

(カ) 償 還 期 間：10年以内（うち据置3年以内）

(キ) 取扱金融機関：県信用漁業協同組合連合会

イ 貸付実績

件 数：36件

貸付金額：135,700千円

第2 農業災害補償制度について

1 平成23年度農業共済事業の実施状況

平成23年度の農業共済事業は、引受共済金額総額が1兆7,736億2千万円、支払共済金総額は東日本大震災、平成23年新潟・福島豪雨、台風15号等の自然災害等により47億432万円となった。

特に、東日本大震災では広い範囲において甚大な被害が発生したため、支払共済金総額が26億3千万円となり、農業共済事業の適正かつ円滑な実施体制の確保及び共済金の迅速で確実な支払いに向けて、農業共済団体では次のような対応を行った。

(1) 農業共済事業における特例の取扱い

ア 浸水等耕地の引受けの取扱い

東日本大震災における津波により浸水した耕地について、比較的被害が軽微な耕地もあることから、水稻等の活着等割合が1割超で通常の肥培管理が行われる場合は共済引受を行った。

イ 共済掛金の払込等の取扱い

家畜、園芸施設、果樹及び畑作物共済事業の払込期限又は支払猶予期間を平成23年6月30日まで延長することで、共済掛金を納めることができないために共済関係が失効するなどの不利益が組合員に生じないようにした。

また、任意共済事業については、共済掛金等の払込期限を2か月から6か月猶予する特例を設けた。

なお、農業共済掛金の払込みを分納している組合員については、2回目以降の払込みが遅延したとしても、東日本大震災に起因したものである場合には、農業災害補償法第99条第1項第5号における「正当な理由」に該当することとし、共済金支払いについての免責の適用除外とした。

ウ 被害申告等ができない場合の取扱い

東日本大震災で被災したことにより、組合員が組合に適期に被害申告等を行うことが困難な状況にあったため、組合では見回り調査や関係機関との連携等により被害の実態把握に努め、共済金の支払対象と見込まれる被害の発生を確認した場合には、組合員等に被害申告等を行うよう呼びかけるとともに、組合員が被災したことにより連絡が取れない場合であっても、組合員等に共済金が支払われるよう適切な時期に損害評価を行った。

エ 損害評価の取扱い

迅速かつ的確に損害評価等を実施できるよう本県の組合が相互に職員を派遣する体制を整備するとともに、以下の損害評価の特例を設けた。

(ア) 農作物、果樹、畑作物及び園芸施設共済

交通の遮断等により現地評価を行うことができない場合においては、原則、交通の遮断等が解消された後に現地評価を行うこととし、現地調査が収穫適期を超えて実施される場合でも責任期間と同様の取扱いとした。(収穫遅延による分割評価は行わない)

(イ) 家畜の死廃事故

a 死廃事故発生の通知を受けたとき、現地において廃用認定を含む損害確認を行うことができない場合は、まず、組合員等からの電話などによる聞取りによって確認を行うものとし、現地確認が可能となった後に、死亡事故にあつては、家畜の死体や埋却場所を確認し、当該家畜が化製された場合はその事実を証明する関係書類等を確認した。

また、廃用事故にあつては認定できないことから、廃用認定を待たず当該家畜が死亡した場合には、死亡事故と同様の取り扱いとした。

b 津波等により家畜が行方不明となったことが認められる場合には、警察の盗難被害届の証明書又は遺失物届の証明書の提出があつたものとし、行方

不明の事実が明らかとなった日を平成23年3月11日として廃用認定とした。

また、見回り調査等により共済金の支払対象と見込まれる家畜の死亡事故を確認した場合には、獣医師の診断書は必要ないものとした。

- c 東日本大震災を原因として、飼料の流通が滞ったことにより、損害防止に努めたにも関わらず家畜が死亡した場合は、特定事故である自然災害による死亡とした。

オ 警戒区域における損害評価の取扱い

津波により耕地や施設が押し流され、収穫が見込まれないこと又は、施設、建物が全損していることが衛星写真や被害写真などの客観的資料等から明らかなきには、当該資料等に基づき損害評価を行い、共済金を支払った。

また、建物共済においては、組合員から提供を受けた写真に基づき損害評価を行い、一律に共済金額の30%に相当する額を共済金として支払った。

(2) 東日本大震災による農業共済事業への影響

ア 共済の引受

農業共済の引受実績については、東日本大震災の影響により、全ての共済において前年度より減少し、特に、農作物共済の水稻については、津波や藤沼湖の決壊、羽鳥湖の送水管破損による被害だけではなく、原子力発電所の事故に伴う作付制限の影響もあり、引受面積15,376haの大幅な減少(前年比79.8%)となった。

表 5-7 平成22年度及び平成23年度の共済引受実績

年度	農作物 (ha)	家畜 (頭)	果樹 (ha)	畑作物		施設 園芸 (棟)	任意	
				蚕繭 (箱)	その他 (ha)		建物 (棟)	農機具 (台)
平成22年度	76,582	95,193	842	936	1,056	20,075	167,392	61,853
平成23年度	61,075	91,428	825	710	748	18,876	160,925	58,937
対前年対比 (%)	79.8	96.0	98.0	75.9	70.8	94.0	96.2	95.3

※ 農作物の平成22年度は、平成22年産水稻と平成23年産麦の合計、平成23年度は平成23年産水稻と平成24年産麦の合計

※ 果樹の平成22年度は平成23年産、平成23年度は平成24年産

イ 共済金の支払

農作物共済の水稻については、本田移植期の前であったため共済責任期間に該当せず共済金の支払いはなかったが、麦は津波により浜通り沿岸部のほとんどのほ場が浸水や瓦礫により収穫が皆無となり、133haを対象に16,188千円の共済金を支払った。

家畜共済は、東日本大震災による溺死・行方不明等の特定事故が463件あり、21,910千円の共済金を支払っているが、原子力発電所の事故に起因する飼育管理の不全による家畜共済の死廃事故は、損害賠償の関係が整理されてから共済金を支払うこととなっている。

園芸施設共済は、相馬地方農業共済組合及び双葉地方農業共済組合を中心に423棟の被害があり、60,661千円の共済金を支払った。

任意共済(建物)は、県内全9組合で5,610棟の被害があり25億3,443万2千円の共済金を支払った。

ウ 農業共済組合団体の被害

(7) 相馬地方農業共済組合

東北地方太平洋沖地震により、事務所2階の天井の落下、ボイラーの破損及び地下の水道管破裂などの甚大な被害を受けたが、国から事務所修繕経費として農業共済事業事務費負担金が追加配分されたことにより、業務を継続することができた。

(イ) 双葉地方農業共済組合

双葉地方農業共済組合の事務所（富岡町）は警戒区域内にあったため、事務所機能の移転を余儀なくされ、震災当初は福島県農業共済組合連合会の事務所に移転したが、平成23年7月4日から福島市黒岩の元家畜診療所を仮事務所として業務を継続した。

また、原子力発電所の事故の影響により共済引受が大きく減少したことから、平成24年度から職員16名のうち5名の職員で組合運営及び各共済事業の業務を継続するとともに、11名が福島県農業共済組合連合会に出向し、同連合会及び他の各農業共済組合の業務に従事することとなった。

(ウ) 浜通り家畜診療センター

浜通り家畜診療センターの事務所（浪江町）は警戒区域内にあったため、事務所機能の移転を余儀なくされ、相双地区の診療等を郡山田村家畜診療センターに移転し継続していたが、往診の距離が長く時間を要することから、平成24年度から相馬地方農業共済組合の事務所に移転し、速やかに診療できる体制とした。

(3) 第一原子力発電所等の事故による農業共済事業

ア 農業共済掛金の一部返還

原子力発電所の事故により警戒区域等に設定されたことにより避難を余儀なくされた組合員は、避難が長期化していることにより、組合に対して損害通知を行うことが実態上困難であること、原子力損害の賠償に関する法律に基づく東京電力㈱からの賠償金により当該損害等が補填されることから、避難日以降、共済金を受け取る見込みがない状態となっている。

このような状態は、農業災害補償法第103条において準用する保険法第11条の規定の「損害保険契約の締結後に危険が著しく減少したとき」に該当するため、組合員による共済掛金の減額請求に基づき共済掛金の返還を行うことができることとした。

イ 死産事故家畜に東京電力㈱の賠償が行われる場合の対応

家畜共済においては、実損害額を超える補填がなされることのないよう補償金等が支払われた場合は、共済価額から補償金等を控除することとなっているため、東京電力㈱が賠償すべき損害の額が、共済関係により補填すべき損害から組合等が既に支払った共済金の額を除いた額を超える場合、組合は東京電力㈱に対して代位請求を行うこととなった。

表 5-8 東日本大震災に係る農業共済事業の被害

組 合 名	農作物 (ha)		家畜 (頭)				果樹 (ha)	畑作物 (ha)	園芸施設 (棟)	任意 (建物) (棟)
	水稲	麦	乳用牛	肉用牛	馬	豚				
福島県北	-	-	-	-	-	-	-	-	1	551
安達地方	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1,222
郡山田村	-	-	-	-	-	-	-	-	15	1,935
いわせ石川	-	-	-	-	-	-	-	-	12	564
白河地方	-	-	-	-	-	3	-	-	12	220
会津	-	-	-	-	-	-	-	-	-	448
相馬地方	-	112.4	3	70	118	265	-	-	224	286
双葉地方	-	0.6	-	3	-	-	-	-	115	166
いわき市	-	-	-	-	-	-	-	-	43	218
合 計	-	113.0	3	74	118	268	-	-	423	5,610

表 5-9 東日本大震災に係る農業共済事業の支払共済金額 (単位：千円)

組合名	農作物		家畜				果樹	畑作物	園芸施設	任意 (建物)	合計
	水稲	麦	乳用牛	肉用牛	馬	豚					
福島県北	-	-	-	-	-	-	-	-	28	256,781	256,809
安達地方	-	-	-	200	-	-	-	-	35	415,637	415,872
郡山田村	-	-	-	-	-	-	-	-	1,729	497,640	499,369
いわせ石川	-	-	-	-	-	-	-	-	567	369,485	370,052
白河地方	-	-	-	-	-	144	-	-	1,232	211,018	212,394
会津	-	-	-	-	-	-	-	-	-	166,718	166,718
相馬地方	-	16,178	467	10,586	8,311	1,931	-	-	35,751	302,304	375,528
双葉地方	-	10	-	271	-	-	-	-	13,025	177,161	190,467
いわき市	-	-	-	-	-	-	-	-	8,294	137,688	145,982
合 計	-	16,188	467	11,057	8,311	2,075	-	-	60,661	2,534,432	2,633,191

表 5-10 福島県における平成23年度農業共済事業の実績

事業名	引受			支払共済金		被害率 (%)
	数量 (ha、箱、 頭、棟)	共済金額 (千円)	対前年比 (%)	支払額 (千円)	対前年比 (%)	
水稲	60,903	42,784,972	80.2	124,125	555.8	0.3
麦	172	23,534	55.1	19,971	1,191.6	84.9
農作物計	61,075	42,808,506	80.1	144,096	600.2	0.3
りんご	254	897,945	87.2	55,946	200.4	6.2
ぶどう	21	68,143	84.4	4,076	120.6	6.0
なし	201	682,218	94.7	15,639	55.8	2.3
もも	349	1,071,135	102.9	20,222	43.0	1.9
果樹計	825	2,719,441	94.7	95,883	90.2	3.5
ばれいしょ	7	7,132	50.0	112	4.1	1.6
大豆	732	224,234	143.3	4,335	43.3	1.9
そば	9	3,212	305.0	6	30.0	0.2
蚕繭(実)	710	35,697	79.8	804	268.0	2.3
畑作物計	—	270,275	—	5,257	—	1.9
大家畜	65,333	8,245,770	97.4	567,444	88.1	6.9
小家畜	26,095	357,165	106.1	2,076	61.2	0.6
家畜計	91,428	8,602,935	97.7	569,520	87.9	6.6
園芸施設	18,876	4,263,996	94.6	121,477	176.3	2.8
建物	160,925	1,585,312,370	96.2	3,420,766	395.4	0.2
農機具	58,937	129,648,300	96.7	347,328	98.2	0.3
任意	—	1,714,960,670	—	3,768,094	—	0.2
合計	—	1,773,625,823	—	4,704,327	—	—

※ 原子力災害に起因する飼育管理の不全による家畜共済の死産事故は、損害賠償の関係が整理されてから共済金支払になるため含まれていない。

※ 園芸施設共済、任意共済(建物)は原子力災害により損害評価が困難な地域は含まれていない。

※ 麦、果樹の共済引受は平成24年産、支払共済金は平成23年産が対象である。

第3 雇用・就労対策について

東日本大震災で被災された方々や原子力発電所の事故により避難されている方々に対して雇用の場を確保するため、「緊急雇用創出基金事業【震災対応事業】」や「被災者向け農の雇用事業」、「震災復興林業人材育成対策事業」を活用した雇用・就労対策を実施した。

1 福島県緊急雇用創出基金事業【震災対応事業】

(1) 緊急雇用創出基金事業【震災対応事業】の主な事業

ア 特色ある園芸産地育成実証事業

県が推進する園芸品目等の普及・拡大を図るため、被災者を雇用して行う園芸品目の実証事業を、農業法人等へ委託して実施した。

事業費：130,320千円

雇用人数：150名

イ がんばろうふくしま！安全・安心産直PR事業

「がんばろうふくしま！応援店」に説明販売等を行う人員を配置し、県民及び観光客にPRした。

事業費：22,915千円

雇用人数：28名

ウ 県営林森林環境維持事業

県内各地域の県営林において、下刈、除伐などの作業を行った。

事業費：19,413千円

雇用人数：28名



写真 5-2 県営林内の除伐作業の状況
(県営林内の除伐作業) (西郷村)



写真 5-3 飯舘村直売所の販売風景
(がんばろうふくしま！安全・安心産直PR事業)

表 5-11 福島県緊急雇用創出基金事業【震災対応事業】一覧

事業名	事業内容	新規雇用人数
特色ある園芸産地育成実証事業	県が推進する園芸品目等の普及・拡大を進めるため、被災者を雇用して行う園芸品目の実証事業を、農業法人等へ委託して実施する。	150人
がんばろう ふくしま！安全・安心産直PR事業	「がんばろう ふくしま！応援店」に説明販売等を行う人員を配置し、県民及び観光客にPRする。	28人
県営林森林環境維持事業	県内各地域の県営林において、下刈、除伐などの作業を行う。	28人
保安林機能維持増進業務	保安林内の下刈り、除伐、側溝土砂上げ、灌木類除去など	26人
有名シェフと連携した県産食材応援事業	本県の食産業を応援する意向を有する県外シェフグループと連携し、本県食材を活用した高ブランドな商品群の開発・販売を行う。	10人
農村地域復興に向けた意向調査事業	被災地域における災害復旧のための農地所有者意向調査を行い、情報を収集する。	10人
「がんばろう ふくしま」運動事業	ふくしま市場、八重洲交流館に販売員として本県産商品の販売促進を図るとともに、首都圏の店頭による販売発動を展開する。	7人
農業後継者等育成支援事業（実習支援）	農業短期大学校学生の実習を円滑に推進する。	6人
『がんばろう ふくしま』運動情報発信事業	情報発信員を県北、県中、会津、いわきの4箇所に配置し、WEBやツイッター等のITメディアによる情報発信を行う。	5人
農業後継者等育成支援事業（就職等支援）	農業短期大学校被災学生、その他学生の進路指導や新たな就職先の開拓のための企業アンケート調査等を行う。	4人
「がんばろう ふくしま！」地域資源活用PR事業	風評の払拭と地域産業の復興を図るため、販売イベント等による情報発信およびニーズマッチング業務等を行う。	4人
会津の食・観光復興プロジェクト	県外における福島県の食の復興キャンペーン、商品受発注・宿と連携した企画などの調整補佐 等	4人
「道の駅」震災復興支援プロジェクト	被災地及び会津地方道の駅での復興支援イベント、農林水産資源・観光資源の継続的なPR活動の実施	3人
東日本大震災関連災害対策治山事業関連用地等資料整理業務	治山事業を施工するための基礎資料として、用地資料の整理および測量図・設計図書等作成補助業務（CAD操作）を行う。	2人
木材安定供給等緊急支援事業	復興住宅等の建築に必要な木材の安定供給に向け、効率的な供給システムの構築を行う。	2人
原発事故農畜産物損害賠償支援事業	品目毎の作付面積や収量、単価のデータの入力や計算等の業務	2人
農業関係事務補助業務	東北地方太平洋沖地震と第一原子力発電所事故に伴う残留放射能調査のための臨時事務補助全般	1人
農作物の放射性物質対策試験事業	放射性物質対策試験における農作物の栽培管理、サンプル試料等の調製、試験データ等の入力	1人
試験研究及び交流エリア農作物管理事業	農業総合センターにおいて、試験研究（稲・畑作物、野菜）の栽培管理補助や、交流エリアにおける農作物の栽培管理の労務作業を行う。	1人
林道関係事務補助業務	林道施設災害や林道事業予算等の各林道関係の事務を円滑に行うために、業務の補助を行う。	1人
モニタリングほ場管理事業	管内各町村に設置するホウレンソウとキャベツのモニタリングほ場の管理の補助を行う。	1人
「がんばろう ふくしま！」安全・安心PR事業	上の事業を受け、各店舗からの情報をとりまとめ、事務所HP等で公開し、PRを行う。	1人
原発事故農畜産物損害賠償支援事業	品目ごとの作付面積や収量、単価のデータの入力や計算等の業務	1人
合計		298人

2 被災者向け農の雇用事業

人・農地プランに位置付けられた被災農業者及び、就農を希望する被災者を雇用し、実践的な農業研修等を実施する農業法人等に対して研修費用を助成した。

事業主体：全国農業会議所（県内の窓口は、福島県農業会議）

雇用人数：19 農業法人等が35 名を雇用。

3 震災復興林業人材育成対策事業

東日本大震災の被災者等のうち林業への就業希望者をトライアル雇用し、林業に必要な作業を体験させるための実地研修を実施する林業事業体等に対して、研修費用等を助成した。

事業主体：(社)福島県林業協会、福島県森林組合連合会、磐城林業協同組合

雇用人数：15 林業事業体等が27 名を雇用

第4 電話相談窓口の設置

1 農林水産業に関する電話相談窓口

第一原子力発電所の事故により、放射性物質による農林水産物や土壌等の汚染及び営農等への影響が懸念されたことから、県民の不安解消と営農に関する相談に対応するため、平成23年3月14日に「農林水産業に関する電話相談窓口」を農林企画課に開設し、農林水産部全体の総合的な窓口として相談を受け、内容に応じて関係各課の専門職員が回答した。

電話相談は平成23年3月25日から4月28日までの間は24時間体制で対応し、同4月29日から平成24年3月31日の間は8時から21時までの13時間体制で対応した。

電話相談窓口の開設以来、平成24年3月31日までに12,581件の相談が寄せられ、内容としては、作付けの見通しや経営関係資金の融資、土壌のモニタリング調査などの営農に関する相談に加え、家庭菜園・自家消費に関する相談など、幅広い分野で相談が寄せられた。

(1) 相談件数の推移

電話相談窓口の開設当初は、農林水産物の出荷制限の解除の見通しや摂取の可否、水稲・野菜の作付けに関する相談が多く寄せられた。

平成23年4月6日に県が農用地土壌の第1回目の調査結果を公表した際には、1日で446件もの相談が寄せられた。

その後しばらくは、土壌調査結果と稲の作付けに関する相談が続き、ゴールデンウィークからは、家庭菜園や、たけのこ・山菜等の自家消費に関する問い合わせが多く寄せられた。

平成23年5月下旬から相談件数は徐々に減少したものの、県南地方の肉用牛農家において、放射性物質に汚染された稲わらを給与した肉牛が出荷・流通していたことが判明した平成23年7月14日には、186件の相談が寄せられ、その後の牛肉の全頭検査体制の整備や、出荷制限されている牛の全頭買上げなどの対策を講じた後、相談件数は減少していった。

その後、平成23年11月16日に福島市の大波地区の米から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された際に相談件数が一時的に増えたものの、冬場の農閑期に入り相談は減少していった。

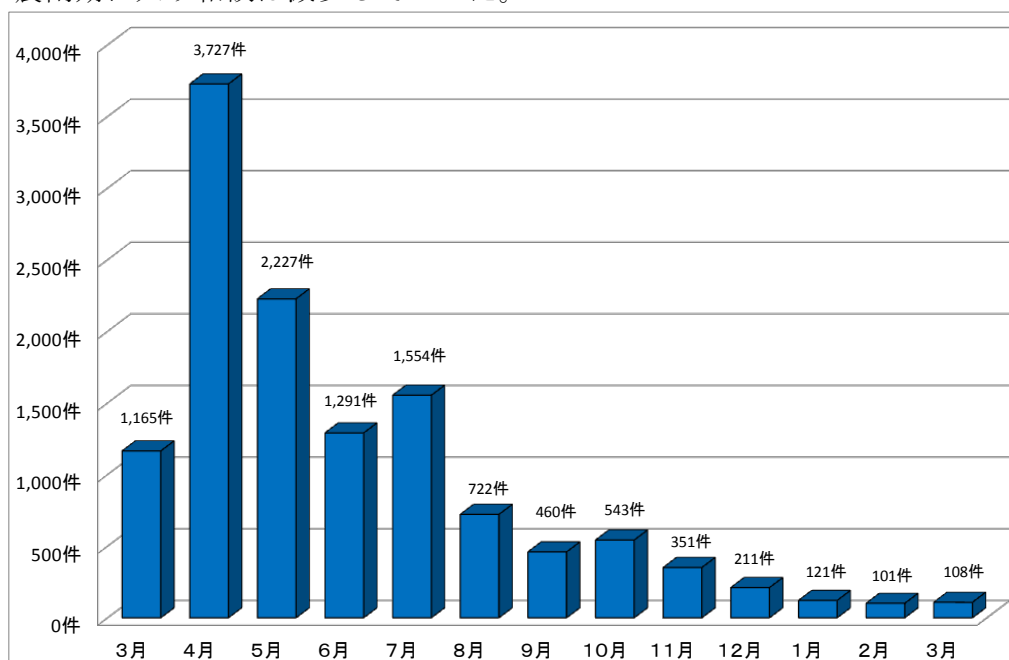


図5-1 農林水産業に関する月別相談件数（平成23年3月25日～平成24年3月31日）

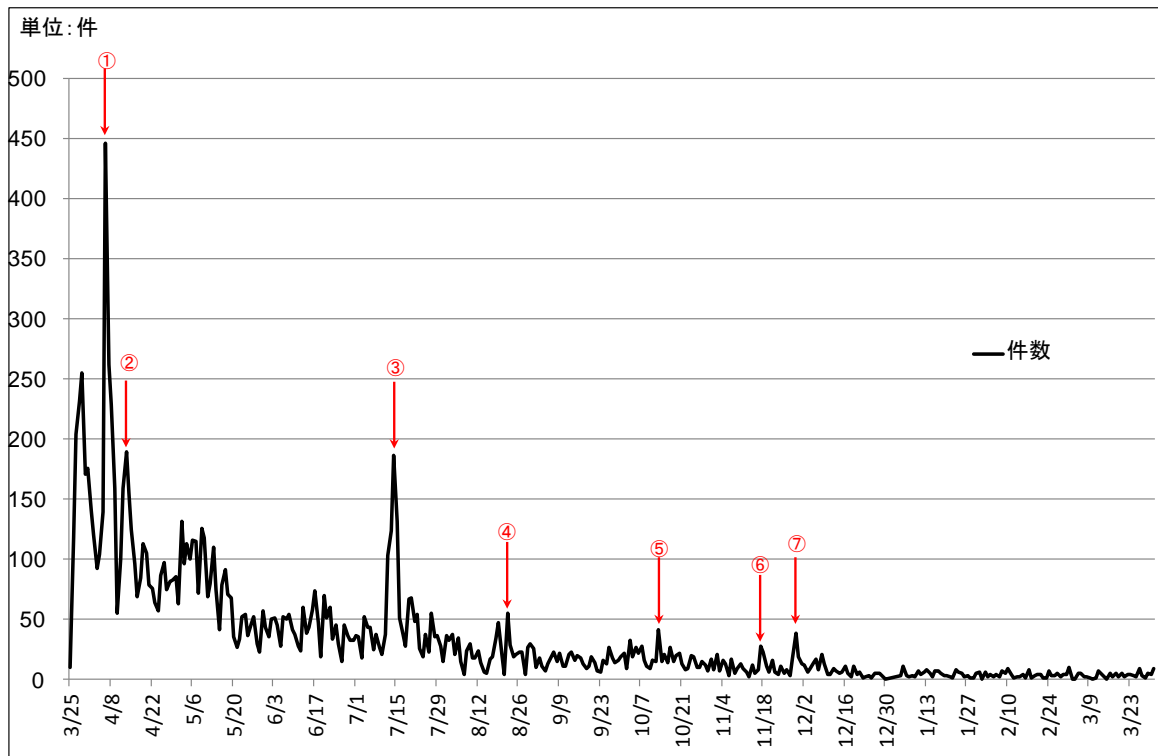


図 5-2 農林水産業に関する電話相談件数の推移(平成23年3月25日～平成24年3月31日)

- ① 平成23年 4月 6日 第1回土壌調査の結果公表
- ② 平成23年 4月 12日 第2回土壌調査の結果公表
- ③ 平成23年 7月 14日 放射性物質に汚染された稲わらを給与された肉牛が出荷・流通
- ④ 平成23年 8月 18日～20日 浪江町で生産された牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウム検出
- ⑤ 平成23年 10月 12日 米の本調査最終公表
- ⑥ 平成23年 11月 16日 福島市大波の米から630Bq/kgの放射性セシウム検出
- ⑦ 平成23年 11月 29日 伊達市(旧小国村、旧月舘村)の米が出荷制限

(2) 相談件数の内訳

地域別では、県内が全体の84%を占め、そのうち、77%が中通りであった。相談者別では、農林漁業者以外が49%、農林漁業者が46%とほぼ同数となっている。

問い合わせ内容としては、家庭菜園・自家消費等が32%と一番となっており、県民の県産農林水産物への消費不安が顕著であるといえる。

ア 地域別相談件数

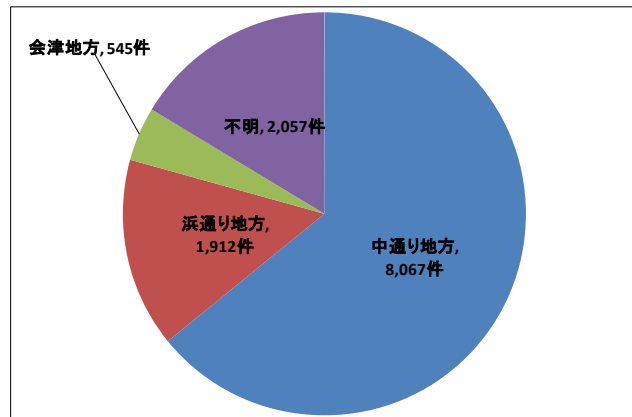


図 5-3 方部別相談件数
(平成23年3月25日～平成24年3月31日)

イ 相談者別相談件数

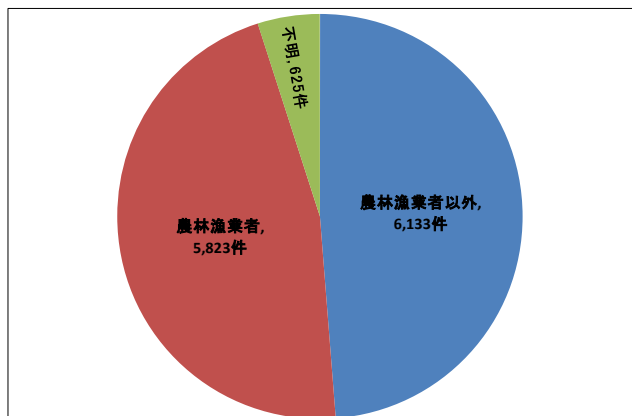


図 5-4 相談者別相談件数
(平成 23 年 3 月 25 日～平成 24 年 3 月 31 日)

ウ 相談内容別相談件数

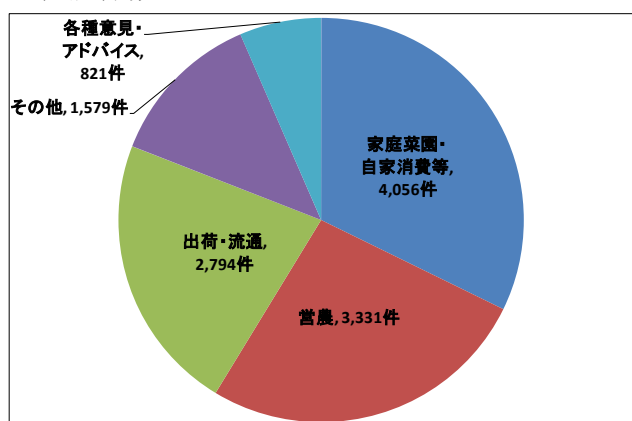


図 5-5 相談者別相談件数
(平成 23 年 3 月 25 日～平成 24 年 3 月 31 日)

2 農林地等除染に関する相談対応窓口

放射性物質により汚染された県内の農用地、森林等の除染や放射性物質の影響を低減するため、平成 23 年 9 月 30 日に農業振興課内に農林地等除染対策推進チームを設置し、同年 12 月 5 日に「福島県農林地等除染基本方針」を策定した。

その後、農林地の除染技術や除染作業についての問い合わせが多く寄せられるようになったことから、平成 23 年 12 月 22 日に農業振興課内に「農林地等の除染に関する相談窓口」を開設した。

相談内容は市町村が策定する除染実施計画や除染技術等に関することが多く、平成 24 年 3 月 31 日までの受付期間中に計 81 件の相談が寄せられた。

なお、営農や農林地除染に関する電話相談については、より現場に近い農林事務所等においても多数寄せられ、平成 24 年 3 月 31 日時点で 4,548 件の相談が寄せられた。

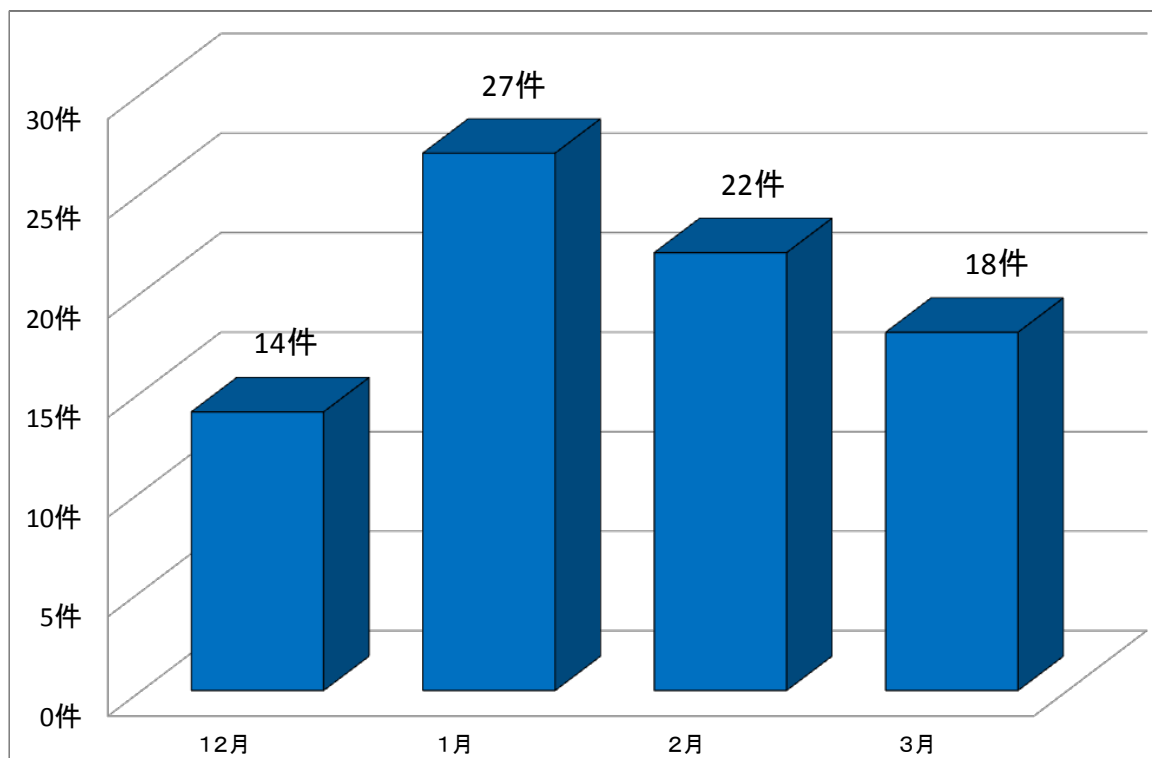


図 5-6 農林地等除染に関する月別電話相談件数（平成 23 年 12 月～平成 23 年 3 月）
 ※平成 23 年 12 月は 12 月 22 日～12 月 28 日の件数
 平成 24 年 1 月は 1 月 4 日以降の件数

3 土地改良区の運営等に関する電話相談窓口の設置

東日本大震災の発生が年度末にあたり、各土地改良区の定期総（代）会の開催時期と重なったことから、発災直後から東北農政局及び福島県土地改良事業団体連合会と連携をとり、土地改良区からの相談に随時応じるとともに、運営維持のために必要な情報の提供を行った。

平成 23 年 4 月からは土地改良区の運営等に関し、次のとおり業務ごとに分担して相談窓口を設置し、対応にあたった。

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 土地改良区運営全般 | 県土地改良事業団体連合会 |
| (2) 土地改良区運営 | 各農林事務所企画部及び農村計画課 |
| (3) 県営事業分担金納入 | 各農林事務所総務部及び農林総務課 |
| (4) 国営事業負担金 | 農地管理課 |

第1 各都道府県からの人的支援の状況

東日本大震災からの復旧・復興にあたっては、被害が広範囲かつ甚大で被災箇所数が膨大であったことや、農林水産物の緊急時モニタリングの実施など、本県農林水産部職員のみで対応することは困難であったため、国をはじめ各都道府県から多数の職員の派遣等を受けて対応にあたった。

地方自治法に基づく各都道府県からの派遣職員には、延べ58人・月応援いただき、事務所別では、本庁が延べ34人・月と最も多く、次いで相双農林事務所が17人・月となっている。

応援していただいた職員には、本庁では、農林水産物の緊急時モニタリングに関する業務や肉牛の県外出荷計画調整に関する業務、風評の払拭に向けた取組など、主に原子力災害に関する業務を担当していただいた。

また、出先機関においては、農林水産物の緊急時モニタリングに関する業務のほか、被災した農地・農業用施設の調査・測量や災害査定の対応など、地震と津波被害に関する業務を担当していただいた。

表 6-1 他県からの職種別派遣職員一覧

	事務	農業	農業土木	合計
本庁	20人・月	14人・月	—	34人・月
相双農林事務所	—	—	17人・月	17人・月
農業総合センター	—	7人・月	—	7人・月
合計	20人・月	21人・月	17人・月	58人・月

※地方自治法に基づく都道府県からの派遣職員の延べ月数



写真 6-1 派遣職員と共に実施中の現地調査
(相馬市)
(平成 23 年 10 月 20 日撮影)



写真 6-2 派遣職員と共に実施中の現地調査
(新地町)
(平成 23 年 11 月 8 日撮影)

第2 国への要望及び団体等からの県に対する要望

震災の発災直後から、震災からの早期の復旧・復興のため、国に対して要望活動を行った。

また、市町村や各種団体等から知事に対する要望を受けた。（要望書として提出されたもののほか、会議等で出された意見・要望等で、資料として残っているものを掲載）

表 6-2 東日本大震災に関する国への要望活動（農林水産部関係）

No.	項 目	内 容 等
1	年 月 日	平成23年3月24日
	要望内容	福島第一原子力発電所の事故に伴う損害に関する緊急要望 福島第一原子力発電所の事故に伴う風評被害に関する緊急要望
	要 望 者	福島県知事
	要 望 先	内閣総理大臣
2	年 月 日	平成23年3月26日
	要望内容	福島第一原子力発電所の事故に伴う今後の営農に関する緊急要望
	要 望 者	福島県知事
	要 望 先	内閣総理大臣
3	年 月 日	平成23年3月28日
	要望内容	東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う緊急要望
	要 望 者	福島県知事、茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事 埼玉県知事、千葉県知事、東京都知事、神奈川県知事
	要 望 先	内閣官房長官、内閣府特命大臣（消費者及び食品安全）
4	年 月 日	平成23年4月6日
	要望内容	福島第一原子力発電所の事故に伴う今後の営農に関する緊急要望
	要 望 者	福島県知事
	要 望 先	内閣総理大臣
5	年 月 日	平成23年4月9日
	要望内容	東日本大震災に係る農林水産業に関する緊急要望
	要 望 者	福島県知事
	要 望 先	農林水産大臣

No.	項 目	内 容 等
6	年 月 日	平成23年4月11日
	要望内容	東日本大震災に係る要望
	要 望 者	北海道東北地方知事会
	要 望 先	内閣官房長官、内閣官房副長官、民主党幹事長
7	年 月 日	平成23年4月22日
	要望内容	福島第一原子力発電所の事故に伴う今後の営農に関する緊急要望
	要 望 者	福島県知事
	要 望 先	内閣総理大臣
8	年 月 日	平成23年5月28日
	要望内容	東日本大震災に係る水産業復興に関する緊急要望
	要 望 者	福島県知事
	要 望 先	農林水産大臣
9	年 月 日	平成23年5月31日
	要望内容	東日本大震災にかかる水産業復興のための支援について
	要 望 者	福島県知事
	要 望 先	水産庁長官
10	年 月 日	平成23年7月18日
	要望内容	原子力災害に伴う肉用牛の安全確保等に関する緊急要望
	要 望 者	福島県知事
	要 望 先	東日本大震災復興対策担当大臣
11	年 月 日	平成23年7月20日
	要望内容	国の施策並びに予算に関する提案・要望
	要 望 者	全国知事会
	要 望 先	農林水産大臣

No.	項目	内容等
12	年月日	平成23年7月21日
	要望内容	東日本大震災からの復旧・復興に関する要望
	要望者	福島県知事
	要望先	内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣 他
13	年月日	平成23年7月21日
	要望内容	原子力災害に伴う肉用牛の安全確保等に関する緊急要望
	要望者	福島県知事
	要望先	内閣総理大臣、厚生労働大臣
14	年月日	平成23年7月22日
	要望内容	福島第一原子力発電所事故の影響に伴う肉用牛の安全対策に関する国への要請
	要望者	全国知事会
	要望先	内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、厚生労働大臣 農林水産大臣、原子力災害対策本部長
15	年月日	平成23年7月24日
	要望内容	原子力災害に伴う農林水産物の安全確保に関する要望
	要望者	福島県知事
	要望先	民主党幹事長
16	年月日	平成23年7月26日
	要望内容	出荷制限されている本県肉用牛の全頭買い上げに関する緊急要望
	要望者	福島県知事、 福島県市長会長、 福島県町村会長、 社団法人福島県畜産振興協会会長、 全国農業協同組合連合会福島県本部長 福島県酪農業協同組合代表理事組合長、 福島県畜産農業協同組合連合会代表理事会長、 社団法人福島県配合飼料価格安定基金協会理事長、 福島県家畜商業協同組合理事長
	要望先	内閣総理大臣、農林水産大臣

No.	項目	内容等
17	年月日	平成23年8月10日
	要望内容	福島第一原子力発電所の事故の影響に伴う肉用牛の安全対策等に関する国への要請
	要望者	全国知事会
	要望先	内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、厚生労働大臣 農林水産大臣、原子力災害対策本部長
18	年月日	平成23年8月25日
	要望内容	原子力災害に伴う市場流通牛肉の全量買上等に関する緊急要望
	要望者	福島県知事
	要望先	内閣総理大臣
19	年月日	平成23年10月12日
	要望内容	東日本4県産牛肉の安全宣言等に関する要望
	要望者	岩手県知事、宮城県知事、福島県知事、栃木県知事
	要望先	原子力災害対策本部長
20	年月日	平成23年11月21日
	要望内容	東日本大震災からの復興、災害に強い国づくりに向けた緊急提言
	要望者	北海道東北地方知事会
	要望先	内閣総理大臣 他
21	年月日	平成23年11月24日
	要望内容	福島県の復興に関する緊急要望
	要望者	福島県知事
	要望先	内閣総理大臣 他
22	年月日	平成23年12月1日
	要望内容	米の放射性物質の緊急調査に関する緊急要請
	要望者	福島県知事
	要望先	農林水産大臣

No.	項目	内容等
23	年月日	平成23年12月20日
	要望内容	我が国の原子力発電対策に対する国への提言
	要望者	全国知事会原子力発電対策特別委員会
	要望先	原発事故の収束及び再発防止担当内閣府特命担当大臣（原子力行政） 経済産業大臣
24	年月日	平成23年12月28日
	要望内容	平成24年産稲の作付に関する考え方に対する緊急要望
	要望者	福島県知事
	要望先	農林水産大臣
25	年月日	平成24年3月27日
	要望内容	稲の作付に関する方針等に対する要望 森林の損害賠償及び除染推進に関する要望
	要望者	福島県知事
	要望先	農林水産大臣、復興大臣



写真 6-3
鹿野農林水産大臣への被災状況説明
(平成23年4月9日)



写真 6-4
鹿野農林水産大臣への緊急要望
(平成23年4月9日)

表 6-3 市町村や団体等からの県に対する要望

No.	要望月日	要望団体等	要望等項目
平成 23 年			
1	3月17日	J A 福島五連	支援物資の申出、燃料確保とモニタリング検査の円滑な実施 等
2	3月21日	日本共産党福島県東北関東大震災対策本部	福島原発事故に関する緊急申し入れ(第7次)
3	3月21日	福島県酪農業協同組合 全国農業協同組合連合会福島県本部 小野町地区酪農業協同組合	東北地方太平洋沖地震並びに東京電力福島原子力発電所事故被害に関する要請
4	3月22日	J A 組合長、農業経営委員会	風評被害への対応、無利子・無担保融資の創設 等 (緊急組合長、農業経営委員会会長会議における意見)
5	3月23日	川俣町議会	東京電力福島第一原子力発電所原発事故に対する意見書
6	3月23日	福島県安達地方市町村会 みちのく安達農業協同組合	福島原子力発電所事故による農畜産物の出荷停止並びに風評被害に対する補償に関する緊急要請
7	3月23日	公明党福島県本部福島第一原子力発電所災害対策本部	福島第一原子力発電所災害対策緊急要望
8	3月24日	福島県市長会 福島県町村会	福島第一原子力発電所事故による農畜産物の出荷停止並びに風評被害に対する補償に関する緊急要請
9	3月25日	自民党いわき県議団	東北地方太平洋沖地震及び福島第一原子力発電所事故によるいわき市の被害状況等及び復興等の要請について
10	3月25日	田村地方市町議会議長会	要望書《原発事故による農畜産物の直接被害に対する経済的支援に関する要望 等》
11	3月25日	会津みなみ農業協同組合	福島第一原子力発電所事故に伴う農産物モニタリング調査等の実施要請について
12	3月28日	福島県農民運動連合会	福島原発災害による農家への損害賠償等を求める緊急申し入れ
13	3月28日	会津若松市	「原子力災害特別措置法に基づく指示」に関する要望
14	3月28日	相馬市、新地町、J A そうま	各種会議等における要望等 (相双農林事務所より)
15	3月29日	双葉地方町村会議長会	原発事故に起因する農林水産物の損害に対する十分な補償 漁業復興支援について
16	3月29日	飯舘村	原子力事故に係る調査等について
17	3月29日	会津若松商工会議所 会津地区青果物商業協同組合 会津若松飲食業組合 会津若松旅館・ホテル組合 芦ノ牧温泉旅館協同組合 東山温泉観光協会 東山温泉芸妓屋協同組合 県社交飲食業生活衛生同業組合会津支部 県すし商生活衛生同業組合会津若松支部	会津地域経済活性化対策について
18	3月29日	日本共産党福島県東北関東大震災対策本部	東日本大震災・原発事故に関する申し入れ (第9次)
19	3月29日	郡山市	農畜産物出荷制限に伴う支援対策について

第6章 その他

No.	要望月日	要望団体等	要望等項目
平成 23 年			
20	3月29日	三春町	農地の土壌調査の早急な実施について (電話による要請)
21	3月30日	食の安全・監視市民委員会	放射能汚染された野菜畑の措置について
22	3月30日	新地町議会	東北・関東大震災復興に関する意見書
23	3月31日	日本共産党福島県東北関東大震災対策本部	東日本大震災・原発事故に関する申し入れ (第10次)
24	3月31日	南会津町農業委員会	福島第一原発事故による農畜産物の出荷停止及び風評被害に対する補償について(建議)
25	3月31日	福島県議会	東北地方太平洋沖地震及び原子力事故に関する緊急要請
26	4月2日	いわき市	要望書《農林水産物の風評被害の解消等に関する要望》
27	4月4日	東白川地方町村会	東京電力福島第一原子力発電所事故による農畜産物被害に対する補償に関する要請
28	4月4日	福島県商工会連合会	東北地方太平洋沖地震に係る要望
29	4月5日	飯舘村	提言書《復旧・復興に係る今後の支援等に関する提言》
30	4月5日	福島県町村会	東日本大震災に関する要請
31	4月5日	いわき市議会東日本大震災対策本部	東日本大震災に関する緊急要望
32	4月6日	いわき市	要望書《漁獲物のモニタリング強化や風評払拭に関する要望》
33	4月6日	浪江町議会	福島第一原子力発電所の事故に伴う被災者対応について
34	4月7日	福島県漁業関係東日本大震災対策本部	東日本大震災による漁業被害対策についての要望
35	4月8日	双葉郡8町村	県との連絡調整会議における要望
36	4月8日	川俣町農業委員会	福島原発大事故による農畜産物の出荷停止及び風評被害に対する補償等に関する建議
37	4月8日	相双地方管内の農業者、農業団体、市町村	各種会議等における要望事項等 (相双農林事務所より)
38	4月9日	相馬市	第1次産業従事者への補償・支援について
39	4月11日	安達地方市町村会 みちのく安達農業協同組合	東京電力福島第一原子力発電所事故に対する今後の対応に関する要望
40	4月11日	自由民主党福島県議会議員会東北地方太平洋沖地震災害対策本部	東日本大震災の対応について
41	4月11日	飯舘村産業振興課	繁殖牛、肉用牛、乳牛の取扱いについて
42	4月11日	株式会社森孵卵場	福島原発事故に関する陳情
43	4月12日	福島県農業会議	「東日本大震災」及び「東京電力福島第1原子力発電所事故」に関する要望
44	4月12日	脱原発福島ネットワーク	福島原発震災に関する緊急要請
45	4月12日	南相馬市議会	東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に関する緊急要望
46	4月13日	福島県市議会議長会	東日本大震災・原発事故に関する緊急要望

No.	要望月日	要望団体等	要望等項目
平成 23 年			
47	4月14日	日本共産党福島県東北関東大震災対策本部	東日本大震災・原発事故に関する申し入れ (第13次)
48	4月14日	会津坂下町議会	東京電力福島第一原子力発電所事故の早期根本的収束と風評被害防止に関する意見書
49	4月15日	相双地方管内の農業者、農業団体、市町村	各種会議等における要望事項等 (相双農林事務所より)
50	4月15日	相双地方管内の農業者、農業団体、市町村	各種会議等における要望事項等 (相双農林事務所より)
51	4月16日	株式会社森解卵場	福島原発事故に関する陳情
52	4月18日	日本労働組合総連合会福島県連合会	東日本大震災に関する緊急要請
53	4月18日	飯館村議会	東京電力福島第一原子力発電所事故災害に係る補償を求める意見書
54	4月18日	桑折町議会	東日本大震災及び原子力事故に対する意見書
55	4月19日	南相馬市	東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う農林水産業補償にかかる緊急要望
56	4月20日	いわき市	要望書《モニタリングの強化や損害賠償等に関する要望》
57	4月20日	川俣町農業委員会	建議(町民の安全・安心の確保、原発事故の収束、全面的な補償の実現に力を尽くすことについて)
58	4月20日	相双地方管内の農業者、農業団体、市町村	各種会議等における要望事項等 (相双農林事務所より)
59	4月21日	福島市 福島市農業振興審議会	福島第一原子力発電所における原子力災害に伴う農畜産物被害に対する補償並びに今後の営農に関する緊急要請
60	4月23日	相馬市	津波被害の農地の復元または土地改良について
61	4月25日	須賀川市、天栄村、鏡石町	東日本大震災に係る県への要望
62	4月25日	日本共産党福島県東日本大震災原発事故対策本部	東日本大震災・原発事故に関する申し入れ (第15次)
63	4月28日	JA 福島県青年連盟	原子力被害に伴う農業被害に関する要請
64	4月28日	南相馬土地改良区	東日本大震災及び原子力事故に関する緊急要望
65	4月28日	そうま農業協同組合	福島第一原子力発電所放射能漏出事故に伴う飯館村の営農に関する緊急要望
66	4月28日	福島県商工団体連合会 福商連災害対策本部	東日本原発大震災からの救援・復興をめざす中小業者の緊急要請
67	5月1日	株式会社環境衛生研究所 株式会社HMカンパニー	東日本大震災における塩害対策と農業の復興への提言
68	5月2日	相馬市	農家の所得補償について
69	5月2日	南相馬市	原子力災害の賠償等に関する要望
70	5月2日	福島県農薬卸商業協同組合 福島県肥料卸商業組合	東日本大震災並びに東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の被災事業者並びに取引農家支援について
71	5月4日	川内村	樹木関係の放射線量の測定について

第6章 その他

No.	要望月日	要望団体等	要望等項目
平成 23 年			
72	5月6日	株式会社平果 いわき魚類株式会社 株式会社いわき中水、 株式会社いわき中央生花	東京電力原発事故に関わる、いわき市中央卸売市場の事故後における急激な業績悪化の実態と東京電力への損害の要求について
73	5月9日	日本共産党福島県東日本大震災原発事故対策本部	東日本大震災・福島原発事故に関する申し入れ（第17次）
74	5月10日	石川地方町村長会議	石川地方町村長会議における意見
75	5月11日	公明党福島県本部東日本大震災対策本部	東日本大震災による原発対策及び復興・復旧に関する要望
76	5月12日	伊達地域農業振興協議会	原子力災害に伴う緊急「農産物モニタリング」調査に関する要請
77	5月13日	石川町	原子力災害に関する緊急要請
78	5月13日	日本共産党福島県東日本大震災原発事故対策本部	東日本大地震・原発事故に関する申し入れ（第18次）
79	5月13日	社団法人東北経済連合会 財団法人東北活性化研究センター	大震災復興に向けた提言
80	5月16日	南相馬市	農用地の恒常的な湛水解消のため、国が保有する排水ポンプ、発電機等の配備による仮工事实施に関する緊急要望
81	5月16日	相馬原釜魚市場買受人事業協同組合	東日本大震災からの復興を目指す中小業者の緊急要請
82	5月19日	南相馬市、JAそうま 地方卸売市場	各種会議等における要望事項等（相双農林事務所より）
83	5月20日	福島県農業機械商業協同組合	東日本大震災及び原子力発電所事故の被災に係る緊急要望
84	5月23日	福島県商工会議所連合会	東日本大震災に関する要望
85	5月23日	衆議院議員 石原洋三郎	伊達市石田宝司沢地区 20ミリシーベルト問題について
86	5月25日	新地町	農地に流入している汚泥の処理について
87	5月26日	日本共産党福島県東日本大震災原発事故対策本部	東日本大震災・原発事故に関する申し入れ（第20次）
88	5月27日	広野町	水稻の作付に係る支援について
89	5月27日	会津総合開発協議会	「東日本大震災」並びに「原子力災害」に係る重点要望
90	5月28日	福島県青果市場連合会	要望書《損害賠償に関する要望》
91	6月7日	双葉地方町村議会議長会	東日本大震災に関する要望
92	6月7日	福島県農業協同組合中央会 福島県厚生農業協同組合連合会 全国農業協同組合連合会福島県本部 全国共済農業協同組合連合会福島県本部 福島県JAバンク運営協議会	東日本大震災・原発事故にかかる農業復興・復興に関する要請
93	6月7日	伊達みらい農業協同組合 みちのく安達農業協同組合 新ふくしま農業協同組合	原子力損害に係る緊急要望
94	6月8日	福島県農業共済組合連合会	東日本大震災及び原子力事故による被災農家及び農業共済団体等への支援に関する要請

No.	要望月日	要望団体等	要望等項目
平成 23 年			
95	6月9日	喜多方ケナフの会	原発事故被災地へのケナフ植栽実験への協力について
96	6月10日	相馬地方町村議会議員会	東日本大震災に関する要望
97	6月13日	南相馬市	東日本大地震の津波による河川・海岸応急対策の早期着工に関する緊急要望
98	6月13日	檜葉町議会東日本大震災並びに原子力災害に関する特別委員会	東日本大震災並びに原子力災害に関する要望
99	6月13日	日本共産党福島県東日本大震災原発事故対策本部	東日本大震災・原発事故に関する申し入れ(第21次)
100	6月14日	福島県農産物検査機関協議会	JAを介さずに出荷する生産者の農産物被害及び商系業者の被害に対する原発事故損害賠償請求を支援する窓口の設置等について
101	6月16日	日本商工会議所	「東日本大震災」の復旧・復興に関する第三次要望
102	6月17日	埴町議会	原発事故の早急な収束と放射性物質による被害の完全補償及びエネルギー政策の転換を求める意見書
103	6月18日	南相馬市	20 km圏内の家畜処分のための予算確保について
104	6月20日	会津若松市議会	東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故への福島県の対応について
105	6月21日	国営農業水利事業福島県協議会	東日本大震災及び原子力発電所事故に関する要請
106	6月23日	二本松市議会	福島第一原子力発電所事故による災害廃棄物の処理に関する意見書
107	6月24日	矢吹町	福島県産ブランドの育成・支援について
108	6月27日	郡山市議会	原発事故による放射能汚染から子どもと市民の命と健康を守ることを求める意見書
109	6月28日	青年法律家協会弁護士学者合同部会	被災者の救援と生活再建を求め、真の復興をめざして
110	6月29日	南相馬市議会	原発事故の速やかな収束と全面補償、賠償を求める意見書
111	6月29日	(社)福島県牛乳協会	福島県学校給食用牛乳に関する要望
112	6月30日	衆議院議員 石原洋三郎	霊山町小国地区、月舘町相葎地区からの要望
113	7月4日	相馬市	農業の復興に関する要望
114	7月5日	湯川村議会	「東日本大震災」並びに「原子力災害」に係る要望
115	7月5日	衆議院議員 小泉進次郎	福島県内訪問状況の報告(東京事務所が電話で受信)
116	7月5日	浪江町議会	原発事故の早急な収束と原発からの撤退及びエネルギー政策の転換を求める意見書
117	7月6日	南相馬市	20 km圏内における害虫等対策について
118	7月11日	鮫川村議会	原発事故の早急な収束と県内すべての原発廃炉を求める意見書
119	7月12日	福島県農業会議	福島県農業の復旧・復興に向けての意見
120	7月14日	浪江町	警戒区域内における家畜の安楽死措置の急務について

第6章 その他

No.	要望月日	要望団体等	要望等項目
平成 23 年			
121	7月20日	石川地方町村会 石川郡畜産農業協同組合 JA あぶくま農業協同組合	農畜産物のモニタリング調査の徹底と損害賠償金全額の早期支払いについて
122	7月21日	喜多方市、喜多方市議会 会津いいで農業協同組合	肉用牛の全頭検査等に関する要望
123	7月22日	教組共闘北海道・東北ブロック代表 北海道高等学校教職員組合連合会 福島県立高等学校教職員組合	大震災からの復旧・復興と高校生・青年の修学・進路の保障を求める要請
124	7月22日	川内村	緊急時避難準備区域の見直しに伴う要望
125	7月22日	南相馬市議会議員有志	東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に関する緊急要請
126	7月22日	浅川町農業委員会	原発被害畜産農家への全額補償と県内原発の廃炉を求める建議
127	7月26日	南相馬市	肉牛の出荷制限に関する緊急要望
128	7月27日	福島県市議会議長会	東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に関する要望
129	7月27日	喜多方市	米の検査体制の確立と速やかな検査の実施、WCS用稲の早急な検査の実施 (喜多方農業普及所における口頭要請)
130	7月28日	鮫川村	高濃度の放射性セシウムが含まれた稲わら及び牛糞堆肥並びに木の葉等の取扱いについて
131	7月28日	川俣町	肉牛の全頭検査と稲わらの処分方法について
132	7月29日	ばんげ有機倶楽部	福島原子力発電所事故に伴う放射性物質の測定について
133	8月1日	南相馬市	警戒区域内の家畜(牛)への放射線被曝の影響調査研究に関する緊急要望
134	8月2日	福島県食品産業協議会	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う要望
135	8月2日	東日本大震災・原発事故被害の救援・復興めざす福島県共同センター(放射能対策子どもチーム)	子どもたちを放射能汚染から守るための要望
136	8月5日	相馬地方市町村会	平成24年度国県要望
137	8月8日	全日本海員組合	東日本大震災における地域住民の保護に万全の政策を求める陳情
138	8月9日	矢吹町	福島県復興計画への要望
139	8月22日	川俣町	県の農産物のサンプリング調査等の内容や検査体制の広報について
140	8月22日	檜葉町議会東日本大震災並びに原子力災害に関する特別委員会	東日本大震災並びに原子力災害に関する要望
141	8月23日	東西しらかわ農業協同組合 東白養畜農業協同組合 福島県酪農協同組合	東京電力福島第一原発事故に伴う損害賠償に関する要請
142	8月24日	東京電力福島第一原発から放出された放射性物質の除去を求めるいわきの会	農地等からの放射性物質の除去を求めることについて
143	8月25日	日本共産党福島県委員会東日本大震災原発事故対策本部 日本共産党福島県議会議員団	東日本大震災・原発事故に関する申し入れ(第22次)
144	8月26日	いわき市	東日本大震災からの復興に関する要望

No.	要望月日	要望団体等	要望等項目
平成 23 年			
145	8月30日	大玉村災害対策本部	大玉村原発災害危機突破緊急大会決議
146	9月1日	湯川村	米の安全性PRについて
147	9月6日	Children First	原子力災害に係る要望
148	9月8日	南相馬市	海岸堤防の早期復旧と防災堤築造に関する緊急要望
149	9月9日	福島県指導農業士会 福島県青年農業士会	東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う今後の営農に関する支援の要望
150	9月12日	福島県農業会議	”ふくしま”農業の再生に向けた建議
151	9月15日	埼玉県弁護士会	食の安全と放射性物質に関する意見書
152	9月16日	白河市認定農業者協議会	原発事故を踏まえた農業者戸別所得補償制度に関する要望
153	9月20日	福島県内水面漁業協同組合連合会	平成24年度県予算編成に対する要望
154	9月21日	福島県漁業協同組合連合会	平成24年度福島県予算編成の水産振興に係る要望
155	9月21日	福島県市長会	平成24年度県予算編成に対する要望 「東日本大震災からの復旧・復興に向けて」
156	9月22日	福島県農業協同組合中央会 福島県厚生農業協同組合連合会 全国農業協同組合連合会福島県本部 全国共済農業協同組合連合会福島県本部 農林中央金庫福島支店	福島県復興計画及び平成24年度福島県農林予算編成に関する要請
157	9月22日	伏黒（伊）出荷組合青年部	要望書《風評払拭のためのPR活動や農地の除染等に関する要望》
158	9月28日	二本松市	米の放射性物質調査（予備調査）の結果に基づく緊急要望
159	9月29日	二本松市議会	県による環境モニタリング調査の強化を求める意見書
160	9月29日	福島県弁護士会	子どもたちの内部被ばくを可能な限り低減する措置を求める会長声明
161	10月5日	志田名・萩地区放射能汚染からの復興を考える会	東京電力福島第一原子力発電所放射能漏れによる土壌汚染に関する要望
162	10月11日	福島県農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会福島県本部	干し柿（あんぼ柿等の乾燥果実）加工製造に関する緊急要望
163	10月11日	伊達市、桑折町、国見町	福島第一原発事故にかかる「あんぼ柿」加工製造に関する緊急要請
164	10月25日	西郷村議会 西郷村議会放射能対策特別委員会	東京電力福島第一原子力発電所事故に関する要望
165	10月25日	岩瀬地方市町村長会議	農用地及び農業用施設災害に係る災害査定期間の延長を求める国への要望について
166	10月31日	両沼地方町村議会議長会	原子力災害対策並びに風評被害対策について
167	11月1日	伊達郡町村議会議長会	国・県に対する要望《ため池（半田沼）等耐震性調査及び安全対策確立について》
168	11月4日	会津総合開発協議会	「東日本大震災」並びに「原子力災害」に係る重点要望
169	11月17日	福島県農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会福島県本部 新ふくしま農業協同組合	平成23年産米の安全・安心確保に向けた緊急要請

第6章 その他

No.	要望月日	要望団体等	要望等項目
平成 23 年			
170	11月22日	鮫川村	高濃度の放射性セシウムが含まれた落葉の除染について
171	11月25日	川内村	帰村に向けた緊急要望
172	11月29日	浪江町議会	要望書《家畜被害の全体把握と防止対策に関する要望》
173	12月1日	本宮市、 みちのく安達農業協同組合 本宮市菌茸生産原発被害者の会	菌茸生産農家に対する東京電力福島第一原子力発電所事故・放射能漏えい事故の早急な対応について
174	12月5日	福島県土地改良事業団体連合会	平成24年度 予算編成に対する要望
175	12月8日	衆議院議員 石原洋三郎	放射性セシウムが検出されたお米について
176	12月9日	二本松市	放射性物質の高濃度検出米の全量買い上げに関する緊急要請
177	12月14日	浅川町議会	子ども達の健康を守り風評被害を払拭するため、福島県全域の放射能を徹底的に除染することを求める意見書
178	12月15日	福島県農業協同組合中央会 福島県厚生農業協同組合連合会 全国農業協同組合連合会福島県本部 全国共済農業協同組合連合会福島県本部 福島県JAバンク運営協議会	福島県産米の安全安心確保に関する要請
179	12月19日	北海道弁護士会連合会	東日本大震災における復興計画実行に関する要望
180	12月21日	大玉村議会	平成23年産米に関する緊急意見書
181	12月22日	二本松市議会	平成23年産米に関する緊急意見書
182	12月26日	東白川地方町村議会議長会	東京電力福島第一原子力発電所事故に関する要望
平成 24 年			
183	1月11日	安達地方市町村議会議長会	平成23年産米及び24年産米の作付に関する緊急要望
184	1月13日	福島市観光農園協会	山林や果樹園の除染、消費者へのPR等に関する要望
185	1月13日	いわき市	復興交付金制度に関する緊急要望
186	1月17日	二本松市長、本宮市長 大玉村長	東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能漏洩対策について～新築マンションにおける高放射線量について～
187	1月18日	社団法人福島県建設産業団体連合会 社団法人福島県建設業協会 福島県コンクリート製品協同組合	地域に根ざした地元企業の積極的活用について
188	1月19日	福島県旅館ホテル生活衛生同業組合	風評被害並びに観光復興対策について
189	1月26日	福島県農業協同組合中央会 福島県厚生農業協同組合連合会 全国農業協同組合連合会福島県本部 全国共済農業協同組合連合会福島県本部 福島県JAバンク運営協議会	ふくしま米の信頼回復に向けた安全・安心対策に関する要請
190	1月26日	福島県農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会福島県本部	老廃肉用牛・綿羊の円滑な出荷と堆肥の処理に関する要請
191	1月26日	大野地区区長協議会	要望書《食品の放射性物質測定機器の増設や山林、農地の除染等に関する要望》

No.	要望月日	要望団体等	要望等項目
平成 24 年			
192	1月27日	須賀川市議会	藤沼湖決壊対策に関する要望
193	2月1日	二本松市安達地域渋川地区農事組合	原子力災害に伴う24年産米作付制限に関する緊急要請
194	2月3日	田村市	田村市復興に関する要望
195	2月6日	須賀川市、江花川沿岸土地改良区	藤沼湖決壊に伴う、江花川沿岸土地改良区への支援について
196	2月8日	福島県中小企業団体中央会	中小企業復興に係る福島県復興計画の着実な実施等
197	2月9日	福島県商工会議所連合会	要望書《風評被害対策及び情報発信機能の強化などの要望》
198	2月23日	川俣町議会	汚染米等の全量買い上げを求める意見書
199	3月5日	広野町	東日本大震災に関する要望
200	3月7日	福島市観光農園協会	東日本大震災及び原子力事故に関する要望
201	3月12日	二本松市	災害対策関連要望《牛用の代替資料の確保や廃用牛に関する施策等の要望》
202	3月16日	南相馬市	警戒区域の解除に関する緊急要望
203	3月18日	福島県南相馬市復興市民総決起大会実行委員会	南相馬市復興市民総決起大会決議による要望

第3 その他

1 東日本大震災に関連して成立した法律等

表 6-4 東日本大震災に関連して成立した法律（農林水産部関係）

No.	法律等名称	備考
1	東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律	平成 23 年 4 月 29 日 法律第 33 号
2	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律	平成 23 年 5 月 2 日 法律第 40 号
3	東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律	平成 23 年 5 月 2 日 法律第 42 号
4	東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律	平成 23 年 5 月 2 日 法律第 43 号
5	東日本大震災復興基本法	平成 23 年 6 月 24 日 法律第 76 号
6	津波対策の推進に関する法律	平成 23 年 6 月 24 日 法律第 77 号
7	平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律	平成 23 年 8 月 5 日 法律第 91 号
8	原子力損害賠償支援機構法	平成 23 年 8 月 10 日 法律第 94 号
9	東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法	平成 23 年 8 月 18 日 法律第 99 号
10	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	平成 23 年 8 月 30 日 法律第 108 号
11	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	平成 23 年 8 月 30 日 法律第 110 号
12	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法	平成 23 年 12 月 2 日 法律第 117 号
13	東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律	平成 23 年 12 月 2 日 法律第 118 号
14	東日本大震災復興特別区域法	平成 23 年 12 月 14 日 法律第 122 号
15	津波防災地域づくりに関する法律	平成 23 年 12 月 14 日 法律第 123 号
16	復興庁設置法	平成 23 年 12 月 16 日 法律第 125 号
17	福島復興再生特別措置法	平成 24 年 3 月 31 日 法律第 25 号

表 6-5 東日本大震災に関連して成立した政令（農林水産部関係）

No.	法律等名称	備考
1	東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	平成 23 年 3 月 13 日 政令第 18 号
2	原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する政令	平成 23 年 4 月 11 日 政令第 99 号
3	平成二十三年東北地方太平洋沖地震についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令	平成 23 年 4 月 15 日 政令第 101 号
4	東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令	平成 23 年 4 月 29 日 政令第 114 号
5	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令	平成 23 年 5 月 2 日 政令第 127 号
6	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令	平成 23 年 5 月 2 日 政令第 132 号
7	東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令	平成 23 年 5 月 2 日 政令第 136 号
8	原子力損害賠償支援機構法施行令	平成 23 年 8 月 10 日 政令第 257 号
9	平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行令	平成 23 年 9 月 16 日 政令第 294 号
10	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行令	平成 23 年 12 月 14 日 政令第 394 号
11	東日本大震災復興特別区域法施行令	平成 23 年 12 月 22 日 政令第 409 号
12	津波防災地域づくりに関する法律施行令	平成 23 年 12 月 26 日 政令第 426 号
13	復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令	平成 24 年 2 月 1 日 政令第 25 号
14	福島復興再生特別措置法施行令	平成 24 年 3 月 31 日 政令第 115 号

第6章 その他

2 国等の関係機関から県に対する通知・通達

表 6-6 原子力災害関係（出荷制限の指示及び解除に関する通知は除く）

No.	日付	件名	通知元
平成 23 年			
1	3月17日	放射能汚染された食品の取り扱いについて	厚生労働省医薬食品局食品安全部長
2	3月20日	原子力事故を踏まえた家畜の飼養管理について	東北農政局消費・安全部長 東北農政局生産経営流通部長
3	3月23日	放射性ヨウ素等の検出に伴う出荷制限等について	農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課長
4	3月25日	放射性物質が検出された野菜等の廃棄の方法について	農林水産省生産局長
5	4月4日	「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」	原子力災害対策本部(公表)
6	4月8日	野菜の出荷制限地域におけるほ場に放置している野菜の取扱について	農林水産省大臣官房参事官(園芸担当)
7	4月8日	稲の作付に関する考え方	原子力災害対策本部
8	4月14日	原子力事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定等について	農林水産省消費・安全局農畜産安全管理課長
9	4月18日	計画的避難区域等からの家畜の移動等について	農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、食肉鶏卵課長
10	4月22日	稲の作付制限に係る指示	原子力災害対策本部長
11	4月22日	原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について	東北農政局生産経営流通部長
12	4月28日	警戒区域からの相馬野馬追用の馬の移動について	農林水産省畜産部畜産振興課長
13	4月28日	計画的避難区域等からの家畜の移動等について	農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、食肉鶏卵課長 牛乳乳製品課長
14	4月28日	計画的避難区域等から移動する家畜の受け入れ確認等について	農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、食肉鶏卵課長 牛乳乳製品課長
15	5月7日	福島第一原子力発電所周辺海域における漁業関係者が就労における放射線防護の観点からの安全性評価について	水産庁
16	5月12日	原子力災害対策特別措置法第20条第3項に基づく指示(安楽死)	原子力災害対策本部長
17	5月12日	福島県内の下水処理副次産物の当面の取扱いに関する考え方について	国土交通省都市・地域整備局長
18	5月13日	福島県内の農業集落排水処理副次産物の当面の取扱いについて	農林水産省農村振興局長
19	5月19日	野菜等に含まれる放射性物質の調査計画	農林水産省生産局生産流通振興課
20	5月19日	福島第一原子力発電所周辺海域における漁業関係者の就労にかかる放射線モニタリング試算の結果について	水産庁
21	5月20日	警戒区域からの家畜の移動について	農林水産大臣
22	5月27日	農地土壌中の放射性セシウムの野菜類と果実類への移行について	農林水産省
23	5月27日	福島県内の農業集落排水処理副次産物の取扱い業務を労働者に実施させる場合の取扱い等について	農林水産省農村振興局長

No.	日付	件名	通知元
平成 23 年			
24	5月30日	福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域内の家畜の取り扱いについて	農林水産省生産局畜産部長
25	6月6日	内水面で採捕される魚介類の出荷制限時の対応について	厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課
26	6月7日	福島第一原子力発電所周辺海域における漁業関係者の就労にかかる放射線モニタリング試算の結果について	水産庁
27	6月7日	野菜の出荷制限指示の徹底について	農林水産省大臣官房参事官（園芸担当）
28	6月16日	調査結果が暫定許容値を上回る地域において刈取り・保管している牧草等の取扱いについて	東北農政局生産経営流通部長
29	6月16日	技術指導等通知に関する質疑応答の作成について	東北農政局生産経営流通部長
30	6月16日	放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取り扱いに関する考え方について	農林水産省農村振興局長
31	6月20日	福島第一原子力発電所周辺海域における漁業関係者の就労にかかる放射線モニタリング試算の結果について	水産庁
32	6月24日	汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて	農林水産省消費・安全局長
33	6月24日	東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故に伴う警戒区域等の設定等に係る中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて	農林水産省農村振興局長
34	6月27日	検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（一部改正）	原子力災害対策本部（公表）
35	6月27日	農畜水産物等の放射性物質検査について	厚生労働省医薬食品局医薬食品安全部長
36	7月5日	福島第一原子力発電所周辺海域における漁業関係者の就労にかかる放射線モニタリング試算の結果について	水産庁
37	7月6日	警戒区域内における死亡家畜の一時埋却について	農林水産省生産局畜産部畜産企画課長
38	7月8日	お茶に含まれる放射性セシウム濃度の低減に向けた対応について	東北農政局長
39	7月11日	原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について（再確認）	東北農政局生産経営流通部長
40	7月14日	原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理に係る指導の再周知 について（再周知状況の報告依頼）	東北農政局生産経営流通部長
41	7月15日	原子力発電所事故を踏まえた稲わら等の利用に関する指導等について（依頼）	東北農政局生産経営流通部長
42	7月17日	原子力発電所事故を踏まえた稲わら等の販売状況確認及び指導について	東北農政局消費・安全部長
43	7月20日	放射性セシウムに汚染された稲ワラを給与された牛等の取扱いについて	厚生労働省医薬食品局食品安全部長
44	7月21日	福島第一原子力発電所周辺海域における漁業関係者の就労にかかる放射線モニタリング試算の結果について	水産庁
45	7月21日	高濃度の放射性セシウムが含まれる稲わらの管理について	東北農政局生産経営流通部長
46	7月22日	原子力発電所事故を踏まえた稲わら及び麦わら等粗飼料の取扱いについて	東北農政局消費・安全部長

第6章 その他

No.	日付	件名	通知元
平成 23 年			
47	7月29日	高濃度の放射性セシウムが含まれる稲わらの取扱いについて	東北農政局生産経営流通部長
48	8月1日	放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について	農林水産省消費・安全局長、生産局長 林野庁長官、水産庁長官
49	8月1日	原子力発電所事故を踏まえた飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定について	農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長
50	8月2日	配合飼料中の放射性セシウムの暫定許容値の設定及び確認について	農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長
51	8月3日	飼料中の放射性セシウムの検査方法について	農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長
52	8月4日	農畜水産物等の放射性物質検査について	厚生労働省医薬食品局食品安全部長
53	8月4日	「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」一部改正	原子力災害対策本部長(公表)
54	8月5日	肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」の制定について	農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
55	8月8日	「配合飼料中の放射性セシウムの暫定許容値の設定及び確認について」の一部改正について	農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長
56	8月10日	米の放射性物質検査について(通知)	東北農政局長
57	8月11日	不適切稲わら使用農家で使用されていた家畜の取扱いについて	農林水産省畜産部畜産振興課長、 食肉鶏卵課長
58	8月19日	原子力発電所事故後に作付けされた夏作飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について	東北農政局生産経営流通部長
59	8月19日	暫定許容値を上回る放射性セシウムが含まれる稲わらの管理について	東北農政局生産経営流通部長
60	8月23日	福島第一原子力発電所周辺海域における漁業関係者の就労にかかる放射線モニタリング試算の結果について	水産庁
61	8月24日	原子力発電所事故を踏まえた家畜用の敷料の取り扱いについて	東北農政局生産経営流通部長
62	8月26日	高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等の隔離一時保管について	東北農政局生産経営流通部長
63	8月26日	米の放射性物質調査における種子用として生産された米の取扱いについて(通知)	東北農政局生産経営流通部長
64	8月31日	原子力発電所事故後に収集された麦わらの取扱いについて	東北農政局生産経営流通部長
65	9月2日	試験研究の用に供するため作付制限区域米穀の譲渡しを受ける者の指定事務取扱要領の制定について	農林水産省生産局長
66	9月7日	飼料中の放射性セシウムのモニタリングについて	農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長
67	9月9日	種子用として生産された米及び麦類における放射性物質の取扱いについて(通知)	東北農政局生産部長
68	9月16日	平成23年産米から生じる米ぬかの取扱いについて	東北農政局消費・安全部長、生産部長、 経営・事業支援部長
69	9月28日	福島県の計画的避難区域及び緊急時避難準備区域(区域設定前を含む)で飼養されていた牛の取扱いについて	農林水産省畜産振興課長 食肉鶏卵課長
70	9月30日	平成23年産稲から生じるもみがら及び稲わらの取扱いについて	東北農政局消費・安全部長、生産部長

No.	日付	件名	通知元
平成 23 年			
71	9月30日	東京電力福島第一原子力発電所から20km以遠の海域における漁業就労等の安全性について	水産庁企画課漁業労働班
72	10月4日	食品中の放射性セシウムスクリーニング法について	厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課
73	10月6日	きのご原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について	農林水産省生産局農産部園芸作物課長 林野庁林政部林政課長
74	10月7日	土壌改良資材として利用される木炭・木酢液中の放射性セシウム測定の扱いについて	農林水産省生産局農産部農業環境対策課長
75	10月7日	平成23年産米穀の飼料利用に係る安全確保について	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長
76	10月25日	東京電力福島第一原子力発電所から20km以遠の海域における漁業就労等の安全性について	水産庁漁政部企画課漁業労働班
77	11月1日	放射性物質を含む腐葉土・剪定枝堆肥の指導マニュアルについて	農林水産相消費・安全局農産安全管理課長
78	11月10日	食品中の放射性セシウムスクリーニング法の一部改正について	厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課
79	11月24日	東京電力福島第一原子力発電所から20km以遠の海域における漁業就労等の安全性について	水産庁漁政部企画課漁業労働班
80	12月19日	平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて	農林水産省生産局農産部穀物課長、 生産局畜産部畜産振興課長、 消費・安全局畜水産安全管理課長、 食料産業局食品小売サービス課長、 林野庁林政部経営課長、 水産庁増殖推進部栽培養殖課長
81	12月22日	食品中の放射性物質の規格基準の設定について	厚生労働省医薬食品局食品安全部
82	12月26日	警戒区域～南相馬市宮馬事公苑に移動させた馬の取扱いについて	農林水産省生産局畜産部畜産振興課長
83	12月27日	24年産稲の作付に関する考え方	農林水産省
84	12月27日	100Bq/kgを超える米の特別隔離対策について	農林水産省
85	12月27日	東京電力福島第一原子力発電所から20km以遠の海域における漁業就労等の安全性について	水産庁漁政部企画課漁業労働班
平成 24 年			
86	1月27日	平成23年産稲わらから生じるもみがらのくん炭の取扱いについて	東北農政局生産部長
87	2月3日	放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて	農林水産省消費・安全局長、生産局長 水産庁長官
88	2月3日	平成23年産から生じる稲わらの取扱いに関する周知徹底について	東北農政局生産部長
89	2月3日	飼料の暫定許容値見直しを踏まえた今後の対応について	東北農政局生産部長、消費・安全部長
90	2月3日	「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」の一部改正について	農林水産省生産局農産部穀物課長、 生産局畜産部畜産振興課長、 消費・安全局畜水産安全管理課長、 食料産業局食品小売サービス課長、 林野庁林政部経営課長、 水産庁増殖推進部栽培養殖課長
91	2月17日	牛用飼料の暫定許容値見直しを踏まえた家畜用の敷料の取扱いについて	東北農政局生産部長

第6章 その他

No.	日付	件名	通知元
平成 24 年			
92	2月27日	東京電力福島第一原子力発電所から20km以遠の海域における漁業就労等の安全性について	水産庁漁政部企画課漁業労働班
93	2月28日	24年産稲の作付に関する方針	農林水産省
94	3月2日	平成24年に収穫される単年生飼料作物(24年産夏作飼料作物等)の流通・利用の自粛及びその解除等について	東北農政局生産部長
95	3月9日	24年産稲の作付制限区域の設定等について	農林水産省生産局長
96	3月12日	「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」一部改正	原子力災害対策本部
97	3月23日	飼料中の放射性セシウムの暫定許容値の見直しについて	農林水産省消費・安全局長、生産局長、水産庁長官
98	3月26日	東京電力福島第一原子力発電所から20km以遠の海域における漁業就労等の安全性について	水産庁漁政部企画課漁業労働班
99	3月28日	「平成24年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」の一部改正について	農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長
100	3月28日	飼料の暫定許容値見直し等を踏まえた今後の対応について	東北農政局消費・安全部長 生産部長
101	3月29日	100Bq/kgを超える23年産米の特別隔離対策について	農林水産省
102	3月29日	23年産米の特別隔離対策における100Bq/kg超から500Bq/kg以下の米が検出された地域の取扱いについて	農林水産省生産局農産部農産企画課長

表 6-7 原子力災害関係以外の農林水産業に関する通知等

No.	日付	件名	通知元
平成 23 年			
1	3月12日	2011年東北地方太平洋沖地震により被災された農家等に対する家畜防疫体制の確認等について	農林水産省消費・安全動物衛生課長
2	3月14日	「漁業経営セーフティネット構築事業の運用について」の一部改正について	水産庁長官
3	3月15日	東北地方太平洋沖地震に伴う鶏卵の円滑な供給について	農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課長
4	3月15日	東北地方太平洋沖地震発生に伴う家畜の飼養管理及び施設園芸の停電対応等について	農林水産省生産局長
5	3月17日	即時派遣可能な家畜防疫員のリストアップについて	農林水産省消費・安全局動物衛生課長
6	3月28日	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を踏まえた対応について	水産庁漁政部水産経営課長
7	3月29日	「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う漁業収入安定対策事業の特例について」の制定について	水産庁長官
8	3月31日	水産業協同組合の通常総会の開催時期について	水産庁漁政部水産経営課長
9	4月4日	平成23年度東北地方太平洋沖地震による被害業者の漁業経営改善計画に係る認定について(依頼)	水産庁漁政部水産経営課長

No.	日付	件名	通知元
平成 23 年			
10	4月19日	東日本大震災等に伴う農地・水保全管理支払交付金に係る取扱いについて	農林水産事務次官
11	4月19日	東日本大震災等に伴う農地・水保全管理支払交付金に係る取扱いについて	農林水産省農村振興局長
12	4月19日	東日本大震災等に伴う中山間地域等直接支払交付金及び中山間地域等直接支払推進交付金に係る取扱いについて	農林水産事務次官
13	4月19日	東日本大震災等に伴う中山間地域等直接支払交付金交付農用地の自然災害に係る取扱いについて	農林水産省農村振興局長
14	4月22日	東日本大震災等に伴う農業者戸別所得補償制度の申請期限等の延長について	農林水産省生産局長、経営局長
15	4月28日	東日本大震災等に伴う営農活動支援交付金に係る取扱いについて	農林水産事務次官
16	4月28日	東日本大震災等に伴う営農活動支援交付金に係る取扱いについて	農林水産省生産局長、農村振興局長
17	5月2日	東北地方太平洋沖地震の津波により被災した農地整備事業実施地区における農業経営高度化支援事業の運用について	農林水産省農村振興局長
18	5月18日	東日本大震災等に伴う「米穀の需給調整実施要領」に係る申請期限等の延長について	農林水産省総合食料局長
19	5月27日	東日本大震災に伴う水稲作付困難地域畑作促進緊急措置について	農林水産事務次官
20	5月27日	東日本大震災等に伴う農業者戸別所得補償制度の申請期限等の延長についての一部改正について	農林水産省生産局長、経営局長
21	5月30日	農業・食品産業強化対策整備費補助金交付要綱の制定について	東北農政局長
22	11月21日	加工原料等安定確保支援事業交付要綱の制定について	農林水産事務次官
23	11月21日	加工原料等安定確保支援事業実施要綱の制定について	農林水産事務次官

表 6-8 災害復旧関係通知

No.	日付	件名	通知元
平成 23 年			
1	3月23日	平成 23 年東北地方太平洋沖地震における被害報告等について	林野庁森林整備部治山課
2	3月28日	平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震にかかる査定設計書等の作成について	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長
3	3月29日	平成 23 年東北地方太平洋沖地震により被災した施設に係る災害復旧事業の査定設計書等の作成について	林野庁森林整備部治山課長
4	4月1日	災害復旧事業計画概要書等の提出期限を延長する場合の事務の取扱いについて	農林水産省農村振興局長
5	4月15日	平成 23 年東日本大震災により被災した施設に係る災害復旧事業の査定の簡素化について	林野庁森林整備部治山課
6	4月18日	水産業協同組合の報告の提出期限等に係る特例措置について	水産庁漁政部水産経営課長
7	5月2日	漁場復旧対策支援事業の交付要綱及び実施要綱の策定について	農林水産事務次官

第6章 その他

No.	日付	件名	通知元
平成 23 年			
8	5月2日	漁場復旧対策支援事業の実施要領について	水産庁長官
9	5月2日	東日本大震災に伴う養殖施設災害復旧事業費補助金交付要綱及び養殖施設災害復旧事業実施要領の制定について	農林水産事務次官
10	5月2日	共同利用漁船等復旧支援対策事業実施要綱の制定について	農林水産事務次官
11	5月2日	共同利用小型漁船建造事業実施要綱の制定について	農林水産事務次官
12	5月2日	共同利用漁船等復旧支援対策事業等補助金交付要綱の制定について	農林水産事務次官
13	5月2日	農林水産業共同利用施設災害復旧事業事務取扱要綱の一部改正について	農林水産事務次官
14	5月2日	水産業共同利用施設復旧支援事業交付要綱の制定について	農林水産事務次官
15	5月2日	水産業共同利用施設復旧支援事業実施要綱の制定について	農林水産事務次官
16	5月2日	水産業共同利用施設復旧支援事業実施要綱の運用について	水産庁長官
17	5月2日	東日本大震災に対処するための農用地の除塩に係る特定災害復旧事業実施要綱の制定について	農林水産事務次官
18	5月2日	東日本大震災に対処するための災害復旧関連事業実施要綱の制定について	農林水産事務次官
19	5月30日	卸売市場施設災害復旧事業実施要綱の制定について	東北農政局長
20	5月30日	水産業共同利用施設復旧支援事業実施要綱の運用についての一部改正について	水産庁長官
21	6月16日	共同利用漁船等復旧支援対策事業実施要綱の一部改正について	農林水産事務次官
22	6月16日	共同利用漁船等復旧支援対策事業等補助金交付要綱の一部改正について	農林水産事務次官
23	7月8日	水産業共同利用施設復旧支援事業概算払請求書の様式の制定について	水産庁長官
24	7月25日	水産業共同利用施設復旧支援事業交付要綱の一部改正について	農林水産事務次官
25	7月25日	水産業共同利用施設復旧支援事業実施要綱の一部改訂について	農林水産事務次官
26	7月25日	水産業共同利用施設復旧支援事業実施要綱の運用についての一部改正について	水産庁長官
27	8月12日	東日本大震災に伴う養殖施設災害復旧事業調査要領について	水産庁長官
28	8月12日	東日本大震災に伴う養殖施設災害復旧事業実施要領の一部改正について	農林水産事務次官
29	8月17日	共同利用漁船等復旧支援対策事業等概算払請求書の様式の制定について	水産庁長官
30	10月5日	農林水産業共同利用施設災害復旧事業事務取扱要綱の一部改正について	農林水産事務次官
31	11月1日	水産業共同利用施設復旧支援事業概算払請求書の様式の一部改正について	水産庁長官
32	11月21日	漁場復旧対策支援事業の交付要綱の一部改正について	農林水産事務次官
33	11月21日	漁場復旧対策支援事業の実施要綱の一部改正について	農林水産事務次官

No.	日付	件名	通知元
平成 23 年			
34	11月21日	漁場復旧対策支援事業の実施要領の一部改正について	水産庁長官
35	11月21日	「被災海域における種苗放流支援事業補助金交付要綱」の制定について	農林水産事務次官
36	11月21日	「被災海域における種苗放流支援事業実施要綱」の制定について	農林水産事務次官
37	11月21日	「被災海域における種苗放流支援事業実施要領」の制定について	水産庁長官
38	11月21日	漁業・養殖業復興支援事業実施要綱の制定について	水産庁長官
39	11月21日	漁業復興支援運営事業実施要領の制定について	水産庁長官
40	11月21日	がんばる漁業復興支援事業実施要領の制定について	水産庁長官
41	11月21日	養殖復興支援運営事業実施要領の制定について	水産庁長官
42	11月21日	水産業共同利用施設復旧支援事業交付要綱の一部改正について	農林水産事務次官
43	11月21日	水産業共同利用施設復旧支援事業実施要綱の一部改訂について	農林水産事務次官
44	11月21日	水産業共同利用施設復旧支援事業実施要綱の運用についての一部改正について	水産庁長官
45	11月21日	水産業共同利用施設復旧整備事業交付要綱の制定について	農林水産事務次官
46	11月21日	水産業共同利用施設復旧整備事業実施要綱の制定について	農林水産事務次官
47	11月21日	水産業共同利用施設復旧整備事業実施要領の制定について	水産庁長官
48	11月21日	水産業共同利用施設復旧整備事業の運用について	水産庁漁港漁場整備部長
平成 24 年			
49	1月31日	平成 23 年発生災害に係る林地荒廃防止等施設災害復旧事業査定委託費補助金交付要綱による対象災害等の指定について	林野庁長官
50	2月28日	漁場復旧対策支援事業の実施要領の一部改正について	水産庁長官
51	3月8日	水産業共同利用施設復旧支援事業実施要綱の運用についての一部改正について	水産庁長官

表 6-9 金融支援等に関する通知等

No.	日付	件名	通知元
平成 23 年			
1	3月11日	平成 23 年 3 月に三陸沖等を震源とする地震及びこれにより発生した津波による災害に対する金融上の措置について	水産庁漁政部水産経営課長
2	3月23日	平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について(依頼)	東北農政局生産経営流通部長
3	3月23日	原子力災害対策特別措置法に基づく指示による農産物等の出荷制限により影響を受ける農業者等に対する金融の円滑化について(依頼)	農林水産省経営局長

第6章 その他

No.	日付	件名	通知元
平成 23 年			
4	3月30日	漁業経営安定資金（償還円滑化資金）の融通措置実施要領の一部改正について	農林水産事務次官
5	4月1日	東京電力福島第一原子力発電所における事故に係る対応について	農林水産省生産局農産部農業環境対策課長
6	4月8日	東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故により影響を受ける漁業者等に対する金融の円滑化について（依頼）	水産庁長官
7	4月15日	平成 23 年東北地方太平洋沖地震についての被害農林漁業者等に対する金融措置について	農林水産事務次官
8	5月2日	「天災による被害農業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく金融措置について」及び天災による被害農業者等に対する経営資金利子補給等補助金交付要綱の一部改正について	農林水産事務次官
9	5月2日	「平成 23 年東北地方太平洋沖地震についての被害農林漁業者等に対する金融措置について」の一部改正について	農林水産事務次官
10	5月2日	平成 23 年度農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱等の一部改正について	農林水産事務次官
11	5月2日	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の運用について」の一部改正について	農林水産省経営局長
12	5月2日	「漁業緊急保証対策の実施について」の一部改正について	水産庁長官
13	5月2日	「災害復旧関係資金の融資の円滑化について」の制定について	水産庁長官
14	5月2日	漁協経営再建緊急支援事業費補助金交付要綱の制定について	農林水産事務次官
15	5月2日	漁協経営再建緊急支援事業実施要綱の制定について	農林水産事務次官
16	5月2日	「漁協経営再建緊急支援事業の運用について」の制定について	水産庁長官
17	5月2日	漁業関係資金無利子化事業費補助金交付要綱の制定について	農林水産事務次官
18	5月2日	漁業関係資金無利子化事業実施要綱の制定について	農林水産事務次官
19	5月2日	漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン等の一部改正について	水産庁長官
20	5月2日	「沿岸漁業改善資金助成法の施行について」の一部改正について	農林水産事務次官
21	5月2日	「沿岸漁業改善資金制度の運営について」の一部改正について	水産庁長官
22	5月10日	農林漁業等に対する金融の円滑化について	農林水産省経営局長
23	5月21日	漁業者等緊急保証対策事業に係る留意事項について	水産庁漁政部水産経営課長
24	5月24日	東北地方太平洋沖地震により海水等が侵入した耕地の農業共済の引受けにおける取扱い等について	農林水産省経営局長
25	6月8日	東日本大震災に対処するための水産業協同組合の貸借対照表及び会計帳簿に計上する繰延資産の特例に係る留意事項について	水産庁漁政部水産経営課長

No.	日付	件名	通知元
平成 23 年			
26	7月19日	牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことにより影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について	農林水産省総合食料局長 農林水産省生産局長 農林水産省経営局長
27	7月20日	牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことに伴い出荷制限の等の指示により影響を受ける畜産農家等へのつなぎ資金の円滑な融通について	農林水産省生産局長 農林水産省経営局長
28	7月26日	放射性セシウムを含む稲わらを牛に給餌していたことに伴う出荷制限等に対する家畜共済の取扱いについて	農林水産省経営局保険課長 農林水産省経営局保険監理官
29	8月10日	牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることにより影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について	農林水産省総合食料局長 農林水産省生産局長 農林水産省経営局長
30	11月21日	平成23年度農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱等の一部改正について	農林水産事務次官
31	11月21日	農業経営基盤強化資金の資本制融資制度の制定について	農林水産事務次官
32	11月21日	農業改良資金制度運用基本要綱の一部改正について	農林水産事務次官
33	11月21日	農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン等の一部改正について	農林水産省経営局長
34	11月21日	「災害復旧関係資金の融通の円滑化について」の一部改正について	水産庁長官
35	11月21日	漁業関係資金無利子化事業費補助金交付要綱の一部改正について	農林水産事務次官
36	11月21日	漁業関係資金無利子化事業実施要綱の一部改正について	農林水産事務次官
37	11月21日	被災土地改良区復興支援事業実施要綱の制定について	農林水産事務次官
38	11月21日	被災土地改良区復興支援事業実施要領の制定について	農林水産省農村振興局長
39	11月24日	漁業経営安定資金（償還円滑化資金）の融通措置実施要領の一部改正について	農林水産事務次官
40	11月24日	漁業経営安定資金（償還円滑化資金）の融通事務処理要領の一部改正について	水産庁長官
41	12月22日	原子力災害に伴う風評被害等により影響を受けている米生産者に対する金融の円滑化について	農林水産省生産局長 農林水産省経営局長
平成 24 年			
42	平成24年2月22日	東京電力株式会社福島第一原子力発電所等の事故による農業共済掛金の一部返還について	農林水産経営局長
43	3月14日	被災土地改良区復興支援事業実施要領の一部改正について	農林水産省農村振興局長
44	3月31日	東北地方太平洋沖地震等の被害に伴う農業共済の対応について	農林水産省経営局保険課長 農林水産省経営局保険監理官

第6章 その他

3 県から関係機関に対する通知等

表 6-10 原子力災害関係の通知

No.	日付	件名	通知先
平成 23 年			
1	3月14日	原子力災害避難地区内の農林水産物について	各関係機関の長、各農林事務所長 関係各課・室長
2	3月17日	農林水産物に係る緊急時モニタリング検査の実施について	各関係機関の長、各農林事務所長 関係各課・室長
3	3月18日	放射能汚染された食品の取り扱いについて	各関係機関の長、各農林事務所長 関係各課・室長
4	3月20日	原乳及び露地野菜の出荷自粛等について (通知)	各市町村長、各関係団体の長、 各農林事務所長
5	3月22日	原子力事故を踏まえた家畜の飼養管理について	関係団体の長、農林事務所長、 家畜保健衛生所長
6	3月25日	農家の皆さまへ	各関係機関の長、各農林事務所長 関係各課・室長
7	3月26日	放射性物質が検出された野菜等の廃棄の方法について	関係各課・室長、各農林事務所長、 各家畜保健衛生所長、各関係機関の長
8	3月30日	今後の農作業の進め方について	各関係機関の長、各農林事務所長 関係各課・室長
9	4月06日	農家の皆さまへ	各関係機関の長、各農林事務所長 関係各課・室長
10	4月06日	第1回福島県内各市町村の土壌における放射性物質の測定結果(水田・転換畑)	各関係機関の長、各農林事務所長 関係各課・室長
11	4月08日	国の協力を得て行った農用地土壌中の放射性物質調査結果について	各関係機関の長、各農林事務所長 関係各課・室長
12	4月08日	稲の作付に関する考え方	各関係機関の長、各農林事務所長 関係各課・室長
13	4月08日	原乳の出荷制限解除について	関係市町村長、関係団体の長、 農林事務所長、家畜保健衛生所長
14	4月09日	野菜の出荷制限地域におけるほ場に放置している野菜の取扱について	関係各課・室長、各農林事務所長、 各家畜保健衛生所長、各関係機関の長
15	4月12日	農家の皆さまへ	各関係機関の長、各農林事務所長 関係各課・室長
16	4月12日	第2回福島県内各市町村の農用地土壌における放射性物質の測定結果	各関係機関の長、各農林事務所長 関係各課・室長
17	4月15日	計画的避難区域等からの家畜の移動等について	農林水産省生産局畜産部畜産振興課長 食肉鶏卵課長
18	4月16日	出荷制限等の品目・区域(野菜)の設定解除の進め方について(通知)	関係各課長、農林事務所長 関係機関の長
19	4月18日	原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定について(通知)	関係市町村長、関係団体の長、 農林事務所長、家畜保健衛生所長
20	4月21日	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う原乳の出荷制限解除について	乳業メーカー代表者
21	4月22日	第3回畑地等の農用地土壌における放射性物質の測定結果	各関係機関の長、各農林事務所長 関係各課・室長
22	4月22日	農家の皆さまへ	各関係機関の長、各農林事務所長 関係各課・室長
23	4月22日	計画的避難区域等からの家畜の移動等について	関係機関・団体の長、農林事務所長、 家畜保健衛生所長
24	4月22日	原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について(通知)	関係団体の長、農林事務所長、 家畜保健衛生所長

No.	日付	件名	通知先
平成 23 年			
25	4月22日	原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理の指導に徹底について	農林事務所長、家畜保健衛生所長
26	4月22日	計画的避難区域等からの家畜の移動等について	関係市町村長、関係団体の長、農林事務所長、家畜保健衛生所長
27	4月22日	福島第一原子力発電所事故に伴う稲の作付制限について（通知）	関係各課・室長、各出先機関の長、各市町村長、各集荷業者の長、各関係団体の長、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会長
28	4月23日	稲の作付制限に係る Q & A	各関係機関の長、各農林事務所長 関係各課・室長
29	4月26日	警戒区域における家畜への対応について	家畜保健衛生所長
30	4月29日	計画的避難区域等からの家畜の移動等について	各市町村長、関係機関・団体の長、農林事務所長、家畜保健衛生所長
31	4月30日	警戒区域からの相馬野馬追用馬の移動について	南相馬市長、相双家畜保健衛生所長
32	5月2日	「出荷制限等の品目・区域（野菜）の設定解除の進め方」一部改正	関係各課長、農林事務所長、関係機関の長
33	5月5日	警戒区域からの相馬野馬追用馬の移動について	浪江町長、相双家畜保健衛生所長
34	5月8日	福島第一原子力発電所周辺海域における漁業関係者の就労における放射線防護の観点からの安全性評価について（通知）	各漁協、関係市町長
35	5月10日	第4回水田土壌中の放射性物質の調査結果について	各関係機関の長、各農林事務所長 関係各課・室長
36	5月10日	福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域の家畜等の取り扱いについて	農林水産省生産局畜産部長
37	5月12日	福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域の家畜等の取り扱いについて	関係市町村長、関係機関・団体の長、関係課長、農林事務所長、家畜保健衛生所長、農業総合センター所長
38	5月13日	「福島県内の下水処理副次産物の当面の取扱いに関する考え方」を踏まえた集排汚泥処理の対応について（通知）	各農林事務所長
39	5月16日	園芸作物の緊急時モニタリング検査の実施に係る取扱いについて	関係各課長、農林事務所長 関係機関の長
40	5月16日	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る警戒区域内の家畜の安楽死処置について	関係市町村長、農林事務所長、家畜保健衛生所長、農業総合センター所長
41	5月17日	計画的避難区域等の家畜の移動に係る対応について	農林事務所長、家畜保健衛生所長、農業総合センター所長
42	5月19日	福島県内の農業集落排水処理副次産物の当面の取扱いについて	各農林事務所長
43	5月20日	福島第一原子力発電所周辺海域における漁業関係者の就労に係る放射線モニタリング試算の結果について（通知）	各漁協、関係市町長
44	5月20日	原子力損害賠償に関する家畜評価の算定方式について	各市町村長、関係団体の長、農業振興課長、農林事務所長、家畜保健衛生所長
45	5月26日	福島第一原子力発電所事故後を踏まえた適切な粗飼料利用に関する指導徹底について	各市町村長、関係団体の長、農林事務所長 家畜保健衛生所長
46	5月26日	出荷制限解除後の出荷管理について	各市町村長、関係団体の長、農林事務所長 家畜保健衛生所長
47	5月26日	警戒区域からの家畜の移動について	南相馬市長、相双家畜保健衛生所長

第6章 その他

No.	日付	件名	通知先
平成 23 年			
48	6月3日	野菜等に含まれる放射性物質の調査計画について（通知）	関係各課長、農林事務所長 農業総合センター所長、関係団体の長
49	6月6日	警戒区域の家畜の取扱いについて	関係市町村長、農林事務所長、関係課長 家畜保健衛生所長、農業総合センター所長
50	6月6日	福島県の農業集落排水処理副次産物の取扱い業務を労働者に実施させる場合の取扱いについて	各農林事務所長
51	6月8日	福島第一原子力発電所周辺海域における漁業関係者の就労に係る放射線モニタリング試算の結果について（通知）	各漁協、関係市町長
52	6月11日	今後の営農支援について（通知）	各農林事務所長、農業総合センター所長
53	6月16日	調査結果が暫定許容値を上回る地域において刈り取り・保管している牧草の取扱いについて	関係市町村長、関係団体の長、 農林事務所長、家畜保健衛生所長
54	6月16日	原子力発電所事故後に収集された稲わらについて（通知）	関係市町村長、関係団体の長、 農林事務所長、家畜保健衛生所長
55	6月17日	原子力発電所事故被災地への国産粗飼料の提供について	関係市町村長、関係団体の長、 農林事務所長、家畜保健衛生所長
56	6月20日	穀類における放射性物質調査の実施及び説明会の開催について（通知）	関係機関の長、関係課長、農林事務所長
57	6月20日	原子力発電所事故被災地への国産粗飼料の提供について（通知）	関係団体の長、農林事務所長、 家畜保健衛生所長
58	6月21日	技術指導通知に関する質疑応答について（通知）	関係団体の長、農林事務所長、 家畜保健衛生所長
59	6月21日	福島第一原子力発電所周辺海域における漁業関係者の就労に係る放射線モニタリング試算の結果について（通知）	各漁協、関係市町長
60	6月23日	放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方について	各農林事務所長
61	6月29日	第5回福島県内の畑地等における農用地土壌の放射性物質測定結果	各関係機関の長、各農林事務所長 関係各課・室長
62	6月30日	穀類における放射性物質調査について（通知）	関係機関の長、関係課長、農林事務所長
63	7月4日	農畜水産物等の放射性物質検査について	各関係機関の長、各農林事務所長 関係各課・室長
64	7月6日	福島第一原子力発電所周辺海域における漁業関係者の就労に係る放射線モニタリング試算の結果について（通知）	各漁協、関係市町長
65	7月8日	福島第一原子力発電所事故に伴う牛の出荷自粛等について	関係市町村長、関係団体の長、 農林事務所長、家畜保健衛生所長
66	7月10日	原子力発電所事故に伴う計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を除く区域の牛の飼養管理に関する緊急立入指導について（通知）	関係市町村長、関係団体の長、 農林事務所長、家畜保健衛生所長
67	7月11日	原子力発電所事故を踏まえた飼料の適正使用の徹底について（通知）	関係団体の長、農林事務所長、 家畜保健衛生所長
68	7月12日	警戒区域における死亡家畜の一時埋却について	関係家畜保健衛生所長
69	7月14日	福島第一原子力発電所事故に伴う牛の出荷自粛等について	各市町村長、関係団体の長、農林事務所長、 家畜保健衛生所長、関係課長、 農業総合センター所長

No.	日付	件名	通知先
平成 23 年			
70	7月14日	牛の飼養管理に関する緊急立入指導の強化について（依頼）	関係団体の長、農林事務所長、家畜保健衛生所長、農業総合センター所長、
71	7月14日	牛肉モニタリング検査体制強化のための肥育牛の年間出荷計画作成について	関係機関・団体の長
72	7月17日	福島第一原子力発電所事故に伴う牛の出荷自粛等について	各市町村長、関係団体の長、農林事務所長、家畜保健衛生所長、農業総合センター所長
73	7月19日	警戒区域内の死亡家畜の埋却処理及び放れ畜の捕獲等について（依頼）	関係団体の長、関係家畜保健衛生所長
74	7月19日	なたねの緊急時モニタリング調査の実施について（通知）	県内なたね油搾油業者
75	7月19日	福島第一原子力発電所事故に伴う牛の出荷自粛等について	各市町村長、関係団体の長、農林事務所長、家畜保健衛生所長
76	7月19日	原子力発電所事故を踏まえた稲わら等の販売状況確認及び指導について（依頼）	農業総合センター所長、農林事務所長、家畜保健衛生所長
77	7月21日	警戒区域内の畜産農家等における衛生対策について	関係団体の長、関係家畜保健衛生所長
78	7月22日	福島第一原子力発電所周辺海域における漁業関係者の就労に係る放射線モニタリング試算の結果について（通知）	各漁協、関係市町長
79	7月25日	麦類の緊急時モニタリング検査結果に伴う出荷・販売等について（通知）	生産者、相双農林事務所長
80	7月29日	なたね油かすの取扱いについて（通知）	県内なたね油搾油業者
81	8月1日	原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理及びたい肥の取扱いに関する畜産農家への周知について（依頼・通知）	関係団体の長
82	8月4日	放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について	各関係機関の長、各農林事務所長 関係各課・室長
83	8月8日	米の放射性物質調査の実施について（通知）	関係機関・団体の長、各農林事務所長、関係課長
84	8月8日	早期出荷米の放射性物質調査実施要領について（通知）	関係機関・団体の長、各農林事務所長、関係課長
85	8月9日	配合飼料中の放射性セシウムの暫定許容値の設定及び確認について（通知）	農業総合センター所長
86	8月10日	原子力発電所事故を踏まえた飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定について（通知）	関係団体の長、農林事務所長、家畜保健衛生所長、農業総合センター所長
87	8月10日	飼料中の放射性セシウムの検査方法について（通知）	関係機関・団体の長、農林事務所長、家畜保健衛生所長
88	8月11日	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う稲の作付け制限について（依頼・送付）	関係市町村長、関係農林事務所長、東北農政局福島農政事務所長、関係課長
89	8月12日	「配合飼料中の放射性セシウムの暫定許容値の設定及び確認について」の一部改正について	農林事務所長、家畜保健衛生所長、農業総合センター所長
90	8月15日	稲 WCS 収穫調整作業の注意事項について（依頼・通知）	関係団体の長、農林事務所長
91	8月16日	米の放射性物質調査における試料採取の手順について（通知）	関係機関・団体の長、各農林事務所長
92	8月23日	米の放射性物質検査について（通知）	関係機関・団体の長、各農林事務所長

第6章 その他

No.	日付	件名	通知先
平成 23 年			
93	8月23日	原子力発電所事故後に作付けされた夏作飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について	関係団体の長、農林事務所長、家畜保健衛生所長
94	8月24日	福島第一原子力発電所周辺海域における漁業関係者の就労に係る放射線モニタリング試算の結果について(通知)	各漁協、関係市町長
95	8月26日	警戒区域から移動した相馬野馬追用の馬について	南相馬市長、相双家畜保健衛生所長
96	8月29日	原子力発電所事故を踏まえた家畜用の敷料の取り扱いについて(通知)	関係団体の長、農林事務所長、家畜保健衛生所長
97	8月29日	農用地土壌における放射性物質の測定結果について	関係機関の長、農林事務所長 関係各課・室長
98	9月1日	原子力発電所事故後に収集された麦わらの取扱いについて(通知)	関係団体の長、農林事務所長、家畜保健衛生所長
99	9月5日	米の放射性物質調査における種子用として生産された米の取扱いについて(通知)	各市町村長、各農林事務所長
100	9月6日	試験研究の用に供するため作付制限区域米穀の譲渡しを受ける者の指定事務取扱要領の制定について(通知)	関係市町村長、関係課長、 関係農林事務所長、農業総合センター所長
101	9月14日	農畜水産物等の放射性物質検査について	各関係機関の長、各農林事務所長 関係各課・室長
102	9月14日	県産農林水産物の安全性確認体制について	各関係機関の長、各農林事務所長 関係各課・室長
103	9月14日	高濃度の放射性セシウムが含まれる稲わらの取扱いについて(通知)	関係団体の長、農林事務所長、 家畜保健衛生所長
104	9月15日	種子用として生産された米及び麦類における放射性物質の取扱いについて(通知)	関係機関・団体の長、各農林事務所長
105	9月16日	秋そば、小豆及び雑穀類に係る緊急時モニタリング検査の実施について(通知)	関係機関の長、関係課長、農林事務所長
106	9月20日	飼料中の放射性セシウムの検査方法の一部改正について(通知)	関係団体の長、農林事務所長、 家畜保健衛生所長
107	9月23日	米の放射性物質調査における予備調査の追加について(通知)	関係機関・団体の長、各農林事務所長
108	9月27日	秋そばに係る緊急時モニタリング検査の実施について(通知)	関係機関の長、関係課長、農林事務所長
109	10月3日	福島第一原子力発電所から20km以遠の海域における漁業就労等の安全性の確認について(通知)	各漁協、関係市町長
110	10月5日	「平成23年産稲から生じるもみがら及び稲わらの取扱いについて」及び「平成23年産米から生じる米ぬかの取扱いについて」(通知)	関係機関・団体の長、各農林事務所長
111	10月7日	秋そばの出荷・販売の徹底について(通知)	関係機関の長、各農林事務所長
112	10月11日	「園芸作物の緊急時モニタリング検査の実施に係る取扱いについて」の一部改正について(通知)	関係各課長、農林事務所長 関係機関の長
113	10月14日	計画的避難区域等からの家畜の移動等について	都道府県畜産主務課長、関係市町村長、 関係団体の長
114	10月18日	平成23年産米穀の飼料利用に係る安全確保について(通知)	農業総合センター所長
115	10月18日	大豆に係る緊急時モニタリング検査の実施について(通知)	関係機関の長、関係課長、農林事務所長

No.	日付	件名	通知先
平成 23 年			
116	10月20日	大豆に係る緊急時モニタリング検査の実施について（通知）	実需者代表、検査機関代表
117	10月21日	園芸作物の緊急時モニタリング出荷前実施の徹底について	農林事務所長
118	10月21日	放射性物質に係る柿の試験加工による検査の実施について	関係各課長、農林事務所長 関係機関の長
119	10月24日	放れ畜による人への危害防止のための注意喚起について	関係市町村長、関係農林事務所長、 関係家畜保健衛生所長
120	10月25日	土壌改良資材として利用される木炭・木酢液中の放射性セシウム測定の扱いについて	各関係機関の長、各農林事務所長、農業総合センター所長、関係各課・室長
121	10月26日	東京電力福島第一原子力発電所から20km以遠の海域における漁業就労等の安全性の確認について（通知）	各漁協、関係市町長
122	10月28日	作付制限区域米穀の廃棄処分の勧告について（通知）	県中農林事務所長
123	10月28日	作付制限区域米穀の廃棄処分の勧告について（報告・送付）	農林水産大臣、田村市長、 たむら農業協同組合代表理事組合長、 福島県農業協同組合中央会長、 全国農業協同組合連合会福島県本部長
124	11月1日	作付制限区域米穀に関する注意喚起について（通知・依頼）	県内出荷販売事業者、県内各集荷業者の長、 各農林事務所長
125	11月10日	放射性物質を含む腐葉土・剪定枝堆肥の指導マニュアルについて	各関係機関の長、各農林事務所長、 農業総合センター所長、 林業研究センター所長、関係各課・室長
126	11月11日	平成23年度産飼料用稲わらの給与について（依頼・通知）	各市町村長、関係団体の長、農林事務所長、 家畜保健衛生所長
127	11月11日	マッシュルーム菌床用培地の使用について	県中農林事務所長
128	11月16日	福島第一原子力発電所事故に伴う米の出荷自粛について（通知）	関係機関・団体の長、各農林事務所長
129	11月17日	米の出荷自粛に伴う米の副産物の利用及び流通について（通知）	各市町村長、関係団体の長、農林事務所長、 家畜保健衛生所長
130	11月22日	米の放射性物質の緊急調査の実施について（通知）	関係機関・団体の長、各農林事務所長
131	11月25日	東京電力福島第一原子力発電所から20km以遠の海域における漁業就労等の安全性の確認について（通知）	各漁協、関係市町長
132	11月28日	福島第一原子力発電所事故に伴う米の出荷自粛について（通知）	関係機関・団体の長、各農林事務所長
133	11月29日	米の出荷自粛に伴う米の副産物の利用及び流通について（通知）	各市町村長、関係団体の長、農林事務所長、 家畜保健衛生所長
134	12月2日	福島第一原子力発電所事故に伴う米の出荷自粛について（通知）	関係機関・団体の長、各農林事務所長
135	12月2日	米の出荷自粛に伴う米の副産物の利用及び流通について（通知）	各市町村長、関係団体の長、農林事務所長、 家畜保健衛生所長
136	12月5日	福島県農林地等除染基本方針の策定について（通知）	各関係機関の長、各農林事務所長、 農業総合センター所長、関係各課・室長
137	12月7日	福島第一原子力発電所事故に伴う米の出荷自粛について（通知）	関係機関・団体の長、各農林事務所長
138	12月8日	米の出荷自粛に伴う米の副産物の利用及び流通について（通知）	各市町村長、関係団体の長、農林事務所長、 家畜保健衛生所長
139	12月8日	福島第一原子力発電所事故に伴う米の出荷自粛について（通知）	関係機関・団体の長、各農林事務所長

第6章 その他

No.	日付	件名	通知先
平成 23 年			
140	12月9日	米の出荷自粛に伴う米の副産物の利用及び流通について（通知）	関係市町村長、関係団体の長、農林事務所長、家畜保健衛生所長
141	12月15日	作付制限区域米穀の取扱いについて（通知）	たむら農業協同組合代表理事組合長
142	12月18日	福島第一原子力発電所事故に伴う米の出荷自粛について（通知）	関係機関の長、農林事務所長
143	12月22日	平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて（通知）	関係機関・団体の長、各農林事務所長
144	12月22日	警戒区域から南相馬市馬事公苑に移動させた馬の取扱いについて	南相馬市長、相双家畜保健衛生所長、農林水産省畜産振興課長
145	12月27日	食品中の放射性物質の規格基準の設定について	各地方振興局長、各農林事務所長、関係各課・室長、各家畜保健衛生所長、各試験研究機関の長
146	12月27日	東京電力福島第一原子力発電所から20km以遠の海域における漁業就労等の安全性の確認について（通知）	各漁協、関係市町長
147	12月28日	米の放射性物質緊急調査の今後の進め方について（通知）	関係機関・団体の長、各農林事務所長
148	12月29日	福島第一原子力発電所事故に伴う米の出荷自粛について（通知）	関係機関・団体の長、各農林事務所長
平成 24 年			
149	1月5日	米の放射性物質緊急調査における副産物及び飼料利用米の利用及び流通について（通知）	各市町村長、関係団体の長、農林事務所長、家畜保健衛生所長
150	1月24日	警戒区域内の耳標未装着牛の取り扱いについて	警戒区域内市町村長、関係農林事務所長、関係家畜保健衛生所長
151	2月3日	平成23年産稲わらから生じるもみがらのくん炭の取扱いについて	各関係機関の長、各農林事務所長 関係各課・室長
152	2月6日	飼料の暫定許容値見直しを踏まえた今後の対応について（通知）	各市町村長、関係団体の長、農林事務所長、家畜保健衛生所長
153	2月8日	平成24年度に収集する平成23年度産稲わらの利用自粛について（通知）	各市町村長、関係機関・団体の長、農林事務所長、家畜保健衛生所長
154	2月9日	「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」の一部改正について	関係機関・団体の長、各農林事務所長
155	2月17日	放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値見直しに伴う利用自粛について	各市町村長、関係団体の長、農林事務所長、家畜保健衛生所長
156	2月19日	平成23年産米にかかる自主検査等の取扱いについて（通知）	関係機関・団体の長、各農林事務所長
157	2月20日	牛用飼料の暫定許容値見直しに伴う平成23年産飼料作物の利用判断について	各市町村長、関係団体の長、農林事務所長、家畜保健衛生所長
158	2月28日	東京電力福島第一原子力発電所から20km以遠の海域における漁業就労等の安全性の確認について（通知）	各漁協、関係市町長
159	3月5日	平成24年に収穫される単年生飼料作物（24年産夏作飼料作物等）の流通・利用の自粛及びその解除等について（通知）	各市町村長、関係団体の長、農林事務所長、家畜保健衛生所長
160	3月5日	追加調査における稲わら、稲発酵粗飼料の自主検査による個別利用の取扱いについて（通知）	各市町村長、関係団体の長、農林事務所長、家畜保健衛生所長
161	3月5日	園芸作物における緊急時環境放射線モニタリングの進め方について	関係各課長、農林事務所長 関係機関の長

No.	日付	件名	通知先
平成 24 年			
162	3月19日	平成 23 年産出荷制限区域米穀に係る廃棄の指示等について（通知）	出荷制限区域生産者、県内出荷販売事業者、各市町村長、各農林事務所長、関係機関・団体の長
163	3月28日	飼料中の放射性セシウムの暫定許容値の見直しについて	各関係機関の長、各農林事務所長 関係各課・室長
164	3月29日	豚、家きん及び馬用飼料の暫定許容値見直しを踏まえた今後の対応について（通知）	各市町村長、関係団体の長、農林事務所長、家畜保健衛生所長
165	3月30日	平成 2 4 年産永年生牧草等の利用自粛について（通知）	各市町村長、関係団体の長、農林事務所長、家畜保健衛生所長
166	3月30日	平成 23 年産米の特別隔離対策のご案内	対象地域生産者、県内出荷販売事業者
167	3月30日	平成 23 年産米の特別隔離対策における 100Bq/kg 超 500Bq/kg 以下が検出された地域の取扱いについて（通知）	各市町村長、各農林事務所長、関係機関・団体の長
168	3月30日	平成 23 年産麦類の緊急時モニタリング結果による出荷・販売等について（通知）	生産者、関係機関の長、農林事務所長
169	3月30日	平成 23 年産夏そばの緊急時モニタリング結果による出荷・販売等について（通知）	関係機関の長、農林事務所長
170	3月30日	平成 23 年産秋そばの緊急時モニタリング結果による出荷・販売等について（通知）	関係機関の長、農林事務所長
171	3月30日	東京電力福島第一原子力発電所から 20km 以遠の海域における漁業就労等の安全性の確認について（通知）	各漁協、関係市町長

表 6-11 原子力災害関係以外の通知

No.	日付	件名	通知先
平成 23 年			
1	3月16日	BSE 検査及び死亡牛の処理について	家畜保健衛生所次長
2	3月22日	東日本大震災による施設の被災や原発事故による「警戒区域」等の設置に伴う海岸占用料の取り扱いについて（通知）	相双農林事務所長
3	3月28日	津波により死亡した家畜の処理について	家畜保健衛生所長
4	3月30日	東北地方太平洋沖地震により被災された農家等における死亡した鶏等の保管に関する事務取り扱いについて	家畜保健衛生所次長
5	4月7日	水産業協同組合の通常総会の開催時期について（通知）	各漁業協同組合代表理事組合長、各水産加工業協同組合代表理事組合長、福島県漁業協同組合連合会代表理事会長、福島県内水面漁業協同組合連合会代表理事会長、農業経済課長、水産事務所長
6	4月8日	BSE 検査及び死亡牛の処理について	家畜保健衛生所次長
7	4月14日	漁業収入安定対策等実施要綱等の制定について（通知）	福島県漁業協同組合連合会代表理事会長、関係漁業協同組合代表理事組合長、水産事務所長、水産試験場長
8	4月19日	震災後の防災体制の強化について（通知）	各農林事務所長
9	4月27日	東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う農業用水の取水について（通知）	各農林事務所長
10	4月28日	水産業協同組合の報告の提出期限等に係る特例措置について（通知）	関係漁業協同組合代表理事組合長、福島県漁業協同組合代表理事会長、福島県信用漁業協同組合連合会代表理事会長、農業経済課長、水産事務所長

第6章 その他

No.	日付	件名	通知先
平成 23 年			
11	5月12日	東日本大震災等に伴う農業者戸別所得補償制度の申請期限等の延長について(通知)	各市町村長、各農林事務所長、関係団体の長
12	5月18日	東日本大震災等に伴う「米穀の需給調整実施要領」に係る申請期限等の延長について(通知)	各市町村長、各農林事務所長、関係団体の長
13	5月27日	大雨や強風に対する防災体制の強化について(通知)	各農林事務所長
14	6月10日	東日本大震災に伴う水稲作付困難地域畑作促進緊急措置について(通知)	各市町村長、各農林事務所長、関係団体の長
15	6月10日	東日本大震災等に伴う農業者戸別所得補償制度の申請期限等の延長についての一部改正について(通知)	各市町村長、各農林事務所長、関係団体の長
16	6月10日	梅雨期及び台風期における防災体制の強化について(通知)	各農林事務所長
平成 24 年			
17	3月16日	福島県種苗放流支援事業補助金交付要綱の制定について(通知)	財団法人福島県栽培漁業協会理事長、福島県漁連会長、水産事務所長

表 6-12 災害復旧事業関係の通知

No.	日付	件名	通知先
平成 23 年			
1	3月22日	平成 23 年発生東北地方太平洋沖地震により被災を受けたため池への対応について(通知)	各農林事務所長
2	4月8日	福島県農業集落排水施設災害申請基準について	各農林事務所長
3	4月12日	「東北地方太平洋沖地震 災害復旧査定設計の手引き」について(通知)	各農林事務所長
4	5月12日	漁場復旧対策支援事業の交付要綱等について(送付)	福島県漁業協同組合連合会代表理事会長、関係漁業協同組合代表理事組合長、関係市町村長、水産事務所長
5	5月23日	東日本大震災に伴う養殖施設災害復旧事業費補助金交付要綱等について(送付)	福島県漁業協同組合連合会代表理事会長、福島県内水面漁業協同組合連合会代表理事会長、関係市町村長、水産事務所長、関係漁業協同組合代表理事組合長、
6	7月1日	農業集落排水事業における液状化対策について(通知)	各農林事務所長
7	7月8日	福島県卸売市場施設災害復旧事業実施要領について(通知)	各農林事務所長
8	7月8日	福島県卸売市場施設災害復旧事業補助金交付要綱について(通知)	各農林事務所長
9	8月1日	漁場生産力回復支援事業補助金交付要綱の策定について(通知)	福島県漁業協同組合連合会代表理事会長、関係漁業協同組合代表理事組合長
10	8月19日	東日本大震災に伴う養殖施設災害復旧事業実施要領の一部改正および事業調査要領について(通知)	関係市町村長、関係漁協代表理事組合長
11	8月22日	福島県共同利用漁船等復旧支援対策事業補助金交付要綱の制定について	福島県漁業協同組合連合会代表理事会長、福島県信用漁業協同組合連合会代表理事会長、関係漁業協同組合代表理事組合長、関係市町村長、水産事務所長

No.	日付	件名	通知先
平成 23 年			
12	8月22日	福島県共同利用漁船等復旧支援対策事業事務取扱要領の制定について	福島県漁業協同組合連合会代表理事会長、福島県信用漁業協同組合連合会代表理事会長、関係漁業協同組合代表理事組合長、関係市町長、水産事務所長
13	9月27日	福島県水産業共同利用施設復旧支援事業補助金交付要綱の一部改正について	福島県漁業協同組合連合会代表理事会長、関係漁業協同組合代表理事組合長、各水産加工業協同組合代表理事組合長、関係市町長
14	10月21日	福島県水産業共同利用施設復旧支援事業補助金交付要綱の一部改正について	福島県漁業協同組合連合会代表理事会長、関係漁業協同組合代表理事組合長、各水産加工業協同組合代表理事組合長、関係市町長
15	11月8日	養殖施設災害復旧事業補助金交付要綱の制定について（通知）	関係市村長、関係漁協代表理事組合長、水産事務所長
16	11月21日	福島県東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱について（通知）	各農林事務所長、関係課長、各市町村長、関係団体代表
17	11月29日	漁業・養殖業復興支援事業について（通知）	関係漁業協同組合代表理事組合長、福島県漁業協同組合連合会代表理事会長、関係市長、水産事務所長
平成 24 年			
18	1月20日	福島県東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱の一部改正について（通知）	各農林事務所長、関係課長、各市町村長、関係団体代表
19	3月16日	福島県共同利用漁船等復旧支援対策事業補助金交付要綱の一部改正について	福島県漁業協同組合連合会代表理事会長、福島県信用漁業協同組合連合会代表理事会長、関係漁業協同組合代表理事組合長、水産事務所長、関係市町長、
20	3月16日	福島県水産業共同利用施設復旧支援事業補助金交付要綱の一部改正について	福島県漁業協同組合連合会代表理事会長、関係漁業協同組合代表理事組合長、各水産加工業協同組合代表理事組合長、関係市町長
21	3月16日	福島県水産業共同利用施設復旧整備事業補助金交付要綱の制定について	福島県漁業協同組合連合会代表理事会長、関係漁業協同組合代表理事組合長、各水産加工業協同組合代表理事組合長、関係市町長

表 6-13 金融支援等に関する通知

No.	日付	件名	通知先
平成 23 年			
1	3月23日	平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について（依頼）	各融資機関の長、各市町村長、各農林事務所長、各関係団体の長
2	3月25日	平成 23 年 3 月に三陸沖等を震源とする地震及びこれにより発生した津波による災害に対する金融上の措置について（依頼）	関係漁業協同組合代表理事組合長、福島県漁業協同組合連合会代表理事会長、福島県信用漁業協同組合連合会代表理事会長、福島県漁業信用基金協会組合長理事、水産事務所長
3	4月6日	「農家経営安定資金の融通を図るための利子補給要綱」及び「農家経営安定資金融通事務取扱要綱」の一部改正について（通知）	各融資機関の長、各市町村長、各農林事務所長、各関係団体の長

第6章 その他

No.	日付	件名	通知先
平成 23 年			
4	4月6日	農家経営安定資金（小災害資金：原発事故対策緊急支援資金）の実施について（通知）	各融資機関の長、各市町村長、各農林事務所長、各関係団体の長
5	4月6日	平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う金融支援策について（依頼）	各融資機関の長、各関係団体の長
6	4月11日	東京電力福島第一原子力発電所における事故に係る対応について（通知）	各市町村長、各関係団体の長
7	4月15日	東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故により影響を受ける漁業者等に対する金融の円滑化について（依頼）	関係漁業協同組合代表理事組合長、福島県漁業協同組合連合会代表理事会長、福島県信用漁業協同組合連合会代表理事会長、福島県漁業信用基金協会組合長理事、水産事務所長
8	5月2日	福島県農業近代化資金融通措置要綱の一部改正について（通知）	各融資機関の長、各市町村長、各農林事務所長、各関係団体の長
9	5月2日	福島県就農支援資金県貸付金貸付等要領の一部改正について（通知）	各融資機関の長、各市町村長、各農林事務所長、各関係団体の長
10	5月11日	漁業関係資金無利子化事業実施要綱の制定について（通知）	関係漁業協同組合代表理事組合長、福島県漁業協同組合連合会代表理事会長、福島県信用漁業協同組合連合会代表理事会長、福島県漁業信用基金協会組合長理事、水産事務所長
11	5月11日	漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン等の一部改正について（通知）	関係漁業協同組合代表理事組合長、福島県漁業協同組合連合会代表理事会長、福島県信用漁業協同組合連合会代表理事会長、福島県漁業信用基金協会組合長理事、水産事務所長
12	5月18日	「沿岸漁業改善資金助成法の施行について」及び「沿岸漁業改善資金制度の運営について」の一部改正について	関係漁業協同組合代表理事組合長、福島県漁業協同組合連合会代表理事会長、福島県信用漁業協同組合連合会代表理事会長、福島県漁業信用基金協会組合長理事、水産事務所長
13	5月19日	漁協経営再建緊急支援事業実施要綱及び「漁協経営再建緊急支援事業の運用について」の制定について（通知）	関係漁業協同組合代表理事組合長、福島県漁業協同組合連合会代表理事会長、福島県信用漁業協同組合連合会代表理事会長、福島県漁業信用基金協会組合長理事、水産事務所長
14	5月26日	東北地方太平洋沖地震により海水等が侵入した耕地の農業共済の引受けにおける取扱い等について	各農業共済組合長、各農林事務所長 福島県農業共済組合連合会長
15	5月27日	農家経営安定資金（小災害資金：東日本大震災農業経営対策特別資金）の実施について（通知）	各融資機関の長、各市町村長、各農林事務所長、各関係団体の長
16	5月27日	「農家経営安定資金の融通を図るための利子補給要綱」及び「農家経営安定資金融通事務取扱要綱」の一部改正について（通知）	各融資機関の長、各市町村長、各農林事務所長、各関係団体の長
17	5月27日	「福島県漁業近代化資金貸付取扱要領」の一部改正について（通知）	関係漁業協同組合代表理事組合長、福島県漁業協同組合連合会代表理事会長、福島県信用漁業協同組合連合会代表理事会長、福島県漁業信用基金協会組合長理事、水産事務所長
18	6月15日	「農家経営安定資金の融通を図るための利子補給要綱」及び「農家経営安定資金融通事務取扱要綱」の運用について（通知）	各融資機関の長、各市町村長、各農林事務所長、各関係団体の長

No.	日付	件名	通知先
平成 23 年			
19	6月17日	漁業者等緊急保証対策事業に係る留意事項について（通知）	関係漁業協同組合代表理事組合長、 福島県漁業協同組合連合会代表理事会長、 福島県信用漁業協同組合連合会代表理事会長、 福島県漁業信用基金協会組合長理事、 水産事務所長
20	6月30日	「農家経営安定資金の融通を図るための利子補給要綱」及び「農家経営安定資金融通事務取扱要綱」の一部改正について（通知）	各融資機関の長、各市町村長、 各農林事務所長、各関係団体の長
21	6月30日	農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金（農家経済維持支援資金））の実施について（通知）	各融資機関の長、各市町村長、 各農林事務所長、各関係団体の長
22	7月4日	東日本大震災に対処するための水産業協同組合の貸借対照表及び会計帳簿に計上する繰延資産の特例に係る留意事項について（通知）	関係漁業協同組合代表理事組合長、 福島県漁業協同組合連合会代表理事会長、 福島県信用漁業協同組合連合会代表理事会長、 福島県漁業信用基金協会組合長理事、 水産事務所長
23	7月20日	原子力災害特別措置法に基づく指示による牛の出荷停止により影響を受けてる農業者等に対する金融の円滑化について（依頼）	各融資機関の長、各市町村長、 各農林事務所長、各関係団体の長
24	7月28日	放射性セシウムを含む稲わらを牛に給餌していたことに伴う出荷制限等に対する家畜共済の取扱いについて	各農業共済組合長、各農林事務所長 福島県農業共済組合連合会長
25	7月28日	農業共済組合模範共済規程例の一部改正について	各農業共済組合長、各農林事務所長 福島県農業共済組合連合会長、
26	7月29日	「農家経営安定資金の融通を図るための利子補給要綱」及び「農家経営安定資金融通事務取扱要綱」の一部改正について（通知）	各融資機関の長、各市町村長、 各農林事務所長、各関係団体の長
27	7月29日	農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金（肉用牛経営緊急支援資金））の実施について（通知）	各融資機関の長、各市町村長、 各農林事務所長、各関係団体の長
28	7月29日	東日本大震災による被害農業者等に対する金融の円滑化について（依頼）	各農林事務所長
29	8月5日	「福島県沿岸漁業改善資金貸付規則」及び「福島県沿岸漁業改善資金貸付基準」の一部改正について（通知）	関係漁業協同組合代表理事組合長、 福島県漁業協同組合連合会代表理事会長、 福島県信用漁業協同組合連合会代表理事会長、 福島県漁業信用基金協会組合長理事、 水産事務所長
30	11月21日	福島県農業近代化資金融通措置要綱の一部改正について（通知）	各融資機関の長、各市町村長、 各農林事務所長、各関係団体の長
31	11月29日	漁業関係資金無利子化事業実施要綱の一部改正について	関係漁業協同組合代表理事組合長、 福島県漁業協同組合連合会代表理事会長、 福島県信用漁業協同組合連合会代表理事会長、 福島県漁業信用基金協会組合長理事、 水産事務所長
32	12月2日	漁業経営安定資金（償還円滑化資金）の融通措置実施要領及び融通事務処理要領の一部改正について	関係漁業協同組合代表理事組合長、 福島県漁業協同組合連合会代表理事会長、 福島県信用漁業協同組合連合会代表理事会長、 福島県漁業信用基金協会組合長理事、 水産事務所長
33	12月2日	農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金（原発事故対策緊急支援資金）及び農家経済維持支援資金）の周知について（依頼）	各融資機関の長、各市町村長、 各農林事務所長、各関係団体の長

第6章 その他

No.	日付	件名	通知先
平成 23 年			
34	12月13日	農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金（原発事故対策緊急支援資金及び農家経済維持支援資金）の周知について（依頼）	二本松市長、各関係団体の長 みちのく安達農業協同組合長、
35	12月14日	福島県就農支援資金県貸付金貸付等要領の一部改正について（通知）	各融資機関の長、各市町村長、 各農林事務所長、各関係団体の長
36	12月28日	米放射性物質緊急調査の追跡調査の実施に係る金融支援の周知について（依頼）	各融資機関の長、各市町村長、 各農林事務所長、各関係団体の長
平成 24 年			
37	2月24日	東京電力株式会社福島第一原子力発電所等の事故による農業共済掛金の一部返還について	各農業共済組合長、各農林事務所長 福島県農業共済組合連合会長、
38	3月6日	江花川沿岸農業再生支援事業交付金交付要綱の制定について	江花川沿岸土地改良区理事長

表 6-14 風評被害対策に関する通知

No.	日付	件名	通知先
平成 23 年			
1	4月7日	「がんばろう ふくしま！」応援店実施要領の制定について（通知）	部内関係課長
2	4月13日	「がんばろう ふくしま！」応援店実施要領の制定について（通知）	各市町村長、関係団体の長 卸売市場開設者
3	4月13日	「がんばろう ふくしま！」応援店実施要領の一部改正について（通知）	各農林事務所長、県外事務所長
4	5月1日	「がんばろう ふくしま！」応援店等実施要領の一部改正について（通知）	各市町村長、関係団体の長 各農林事務所長、県外事務所長 関係課長
5	5月20日	「がんばろう ふくしま！」運動サポート事業実施要領について（通知）	各農林事務所長、農業総合センター長
6	5月20日	「がんばろう ふくしま！」運動サポート事業補助金交付要綱について（通知）	各市町村長、 福島県農業協同組合中央会長 各農林事務所長、農業総合センター長 部内関係各課長
7	6月17日	風評被害キャラバン隊活動支援事業に係る事務手続きについて（通知）	事業実施団体各位、部内関係各課長
8	10月21日	「がんばろう ふくしま！」運動サポート事業補助金交付要綱の一部改正について（通知）	各市町村長、各農林事務所長 農業総合センター所長、 部内関係各課長
9	10月21日	「がんばろう ふくしま！」ふくしま米販売支援事業補助金交付要綱の制定及び交付額の内示について（通知）	福島県米消費拡大推進連絡会議会長